二〇一九年度川崎市予算要望書

日本共産党川崎市議会議員団

目　次

予算要望書の提出にあたって……2
要望書本文……4
第一章　子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を……4
第二章　一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために……30
第三章　いまこそ、国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を……45
第四章　障がい者・児の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、共に生きる社会へ……62
第五章　市内経済の主役、中小企業の経営を支え、地域循環型の経済に切り替える……82
第六章　労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を……104
第七章「川崎に住んでよかった」と思える良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を……111
第八章　防災対策を抜本的に強め、市民の命と財産、人権を守る川崎市に……123
第九章　市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に……132
第十章　市民・地域にねづいた豊かな文化・スポーツ政策を……137
第十一章　女性の地位向上と社会参加の向上を……145
第十二章　人権を尊重し、共に生きる社会をめざして……150
第十三章　青年の願いにこたえる施策の充実を……159
第十四章「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法9条を生かした取り組みを強める……164
第十五章　不要不急の大規模開発事業は凍結・中止する。全国トップクラスの「豊かな財政」を市民の福祉・くらしの充実に使う市政運営に改める……170
第十六章　主権者市民が真に主役として参加し、意見表明できる民主的な仕組み・市政運営を……177
区民要望書……182
〔一〕川崎区……182
〔二〕幸区……185
〔三〕中原区……188
〔四〕高津区……193
〔五〕宮前区……198
〔六〕多摩区……205
〔七〕麻生区……208

予算要望書の提出にあたって

憲法破壊、民意無視、国政私物化など反動的暴走を続けてきた安倍政権は、いま、あらゆる面で大破綻に陥っています。

安倍政権が最も野蛮な強権をふるってきた沖縄で辺野古新基地反対を掲げた知事が勝利。また、森友・加計疑惑や公文書改ざんなどウソ・隠蔽・差別の政治の破綻、朝鮮半島をめぐる歴史的な転換による『戦争する国づくり』の破綻、安倍政権のもとで貧困と格差が拡大し、また、日本の国益を損ねる安倍外交の失敗などによる経済・外交の総破綻など深刻な破綻に陥っています。しかし、安倍首相は憲法9条改悪に常軌を逸した暴走ぶりをみせ、また、２０１９年10月から消費税10％に増税すると明言しました。

社会保障の連続改悪で国民の暮らしは痛めつけられ、消費不況が続くもとで消費税増税が実施されれば、国民の暮らしは破壊され、日本経済に深刻な打撃を与えることになってしまいます。何としても中止に追い込まなければなりません。

国の悪政のもとで、川崎市・市長に求められているのは、「住民福祉の増進」という自治体の本旨に立ちかえり、国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤として、市民の切実な要求に応えることです。川崎市の財政力は政令市トップです。市民要求実現のための財源は十分にあります。不要不急の大規模開発を抜本的に見直し、市政運営の軸足を市民要求実現によって市内の中小零細企業も商店街も元気になって活性化する、そのことによって雇用拡大もはかるという、〝好循環サイクル〟へと転換することが必要です。

この要望書は、広範な市民や各界から寄せられた要望・意見などを集約したものを予算要望項目としてまとめたものです。これら市民の強い願い・要望を二〇一九年度予算編成にあたり、積極的に取り入れられるよう申し入れるものです。

二〇一八年十一月二九日

川崎市長　福　田　紀　彦　様

日本共産党川崎市議会議員団

団　長　市古　映美
副団長　宗田　裕之
副団長　勝又　光江
石田　和子
斉藤　隆司
石川　建二
井口　真美
大庭　裕子
渡辺　学
片柳　進

要望書本文

第一章　子育て支援策の充実で安心して子育てできる川崎を

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。だれもが子どもたちの健やかな成長を願い、安心して子育てできる社会の実現を願っています。しかし、日本では子どもや子育てへの社会的なサポートが先進諸国の中で際だって弱く、働くことと子どもを産み育てることとの矛盾が広がり、出産・子育てが困難な国になっています。内閣府の結婚・子育てについての意識調査で「希望する人数まで子どもを増やしたいか」という質問に4割以上が「増やさない」「増やせない」と回答しています。

日本では子どもの数の減少が止まりません。その原因のひとつは正規雇用の減少、給与の低下、長時間労働など、育児と両立が困難な就労状況です。二つは、保育所不足、教育費の高騰・教育環境の悪化、子育て世帯の孤立・地域の子育て力の低下など、子育て困難な状況が改善されていないことです。三つは、東京一極集中が止まらないことです。東京の出生率は全国都道府県で最下位であり、東京一極集中が続く限り子どもの数の減少は続きます。

２０１８年4月の人口は1億２６５３万人です。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口予測によると、出生率が今のまま続くと約１００年後の２１１５年には５０５５万人まで減るとしています。そのような状況の下、政府は２０１４年に「まち・ひと・しごと・創生長期ビジョン」を策定し、出生率を引き上げる目的として、２０２０年に1・6、２０３０年に1・8、２０４０年に2・07としていました。それが達成できると21世紀の終わりには9千万人程度で人口が安定するとしましたが、長期ビジョンを策定した２０１４年の出生率は1・42、２０１５年は1・45、２０１６年は1・44でほとんど改善されていません。このまま推移すると長期ビジョンの達成は困難です。まさに少子化対策は日本の将来を決する国民的課題であり、優先度の高い政策です。保育所はその要のひとつであり質・量と

もの充実が強く求められます。

２０１５年度からスタートした子ども子育て支援制度は、子ども子育て支援法の施行後５年をめどとした見直し規定があり、見直しにかかる項目があり、すでに２０１８年度には条例の改定が提案され始めました。主に、幼保連携型認定方子ども園や地域型保育事業などの保育従事者などの資格に係るもので、さらに規制緩和されることを危惧します。認可保育所の整備充実で待機児童を解消するとともに、保育所の最低基準の引き上げ、保育士の処遇改善など国の責任で抜本的に改善すべきことを求めます。

川崎市の出生数は、２００７年度以降１万４０００人台で推移しており、合計特殊出生率は、２０１５年に国平均と同数の１・45であり、２００５年の過去最低の１・19から微増傾向があるもののなお低い水準となっています。また、２０１７年度の本市の人口動態を見ると全体では転入が転出よりも１万１８７０人上回っているものの、年齢５歳階級別では、０歳から９歳及び35歳から44歳までは転出が上回っていることからも、子育て支援策の拡充がもとめられています。

特に、住民要望の大変多いにもかかわらず、政令市及び神奈川県下で最低レベルの小児医療費助成制度について、財源を理由に通院の所得制限の廃止を拒み、中学卒業までの助成について、「子育て支援策は出産・子育てから青年期に至るまで『切れ目のない支援』を効果的に進めていく事が重要」として拒んでいますが、本市の子育て支援策は、決して充実しているとは言えません。こうした事を理由に市民の切実な願いを拒むべきではありません。安心して子育てできる人間らしい働き方とくらしを実現するために力を尽くし、子育て支援策の充実で、子どもたちが大切にされ健やかな成長を保障できる川崎を求めます。

（一）安心して出産できる環境を整える

２０１８年４月の就学前児童数は８万１３４２人、昨年同月比で４４８人の減です。

２０１７年度の出生数は16年比22人減で１万４１３６人です。２０１８年４月現在の市内の分娩取り扱い医療機関は、病院は17年より１カ所増えて11カ所ですが、診療所は１カ所減り６カ所、助産所も１カ所減り５カ所で計22カ所、16年比でみると４カ所減となりました。２０１６年度の病院での分娩数は６５３６人、診療所は３２２７人、助産所では２８３人でした。神奈川県の、２０１７年度産科医療及び分娩に関する調査結果に寄ると、医師数は２７４３

人、助産師７５９人不足となっています。医師と助産師の確保対策に取り組み、安心して出産できる環境整備が急がれます。

ハイリスク出産を防ぐため妊婦健診をだれでも安心して受けることができるよう、一人当たり８万９千円、14回まで助成されていますが、健診内容によっては自己負担が数千円に及ぶ場合があることから全額無料にするための助成の拡大が求められます。

妊婦の救急搬送も、現場滞在時間が30分以上かかった割合が08年は17・２％で、政令市中ワースト１位でしたが、２０１０年３月に聖マリアンナ医科大学病院に総合周産期母子医療センターを開設、２０１１年から、市立川崎病院、聖マリアンナ医科大学病院、日本医科大学武蔵小杉病院の３病院の有する、ＮＩＣＵの病床数は24床、ＧＣＵは54床になりました。その結果、妊婦の救急搬送における現場滞在時間が30分以上かかった割合は２０１１年からは約９％台から11％台で推移し、２０１７年は救急搬送１９５件中18件、９・２％でした。

２０１７年度中のＮＩＣＵの入院延患者数及び稼働率は、市立川崎病院２０２５人、92・５％、聖マリアンナ医科大学病院４２４４人、96・９％、日医大武蔵小杉病院２１５９人、98・６％とほぼ満床に近い状況で稼働率は昨年度より微増しました。ハイリスク妊婦の救急体制や母子の救命体制の充実強化、地域の産科医療機関等の後方支援体制の強化で、安心して出産ができる体制整備が引続き求められます。

２０１３年３月に市立川崎病院に助産師外来が開設され、医師が経過良好と判断した妊婦の健診を助産師が実施、妊娠、出産、育児に対する不安や様々なニーズに対し、きめ細かな対応を図っており、妊婦へのアンケート結果からも高い評価を得ています。２０１７年度は３４７件の実績で、16年度より12件減少しました。地域への貢献、妊産婦へのサービス、退院後の育児相談等を充実するにはより多くの助産師を確保する必要があります。

① 妊婦健診14回まで全額公費助成する。
② 産科医の確保に全力を尽くし、分娩医療機関を新設・増床・再開し、安心してお産ができる体制を拡充する。
③ 川崎病院の助産師外来は利用者からも高い評価を得ている。病院局も課題としている助産師の人材確保を積極的に図り、助産師外来の充実を図る。
④ 川崎市地域保健医療計画において、ＮＩＣＵは出産人口１千人あたり２床必要としており、２０１２年度までに30床の整備目標に対し、現在の市内のＮＩＣＵは24床です。さらなる新設・増床を進め、ハイリスク妊婦の救

急体制や母子の救命に力を尽くす。

⑤「川崎市地域保健医療計画及び周産期医療計画」に助産所の活用がもりこまれましたが、妊産婦の産科的救急処置を必要とする事態への対応含めた総合周産期医療のネットワークを確立し、連携して市民の安心なお産の場を確保する。

⑥ 分娩を取扱う助産所の開設に必要な嘱託医、嘱託医療機関の確保及び嘱託医療機関に必要な支援などについて、助産師会と協議、相談の上進める。

⑦ 経済的な理由で病院等での出産が困難な妊産婦に対し、公費助成を行なう入院助産について、市立川崎病院と多摩病院が引続き積極的に受入れを図るとともに、現在、指定病院は助産院1カ所含めて3カ所ですが、指定病院を増やす。

⑧ 不妊治療に対し、国の助成のうえに市独自の上乗せ助成を行なう。

⑨ 川崎市立看護短期大学を4年制大学へ移行し、２０２２年4月開学する取組みが２０１８年度に開始された。知識、技術、経験等幅広い看護師養成と人材確保を行うとともに、助産師、保健師の養成学科を設置する。

（二）出産後の母子支援を充実し、安心して乳児期の子育てができるサポート体制を充実する

区役所地域見守り支援センターにおける２０１７年度上半期における個別支援件数のうち、妊産婦、新生児、乳幼児から18歳未満の子どもと親が対象の母子支援がその7割を占めている事から、助産師の各区配置と保健師の増員がもとめられます。

出産後は、出産による体力消耗、急激な体の変化、頻回授乳、慣れない育児への不安と、母親の心身に大きな負担がかかることから、適切な母子ケアを行なう産後ケア事業は大変重要な事業とし、２０１４年10月から生後４ヶ月未満の乳児と母親対象に実施。助産師会に委託、宿泊型は6カ所、訪問型は9カ所のほか、18年度から来所型が9カ所で実施されました。核家族化、出産年齢の高齢化や入院日数の短縮等により、宿泊型の希望は多く、２０１７年度は１４３件、訪問型の利用は２３２件、来所型は4月から6月までに8件の利用でした。今後もさらに利用希望の増加が見込まれます。　育児不安を早期に解消する事は、児童虐待を未然防止するうえでも重要です。

２０１６年度の出生数1万４０４７人中、新生児訪問件数は、1万１６１１件、こんにちは赤ちゃん訪問は１６４

5件で計1万3256人、実施率は94％、15年度と同じ割合でした。１００％をめざすことが必要です。乳幼児健診について、直近の２０１６年度中の3ヶ月児健診の受診率は95・5％、1歳半健診は97・1％、3歳児健診は93・01％と15年度が96・6％、97・2％、97・1％でしたから、前年より受診率が下がっており、未受診児の発育などが懸念されます。川崎市は、２０１６年度から、出産後に子どもとともに母親が区役所に初めてつながる3ヶ月半健診を民間医療機関に委託しました。未受診児を市が速やかに把握し、家庭訪問等を実施するなどの対応が求められています。

① 難聴の精密検査を行う必要があるかを調べるスクリーニング調査を行なう新生児聴覚検査が国の公費補助の対象になった。早期に適切な治療を行う事で発達への影響が最小限に抑えられる。相模原市は本年10月より実施するが、川崎市も実施する。

② 各区役所保健福祉センターの地域見守り支援センターの地域サポート担当として助産師を1名ずつ配置する。また、人口が増加し高齢化が進む中、地域づくりを推進する地域支援担当をになう保健師を増員する。

③ 厚生労働省が産後うつ予防や新生児への虐待予防等のために、２０１７年度予算で、出産後間もない時期の産婦健康診査2回分を計上。実施に当たっては、母体の身体的機能の回復や授乳状況、精神状態の把握に努めること、産婦健康診査の結果が実施機関から市町村へ速やかに報告される体制を整備する事、支援が必要と判断される産婦には産後ケア事業を実施するという要件が盛込まれている。母子保健事業として、横浜市、横須賀市のように速やかに実施し、役割、機能として助産所も利用可能施設とする。

④ 産後ケア事業の予算を増額し、より充実した母体ケア、乳児ケア、育児相談、育児指導を行なう体制を整える。自己負担額を現在の宿泊型1日９０００円、訪問型５０００円、来所型４０００円を横浜市並に低額に設定する。（横浜市・宿泊型３０００円、通所型1日２０００円）生活保護世帯とともに、現在2分の1助成の住民税非課税世帯も、横浜市のように自己負担なしとし、必要とする母子が利用料を心配なく支援が受けられるようにする。

⑤ 4カ月未満の全ての家庭に「新生児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」の実施をめざし、継続的に母親へのきめこまやかな育児支援や育児相談にのる。未実施の親子への訪問など支援体制を強化する。母子訪問指導料が通信費、交通費込みで10年以上ほぼ据え置きであるので、増額する。

⑥ 3ヶ月半健診が民間医療機関に委託されたことにより、新生児訪問事業との連携、未受診の把握と、従来行なってきた未受診者への訪問が遅くなる懸念　健診時に、母親の悩みを受け止め、育児相談のサポートができた

が、委託したことで医療的な相談はできても、母乳にともなう育児相談や、家族に関する相談などができない心配がある。実態調査、検証を行なうとともに、３ヶ月健診を元の直営にもどす。

⑦　直営の健診は、１歳６カ月児、３歳児健診のみとなった。未受診者の把握をしっかりと行い、訪問する。子どもの安全、成長や発達を行政として確認する体制をつくる。育児相談に丁寧にのり、気になる親子について、関係機関と連携をしながら、適切な支援を継続して行なう。

⑧　川崎市妊娠・出産包括支援事業として、妊娠出産ＳＯＳ事業、産前産後サポート事業が助産師会に委託された。女性の生涯、今後の母子保健につながる重要な事業です。更なる事業の継続と充実をはかるため予算の増額を図る。

⑨　「産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業」について、利用者への補助額を増額すると同時に、横浜市のように低所得者については無料とするなど、必要な母子が使いやすいよう改善する。

⑩　不育症の治療費に対し助成を行なう。

（三）地域の子育て支援をになう地域子育て支援センターを増設し充実させる

家から歩いていける距離に、誰でも気軽に集まって子ども同士、親同士または異世代で交流でき、子育ての悩みや相談ができる場として子育て支援センターを小学校区に１ヵ所まで増設することが必要です。同時に、個々の子育て支援活動と地域の保育園など、公共機関との連携や協同の強化を図ることが必要です。現在、認可保育所併設は21ヵ所、旧公立幼稚園に単独型６ヵ所、子ども文化センターに児童館型を26ヵ所で合計53ヵ所です。利用者（親子）は、２０１６年度52万８３０２人にたいし17年度は49万５８９４人、と３万２０００人余減少したが、市民ニーズは高い。地域で歩いていける範囲に増設していくことが必要です。

①　保育園併設の地域子育て支援センターの増設を行なう。

②　こども文化センターを活用した連携型の地域子育て支援センターに乳幼児の遊べる環境を整え、専任の専門職種を配置する。

③　旧公立幼稚園舎と園庭を活用した「単独型地域子育て支援センター」は全市で６ヵ所ありますが、いずれも１カ所当たりの利用人数は最も多い市民に利用されています。施設管理の点からも、同センターに担当係長を配置

する。

（四）小児医療費助成制度は通院の所得制限を撤廃し、助成対象年齢を当面、中学卒業まで拡充する。

小児医療費助成制度は、川崎市総合計画第２期実施計画でも「小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります」としている通り、子どもの命と健康を守るための最も基本的な支援策です。

今年度見込みでゼロ歳から小学校６年生までの全対象者数約16万２千人（人口から対象外者＝生保・他制度対象者等を除く）のうち、通院医療費の所得制限によって２万８１６３人（17・４％）が助成を受けられません。

２０１８年７月発表された厚生労働省の調査結果によれば、２０１７年４月１日現在、全国１７４１の全ての市区町村において小児等への医療費助成制度を実施しており、通院の助成対象が「高校生まで」（18歳年度末）が４７４自治体、「中学校卒業まで」（15歳年度末）が１０２２自治体（合わせて86％）まで広がり、所得制限なしは１４６３自治体に広がっています。

川崎市の現行の小児医療費助成制度は、通院医療費助成の対象が小学校卒業まで、入院医療費助成の対象が中学校卒業までで、いずれも１歳から所得制限があり、通院では小学４年から６年生までは受診１回あたり５００円の窓口負担金が導入されています。窓口負担金については、子どもは小児科だけでなく歯科・耳鼻科・皮膚科など同時に複数の科にかかるケースが多く、自己負担が１カ月に数千円など大きな負担になっています。

市民の世論と運動が力になり、２０１７年市長選挙で福田市長が入院医療費の所得制限の廃止を公約に掲げ、現在、市は２０１９年１月を目途に入院医療費の所得制限の廃止に向けた取り組みを進めています。それでも、川崎市の小児医療費助成制度は他都市と比べても大きく立ち遅れた状況です。

通院の助成対象年齢は、東京都の市区町村では中学校卒業まで（23区は所得制限なしの完全無料化）が当たり前で、首都圏の政令市では、さいたま市、千葉市に続いて、神奈川県内では相模原市が今年10月から、横浜市が２０１９年４月から中学校卒業まで拡大する予定で、さらに横浜市長は、通院医療費助成の所得制限の緩和について「２０２０年度以降に実施できるよう検討したい」と議会答弁しました。このままでは、首都圏政令市のなかで助成対象年齢が「小学校卒業まで」は川崎市だけとなり、20政令市比較でも全国最低水準です。

また、今後の拡充分も含めて２０１８年度の神奈川県内33市町村の状況は、通院の助成対象年齢が中学校卒業までは24自治体（19年４月から予定の横浜市、藤沢市が加われば26）、そのうち所得制限なしは14に及び、対象年齢、所得制限、一部負担金の有無などの比較で、川崎市の制度内容は県内最低となる見込みです。

前年度の予算要望への回答では「子どもの入院については、経済的にも精神的にも子育て家庭に与える負担が大きいことから、入院医療費助成の所得制限の廃止に向けた取り組みを進めてまいりたい」と述べていますが、子どもが入院するほどの病気やケガをする時は、その前後の外来通院が多くなるのは当然であり、大きな病気やケガを治癒するまでには入院と通院は切り離せません。ですから、財源問題や「持続可能な制度」などを理由に、通院か入院かによって所得制限の有無（医療費助成の有る無し）を使い分けている市区町村はありません。

子どもが入院に至るような重症化を防ぐためにも、外来通院に行きやすい助成制度に改善して早期発見・早期治療をすすめることが重要です。そのための有効策は、通院での所得制限を撤廃する以外にありません。

議会答弁で市長は、子育て支援施策については「出産・子育てから、青年期に至るまで、成長・発達の段階に即して『切れ目のない支援』を効果的に進めていくことが重要」と述べていますが、だとすれば、すでに全国で４７４自治体、政令市では17年11月から大阪市が実施（大阪府堺市も19年４月から実施予定）したように、通院医療費の助成対象年齢を「高校生」（18歳年度末）までに拡充することが最大の有効策と考えます。

議会答弁で市長は「本制度を限られた財源の中で、持続可能な制度として安定的に運営していくため」として、所得制限の存続などを正当化していますが、政令市トップの豊かな財政力をもつ本市が、小児医療費助成制度の抜本的な拡充ができないはずはありません。

① 小児医療費助成制度の通院の所得制限をただちに撤廃する。
② 通院医療費の助成対象年齢をただちに中学校卒業まで拡大する。
③ さらに通院・入院医療費の助成対象年齢を高校卒業まで拡大する目標を立てる。
④ 小児医療費助成の小学４年から６年までの窓口一部負担金（１回５００円）を廃止する。

（五）豊かな幼児教育を保障する

２０１７年度の本市の私立幼稚園は子ども子育て支援制度に移行した９園を含めて85園です。２０１８年５月１日現在の私立幼稚園の定員超過率は、昨年より３・09％下がり91・13％となりました。１００％を超過している区は幸区（１０６・14％）、中原区（１０５・08％）、川崎区（１０１・89％）ですが昨年度より微減しました。

幼稚園保育料補助について、文科省は、幼稚園保育料の全国平均単価を30万８０００円とし、２０１４年度から幼児教育の無償化にむけ、生活保護受給世帯、全ランクの多子世帯などに30万８０００円の補助を行ない、ひとり親世帯への無償化及び補助の拡充などの取組を段階的に進めています。２０１７年度においては、低所得Ｂランク世帯の第２子の助成額を30万８千円へ拡充するとともにＣランクの助成額を拡充しました。

２０１８年度の川崎市の私立幼稚園の保育料平均額は17年度より６４６８円増えて年額36万８８６８円（月３万７３９円）で国の平均保育料より６万８６８円高額である本市は、国が無償化として30万８０００円助成している生活保護世帯や非課税世帯、全ランクの多子世帯、ひとり親世帯であっても無償ではありません。入園料は15万３０１７円で昨年比４８９９円の増です。入園料と保育料の合計年額は52万１８８５円にものぼり、市独自の入園料補助の創設と保育料補助の単独加算が求められます。

２０１７年度の幼稚園における障害児保育は、85園中51園で実施、４６５人を受け入れています。特別支援教育研究研修事業として障害児保育を行なっている園に対して補助を行なっていますが、引き続きの補助と申込がある場合は受け入れ、障害のある子どもの保育、教育を受ける権利をしっかり保障すべきです。

保育料負担が大変なために幼稚園にも保育園にも通えない子がいないかどうか、及び私立幼稚園の定員超過における教育環境の検証の調査を行なうことが必要です。

① 国に対して保育料の無償化のとりくみをさらに進め、全国平均保育料（30万８千円）の補助額に達していないランクのすべてを無償化にするよう求める。市として、当面Ｂランク及びＣランクの助成が30万８千円にいたっていないところに加算を増額する。あわせて、引続きＤ・Ｅランクの助成額を拡充する。

② 私立幼稚園の入園料10万円の補助制度を創設する。

③ 私立幼稚園の定員超過における教育環境調査・検証を行う。

④ 私立幼稚園の保育料が払えず入園できない子どもがいないかの調査・相談を行い、必要な支援策をはかる。

⑤ 障がい児受け入れのための人的保障の支援の増額を図る。各区の入園要望があるのに入園できない場合の相談

にのる部署を明確にする。特に子ども・子育て新制度に移行する幼稚園については、障害児の受入れ先の確保を保障する。

⑥　85園中、79園が延長保育を実施している。延長保育の助成額を増やす。

⑦　1学級35人という定員を少人数に改善するよう国に要求する。

（六）保育事業の充実をはかる

２０１８年4月の認可保育所は、17年度より33カ所増えて４２０カ所に、定員は１８９６人拡大し、2万８４８２人になりました。

一方、認可保育所の利用申請は、17年度比１８７９人の増となり、3万１７６９人と初めて3万人を超え、過去最多を更新しています。17年度比で利用申請の増は定員増とほぼ同数です。申請率は、就学前児童の約4割、39・1％にも達しました。利用申請して入所できなかった入所不承諾（保留児）は前年度比69人増の２９６０人と過去最多となりましたが、待機児童は新定義により18人としました。この間、厚生労働省が、入所できない実態が広がり、自治体によって基準が違う事などへの厳しい世論を反映し、育児休業中の定義をやっと見直し、17年3月に「育休中に入所出来た時に復職する事を確認出来た場合には待機児童とする」との新定義を示したことによるものです。

しかし、認可保育園に入所できず、やむを得ず認可外に入所した場合は待機児童にカウントされない問題は現存したままです。待機児童の定義は市の裁量で判断できるのですから利用申請して入所できなかった人数を待機児童とすべきです。

この間私たちは、急速な人口増加と増大する保育ニーズの実態を示しながら、整備計画の規模と増設のテンポを高め、真正面から、認可保育所の緊急増設を抜本的に進めることなしに、真の待機児童の解消はできないと主張し、あらゆる手立てを尽くし整備拡充することを求めてきました。保育ニーズがこの間の「子どもの未来応援プラン」の計画を大きく上回っていることを指摘し、実態に見合う計画に見直すことを求めてきました。川崎市の総合計画・第2期実施計画では、私たちが主張した4年間に1万人規模の受入増が必要との提案に若干及ばないものの、８６６５人の増を示しました。同時に、大きな課題として、量とともに園庭の確保や保育士の人材確保、処遇改善等へのより一層の対策がもとめられています。

２０１８年度中の保育所整備計画・２０１１人中、認可保育所による整備は１８４０人ですが、その内訳は、公有

地活用型の整備がゼロにたいし、民間事業者活用型の整備は１３５０人と73％も占め、昨年より更に割合が高くなっています。この手法は園庭の確保が困難であることをこの間強く指摘してきました。本市は、自前の園庭のない認可保育園が政令市のなかで最も多く、民設民営の認可保育園３１０園、２万３２６０人のうち、園庭の無い保育園は１０１カ所、その総定員数は４９８０人にのぼり、カ所数も定員数も前年より増加しています。２０１７年度の調査ですが、京都市、神戸市等の９政令市では全ての認可保育園に園庭があります。園庭は乳幼児の心身の発達に欠かす事ができません。かねて主張して来たように民間事業者活用型に重きを置く整備手法を改めて、公有地、民有地活用型の整備にもっと全力を尽くすべきであり、園庭のある保育園の整備にあらゆる努力を求めます。この点について、子ども未来局長は「利用可能な資源を最大限に活用するため、保育所整備が可能と思われる公有地について関係局と協議を進める」と答弁していますが、関係局との協議をいっそう強める事を求めます。

２０１８年４月現在、地域型保育を除く認可保育所の総数は３４９カ所です。公設公営園36園、公設民営３園、民設民営は３１０園。運営主体別に見ると、株式会社が１５７園で、全体の50・６％を占め、企業参入がますます進んでいます。子どもの育つ保育現場には、安定性と継続性、経験を積んだ保育士がバランスよくいなければなりません。営利をあげるために人件費を切り詰めざるを得ない企業参入は保育にはなじみません。運営費に占める人件費比率が低い問題、かつて指摘し是正の指導を求めた、運営費から多額の国債購入や本社への上納金について、また、本社に多額の講師派遣料を支払い、公金が本社に還流する仕組みの疑念などについて、適正に公金が支払われ、使途されているかしっかりとした調査を引続き求めておきます。

保育所が急増している基で、量の確保とともに、健やかな育ちを支える「保育の質」の確保が求められています。開設して半年経つが、保育室のおもちゃが少ししかない。若い保育士ばかりで不安などの声が届きます。認可保育所、認可外保育所など市内の保育施設の実地監査の体制を整え、しっかり監査を行なうことを求めるとともに、指導対象の施設には、改善されるまで丁寧な指導をする事を求めます。

保育士の処遇改善と確保対策が急務になっています。保育士の賃金は全産業の平均より月10万円少ないとされ、専門職にふさわしい処遇改善が必要です。２０１７年度、国は全ての職員に２％、月６千円程度増額した上に、キャリアアップ研修の受講を条件に、保育士の３分の１程を対象に７年以上の経験者を副主任保育士・専門リーダーと位置づけ月４万円を加算するとしました。しかし、本市において対象者が多い保育園の中には、人数割をして一人１万円のところもあることがわかりました。２０１８年度、横浜市では対象者が全て月４万円の処遇改善ができるよう市単

で10億円の予算をくみましたが、本市は２万円となるよう５５４４万円の予算化であり、私たちは予算議会でも横浜市並の処遇改善をすべきと求めました。引続き強く求めます。しかし、このような処遇改善では、同程度のキャリアを持ちながら職員間で格差が生まれ、加算される副主任保育士等が退職すると加算がなくなる等安定的な処遇改善とは言えません。全ての保育所職員、保育士を対象とした国の処遇改善加算を増額する事を自治体として国に要求するよう求めます。

① 認可保育園に申請して入所できなかった人数を待機児童として認め、認可保育園を緊急整備し、増設のテンポをあげて待機児童を解消する。

② 公有地や民有地を活用し園庭のある認可保育園の整備を主流にした整備を進める。

③ 人口の急増、経済的理由等から、保育所の利用申請が急増している。この実態は、本市の保育の量の見込みと確保方策を上まわっている。実態を反映した計画に見直す。

ア 市は２０１８年度から3年間の「子ども・若者の未来応援プラン」を策定したが、すでに２０１８年度の保育所・認定こども園における確保方策の計画は、０歳児２１４４人に対し、実際の利用申請数が３０４７人と９０３人も上回っている。１～２歳児についても確保の計画は１万１０１人に対し利用申請が１万２５７９人と２４７８人も上回った。確保方策を実態に見合うように見直すとともに、認可保育所の整備計画を拡充する。

イ これまでの認可保育所に対する市の上乗せ補助を継続する。

ウ 全庁あげて市有地を活用する。未利用地のほか、引続き、市営住宅の建替え時、保育園の仮園舎の跡地なども対象に検討する。国有地・県有地が利用できるよう国及び県に積極的に働きかけ、認可保育園を増設する。

エ 市の再開発事業の際には、計画段階から認可保育所の整備を位置づけ、事業者と積極的に協議を行い、特に底地を市が所有している場合は、等価交換して、園庭も確保した認可保育園の整備を必ず行なう。

オ 民有地を借りて、認可保育園を新設する社会福祉法人に、土地の賃借料の補助を今後も継続し拡充する。民有地を保育園用地に活用に際して固定資産税等の軽減措置を図る。

カ 保育園の整備用地を確保するためのマッチング事業を拡大する。

キ 園庭の確保について、横浜市のように、「遊技場の基準面積の確保が困難な場合は付近の公園等を代えて認める場合にあっては、基準面積の２分の１以上、またはプール遊びのできる場所を確保する」等の要綱や取り扱

い要領を定める。

ク　２０１６年度から、戸数50戸以上の共同住宅を建設する際に、保育所整備について、総合調整条例による指導助言を行なうことになったが、引続き行なう。あわせて、２０１６年10月から施行した「川崎市保育所等整備協力要請制度要綱」について、保育ニーズが高い駅から1キロ範囲内に、1戸あたりの床60㎡以上を50戸以上、整備する際に、保育所の整備をするか、もしくは1戸あたり30万円の寄付金を建設業者に要請する。

④　保育士の処遇改善を充実させる。

ア　保育所、認定こども園、小規模保育等に勤務する保育士等、全ての職員対象に、国の公定価格上の処遇改善加算に加え、引続き市単独で加配職員分の加算を増額する。

イ　国に対して、①全産業の平均並みの賃金を保障する公定価格の設定をする。②勤続11年以上の昇級財源を確保し、経験を積んだ職員の処遇改善を抜本的に図る。③児童福祉法の最低基準を改定し、保育士等の配置を厚くすることを強く要望する。

ウ保育士宿舎借り上げ支援事業が国の事業として２０１６年度から実施されている。本市は16年度３４０人を対象に予算化、２０１７年度、国は期間を新規採用後5年から10年に延長したが、利用法人87、利用人数８６６人の実績にとどまっている。２０１８年度は９２２人の予算要求であるが、国に対し、全法人が利用できる制度のあり方や補助内容、補助対象の保育士をさらに拡充するよう要請する。市単独で開始した川崎認定保育園経の宿舎借り上げ支援事業の対象者を増やす。

エ　保育士の資格取得支援事業を継続する。

⑤　家庭的保育事業、小規模保育事業等の市条例の資格要件及び有資格者の割合について

ア「取扱要綱」で、努力規定とされている部分について、実質確保できるよう行政としても指導と支援を行なう。

イ　認可保育園と同等の職員の上乗せ加配を行なう。居宅訪問型保育事業の家庭的保育者は、認可保育所での保育が困難な障害児や病児が対象になるので対象児に即した専門職種とする。

ウ　連携施設の確保の際に、行政がサポートする。嘱託医による乳児健診は連携施設に行くのが困難な時には、直接当該保育所にて健診が受けられるようにする。連携施設に月48万円支払うことになっているが、連携保育の内容が確実に図られているかも含め、運営について地域型保育事業者の相談に行政として親身にのる。

エ　川崎認定保育園、おなかま保育室、地域保育園から「新制度」へ移行にともなって、必要な施設整備費、保育士確保への支援を引続き行なう。移行は5年間の猶予があるので、支援を充実させながら協議を事業者と、丁寧な協議を引続き行なう。

オ　幼稚園の預かり保育事業の保育料は、9時から14時までの基本保育料の他、就労のための9時以前と14時以降の延長保育料の負担が重なる。延長保育料の保護者負担の軽減を図る。

⑥　企業参入について、児童福祉法の改定で56条の8が新設され、市町村が株式を含む法人と協定を結ぶことで公私連携法人となり、市町村の公有財産を時価より安価、又は無償で貸与、又は譲渡して保育所を運営する仕組みを定めています。今回の措置で初期投資が軽減できるので現在以上に企業参入が予想されますが、保育所の継続性、保育の専門性を考えるならば、安易に勧めるべきではありません。

ア　児童憲章、児童福祉法、子どもの権利条例にもとづく保育が実施できるのか厳しくチェックするしくみをつくる。

イ　企業立の保育所の本部・本社への資金の移動を行なう場合の具体的な手続きを定め、使途の確認、厳しいチェックを行い、社会福祉法人の会計基準に準拠した資金収支計算書等を提出させる。

⑦　子ども子育て支援法30条は、入所について「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」と施設・事業者に応諾義務を負わせています。「正当な理由」については、定員に関する以外は「特別な支援が必要な子どもの状況と施設・事業所の受入れ能力・体制の確保が厳しい」「保育料の滞納」「保護者とのトラブル」などをあげています。障害児について加配や施設整備の状況を正当な理由とし、拒まれる可能性を否定出来ません。

ア　安易な契約拒否がうまれないよう施設側の応諾義務について引き続き指導する。

⑧　認可保育所の指導監査は、1施設につき保育士等の専門職と事務職の2名体制で実施している。実地監査と運営が良好と認められた保育園に限って隔年での書面監査を導入し全ての施設に行なっているが、対象の保育所などの増加に伴い監査体制を充実させる。書面監査についても見落としのないように慎重に監査する。認可外保育施設については、公立保育園園長経験者などの民間保育施設指導員が1施設につき2名体制で年1回全ての施設の立入調査を実施しているが、施設の増加に見合う体制を整える。

職員配置、有資格者の人数、保育内容などに係る指摘された事項については、改善が経常的に認められるよう、指導を継続的に丁寧に行なう。

⑨　子ども子育て支援制度が発足して２０１９年度は４年目になります。制度の問題点について、以下要望します。

ア　保育士の処遇改善について、税金である給付費が待遇改善に使われず株式会社の内部留保や他の事業に回される危険性が指摘されています。使途制限を設けるよう国に強く働きかける。

イ　新制度の施設について、給付費の使途、職員定着率などの情報を毎年公開する。

ウ　保育関連業務の増大から子ども未来局子育て推進部及び区役所保健福祉センター児童家庭課等での業務が煩雑膨大になり、担当職員の増員と研修を充実させ、市民の不安解消も含め丁寧な対応が出来る体制を整える。２０１７年度、子育て推進部に７名増員、18年度は子育て推進部に２名増員の他、各区役所児童家庭課に一般事務職員を１名ずつ増員配置したが、来年度についても認可保育所のカ所数、定員、利用申請数等の増大に伴いさらに煩雑になる業務に対応する職員の増員を図る。

エ　保育料は国の徴収基準をもとに市町村が応能負担で決めることになるが、従来以下の保育料設定にする。

オ　公定価格を超えた部分について保育料以外の実費及び上乗せ徴収が原則自由となるが、すべての子どもに平等な保育を求めるためにも保育料以外の徴収について市は、引き続き認めないこととする。低所得や多子世帯への保育料の減免を行なう。

カ　公定価格は本来、安全で平等な保育を保障する価格設定が必要であり、国に対し、増額も含め要望する。

⑩　公立保育園の民営化を止める

２００５年から公立保育所の民営化が毎年進められ、２０１８年４月時点における公立保育所は、36園となり、さらに２０１９年４月には４園（小倉保育園、ごうじ保育園、西高津保育園、南菅生保育園）民営化され、32園になります。２０２０年４月の民営化園３園（南加瀬保育園、虹ヶ丘保育園、南河原保育園）が公表され、この時点で公立保育園は新たな公立保育園21園の他には、北加瀬、平間・平間乳児、西宮内、有馬、平のみとなってしまいます。私たちは、保育の継続性、公平性の関点及び民営化によるコスト削減は人件費削減＝労働条件悪化に直結し、福祉水準の低下を招く危険性が高まること、保育士の離職率を高め、さらに人材確保が困難に直面することを指摘し一貫して反対してきました。民営化の論拠とした多様なニーズへの対応も公立保育園でできないことはないことも明らかにしてきました。

公立保育所の高い専門性や地域に果たしてきた子育て支援の役割を評価し、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所の運営に対する支援」「公・民保育所人材育成」の３つの機能を担う『新たな公立保育所』を各区３カ所

設置、運営しています。公立保育所の担う公平性、永続性を担保するため、公立保育園をこれ以上民営化すべきではありません。

（そのうえにたって）

ア　民営化にあたっては「保育士配置のバランスの取れた構成とし、未経験の新任保育士を配置する場合には、新人1名に対し教育担当の保育士を1名配置する」。市は民営法人に対し、円滑な運営がされているかの検証を十分に行い、特に職員の定着率については資料の提供を求め、検証すると同時に職員の処遇についても立ち入った指導を行なう。

イ　選考基準や選考過程を民主的に公開し、選考委員会に保育士、保護者を入れる。

ウ　父母・川崎市・事業者による三者協議会を今後も定期的に開催する。

エ　市はリスク管理を引き続き徹底する。

⑪　認可保育園は地域の公的な子育て支援をにない機能の充実を図る

ア　「新たな公立保育所」に、地域の子育て支援や、民間保育所への人材育成支援などを担う職員を増員する。施設の老朽化が進んでおり、立て替えや長寿命化にあたり、園庭の確保をしながら研修室や相談室、職員室の拡張等を図るなど、担う役割にふさわしい環境を整備する。医療的ケアの必要な乳幼児の受入れに当たっては保護者と十分に話合い、医療機関、嘱託医と連携をとるとともに、看護師を独立配置するなど園側の体制をしっかりとった上で進める。建替えスケジュールがまだ示されていない17園のスケジュールを策定する。

イ　就学前人口の増加している中原区、高津区など、民間の保育所の急増や、地域支援の公平性の観点から、新たな公立保育所のブランチ園を増やす。市は、今後の執行体制を関係局と調整するとしているが、見合う人員増を必ず図る。

ウ　園庭開放や育児相談している公立保育園を地域子育て支援センターとして保育相談や地域活動事業の充実をはかる。そのための施設改善と人的配置を行なう。

エ　園児や地域の乳幼児の健康や栄養・食事の相談指導のためにすべての保育園に看護師や栄養士を配置する。

オ　子育て支援事業として認可保育園における一時保育を段階的に増やす。

カ　給食業務の委託化は質の低下につながらないようしっかりと検証し、保護者の意見要望に応え、委託を安易

にしない。

キ　アレルギー除去食を実施している民間保育園に職員増員の補助を引続き行なう。

ク　乳幼児の生活する場として安全点検を常に実施し、大規模改修予算及び小破修繕予算を大幅に増額し、必要な修繕は直ちに実施する。トイレはドライ方式に改良し、備品費も増額し必要な備品を整備する。

ケ　園児の布団丸洗い乾燥を実施する。

コ　現在、病児保育を４区で実施、病後児保育を３区で実施しているが、医療体制の充実を図りながら現存する病後児保育施設を病児保育へと転換し、全区で病児保育を実施する。

サ　19時以降の延長保育は拠点園だけでなくニーズの高い園から計画的に実施する。

（七）児童虐待を未然に防止し、子どもの人権を守るための制度や機能の充実を図る

全国的に残忍な虐待死亡事件が後をたたず、その報に触れる度、暗澹たる気持ちになります。根底にある社会を蝕む貧困や格差をなくし、セーフティー機能を充実させ、人権が尊重される社会にしなければならないと強く思います。２０１８年5月に公表された川崎市の「２０１７年度児童相談所・区役所における児童虐待相談・通告件数について」は児童相談所の相談・通告件数は２３６８件で、対前年度比11・０％の増加、区役所の相談・通告件数は８９５件で対前年度費20・８％の増加となりいずれも過去最多の件数となっています。市全体では３２６３件で対前年度比13・５％増加しました。

児童相談所への相談・通告の内容については心理的虐待が１３９３件で、58・８％を占め、２０１０年度４３２件の３・２倍以上になっています。心理的虐待は、子どもの面前での配偶者間暴力の増加等によるもので、ＤＶ被害者支援の対策が求められます。区役所については、ネグレクトが最も多く４５２件で全体の50・５％を占めています。年齢別には児童相談所及び区役所の合計では、０歳から３歳未満が１０３４件で最も多く、次が小学生の７４２件、就学前の合計は１７７６件で、全体の54・４％を占めます。通告は緊急的、かつ多発的に発生し、相談は複雑、多様化しています。

児童虐待は重大な人権侵害です。徹底的に「子どもを守る」立場に立ち、子どもの安全を確保する必要があります。虐待を受けた子どもは深く傷つき、その後の子どもの心を支える息の長い支援が必要です。そして何よりも大事

なのは「虐待を起こさない」ための、予防的な支援です。

わが党は、２０１１年度にむけた予算要望書から、庁内に「児童虐待対策担当チーム」を設置し、虐待対策・予防事業の体系化を図り、虐待の未然防止に力を注ぐこと、子どもと家庭に関わる部署の連携を強め、虐待の早期発見・早期対応、再発防止など児童虐待に関わる切れ目のない支援の充実のために児童相談所の専門職種の増員、区役所保健福祉センターの機能の充実と専門体制、児童相談所と区役所の連携強化を毎年度強く求めてきました。

２０１３年度、市は、各区保健福祉センターに専門的かつ総合的支援に必要となるマネジメント機能を強化するとして「児童家庭課」を設置し、社会福祉職・心理職・保育士を配置。児童相談所の多様かつ複雑な支援ニーズに対応するため、ケースワーカーへの組織的バックアップ体制を構築するとともに、保健医療領域の専門性を強化するために保健師を配置し、児童相談所と保健福祉センターが連携強化する体制を図りました。

児童家庭課では所管する制度やサービスを活用し、児童や家庭の様々な支援のニーズに対応するため他職種共同による支援体制を構築し、保育所や学校等の連携を図りながら地域における継続的な支援や見守りが求められています。

児童相談所には強制的な介入から被虐待児のケアや家族再統合に至る援助、区役所への後方支援まで多種多様かつ高度な専門性を要する業務が集中して求められています。

２０１５年度に、「子ども本部児童家庭支援・虐待対策室」を児童相談所の総括部分と位置づけ、室長を専任にするとともに、社会福祉職、事務職員を増員。子ども家庭センター及び中部児童相談所に、新たに副所長を設置、初動体制の強化、定期的なケース進行管理の徹底などを目的として、相談調整担当の社会福祉職を増員するとともに、心理職を増員し、体制強化が図られました。

本市では地区担当が継続相談のケースワークに平行して新規ケースの初期対応や緊急対応、さらには重篤ケースの家族再統合まで担い、対応件数も増加しています。私たちはこの間、地区担当の平均持ちケースが大変多い事から専任で実施できる人員配置、体制整備の強化を求めてきました。３児童相談所における地区担当の１人あたりの平均持ちケース件数は、２０１２年82ケース、２０１４年99ケース、２０１５年１１８ケースと増え続けている事から人員増を図り担当ケースを減らすべきと、毎年求めてきました。

２０１６年度子ども家庭センターに社会福祉職が３名増員、中部児童相談所に社会福祉職が１名増員、北部児童相談所に社会福祉職１名、心理職１名増員されました。

以上のようにこの間、児童相談所と保健福祉センター児童家庭課に専門職種を増員し、体制を強化、双方が連携した取組を進めてきたにもかかわらず、２０１６年度から区保健福祉センターの大きな組織再編を行なったことで、児童家庭課で構築されてきた専門性と児童相談所との連携の継続性が担保されるのか大きな危惧を抱くと主張しました。また、２０１６年度の地区担当の持ち件数は通告・相談件数が増加、複雑、多様化している事もあり、１１２件とさしたる減少は見られませんでした。

２０１７年度、児童福祉法の改正により3カ所の児童相談所に児童福祉士９人と児童心理士７人が増員されました。２０１７年度については、地区担当の一人アあたりの平均持ち件数は子ども家庭センターが98件、中部児童相談所が70件、北部児童相談所が81件で平均すると83件となり、やっと１００件を下回り２０１２年度並みに減少しました。

２０１８年度は児童福祉士２人と児童心理師が７名増員配置されました。

① これまで培ってきた、児童相談所と児童家庭課の連携をしっかり継続させる。

② 各児童相談所は各区の保健福祉センターと連携し、引続き後方支援の役割を担う。

③ 地域支援体制のルール化と保健福祉センター内の体制整備を充実させる。保健福祉センターにおいて、虐待対応、虐待予防を可能にするため、受理会議を開催し組織決定を行ない、原則、48時間以内に安全確認を行なうなど組織体制の整備を図ったが、今後も引き続き取り組む。原則複数対応が可能になる人員増をはかる。

④ 要保護児童対策地域協議会と各区の実務者会議をより充実させ、保育所、学校、地域などが連携し、個別的な支援を必要とするケースについて具体的な支援が図られるよう、引き続き、要保護児童対策地域協議会の充実を図り、地域ネットワークの充実や関係機関との連携を図る。

⑤ 心理的虐待が増加していることから、保健福祉センターにおいてＤＶ被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。２０１６年度に、ＤＶ被害に関わる総合相談窓口が開設されたが、非常勤の相談員２名体制で受付は16時半までです。取組を総括し課題を明らかにする。夜間休日の緊急なＤＶ被害の相談体制を整備し、他の機関との連携体制を充実させる。

⑥ 保健福祉センターの通告・相談の年齢別をみると、ゼロ歳から3歳未満が、全体件数の46％を占め最も多くなっている。出産前後の不安定な母親への継続的な支援と出産後間もない母子対象の産後ケア、育児相談事業の

充実がますます必要である。区役所での保健師、助産師、保育士等の人員配置を充実させるとともに、産後ケア事業を充実する。低所得者の利用料負担を減免するなど、必要とする母子が利用料を心配することなく産後ケア支援がうけられるようにする。産婦健診を実施する。（再掲）

⑦　児童相談所における一時保護の定員は、子ども家庭センター40人、中部児童相談所20人であるが、２０１７年度の保護人数は16年度より58人増可し、４０８人に、年間述べ保護日数は５１６６日も増えて１万８００２日となっている。平均保護日数は16年度37・3日から17年度40・5日へと増えている。平均入所率は16年度58・6％から17年度は82・2％に急増している。増加している一時保護所で生活する児童に、しっかり寄添い安心して暮らせる支援ができるよう人員体制と生活環境を整えるとともに、乳幼児の遊びや生活習慣、学齢期の児童の学習権を保障する。

⑧　児童家庭支援センターは乳児院及び児童養護施設に併設され、現在6カ所に設置されている。児童家庭支援センターの未設置の区に整備する。

⑨　里親の増員をはかるとともに、里親への支援を行なう。

（八）どの子にも安心して過ごせる放課後対策を

児童福祉法の改正及び子ども子育て支援法により、２０１５年度から川崎市放課後児童健全育成事業（以下、学童保育事業という）の設備及び運営の基準に関する条例が施行されています。本条例の対象となる事業は、本市で行なわれるすべての放課後児童健全育成事業であり、市が放課後児童健全育成事業を包含して実施するわくわくプラザ事業と、市に届け出を行なう事業者が対象です。２０１８年度、前年度比1カ所増えて20カ所、定員合計３８９人の施設が、民間の放課後児童健全育成事業の実施の届出を行なっています。

本事業における支援は「保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生」で、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、自主性、社会性、及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなくてはならない」（第5条）と定めています。学童保育について、自治体の実施責任が強化され、これまで定めがなかった最低基準が示されました。

条例では、「設置の基準」について（第8条）、「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能」を備え

た専用区画として、児童一人につき、概ね１・65㎡以上でなければならないとしています。「支援の単位」はおおむね40人以下とされ（第９条）、40人を超える場合は学校との調整により「専用区画」を確保するとしています。２０１７年５月時点の在校児童数７万２９５０人中、わくわくプラザ登録児童数は３万３４０３人、そのうち、保護者が就労等でわくわくプラザを利用している「定期利用登録児童数」は７９７６人です。40人を超える学校数は90校、80人以上が42校もあります。専用区画として実際は、図書室・図工室・視聴覚室のほかプール更衣室まで含めています。

図書室を「遊びと生活の機能並びに静養するための機能」として専用区画にする根拠について、「厚生労働省との協議で了解された」から合法だとしていますが、本来、学校教育法における図書室で読書する環境と放課後児童健全育成事業としての遊びと生活及び静養の環境は、それぞれ確保・保障する方向性をもつべきだと考えます。

国は、自治体に対する放課後児童健全事業の補助金の算定の考え方を、実際の登録人数ではなく、その利用する日数で算定し、一人の児童を一人分とカウントしなくて良いとしています。例えば週３日の利用なら０・５人とカウントするとし、この考え方を補助金算定の「対象児童数」としています。川崎市は、「定期登録児童数」を支援の単位にするのではなく、この「対象児童数」を支援の単位としているため、保護者の就労が増加し登録児童が増加の一途であっても登録児童数に対応する「専用室」の確保について大幅に緩和していることになります。定期登録児童数を基準に専用室の確保を図るとともに、自主学童保育も放課後児童健全育成事業として補助金の対象にすることを強く求めます。

また、子ども子育て支援事業計画では、２０１８年度の放課後児童健全育成事業の量の見込みは６７６４人ですが、実際は８６４２人で、見込みを大きく上回っています。２０１９年度のみ込みは６９５６人となっていますが、学校内で専用区画が確保できるのか。今でも学校内の専用室の確保に苦慮しているのに、今後５年間の見込み量も増えていくと予測されていることからすれば、自主学童を放課後児童健全事業に位置づけることを求めます。

児童福祉法の改正で、「事業の実施促進」として第56条の７の２項に「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」が新設され、さらに３項で「必要な支援を行なう」と明記されました。

法の改正にあわせ、自主学童保育等民間事業者の行なう事業を選択する児童にたいしても、わくわくを選択する児童と同じ保障をすべきです。届け出をした民間事業者が事業継続できるよう、具体的な支援策を講じるべきです。

川崎市の放課後健全育成事業の根本的な問題は、学童保育事業を全児童対策事業である「わくわくプラザ事業」と

一体のものとして包含するとして、学童保育事業に必要な専用室や職員も、わくわくプラザ事業と一体化された中で、実態のないものとなっています。専任の職員（学童指導員）を40名に対して2名配置すると言っても、その職員がわくわく事業のスタッフリーダーやチーフサポーターなどわくわくプラザ事業の責任者との兼務では、「専任」と位置付けた意味がありません。

兼務でよしとする市の根拠は、厚労省通達（両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子ども教室に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が、利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行なうことを妨げるものではない）で、今後も包含する形で全ての児童を対象としてわくわくプラザ事業を引き続き実施していくとしています。しかし、「放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない」（第9条の5）と定めていることからすれば、「専任」としてあたれるようにすべきです。「子どもの権利条例」でも「子どもはその置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる」とされているわけですから、昼間、帰宅しても保護者がいない子どもが、保護者がいる家庭と同じように「寂しい思いをしない」という環境を整備することは、この条例の第3条「市は子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする」とした市の責務の実践にほかなりません。

1　放課後児童健全育成事業について

①　「学童保育」と「わくわくプラザ事業」を個別の事業として位置付ける。国に対してわくわくプラザと同様、営利を目的としない自主学童保育も国庫補助の申請を行なう。

②　放課後児童支援員は「わくわくプラザ」のスタッフと兼務ではなく「専任」として配置する。また、県の研修にあたっては、業務として位置づけ、賃金の保障を行なう。

③　「学童保育事業」を実施する専用室を「わくわくプラザ事業」実施スペースとは区別し、基準に見合うように整備する。また、支援の単位について、定期利用登録児童数を基本に「専用室」を確保する。

④　障がい児の利用がある場合には、障がいの程度に合わせて職員の加配を行なう。

⑤　横浜市は全児童事業にも学童保育事業にも公的な補助を行なっています。川崎市は下水道使用料及び事業系廃棄物収集等の減免措置や各種の情報提供のみの支援です。「川崎市放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例」の対象となった民間の事業所が果たしている役割にかんがみ、少なくても、条例を遵守する

ためにかかる費用（面積基準を守るための引越し費用や家賃、施設改善にかかる費用、放課後児童支援員の増員にかかる費用、研修費用等）への助成をすること。

2　「わくわくプラザ」事業の改善について

①　２０１８年度から夏休みや冬休みなど長期の休校時には、一部のわくわくプラザの開設時間を現在の８時30分から８時へと繰り上げたが、全わくわくが実施できるよう指定管理者と協議し、体制の保障も行う。

②　ブロック塀等の危険がない学校の夏休み中のプールの使用を再開し、職員の配置を行なう。

③　おやつのメニューを補食としてとらえ、内容を充実する。地元の食材なども使用した手作りおやつなどを取り入れる。

④　おやつに公費助成を行ない、保護者の負担軽減を行なう。おやつ代について、被保護世帯における対応だけでなく、就学援助を受けている世帯については、おやつ代を免除する。

⑤　障害のある児童の実情に合わせた対応ができるように、スタッフは、増員だけでなく専門的知識を有した職員の配置を市の責任で行なう。少なくとも、各区に１名以上の巡回指導員を配置する。居場所の確保も行なう。

⑥　施設が２階以上にあり、階段を利用しなければならない施設は車いす等の利用が可能なように、バリアフリー対策を行なう。

⑦　「子ども運営会議」「保護者懇談会」を充実し、運営に利用者の意見が反映できるようにする。その内容について、利用者に知らせる。

⑧　「子育て支援・わくわくプラザ」は個別の事業とせずに利用者負担を無料にする。

⑨　スタッフ体制については、正規職員の複数配置を基本とし、職員の専門性を高める。サポーターの時給（現在９９５円）を１０００円以上に引き上げ、経験年数に応じた賃金体系にできるよう改善する。

⑩　運営やスタッフの対応について、問題点や意見について、相談者のプライバシーが守られるように、市として相談窓口を設置する。

3　子ども文化センターの環境の改善を図る

子ども文化センターや、地域子育て支援センター等、地域の子育て支援の充実を図ることは大切です。現在、子ど

も文化センターを活用した児童館型地域子育て支援センター26カ所を含め、57カ所の子ども文化センターが活動しています。２０１７年度の利用実績は、乳幼児約31万４千人、小学生約73万７千人、中学生約24万人、高校生約５万３千人、成人44万６千人で、アスクルと館外含めて合計すると年約１８２万人です。多くの子どもたち、住民に利用されています。

昭和40年代等の建物について14カ所が改築していますが、昭和40年代が1カ所、50年代が17カ所あるなど、老朽化対策が早急に必要です。

また、集会室の空調設備が２０１７年６月時点で57カ所中20カ所（設置率35％）しか設置されていない実態を示し早期設置を求めてきました。18年４月時点の設置箇所は26カ所、未設置31カ所です。18年度予算で空調機設置のための工事設計費用が13カ所予算化されました。一定の工事をしなければエアコンが設置できないセンターに設置するとしていますが、引続きの取組みを求めます。

① 未設置の冷暖房設備の設置計画のテンポを速め早急にすべての集会室に設置する。

② 老朽化した建物の施設整備計画を策定する。18年度から19年度にかけて、こども文化センター57館について、築年数に応じてグループ分けした上でサンプル調査による劣化診断を実施、調査によって確認された課題を整理し、効果的、効率的な維持補修を計画的に進めるため施設保全改築計画を策定するとの事です。地域要望を踏まえた計画を策定する。可能なところでは、自然エネルギーを活用した施設に切り替えてゆく。

③ 図書・遊具などの予算を増やす。

④ 子ども文化センターで行なうイベントは予算も確保し、子どもたちの興味や関心に合わせた企画を充実するよう指導する。

⑤ 音楽室の個所数を増やす。

⑥ 地域性から、「川崎市こども・若者ビジョン」のめざす活動を必要としている地域について、子ども文化センターを活用して、困難を抱える子ども・若者を支援する事業を行う。

（九）子どもの貧困対策を抜本的に強め、安心して過ごせる居場所づくりを進める

日本の子どもの貧困率は13・９％、７人に一人が貧困状態にあり、ＯＥＣＤ諸国との比較でみても加盟国34カ国中

日本は25位、ひとり親における相対的貧困率は加盟国中最も高い状況です。子どもの生まれ育った環境によって左右される事がないよう環境や教育の機会均等を図るとして「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が２０１４年に試行されました。

子ども・若者及び家庭の生活実態を把握する事を目的とした「川崎市子ども・若者生活調査」は、①市内０～23歳までの子ども・若者がいる世帯を無作為抽出で保護者６千人を対象にした市民アンケートを実施、回答率は43・９％。②生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給資格世帯の保護者や子ども・若者等を１５００人、児童養護施設に入所している子ども・若者１２７人を対象にした支援ニーズアンケートを実施、生活保護世帯の保護者からは28・８％、子ども・若者からは22・２％、児童養護施設入所児童からは78％の回答率。③児童相談所等の行政機関の他、児童福祉施設、ＮＰＯ法人等の職員を対象に支援者ヒアリングを行いました。この調査で、貧困線を下回る世帯では電気料金が払えない、必要とする食料・衣類が買えない等が高い割合で発生している。所得が低いことと不安定な就労・生活との関連性が把握され、所得が低い世帯では「保護者の孤立・不安」や「教育費の負担」等、悩みが大きくなっていることが課題などとしています。

しかし、この実態調査をどう施策に反映するのか川崎市の具体策がみえてきません。分析結果から、子ども未来局は、「子どもの貧困は経済的問題に加え、様々な要因が関連しながら生じている事が明らかになった」とまとめ、地域全体で子ども・若者を見守る環境づくりや、支援が必要な子ども・若者及び家庭の援助希求を受けとめること等の基本的な考え方に基づき「子どもの貧困対策の基本的な考え方」を策定したとしています。既存制度を底上げをはかるとしていたのに、具体的には、経済的な支援を拡充する施策などが全くみえてきません。就学援助、高校奨学金、小児医療費助成などを拡充すべきですし、生活保護自立支援対策事業やひとり親家庭の生活支援事業など継続する事業の予算が増えていません。

本市は新年度、競輪、競馬事業益金を財源とする「子ども若者応援基金」を新設し、児童養護施設入所児童等への学習・進学・相談支援を実施するとしました。ギャンブルの収益を児童福祉や子どもの貧困対策の財源とする事はふさわしくありません。本来市の施策として税金で行うべきです。

貧困対策に関わる事業は、子ども未来局、教育委員会、経済労働局など多くの局と部と課が関わります。川崎市として子どもの貧困対策をとりまとめ、関係局及び関係機関に横串を刺し、総合的に推進する部署が必要とかねてから主張してきましたが、市は特化した部署はつくらないとし、青少年支援室が担うとしています。機能を担う部署の体

制の強化を求めます。

子どもを取り巻く環境が厳しさを増し、家庭や地域において孤立したり、生きづらさや不安を抱える子どもや若者が増えています。こどもの心に寄添い、ありのままの自分が認められる、こどものＳＯＳを受け止める大人の存在が今、求められています。

地域における子どもの居場所づくりを促進する取組として、２０１８年度、地域子ども・子育て活動支援助成事業が４年目にして本格実施されることになりました。25団体が応募し19団体が選定されました。A区分（月1、2日）が7団体、B区分（週1日程度）が1団体、C区分（週2、3日）が2団体、D区分（週4日以上）8団体が選定されました。子ども食堂を実施予定としている団体が昨年度より増えて13団体あるほか、小学生までを対象とした子どもの預かり事業や小学生から高校生までの不登校児対象の学習支援、乳幼児親子の居場所を提供する事業、若者を対象にした「若者カフェ」等、地域における子ども、若者の居場所づくりを進めるとしています。

２０１９年度以降実施にむけた「ひとり親家庭支援施策の再構築案」が示されました。２０１６年度の国民生活基礎調査によると母子家庭の所得は、児童のいる世帯33％と低く、ひとり親家庭の貧困率は50・8％で大人が二人以上いる世帯の約5倍に上ります。２０１８年5月に本市が、児童扶養手当受給資格者を対象に行なった「ひとり親家庭生活状況アンケート」の結果、ひとり親家庭の就労率は約84％と高いが、そのうち約58％はパート、アルバイトなどの非正規就労です。

このような実態があるもとで、ひとり親家庭の特別乗車交付事業の再構築案が示されました。市バスに限らず鉄道等含めた公共交通機関を利用数ｒ高校生等の通学交通費を助成する制度を創設するのは、必要と思いますが、一方で児童扶養手当受給者を対称とした市バス特別乗車証交付事業を廃止するとしています。アンケート調査では、ほぼ毎日利用している人が約3割、週3日以上が13％に上ります。こうした廃止はひとり親にとって大変な痛手になります。廃止しないよう求めるものです。

貧困と格差の広がりや虐待問題が社会問題になる中、児童養護施設等社会的養護への支援の充実が求められます。保護者に頼れない多くの子どもは児童養護施設や里親から退所したあと、社会に出て一人で自立して行くのは相当な困難を伴います。その後の生活を支える生活支援の充実が必要です。

① 子ども未来局に全庁横断的に貧困対策をとりまとめる部署を設置する。せめて、推進する部署の人員体制を強

化する。

② 市として生活支援、教育支援、保護者の就労支援、経済的支援を充実させる。

③ ひとり親家庭の特別乗車証交付事業を存続する。民営バスにも使えるようにする。

④ ２０１７年10月から、川崎区大師地区、高津区、多摩区で開始されている「ひとり親家庭の生活・学習支援事業」を全区で実施する。

⑤ 児童養護施設等の児童が円滑に社会的自立を果すことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施するとし、特に支援の必要性が高い児童に対し、最長で22歳に達する日の属する年度末まで施設等で生活しながら自立に向けた支援を行うための必要な居住費・生活費を支給する「社会的養護自立支援事業」（国庫補助１／２）を充実する。

⑥ 児童養護施設に、自立に向けた準備の取組やアフターケアを行なう自立支援コーディネーターを常勤配置し、進学や就職に向けてのサポートや退所後の生活支援を行なう。

⑦ 児童養護施設等の退所後、自立に向けた住宅支援として住居設定費用の助成等を行なう

⑧ 地域子ども子育て活動支援事業の目的にそう活動が推進できるよう、事業者の自主性を尊重するとともに、相談にのる。地域に根ざした居場所づくりの活動が継続できるよう補助金を増額し、今後はカ所数を増やす。

⑨ 南部地域に、子どもの権利条例を具現化し、子どもの豊かな居場所となっている子ども夢パークのような施設を整備する。

第二章　一人ひとりの子どもたちが大切にされ、すべての子どもたちの成長・発達を支える教育の実現のために

教育は子ども一人ひとりの幸せ、成長と発達のためにあります。それだけに教育は社会の未来にとっても大切です。教育は子どもの権利であり、家庭の経済力に関わらず万人に豊かに保障されなければなりません。ところが、日

本の教育は様々な問題をかかえています。

何より国民の教育費負担が重すぎます。２０１８年９月に公表されたＧＤＰにたいする公財政教育支出の割合で、日本は２・９％（ＯＥＣＤ平均は４・２％）となり比較可能な34カ国中で前年に続き最低という結果となりました。この低予算の下で、国民は世界でも異常な高学費に苦しみ、教育条件も欧米では一学級20～30人が当たり前なのに、日本では小学校３年以上は40人学級のままです。先進国並みの無償教育、教育条件の充実が求められています。

競争教育や管理一辺倒の教育の弊害も深刻です。学年が進むにしたがって受験中心の教育となり、子どもは競争に追い立てられ、他人と比べられ、豊かな子ども期が奪われています。ここまでの受験中心の教育は国際的にも異例で、国連子どもの権利委員会は再三「高度に競争的な教育制度」の是正を勧告しています。安倍政権の下で「ゼロトレランス（許容度ゼロ）」政策、子どもの言動を事細かく指定する「学校スタンダード」も広がり、厳しすぎる校則も問題になっています。先生じたいが管理され競わされ、のびのびと教育をおこなえない状態におかれています。

安倍政権は、教育費無償や教育条件整備に背をむける一方、「道徳の教科化」「政府見解どおりに教科書に書かせる」「高校生の政治活動の禁止制限」など教育への介入を強めています。その本質は「戦争する国」「弱肉強食の経済社会」という「国策」に従う人づくりに他なりません。〝お金は出さずに口を出す〟という方向では教育は歪むばかりです。

憲法と子どもの権利条約を生かし、「世界最低水準の教育予算の引き上げ・重すぎる教育費負担の軽減」「ゆきすぎた競争主義からの脱却」「〝上からのしめつけ〟をやめ子どもの権利と教育の自主性を保障する」という立場から、教育を改革することが必要です。

道徳の教科化は、検定教科書によって道徳を教え、個々の子どもの道徳の評価を行うもので、子どもに官製道徳を押しつけるものに他なりません。国民に国家が特定の価値観を押しつけることは、憲法の定める思想良心の自由に反するものです。また、指導要領では「公共の精神」を強調し、小学１年から「我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつ」とするなど偏狭な「愛国心」を押し付ける危険性が指摘されています。

家庭教育の「あるべき姿」を国が設定し、地方公共団体を通じて国民に徹底する「家庭教育支援法」の成立を狙っています。子どもの思想・良心の自由や学習権を侵害する危険が大きく、憲法24条の精神にも反するもので許せません。川崎市ではその先取りのように、２０１８年から「児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加することで、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成する」などとして「かわさき家庭と地域の日」の

試行実施がはじまっています。家庭がどのように休日を過ごすのかはそれぞれが決めるべきことであり、家庭教育への介入のようなことはすべきではありません。

子どもに目の行き届く教育のために少人数学級が必要です。２０１７年度「児童生徒の問題行動等状況調査結果について」によると、不登校数は１６７２人（前年度比＋１８２人）、いじめの認知件数は２１７６人（同＋７８０人）となっています。少人数学級は、いじめや不登校、学級運営などあらゆる面で有効なことは明らかです。市の研究指定校の報告書でも「少人数学級のデメリットはない」「全学年30人ほどにすることが望ましい」などの記述が共通しています。教員の目が行き届き、ひとり一人に向き合う時間をつくれる少人数学級の拡大に緊急にふみきるべきです。現在、政令市で小学１、２年生以外に35人以下学級を実現していないのは、川崎市、横浜市、相模原市、大阪市の４市だけです。川崎市でも今こそ拡充することが求められています。今必要なのは少人数学級の一刻も早い実施であり、「習熟度別学習の推進」など、特定の授業方法の押し付けではありません。

小学校、中学校、高校、特別支援学校の教職員の定数内欠員は２０１５年度３７７人、16年度３８４人、17年度３６５人、18年度３３６人と、２０１２年度以降は毎年３００人以上もの欠員が常態化しています。前年度の教員採用試験で不合格になった人から、２０１８年度に臨時任用職員として採用されたのは１７６人、非常勤講師としては18人が採用されています。川崎の学校で働きたいと受験する多くの人を不合格にしたうえで、今度はその人たちを臨時任用職員として採用して欠員補充にあてています。採用試験で不合格としながら、４月からの１年間、研修も不十分なまま「先生」として採用するやり方は矛盾しています。正規職員の採用を抜本的に行うべきです。

教員の働き方の改善は「待ったなし」です。市が２０１７年10月に実施した勤務実態調査（速報）では、中学校教員のうち55％が「過労死ライン」を超えて働いているなど、長時間・過密労働の実態が明らかになりました。中学校の部活動については、生徒の多くが「もっと休日がほしい」と答え、「月７日以上休日出勤している」という教員が25％に及ぶなどその原因の一つとなっています。
教育委員会はこうした事態に対し、「事務支援員」「部活動支援員」をそれぞれ３人の配置を先行実施しただけでした。長時間労働の実態を改善するためにも、少人数学級に踏み出すことをはじめ、教職員の体制を強化すべきです。

「酷暑」から子どもの命を守るためにも教育条件の整備が求められています。２０１８年７月のうち４日が猛暑日（気象庁横浜観測所）となるなど、学校の開業中にも猛烈な暑さが襲い、愛知県豊田市では小学校１年生の児童が熱中症で亡くなるという事態となりました。小学校で理科室52％、図工室50％、家庭科室54％、舗装室43％、中学校で理科室44％、調理室29％、被服室36％、金工室19％、木工室36％となっている特別教室の冷房設置状況を「命にかかわる問題」として改めて早急に冷房を設置することが必要です。

２０１７年９月から南部、12月から中部・北部学校給食センターでの中学校給食が開始されました。充実した食育を行えるだけの栄養士の配置、給食会計の公会計化などの課題が残されています。また、中学校給食のアンケート結果をみると「自校調理方式」のときには59・１％だった「給食はおいしい」との回答が、「センター方式」では35・８％へと大きく低下しています。充実した中学校給食をめざしながら、自校調理方式の学校を増やす努力を続けることが必要です。

子どもの貧困が深刻な社会問題となるなか、川崎市も「子ども・若者生活調査」を行いました。そ野報告書では「ＳＯＳを出せないでいる人にも支援を届ける視点の重要性を指摘し、既存制度の底上げとともにアウトリーチによる取組みの強化を強調しました。首都大学東京の阿部彩教授は川崎市議会議員研修会でこの報告書にも触れて、「まずは、すでにある給付をしっかり届ける」ことを強調、就学援助制度、児童扶養手当、生活保護制度を届けることの重要性を訴えながら、「市役所がやるべきことは『官』でしっかりと行うべきだ」と述べました。

川崎市の２０１６年度の就学援助受給率は、小学生が20政令市平均15・１％に対し、川崎市は９・５％、中学校が18・３％に対し12・５％と低い状態です。すべての困窮世帯に制度を届毛なければなりません。この間、申請方法の改善、部活動のユニホーム代を支給項目に入れるなどの改善が行われてきました。しかし、支給項目の更なる拡大、支給金額の増額などが必要です。

「高校無償化」が廃止され、所得制限を導入した「高等学校等就学支援金制度」「奨学のための給付金」制度が実施されて４年目となりました。就学支度金が支給されなかった世帯は２割です。「奨学のための給付金」は９１０万円以上の収入のある世帯から徴収した授業料を原資とするもので、権利としての教育という理念からは、外れたものです。

特別支援教育は引き続き、すべての障害をもつ子どもたちの全面発達を保障することを基本に、教職員の欠員をただちに解決し、必要な人的配置をして川崎で築き上げてきた水準をさらに発展させることが必要です。

（一）憲法・子どもの権利条約・川崎市子どもの権利に関する条例にもとづいた教育をすすめる

1　子どもの権利条約・子どもの権利条例にもとづき、子どもの命と人権を大切にし、体罰・いじめなどをなくしていく教育をすすめる。

①　子どもの意見表明・話し合いの場面を増やし、子どもを主権者として正しく権利行使ができるよう育てていく教育をすすめる。

②　暴力や差別・偏見をなくし、人権を大切にする教育をすすめる。安易に警察を導入しない。

③　いじめを人権問題として捉えた教育を全校で実施する。

④　「地毛を黒髪に強制的に染髪させられる」「下着の色の指定とそのチェック」など、児童生徒の人権を侵害するような校則が全国的な問題になっている。児童・生徒の参加のもとで校則のチェックを行う。

⑤　全国に先駆けて核兵器廃絶平和都市宣言を行い、人権と共生のまちづくりを進めてきた川崎市にふさわしく、子どもたちが平和と人権について学ぶ機会を増やす取り組みをすすめる。

⑥　「日の丸・君が代」の強制など、子どもの内心の自由を侵すような教育は行わない。

⑦　18歳選挙権の実施に伴う主権者教育は、子どもの権利条約・子どもの権利条例にのっとり、すすめる。

⑧　あらゆる児童生徒の人権が保障され、互いに認め合い尊厳が大切にされる教育行政を行う。

ア　多様な性のあり方に寄り添い、保障する学校教育を行う（12章に後掲）

イ　県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。

ウ　２０１３年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。

⑨　中学校夜間学級の充実をはかる。

ア　多様な生徒が学ぶ夜間学級では、その実態に即してきめ細かく指導するため十分な教職員の配置が必須である。諸外国の卒業・入学時期との関係で10月入学も4月同様に多いこと等を考慮し、安定してより多くの専任

教員が配置されるようにする。

イ　軽食を充実させる。中学校給食を実施する。

ウ　「要項」では修学年限が3年とされているが、小学校未終了者、年齢が高い人等、修学に3年を超えることがあることから「原則として」を付記する。引き続き柔軟な対応を行う。

エ　「要項」では「出席の状況がわるく、修学の見込みがない場合」「在籍を取り消し、再入学を認めない」としているが、仕事や病気、介護など多様な背景のもと、学ぶ意思があっても出席がかなわない状況にある人もいる。義務教育保障にふさわしく在籍の取消しは行わず、再入学を認めるよう要綱を改める。

（二）30人学級をめざし、少人数学級を早期に実現する

1　移管された権限を活用し、川崎市独自に学級編成基準、教職員定数の算定基準を改めて中学3年生までの少人数学級を計画的に進める。当面、小学校3年生、中学校1年生の少人数学級を実現する。そのための教室の確保をすすめ、常勤の教職員の採用を進める。

2　教職員の定数内欠員が小・中・高、特別支援学校で341名（2018年5月1日）にも及ぶという異常な事態が続いている。はじめから大量の欠員を見越した職員の配置計画を立て、1年任期で不安定雇用の臨時任用職員等で補充するやり方は標準定数法違反であり、正規職員に負担を押し付け、産休・育休・病休の代替教員も見つからなくなるなど、教育環境等にも重大な影響が出ている。

①　教育委員会内に担当職員を配置して現場の実態を正確につかみ、標準定数法通りの正規職員の配置を行い、欠員を解消する。定数内欠員の解消が可能な募集計画を策定し、新規採用者を増やす。

3　教職員の配置を充実させる。

①　通常学級に在籍する特別な支援が必要な子どもたちへの有効な支援を実施するため、正規教職員の加配を実施する。

②　教育困難に陥った学級や不登校など生徒指導上の課題を抱える学校を支援するため、教職員を配置する。

③　全校に生徒指導担当教諭を配置するために川崎市が独自の支援策をとる。

4　「習熟度別指導先にありき」の取組み方が続いている。教室での学習は多様な子どもの学び合いであり、生徒同士

教え合ったり、いろいろな発言を聞いて納得したりすることで、理解を深めあうことができる。習熟度別の編成で子どもの間に差別感が生じてはならない。1クラスの児童生徒数を少なくし少人数学級を進めることを基本にする。また加配教員で少人数学級にするか習熟度別学習にするかの判断については学校の教員の判断を尊重し、決して押し付けたり誘導したりしない。

5　学校図書館司書の体制を充実させる。

①　小学校への配置は「かわさき教育プラン2期計画」では2021年までに56校の配置でしかない。全小学校に配置する。中学校への配置を検討する。

②　近隣自治体と比べて劣悪な司書の待遇を改善し、せめて非常勤として配置する。

6　2018年5月に策定された「部活動に係る方針」に示された「週2日以上の休養日の設定」「ある程度長期間のオフシーズンの設定」「1日の活動時間の制限」などを着実に実施する。部活動指導員などの先行実施の状況を見極めながら、指導員の拡充を検討する。

（三）安全でおいしい栄養ゆたかな学校給食の実現を

1　国の「ガイドライン」待ちにせず、学校給食事務の公会計化を市独自にすすめる

2　中学校給食について

①　「当日搬入・当日調理」を厳守し、安全で安心な給食を実施する。

②　栄養士・栄養教諭の配置について、自校調理方式の4校にはそれぞれ配置されて生徒と直接ふれあい専門職として生きた食育を行っているが、南部センターと中部センターには4人ずつ、北部センターは3名の栄養士のみの配置で、全中学校への巡回訪問を行うことも厳しい状況にある。区内の中学校を巡回して生きた食育を進められるよう、せめて区に中学校数に応じた栄養士・栄養教諭を複数配置する。

③　北部給食センターについて、給食業務の透明性を確保するためにも、調理状況が常時ライブカメラで市民にわかるようなモニタールーム等を確保する。

④　引き続き、自校調理校を増やす方向を検討する。

3　小学校給食の改善・充実を

① 自校献立を増やす。引き続き国産の食材を１００％使用し地元でとれた食材を活用する。遺伝子組み換え食品は使用しない。
② 引き続き、給食食材の放射線測定を継続し保護者への情報公開を徹底する。
③ 食育の充実の視点から栄養士を全校配置する。それが実現するまで、兼務校には、非常勤の栄養士を配置する。
④ 給食調理室と設備の改善を促進する。床はドライ方式とする。特に洗浄シンクは3槽式に整備する。調理員専用のトイレは洋式に改修する。
⑤ 小学校給食の調理業務のこれ以上の民間委託は行わない。

（四）教育関連予算の大幅増額をはかり、学校施設・設備を抜本的に改善する

1 学校施設長期保全計画は各学校の緊急性などの状況に合わせ、前倒しでテンポをあげて実施する。同時に老朽化や児童生徒の増加等の実態から、長期保全計画で対応ができない場合は、老朽校舎と体育館の改築を計画的にすすめる。
2 過大規模校の解消を早期に実現する。過大規模校の解消は、分離・新設で行なう。
3 都市再開発、マンション建設の急増などによる就学人口の社会増にともなう学校施設の新設、拡充、改築などは遅れることなく取り組む。
4 どの児童・生徒にも学校での移動を保障するため、テンポを上げて計画的にエレベーター未設置校への設置に取り組む。障がいがある児童・生徒が在籍する学校については早急に整備する。スロープなどバリアフリー化をすすめる。
5 老朽化した水道管の敷設替えをすすめる。
6 「トイレの洋式化を加速化し、市立学校全てのトイレの快適化を進める」との方向が打ち出されている。トイレの快適化を一刻も早く進める。
① トイレ床の張り替えやウエット式からドライ式への改修、人感センサーの設置をすすめる。
② 災害時に避難所となることもふまえ、多目的トイレの設置をすすめる。
③ 臭いがひどいトイレが多いため、業者に委託しているトイレ清掃の委託費を増額し、実施回数を増やす。

7　プールなどの施設充実を
①　プール未設置校6校、格技室未設置校13校について、早期に整備をすすめる。
②　プールへの循環式ろ過装置の設置をはかる。
③　プール清掃の委託費を増額する。
④　プール監視員の予算を増額し、夏休み中のプール開放を再開する。
8　学校敷地内の、建築基準法に適合しない2・2m以下のブロック塀などを速やかに撤去し、必要な構造物を新設する。通学路のブロック塀について撤去の補助率を引き上げるとともに、構造物の新設についても補助を行い改修を促す。
9　体育授業時等に使用する更衣室の早期整備をはかる。
10　教職員の休憩室の計画的設置をする。
11　猛暑が続く状況をふまえ、特別教室へのエアコンの設置を進める。特に避難場所となる体育館にエアコンを早急に設置する。
12　学校のコピー機、印刷機を児童・生徒数に応じて増設置する。
13　固定式の黒板は職員にとっても児童・生徒にとっても使いにくいので、全部の学校に可動式の黒板を設置する。特に低学年の教室から早急に設置する
14　3年に1回の窓ガラス清掃をさらに期間を短縮して行なう。
15　学校運営費・微破損修理費を抜本的に増額する。修繕費も公共工事の差金に頼ることなく増額する。

（五）子どもをとりまく環境対策の推進をはかる

1　インターネットやSNS、ゲームなどに関連したいじめ、犯罪、過大な課金などのトラブルがやまない。インターネット等の利用についての適切な啓発活動やルールの共有化など、積極的な取り組みをすすめる。
2　地域交通安全員を必要な箇所に必要な時間、配置する。
3　通学路の安全点検を引き続き定期的に行い、危険個所の改善・安全対策を急ぐ。通学路にある民間のブロック塀について撤去・新設するなど安全確保のための補助制度や相談窓口を創設する。

4　道交法の改訂もふまえ、正しい自転車の乗り方を周知していく必要がさらに増している。自転車の交通安全教育を進める。

5　踏切の緊急時に非常ボタンを躊躇なく押せるよう、体験用の非常ボタンに触れる機会をつくるなど、踏切の安全通行についての周知を行う。

（六）高校入試の改善をはかり、給付型奨学金制度を拡充する

1　神奈川県は２０１３年以来、県立高校を25校も減らしてしまった。そのことから、神奈川県の中学生の進路は、全国でも最悪の状況になっている。２０１６年度卒業生では、公立中学校から公立・私立の全日制高校に入学した中学生は、神奈川県全体では90・５％、川崎市は90・０％（旧南部学区が87・８％、旧北部学区が91・５％）になっている。定時制高校に進学した中学校卒業生のうち、本来は全日制公立高校に進学を希望していた生徒は36・５％にのぼる。その理由として「学力的に難しかった」が５６６人、「（公立全日制でも）経済的に厳しかった」は52人が、上位をしめている。通信制入学者も約3割が公立全日制希望者で、公立全日制に進学できなかった中学生が、定時制や通信制高校に進学している状況である。不本意な思いで入学することのないよう、公立全日制の入学定員枠を増やす。

2　国と県に対して私学助成金、就学支援金、学費補助金の増額を要求し、保護者負担の軽減に努める。

3　市独自の給付型奨学金制度の成績要件を撤廃し、希望した生徒が全員受けられるような制度とする。

4　定時制の１クラス定員は35人が原則だが、更なる少人数化をはかる。募集定員の増を行なうときは学級増で対応し、必要な教職員の配置を行なう。

（七）「市立高校改革推進計画」を抜本的に見直す

中高一貫校である市立川崎高校付属中学校には２０１８年度も５１６名が受検（前年比６人増）、４倍を超える高倍率で３９６人もの不合格者を出すことになった。受験競争の低年齢化を市教委自らが推し進めていることになり、新たな中学校生活を始める前に、不合格になった多数の児童が受けたダメージは計り知れない。

全日制公立高校進学への希望実現率（２０１７年度）は全市的には76％、旧南部地区（川崎区、幸区、中原区）では希望実現率は69・３％にとどまっている。さらに、卒業生全体に占める全日制公立高校普通科への進学率は37％であり、県平均の54％を大幅に下回り、県内では最も狭き門になっている。

1　市教委が中高一貫校をつくったため、12歳の段階で選別することとなり、さらなる競争教育の低年齢化はさけられない。今後、入学者の決定については「無作為の抽選」とする。

2　市立高校においての全日制普通科の定員増を強く求める。

3　定時制高校の再編にあたっては、橘高校の定時制課程は廃止しない。

4　定時制高校の給食費を無料にする。

（八）特別支援教育を充実させる

1　特別支援学校の増設を神奈川県に強く要請する。

2　特別支援学校、特別支援学級に通学する児童生徒が増加している実態をふまえ、教室や作業室の増設、老朽化対策など施設設備の早期充実をおこなう。

3　すべての特別支援学校に養護教諭を配置する。スクールカウンセラーの配置を行なう。

4　通学保障体制の充実のため、スクールバスの増車とともに、正規添乗員を常時複数にする。

5　特別支援教育サポート事業を高校まで含め、ニーズに応じたサポーターの増員とサポーターの勤務条件の改善を引続き行なう。

6　特別支援教育における学級担任は5人に1人の配置とするよう、国に働きかける。市単独で計画的に5人に1人の配置とする。

7　特別支援学級担任の研修を充実させる。

8　通級指導教室（ほとんどの学習は在籍校で受けながら、定期的に通って一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を受ける教室。現在、市内には言語7ヵ所、情緒等7ヵ所、難聴1ヵ所）の充実をはかる。

①　小学生から中学生まで「ことばの教室」での指導を必要としているすべての子どもたちを通級の対象として認め、必要な教室を確保する。

② 在籍校の授業を抜ける必要が最小限になるよう通級の指導時間の枠（放課後・土曜日・夏季休業中など）を増やす。

③ 指導にあたる教員が増えないため、指導の回数が減った、担任の先生と話す時間が少なくなった、あるいは、通級の先生の負担が大きいことを不安に思う保護者が多い。市独自に通級の教員増を図る。

④ 移動や交通が不便なために通級を諦めるケースもあることから、通学の負担を減らすために近隣の小学校（例えば中学校区ごと）に、巡回教室をつくる。

⑤ 人口増加が著しい地域の児童数増加に伴い、要支援の児童も増加していることに対応するため、通級指導教室を増設する。

9 学齢期の児童が高次脳機能障がいになった場合、学校に復帰するにあたっての受け入れ体制、教育方法をどのようにするのか、教育方針を確立する。

10 ろう教育について

① 聴覚障害の特性に配慮していることを示すために「聾学校」の名称を維持することを強く要望する。

② 聴覚障害のある児童・生徒の教育にあたっては、手話によるコミュニケーションが成立する集団の確保が必要であることから、川崎市立聾学校の生徒数を増やすための対策を引き続き講じること。

③ 就学相談の場にろう教育の専門家を配置すること。

11 たんの吸引等医療的ケアの必要な児童生徒の教育の場について、保護者の意思を尊重しながら学校、医師、保護者が、よく相談し最も適切な学びの場を決める。個別の必要に応じた看護師の配置を行い、学校に付き添う保護者の負担をなくし、学ぶ権利を保障する。

（九）義務教育費の保護者負担を軽減する

1 学校徴収金については具体的に保護者負担が軽減されるように、「公費・私費区分の要綱」を改めて見直す。

2 高い修学旅行費の保護者負担を軽減するための見直しを行なう。とくに、企画手数料は公費負担とする。

3 就学援助制度の充実をはかる

① 制度の利用条件を満たしている世帯の半数しか就学援助制度が利用されていない。スティグマなどを払拭して

条件を満たしている世帯が不安なく利用できるよう全市的に制度を周知する。

② 認定基準を現行の「生活保護基準の１・０倍」から、「１・２倍」以上へと引き上げる。

③ 小中学校の入学説明会や入学式、また進級時の学年懇談会などの機会に、種類配布だけでなく就学援助制度を丁寧に説明し、保護者に書類の提出をよびかける機会を設ける。

④ 卒業アルバム代等卒業記念品援護費、メガネ代を支給品目として復活させ、校外活動費の支給限度額を６５００円に戻す。

⑤ 国が就学援助項目に追加した生徒会費、ＰＴＡ会費とともに、必修化された武道にかかわる柔道着代などの体育実技用具費を就学援助費として支給する。

⑥ 入学前の3月に支給されることになった新入学準備金のさらなる拡充をはかり、せめて実際にかかる費用は支給できるように改める。保護者のニーズをふまえて適切な支給時期を引き続き検討する。

⑦ 夜間中学生徒への就学援助制度を引き続き行う。国の制度として夜間中学生の就学援助を位置づけるよう国に要望する。

4 教育活動の一環として実施する自然教室の食事代の公費負担を復活させる。社会見学など指導のために要する経費に該当するものについて公費負担を検討する。

5 小学校・中学校の給食費を順次無料化する。

（十）教職員の健康を守り、労働関係法が遵守される学校運営をすすめる。

1 教職員の長時間・時間外労働、学校の多忙化解消のために、抜本的な対策を講じる。

① ２０１７年10月に実施した勤務実態調査をふまえて２０１８年度中にとりまとめられる「教職員の働き方・仕事の進め方改革の基本的な考え方及び当面の方策」で、教員が授業や学級経営、児童生徒指導などの本来的な業務に専念できる体制整備を明らかにする。

② 給特法に基づき、教職員には時間外労働を命じない原則にのっとり、教職員の業務の精選、協業のあり方の見直しなどを進める。

③ 給特法に規定する限定4項目以外の業務を、勤務時間を超えて行わなければならないときは、労働基準法32条

第2項に基づいて割り振り変更を行い、違法な時間外勤務を行わせないようにする。

④　労基法、労働安全衛生法を遵守し、早急にＩＣカードによる始業と終業の時刻を適正に管理するシステムを実施する。

⑤　市教委として提出書類や研究推進校の募集枠の大幅な削減を行い、教師が子どもと向き合える時間を保障する。

⑥　教職員の負担として大きな比重を占めている、給食事務の公会計化（再掲）や２０１８年度から実施するとしている就学援助事務のシステム化を着実に実施する。

2　増加している学校現場でのパワーハラスメントを根絶するため、他の自治体でも進められている「パワーハラスメント防止指針」を作成する。

3　労働安全衛生法の規定にもとづいて、安全衛生委員会を定期的に開催し、過重労働の防止対策を実施する。産業医による職場巡視を行ない、当面、全校で年に1回行われるよう産業医の増員をはかる。

4　脳ドック、骨ドックの実施など教職員健康診断の項目の充実をはかる。

5　教育に成果主義を持ち込む管理職による人事評価はやめる。

6　管理職の民主的任用制度を確立し、全ての教職員に開かれた制度とする。

7　２０１４年7月4日付総務省通知「臨時非常勤職員及び任期付職員の任用等について」では、「再度の任用の場合であっても新たな任期と前の任期の間に一定の期間を置くことを直接求める規定は地方公務員法をはじめとした関係法令において存在しない」としている。ここからみても、臨時的任用教員の任用空白期間は実施しない。

8　臨時的任用教員の賃金・休暇などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。

9　市非常勤講師の賃金・勤務時間・交通費などの勤務条件を、同一労働・同一賃金の原則に基づき、早急に改善する。

10　政令市移管にあたり、市職員と同じ扱いにする理由で年休の時間単位の取得を廃止したが、教職員固有の職務や勤務態様の特殊性を尊重し、教職員の勤務条件や処遇などについて教職員と引続き協議をする。

11　政令市移管にあたり、住居手当などの諸手当が減額されたが、教員の人材を広く確保するためにも、教職員と引続き協議する。

（十一）教育委員会の権限を強化する。

1　教育委員会は、「政治的中立」を確保し、ひきつづき市長から独立して自主的に決定できる権限を拡大する。
2　教育委員会の権限に属する事務の決定を、市長は尊重し予算面での実現に努力する。
3　教育委員の公選をめざし、当面は準公選制を実施する。

（十二）中央図書館を含む市立図書館の整備を

東京都大田区は区立図書館が16館（1館あたりの人口4・48万人）、世田谷区も16館（同5・57万人）、稲城市は6館（同1・47万人）、町田市は8館（同5・40万人）あるのに対し、川崎市は分館含めて12館（同12・5万人）にすぎず余りにも図書館が少なすぎる。

1　周辺都市なみに図書館を大幅に増やす。せめて分館構想を復活させ、ブランクエリアに市民館・図書館分館をつくる。
2　移動図書館の充実をはかる。
3　子どもが自主的に活動でき、子育て世代も安心して子連れで過ごせる施設として、子ども図書館を川崎駅前などに整備する。
4　県立川崎図書館には、唯一無二の工業系の図書や雑誌、社史や公害裁判記録など貴重な蔵書がある。高津区のKSPへの移転に伴って外部倉庫に保管されている蔵書について市民にその内容を明らかにし、貸出しや閲覧、レファレンスができるよう県に要望する。
5　各区の図書館・分館の返却ボックスを休日だけでなく開館中も使用できるようにする。主要駅に返却ボックスを設置する。
6　各区の図書館・分館の利用状況に応じて開館時間を9時から21時までなどに延長する。
7　各区の図書館・分館の職員が一部民間委託になっている。図書館法の精神にてらして、書架整理や貸し出しなどは図書館機能の後退につながるものであり、民間委託をやめる。
8　各区の図書館・分館に専属の図書館司書を配置する。その際、他の業務と兼任させない。
9　閲覧、学習スペースを増やす。

10　蔵書購入予算を増やす。

第三章　いまこそ、国の社会保障切り捨てに抗し、市民生活を守る防波堤の役割を

安倍政権は、２０１５年度の「骨太の方針」で、社会保障予算の「自然増」を毎年５０００億円程度を抑えるという方針を決めました。この方針を実行するために、毎年のように制度の改悪によって国民には給付の削減や負担増が押し付けられてきました。

国の２０１８年度予算は、生活保護費の最大５％（平均１・８％）の削減、診療報酬の改定全体で１・19％の引き下げ（前回16年度に続き２回連続）などをはじめとした社会保障関係費の「自然増」の１３００億円削減など暮らしに冷たい予算となりました。

さらに２０１８年10月、財務省は医療では、75歳以上の窓口負担２倍に、介護では、要介護１、２の生活援助サービスを保険給付から外し、利用者負担を原則２割に引き上げ、子育てでは保育所・幼稚園などの給食費は無償化の対象外など国民全世代に激痛を与える新たな負担層と給付の抑制・削減を迫る改悪メニューを財政制度等審議会の分科会に提言してきました。

介護では、２０１４年度に「医療・介護総合法」、２０１６年度には「地域包括ケア強化法」の２度にわたり、介護保険の改定法をとおし、国民に負担増・給付減を押し付ける改悪を強行してきました。家族の介護のために仕事をやめる「介護離職」は社会問題となり、「介護難民」と呼ばれる「行き場のない高齢の要介護者全国的には数十万人規模にのぼるなど、介護をめぐる問題が、高齢者はもちろん現役世代にとって重大な不安要因となっています。２０１８年度からは、自治体に介護の切り捨てを競わせる「インセンティブ改革」を施行し、各自治体の「自立支援」「給付効率化」の達成度を国が採点・評価し、成果に応じて予算を加算する仕組みを導入しました。２０１８年度の介護報酬は「自然増」削減のための総額削減と同時に、要支援者や「軽度者」の「サービス卒業」を促すための報酬も導入さ

れました。

介護労働者の低賃金と長時間・過密労働のまん延などにより介護現場は深刻な人手不足に陥る事態も生まれています。労働条件の抜本的改善・担い手の育成・確保に国だけでなく、川崎市も特段の対策が必要です。

高齢者の住まいも「人権」問題として保障しなければなりません。特養ホーム待機者は川崎市でも３５５１人（２０１８・４・１現在）おり、やむを得ず有料老人ホーム、クループホームへの入居者も増えていますが、費用の負担が重く、利用できる方も限られます。低所得・低年金の人を含め、暮らし続けられる住まいの保障、家賃補助を含めて高齢者の住まいを確保する取り組みが必要です。

医療では、患者負担の引き上げ、保険外診療の拡大、後期高齢者医療保険料の値上げ、国民健康保険料のさらなる値上げにつながる「国保の都道府県化」、新たな病床削減の仕組みの導入など、医療制度の連続改悪が行われてきました。

国民健康保険は２０１５年に強行した法改定により、２０１８年度から「国民健康保険の都道府県単位化が実行され、県と市の共同運営となりました。今回の制度導入は「給付費の水準が高い自治体」「収納率が低い自治体」「一般会計から公費の独自繰り入れで保険料を下げている自治体」などを浮き立たせ、都道府県から市町村に、給付費抑制、収納率向上、繰り入れ解消を「指導」させるというのが、制度導入の狙いです。高すぎる保険料は住民を苦しめるだけでなく、構造的な危機となり、国民健康保険制度の根幹を揺るがしています。いまこそ、公的医療保険としての国の責任で国保制度を立て直す必要があります。さらに、自治体として、引き続き一般会計繰入も継続し、国保料の高騰を抑え、住民の負担軽減を図る努力が必要です。

川崎市でも65歳以上の高齢者は30万人を越えました。公的年金は老後の暮らしを支える柱です。ところが、安倍政権は「特例水準の解消」の名による年金削減、「マクロ経済スライド」の発動、物価・賃金の低迷を理由にした年金のマイナス改定など、年金の削減・目減りを強行してきました。しかし、安倍政権の年金削減は、これで終わりではありません。年金カット法は、現役世代の賃金指標がマイナスになった場合、低い方にあわせて年金をマイナス改定する「賃金マイナススライド」、各年度の「マクロ経済スライド」で削り残しがでた場合、その分を翌年度以降に繰り越し、物価・賃金が上がる年度をまとめて年金から目減りさせる「キャリーオーバー」という2つの年金削減の仕組みが導入され、２０１８年度から順次実施されています。

２０１８年は生活保護費も更に削減され、２０１３年からの総額は１４８０億円にものぼりました。10月からは食

費など日常生活費に充てる「生活扶助」を最大５％削減するものでした。生活保護の基準は「これを下回ってはならない」という日本全体のナショナルミニマムを示すもので、すべての国民の暮らしを下支えしているものです。最低賃金は生活保護基準との「整合性」に配慮するとされ、生活保護基準との比較で決定されることは多いのが実態です。就学援助や住民税非課税制度など低所得者向け施策の基準とも連動しています。その生活保護の基準が引き下げられることは、社会保障の暮らしを支える制度全体の後退につながる問題です。

いまこそ、憲法の理念に基づく「人権としての社会保障」を再構築する必要があります。社会保障はすべての国民に人間らしい生活を営むことを保障する仕組みなのです。

（一）地域包括ケアシステムについて

川崎市がいちばん力を注いで、とりくんでいる事業です。川崎市は国に先駆けてその対象をすべての地域住民とし、自助・共助・互助・公助で、住み慣れた地域で、自立した生活ができるよう医療・介護・日常生活支援が包括的に確保される体制として、保健福祉センター再編整備してスタートして二年目になりました。保健福祉センターのいままでの枠組みを外し、「総合調整機能」「地域支援機能」「専門的機能」に再編し、地域見守り支援センターを新たに設置しましたが、すべての住民を対象とすることで、それぞれの担当課で積み上げてきた専門性の継続と連携をどう発展させていくのか、それぞれに配置されていた専門職種が統合されましたが、人員増がなければ機能の推進はできないことがますます明確になりました。最終的には区役所が公的責任を果たすべきです。

1　従来、保健師ともっとも連携しながら業務を行ってきた助産師は、地区担当ではなく、「地域サポート」担当となり、２つの区を併任することになったが、各区１名の配置をして、助産師、保健師の増員をすることを以前から要望してきたが、依然として助産師を含めた全体配置については、検討課題になっている。地域包括支援センターとの連携の課題もあるなかで、一刻も早く人員増をする。

2　地域において、支援を必要としていても区役所まで行けない人への対応について、保健師を増員し、専門性を高めて教育を行い、アウトリーチを含む対応をすること。

3　「総合調整機能」の一環として「地域支援機能」としての人づくりの役目も持つとされているが、民生・児童委員との連携を図り、さらに民生委員への過度な負担を負わせないように公的責任はきちんと担保する。

4　「児童家庭課」は出産前から乳幼児期、学童期と成長過程に添って支援し、積み上げてきた「児童家庭相談サポート」の機能をしっかり継続すること。

（二）安心して暮らせる老後のために

２０１８年度第７期かわさきいきいき長寿プランが施行されました。２０１６年度に実施された川崎市高齢者実態調査報告書では、介護保険料について４人に３人が負担感を感じていました。第７期の介護保険料は準備基金を全額取り崩して、保険料にあてたものの、基準額で２８５円値上がりし、負担感は解消されませんでした。市の高齢者の約５人に一人がひとり暮らしという現状に対して、地域ネットワークづくりの強化として、支援の推進が掲げられていますが、その実効性が求められています。高齢者のみなさんはほぼ毎日外出している人の割合は50、８％（実態調査報告書）ですが、プランではさらに引き上げる目標が示されています。だとしたら、高齢者特別乗車証については、継続し、高齢者の負担は減らす方向でこそ見直すべきです。

1　後期高齢者医療制度は依然として継続している。高齢者差別のこの制度は廃止する。存続している間は、短期証の発行はしない。保険料のこれ以上の値上げはしないため、あらゆる努力をする。川崎市独自でも保険料、医療費自己負担の軽減制度を確立する。

2　特定検診の自己負担を無料に戻した自治体もある。川崎市でも無料に戻し、検診受診率の向上に努力をする。特定健診の検査内容を以前の老人健診の内容に戻す。

3　高齢者特別乗車証は高齢者の自立支援のためにも現行制度は絶対後退させない。さらに無料パスを復活させ、当面、応能負担とする。

4　高齢者医療費助成制度を復活し、74歳まで高齢者本人負担を１割とする。75歳以上の高齢者医療の窓口負担を川崎市独自策として無料とする。

5　高齢者の自立支援のため、身近に使える場所、居場所づくりをすすめる。さらに情報を提供する。空き家を活用した公共スペースの拡大に、市としても支援をする。

6　老人いこいの家の未設置３中学校区（今井・はるひ野・長沢）への整備を促進する。老朽化しているいこいの家

の改修バリアフリー化を計画的にすすめる。特に今井中学校区のいこいの家整備は町内会、老人会あげて渇望している。一刻も早い具体化を急ぐ。

7　高齢者の就労事業を拡大する

8　福祉住宅は存続し、増設する。

9　養護老人ホーム、経費老人ホームを拡充、整備する。生活保護者や低所得者も入居できるサービス付き高齢者住宅をさらに整備する。さらに、入居者の費用負担軽減などに向け、既存住宅の活用を登録事業者に促し、所得が低い高齢者でも安心して居住できるよう、制度構築に取り組むとしているが、その具体化を急ぐこと。

10　長寿祝い金制度を元にもどす。

11　「高齢者のしおり」の活用を促すために、高齢者のいる全世帯に配布する。

12　介護援助手当は対象者を要介護3以上とし、月額1万円を支給する。

13　生活支援ヘルパー制度は、介護保険の給付サービスだけでは在宅生活が困難なひとりぐらし高齢者世帯にとって、大切な制度である。今後も存続する。必要に応じて、利用範囲を拡大する。

14　食べることは、身体を維持する基本です。配食サービスは介護認定の有無にかかわらず、一人暮らし、高齢者世帯などで食事の用意が難しい人に安価で提供できるように支援をする。

15　認知症高齢者対策を充実させる。医療センター機能の充実とセンターの箇所数を増やす。

16　一人暮らし・高齢者世帯などでの孤独死をなくすため「高齢者見守りネットワーク事業」の拡充をはかる。

17　訪問理・美容サービスの一律自己負担をやめ、二千円を引き下げ、低所得者には無料とする。

18　全国調査と比較しても深刻な川崎市の介護人材の確保について、採用が困難な理由の第1が「賃金が低いこと」。川崎市でも独自に処遇改善策を講じる。

19　人生100年時代を迎えて、長寿のみならず、いかにして健康寿命を延ばしていくかが大きな課題になっている。そのためには健康づくり、介護予防は重要であり、75歳以上になっても、市民プール、トレーニングルームが無料で利用できる利用券を発行することは大きな励みになる。市単独で実現する。

20　すでに実施している市単事業である高齢者在宅福祉サービスはどれも必要なサービスである。今後も、削減したり廃止したりしないこと。

介護保険に関連して

「軽度」の人の介護サービス利用を制限する動きの強化など介護保険を使わせないため、安倍政権は介護保険の改悪を繰り返しています。２０１８年８月からは一定の所得の人の介護利用料負担を２割から３割に引き上げます。保険料は３年に１度値上がりする、利用料もあがってしかも必要なサービスも受けられない、という利用者を苦しめる改悪はやるべきではありません。

いま、介護のためにやむなくいったん仕事をやめる人も増え、その後再就職も難しい状況が社会問題になっています。介護に専念する時期が長期化するほど就職の機会は遠のいていくのが現実です。働きながら、介護をする上で不可欠なのは、安心して使える公的サービスです。せめて、入所申請してから１年以内に入れる施設整備、さらに必要なサービスが受けられる在宅サービス機能を充実させ、介護保険で充足できない場合には市単独事業で補完できるような仕組み作りがいまこそ必要です。

１　第７期介護保険事業計画の介護保険料の改定は、準備基金を全額取り崩して、保険料の改定をおこなった。しかし、負担感は大きい。国に対して、国庫負担金を増やすことを強く要望するとともに、一般会計から繰入を行い保険料を引き下げる

２　特養ホームの待機者は３５５１人（２０１８・４・１現在）と依然として多くの方が待機している。昨年10月と比較しても、要介護４以上が１６７４人と61人増え、なかでも「なるたけ早く入居したい」が、１３５７人と52人増え、重度の方の待機が深刻です。申請したらせめて１年以内に入居できることを目指して整備数を拡大すること。引き続き国有地・公有地・県有地の活用をすすめ、さらに民有地を市として確保し、待機者解消を目指す。引き続き多床室の整備をすすめる。

３　特養ホームへの入所が「やむを得ない場合」をのぞき、要介護３以上となった。認知症や障がい、介護者がいない又は介護者が高齢又は病弱であるなどにより支援が期待できないなどやむを得ない事由がある要介護１、２の方は特例的に入居を認めているということだが、その趣旨を周知する。

４　地域包括支援センターについて、それぞれの担当エリアの高齢者人口の増加が平均で１センターあたり、９００人の増加になっており、さらに高齢者人口の増加が予想される。相談活動、地域活動支援など業務量も増えている。条例改正を急ぎ、職員の増員などセンターの仕組み作りを進めること。さらに困難ケースを解決するためには

区役所職員との連携は欠かせない。区役所職員の増員をはかること。

5　総合事業について

①　事業費については、週単位から月単位に戻すこと。総合事業は現行相当サービスを基本に実施する。

②　最初からチェックリストで選別するのではなく、要介護認定申請を希望する人には申請を受理する。

③　介護保険の趣旨（自己決定）に基づき、利用者が生活支援サービスの提供者を選べるようにする。

6　低所得者の保険料・利用料負担の軽減は切実。介護保険料の利用料の軽減措置を制度として確立するように国に強く求めること。川崎市の利用料軽減制度もその基準を抜本的に引き上げること。横浜市では収入基準額は市民税非課税世帯で年間収入見込み額の合計は１５０万円以下であるが、川崎市では90万円以下となっている。せめて横浜市並に引き上げること。

7　２０１７年に成立し、２０１８年施行の「地域包括ケア強化法」では、介護保険制度の改定として各自治体の「自立支援」「給付効率化」の達成度を国が採点・評価し、「成果」に応じて予算を加算する仕組みを導入しました（自治体に介護の切り捨てを競わせる「インセンティブ改革」）。インセンティブで検討されているのは調整交付金の傾斜配分である。市は２０１６年の第1期「かわさき健幸福寿プロジェクト」から、「要介護度等の改善・維持に資する質の高いケアを提供する事業者にインセンティブを付与」するとして、プロジェクトに参加した事業所が「要介護度の改善」又は「ＡＤＬ等の一定以上の改善」があった場合の報奨金給付制度などを開始した。事業者が報奨金獲得に駆り立てられ、サービスの引き下げを引きおこしかねない、不適切な介護度引下げが行われないように指導すること。

（三）地域医療の充実をすすめる

川崎市は、１９９７年3月「かわさき健康都市宣言」をしました。しかし、病気の早期発見のための特定健診やがん検診の受診率は低く、健康寿命を延ばすためにも受診率の向上への取り組みが求められます。

川崎市国民健康保険第2期データヘルス計画（第3期特定健診等実施計画　平成30～35年度）では、２０１６年度の特定健診受診率目標は31・０％に対し、実績は26・２％でした。２０１６年度の全国受診率36・６％、神奈川県27・０％と比較しても低い状況です。また、特定保健指導実施率は２０１２年度実施率11・０％から２０１６年度４・

３％（目標値20％）と毎年下がり続けています。横浜市は、「受診率向上を最優先で取り組む」として２０１８年度から特定健診費用の自己負担を無料にしました。本市も特定健診費用の自己負担を無料にし、受診率向上の取り組みを求めます。

市長は「がん検診の受診率を政令市トップレベルに引き上げる」と約束しています。

川崎市は「第２期かわさき健康づくり21」計画（２０１３～２０２２年度）で10年後のがん検診の受診率の目標値を示しています。２０１５年度の実施率は、胃がん検診は目標15％に対し11・５％、肺がん検診30％に対し22・９％、大腸がん検診は30％に対し23・４％、子宮頸癌健診は30％に対し27・９％、乳がん検診は30％に対し24・７％です。受診率は無料クーポン券で受診できる子宮頸ガン健診、乳がん検診以外は、目標に対して大きな開きがあります。がん検診の受診料の負担を引き下げて、受診率の大幅改善が必要です。

胃がん検診制度を国の指針変更を理由に、内視鏡検査についてはこれまでの40歳以上年１回可を、２０１８年４月から年１回から２年に１回、２０２０年４月から対象を40歳以上から50歳以上としました。早期発見から逆行するものです、対象を40歳以上年１回に戻すよう求めます。

救急車（隊）は麻生消防署王禅寺出張所に１隊増隊されたが、国基準の必要数33隊に対して５隊も不足しています。２０２０年度に多摩消防署宿河原出張所に１隊増隊予定であるが、消防・救急体制の強化が求められます。

１　重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。小児医療費助成制度については、一部負担金、所得制限を撤廃し、通院対象年齢を中学校卒業まで拡大する。（再掲）

２　救急医療体制の充実をはかる。

①　中部小児急病センターだけが23時以降の深夜帯を開設していないため、この時間帯は中部地域から南部・北部のセンターまで行くか、受診をがまんする実態がある。小児科医師を確保し、中部センターの深夜帯の診療を早急に開設する。

②　川崎病院に設置されている南部小児急病センターを北部小児救急センターのように独立してつくるなどして、地域の小児科医師の協力を得られやすい体制にする。

③　休日夜間歯科診療所、在宅輪番制病院などの整備、拡充を図り、補助金を増額する。

④　小児を含む救急医療に対する補助金は、削減しない。

⑤　国基準より不足している救急車（隊）を増やす。

3　医師、看護師不足を解消する。

人口が増えているにもかかわらず、分娩できる産科病棟が少ない。少子化対策からも民間病院も含めて行政としての支援策を講じる。

②　医師、看護師が不足している小児科、産婦人科に、支援策を講じる。

③　市の看護師修学資金枠を広げ、貸与額の増額を行なう。

④　院内保育に対する助成を大幅に増やす。

⑤　離職している看護師を掘り起し、看護師不足を解消する。

4　医療施設を整備し、医療内容の向上と予防活動を前進させる。

①　市立病院での差額ベッドの拡大と差額料金の拡大は行わない。

②　中部を中心とした人口密集地域に、小児専門医療機関の整備を国、県に働きかける。

③　理学療法士、作業療法士養成機関の建設を県と協議してすすめる。

④　介護型療養病床の廃止を行わないことを国に働きかけるとともに、市としても、今後さらに老健施設を増やす。

5　子どものアレルギー対策に取り組む。

①　民間の医療機関でも、アレルギー検診が無料で受けられるようにする。

②　給食の安全やアレルギー対策、食教育の観点からも、一小学校に一人の栄養士の配置を国に要求する。実現するまで市単独でも対策を講じる。

6　市民の健康づくりをすすめる。

①　市が行なってきたがん検診の検査費用は元に（肺がん検診９００円から２００円に、大腸がん検診７００円は２００円に、胃がん検診は２５００円から１４００円に）戻す。がん検診の項目に、前立腺がん検診を加える。

②　20歳から隔年で行われている子宮がん検診は、毎年行なう。

③　40歳から隔年で行われている乳がん検診については、30歳に戻して、視触診とマンモグラフィを毎年行なう。

④　胃がん検診の内視鏡検査を、年1回に戻す。また、対象は40歳以上を継続する。

⑤　節目健診を拡充し、健診内容に肝臓がん健診（腹部エコーと腫瘍マーカー）を新設する。

⑥　基本健診が特定健診に替わったことにより後退させられた、これまで市が行なってきた基本健診の検査内容を復活する。また、特定健診の項目にのせられないものは、市の独自健診として行なう。

⑥　65歳以上の健診時、市単独で聴力検査を行なう。

7　特定疾患療養費補助金は復活する。B型肝炎、C型肝炎を難病指定するよう国に働きかけるとともに、市単独でインターフェロン等の投与についても支援する。

8　透析治療を受けながら社会への復帰を果たす。

①　人工透析患者の重度障害者福祉タクシー券は、５００円券が１６８枚支給されるが実態に合っていない。実態に合せ不足しているタクシー券を増枚する。また、福祉有償タクシーの台数を大幅に増やすことと、重度障害者福祉タクシー券の増枚を行なう。

②　透析患者が車いすでも通院出来るよう、福祉有償送迎サービス事業者への支援を含め、利用者の経済的、精神的負担の影響がなく、安心して利用できるよう支援を行なう。

③　「病院施設（透析施設）併設を備えた高齢者向け優良賃貸住宅」を増設する。

④　災害時透析患者支援マニュアルが定めるネットワークの通信訓練への参加は半数である、訓練参加の徹底を引き続き推進する。。

⑤　災害後の避難所において、ともすれば健常児と見られがちな透析者の特性を考慮した事前の要援護者登録の市内での徹底推進、および早期の透析再開を行えるよう、透析可能地域への集団移送方法を具体化する。

⑥　障害児者・透析者が負担なく医療が受けられるよう「重度身体障害者医療費助成制度（マル障）」については、今後も継続的かつ安定的に維持する。

⑦　東京都「災害時透析患者支援マニュアル」を参考に川崎市「災害時透析患者支援マニュアル」を作成し、市内病院及び、透析施設への配付と周知徹底を行なう。

⑧　災害時において透析治療が受けられない日数を考えると、避難所に低カリウム食品などの透析食が必要。避難所への透析食、医薬品、医療機器の安定的な供給が行われるようにする。また、透析施設への水・電気の供給を速やかに行なうシステムを構築する。

9　ＨＩＶ感染者・エイズ患者の医療とカウンセリングを充実し、エイズへの正しい知識を広げるための教育・広報活動をひきつづき充実させる。

10　在宅の重度障害者への訪問看護体制をひきつづき充実強化する。

11　繊維筋痛症の実態調査を引き続き行い、周知、サポート体制を強化する。

12　老朽化した休日診療所の改築を急ぎ、機能の改善を行なう。
13　子宮頸がんワクチンによる健康被害の救済については、国に求めるとともに、来年度以降も行なう。
14　肺炎球菌予防ワクチン助成額を増やし、県内一番の窓口負担（４５００円）を引き下げる。

（四）国民健康保険・年金制度を改善する

国民健康保険事業は２０１８年から県と市での共同運営になりました。国民健康保険は、他の医療保険に加入しないすべての人が加入し、「国民皆保険」の最後の砦として基盤的役割をはたしており、まさに国民健康保険制度そのところが、急速な高齢化や低所得者の増加など、構造的課題を抱えています。国保事業の都道府県化に当たって国は①公費による財政支援の拡充　②財政運営の都道府県単位化が示され、その中身は市町村は、地域住民と身近な関係の中、保険証の発行、保険給付、保険料の決定、賦課・徴収、保険事業等、地域におけるきめ細かな事業は引き続き担うなどされました。同時に、都道府県には「国保運営方針」の策定が義務付けられ「医療費適正化計画」による給付抑制、「地域医療構想」による病床削減など、これらの権限をすべて都道府県に集中し、強権的に給付削減を推進させることが狙われています。結局、国民健康保険事業を都道府県と市町村が共同で運営する事業としたのは、都道府県から市町村に、給付費抑制、収納率向上、法定外繰入解消を「指導」させるというのが、制度導入の狙いであることは肝に銘じなければなりません。

共同運営になった初年度、２０１８年度の改定では、神奈川県から示された標準保険料率により保険料額の試算を行うと、全ての世帯において保険料の増額となることがわかり、国も保険料に与える影響について十分に配慮をするようと法定外繰入を認めました。その方針のもと川崎市も一般会計から一定の法外繰入を保険料の上昇を抑えました。今後も法定外繰入の継続すること、国の財政支援である定率国庫負担金を保険料低減のために活用するなど低所得者層への負担軽減などをとることが必要です。

1　国保加入者の健康と命を守る国保に改善する。
①　国に対して、国保の総会計に占める国庫負担の割合を計画的に引き上げ、１９８４年度まで実施されてきた50％に戻すことを求める。

② 保険料のこれ以上の値上げは耐えられない。法定外繰入は継続して保険料の値下げをはかる。
③ 国保料を低額におさえ、医療費総額に対する保険料の賦課率を引き下げる。国民健康保険財政基盤安定化へ国庫補助金の大幅増額を要求する。低所得者層の保険料軽減のために、応益割・応能割の現行割合を35対65にもどす。
④ 国保料の減免規定を拡大し、ひきつづき減免制度のＰＲを徹底し納付相談窓口でも市民に徹底する。国保医療費一部負担減免制度を拡大し市民に徹底する。
⑤ 軽減対策として、市民税非課税世帯には所得割額を賦課しない。
⑥ 資格証明書は滞納の理由を精査し、一律的に発行しない。
⑦ 保険料滞納世帯に対する制裁措置、財産調査、差し押さえ等を無差別には行わない。短期証の方が滞納した保険料を誠実に分納している場合には、正規の保険証に戻す。
⑧ 35歳と38歳の健康診断事業について35歳から39歳と年齢を拡大したことは評価できます。しっかりとしたＰＲを行い、受診率を高めること。
⑨ 傷病手当金制度を新設する。
⑩ 組合国保の事務費を全額国庫負担とするよう引き続き国に要求し、市独自でも事務費補助を引き上げる。

2 年金制度の改善を求める。
① 最低保障年金制度を確立するよう国に働きかける。年金積立金は年金給付以外に使わないよう、引き続き国に求める。
② ２０１５年度から行われている「マクロ経済スライド」により、公的年金は大幅な目減りとなっています。さらに、政府・厚生労働省は「マクロ経済スライド」による「調整」を２０４０年まで続ける試算までだしています。老後の生活保障の土台である基礎年金を大幅に削りこむ、現行の「マクロ経済スライド」は中止するよう国に求める。
③ 年金の毎月支給を実現することを意見書として国に提出する。
④ 年金支給の受給資格期間が25年から10年になったことを周知する。

（五）低所得者、生活困窮者対策を強める

生活保護制度は、国民の生存権をまもる「最後の砦」です。生活保護基準は、国民生活の最低基準を具体化したものであり、住民税の非課税限度額、就学援助、最低賃金、国保・介護の負担減免、公営住宅の家賃減免など他の制度の基準とも連動しています。生活保護基準の引き下げは、憲法が保障した人権を国民から奪いとる攻撃にほかなりません。この間の貧困の拡大は、リストラによる雇用・賃金の破壊、地方経済や農林水産業の切り捨て、年金・医療の連続改悪など、歴代政権の悪政・失政が引き起こしたものです。

しかし、安倍政権は、２０１３年８月、２０１４年４月、２０１５年４月の３度にわたって生活保護制度の生活扶助基準の引き下げを行ってきました。その削減幅は平均６・６％にのぼります。さらに２０１５年７月には住宅扶助額の引き下げ、同年11月には冬季加算の引き下げが行われました。

２０１８年度は５年一度の生活保護基準の見直しが行われますが、厚生労働省は昨年末、生活保護費を引下げる方針を打ち出しました。

「貧困ライン」（等価可処分所得の中央値の、その２分の１の額）はＯＥＣＤ（経済協力開発機構）のデータ（２０００年～２０１５年）では、２０００年を１００として日本以外のどの国も（ドイツ１２５、アメリカ１３４、カナダ１６５など）「貧困ライン」は大幅に引き上がっている。「貧困ライン」が下がり続けているのは日本（84）だけです。「貧困ライン」が下がり続けているということは低所得階層の所得が下がっている訳です。今回の削減は、生活保護世帯の消費水準を一般家庭で最も低い所得階層の下位10％に合わせようという考え方に基づいています。生活保護を利用できる水準の方が受けていない人が多く（捕捉率20％以下）、この多数の人を含む所得階層の下位10％に水準を合せれば、際限なく引下がります。具体的な見直し内容は、食費や光熱費など「生活扶助」の支給額を３年で段階的に引き下げ、総額１６０億円、最大５％の減額になります。子どものいる世帯では、ひとり親家庭への「母子加算削減三歳未満児への「児童養育加算」、「学習支援費」はクラブ活動に限定、家庭学習で使う参考書・図書の支援は無くなります。安倍政権の「子どもの貧困対策に力を入れる」との矛盾が際立っています。

その上増税などによる物価上昇も加わり、生活保護利用者の生活は「２食を１食に減らした」「入浴は三日に一度」「孫への小遣いもあげられず、兄妹の葬式にも行けない」など極めて厳しい状態に置かれています。安倍政権は、さらに生活保護を「不正受給だらけ」のように描いて制度や利用者への攻撃を繰り返し、第１次安倍政権が廃止し、強い

批判を受けて民主党政権時代に復活した生活保護の母子加算を、再び切り捨てようとするなど、さらに生活保護制度改悪をすすめようとしています。また、小田原市で生活保護担当職員が「不正を罰する」などとプリントしたジャンパーを着て利用世帯を訪問していた問題も明らかになりました。貧困を増やしてきた政治の責任を無視して生活保護利用者バッシングを行い低所得者と貧困を競い合わせる―こうしたあり方を転換し、憲法や生活保護法に沿った生活保護行政をすすめることがいまこそ求められています。

川崎市の生活保護利用者は2万4114世帯、3万1153人（2018年6月速報値）にのぼっています。一方、生活保護制度の捕捉率は2割程度にとどまっており、必要な人が生活保護を利用できていない実態が続いています。市の体制を強化し、深刻化する子ども・子育て世代の貧困への対応をはじめ生活保護世帯への支援を強めることが必要です。生活困窮者自立支援法にもとづく「だいＪＯＢセンター」について、「就労するように、と強く言われた」「強制的に面接を受けさせられた」などの声が寄せられています。法の趣旨をふまえ、市民の要望にあわせて利用しやすくすることが必要です。

「生活保護のしおり」の改善が図られました。内容は、要望した憲法第25条の生存権が明記され、事務手続の流れ、不正受給の説明の削除、高校生のアルバイト代を収入認定から外せることの表記、また、漢字にルビが振られるなどです。ひきつづき、分かり易い生活保護のしおりの改善を求めます。

2015年5月に川崎区で起きた簡易宿泊所の火災は、川崎市の低所得者・生活困窮者の多くが「一時的な宿所」であるはずの簡易宿所を、事実上の住居として長期間生活している状況を明らかにしました。川崎市が、廉価で安全な住宅を確保することをはじめ、すべての人に健康で文化的な生活を営む権利を保障する立場で、低所得者・生活困窮者対策を充実させることが求められています。

1　生活保護基準引き下げをやめるように国に求める。生活保護世帯への支援を強める。

①　これ以上の生活保護基準の引き下げを行わないよう国に要望する。

②　老齢加算を復活させ、引き下げた生活扶助・住宅扶助基準を元に戻し、削減された冬季加算を元に戻すよう国に要望する。

③　後発医薬品使用を生活保護法第34条第3項で医師等が後発医薬品を使用できると認めたものについては、可能な限り使用を促しその給付に努めることとされている」を理由に、事実上、強制的に行われている。止めるよう

国に要望する。

④　生活保護は憲法に保障された国民の権利であることを、広く市民に知らせる活動に取り組む。

⑤　生活保護利用者の就労支援を実態に合わせて強化する。メンタルの不調など、個々の状況にあわせて就労プログラムへの参加を強制しない。

⑥　生活保護世帯の医療費の保険外負担について助成を拡大する。福祉事務所に医療券を発行してもらわなくとも診察を受けられるようにするために、健康保険証のような医療証制度を作るよう国に要望する。

⑦　２０１８年４月以降に保護を開始された人は場合は一定の条件を満たす場合にエアコン等の冷房器具購入費（上限５万円）と設置費用の支給を認められたが、３月以前に保護を開始された人には適用されずない。３月以前に保護を開始された人にも適用するよう国に求める。また、エアコンが壊れた時の修理費又は買い替えも「住宅維持費」として認めるよう国に求める。

⑧　川崎市が行なっていた、以下の生活保護世帯への福祉施策を復活、充実させる。

ア　夏季・年末慰問金（２００３年度廃止）

イ　上下水道料金の減免（２００６年度廃止）の復活と、非課税世帯への拡大

ウ　入浴券の月４回の支給（２００６年度廃止）

2　生活保護ケースワーカーを増員し、「水際作戦」をやめて丁寧な対応を行なう。

①　川崎市の生活保護ケースワーカーの配置状況は、一人当たり82・9世帯（２０１８年４月現在）であり、社会福祉法が定める「一人あたり80世帯」という標準を上回っている。福祉事務所ごとの一人あたりの担当世帯数は、川崎（86・4）、中原（85・2）、大師（84・5）、幸（82・3）、宮前（82・1）、田島（82・0）、高津（81・4）、多摩（80・0）、麻生（78・7）と9福祉事務所の内、麻生以外は標準を超えている。また、産休・育休のケースワーカーは期間限定での正規職員、臨時職員を代替している実態がある。標準を満たすようケースワーカーを増員する。

②　「生活保護制度は、憲法25条に定める生存権を保障する制度であり、生活保護の申請は国民の権利である」という立場から研修を行い、ケースワーカーの権利意識や法的知識の向上に努める。

③　受付窓口で相談者を追い返すような「水際作戦」をやめ、親切に相談に応じる。親族による扶養を前提とするような対応をしない。住宅扶助の引き下げにもとづく転居などを強制せず、対応を丁寧・柔軟に行なう。

④　暴力団対策・「不正」受給対策などとして行なっている警察官ＯＢの採用はやめる。

3　悪質な業者による「貧困ビジネス」が横行しないよう、きめ細やかな防止対策を講じる。

①　無料低額宿泊所および法的位置づけのない同様の「無届け施設」等について、消防法・建築基準法の適合状況および居住者の生活実態・利用状況などについて調査を行なう。

②　工場・店舗の跡地や倉庫、マンションやアパートなどを利用して、狭い部屋に生活困窮者を住まわせて生活保護を受けさせるという「貧困ビジネス」が広がっている。こうした施設の実態調査を行なう。

③　簡易宿泊所、第2種社会福祉事業宿泊所、法的位置づけのない「無届け施設」に居住する生活保護利用者が、劣悪な環境で生活し続けることのないよう、生活支援と居住支援を徹底する。

④　「社会福祉法にもとづく第2種社会福祉事業に係るガイドライン」について、利用者の生活の質の向上の面と、地域住民の要望にこたえる面から、適宜見直しを図る。

4　生活困窮者への支援を強める。

生活資金貸付制度を生活困窮者の生活実態に即して運用するとともに、額の引き上げを図る。

5　子ども・子育て世代の貧困への対応を強め、「貧困の世代間連鎖」を断ち切る（再掲）。

①　中学生向けの学習支援について、部活動を終えた後にも参加しやすいよう、時間や場所、スタッフの配置などの対応をはかる。

③　貧困から子どもを守る支援策として、生活保護世帯の卒業アルバム代補助を復活させる。就学援助世帯へのメガネ支給、社会見学等の実費支給補助を復活するとともに、補助範囲をＰＴＡ会費、生徒会費、体育実技用具費等にも拡充する。（再掲）

（六）ハウジングプアー（ホームレス）への支援を強める

低賃金の派遣・期間工などの労働者を大量に生み出した労働者派遣法の改悪や、社会保障制度の連続改悪により、ホームレスとなる人が増えています。川崎市は市内のホームレスを前年比41人減の３００人（２０１８年1月調査・7月発表）と発表していますが、これには「ネットカフェ難民」「ファミレス難民」など、事実上住居を失って生活している方は含まれていません。市内ホームレスの生活実態調査（２０１６年10月調査・5年に1回実施）の個別面接

調査では、路上（野宿）生活に至った理由では「仕事が減った」15・6％、「病気・ケガ・高齢で仕事が出来なくなった」10・3％、「家賃滞納」9・4％、「倒産・失業」8・3％などの実態が現れています。また、60歳以上が72・4％（前回56・6％：2012年1月調査）、期間が5年以上65・2％（前回56・7％）、健康状態は「悪い」41・1％（前回38・5％）と高齢化、長期化と健康悪化の傾向があります。失業者を支援する制度を強化すること、社会保障を拡充することが求められています。2015年5月に川崎区で起きた簡易宿泊所の火災事故は、住居を失った生活困窮者の生命を守る対策が急がれることを示しました。

市内3カ所の自立支援センターの定員は145名、個室は34室と少なく他は3～5人部屋でプライバシーが守られていません。機能を充実させ、健康管理とともに就職支援・生活支援を根気よく行なうことが必要です。

1　市独自に、公園の清掃や道路の管理などの公的就労事業を充実させる。臨時的な就労の場を確保する。
2　年末年始や連休などにおけるホームレスの緊急援護措置のための宿泊施設を充実させる。
3　寝たきり状態や認知症など要介護状態で発見される高齢のホームレスの受け入れ体制をつくる。福祉住宅・特養ホームに、こうした高齢ホームレスに対応する枠をつくる。
4　ホームレス状態にある人が生活保護を受ける際に、安易に簡易宿泊所を紹介するのではなく、民間賃貸住宅等への直接入所をすすめる。
5　自立支援センターを退所した人が安定的な地域生活を送れるよう生活支援を強める。「アフターケア事業」の定員を大幅に増員する。
6　自立支援センター利用者から「「夏場は冷房があるのに使われず暑くて眠れない」や「食事内容が悪い」などの声が聞かれる。自立支援センターの生活環境が劣悪なため、入所を辞退・断念する事例が後を絶たない。これらのことにより入所者の就労のための活動に支障をきたしている。食事の充実、冷暖房の利用促進、門限や入浴時間の柔軟な設定など、円滑な自立ができるようにセンターの運営をあらためる。
7　自立支援センター利用者から「居室が相部屋のため盗難が不安で安心して休めない」との訴えが相次いでいる。個室化を図る。
8　住宅セーフティネット制度の活用や、借り上げ住宅、市営住宅の確保・充実など、安心してくらせる住宅の確保に努める。

第四章　障がい者・児の基本的人権を守り、障がいの有無で分け隔てされない、共に生きる社会へ

２００６年12月国連総会で障害者権利条約が採択されてから7年かかり、２０１４年1月20日、日本は障害者権利条約を批准しました。障がい者の権利実現への強い願いを受け、障害者差別解消法など一定の国内法の整備を行った上での批准でしたが、現実には依然として障がい者の暮らしは厳しく、権利を保障するための課題が山積しています。

重大なのは、「応益負担」「障害支援区分」によって、重度であればあるほど負担が重くなる制度がいまだに残っていることです。これは、２００５年から施行された障害者自立支援法で、それまでの措置制度をなくし応益負担を導入したことから起きた問題です。自立支援法は違憲であるという訴訟が起きました。２０１０年1月、政府と障害者自立支援法違憲訴訟団が自立支援法を廃止する基本合意を結び、和解。２０１１年8月には、基本合意に基づいた新たな制度へと踏み出す「骨格提言」が作られ、解決するはずでした。ところが２０１２年に成立した総合支援法はその合意を踏みにじり、「応益負担」「障害程度区分（現在は『障害支援区分』）」が残り、２０１６年5月の改正でも改善されませんでした。自民党政権は基本合意を履行するつもりも、骨格提言を実現するつもりもありません。障がい者福祉を充実することは、障がいのある方たちにとって生きる命綱です。障がいの重さに比例して応益負担を求めることは根本的な誤りです。

さらに軽度の難病患者の医療費助成を打ち切り、障害者年金も「軽度」と判定されると打ち切るなど、あまりにも冷たい仕打ちが続きました。障がい者年金の打ち切りは撤回され、さかのぼって支給されることになったのは当然です。これ以上の福祉切り捨ては許せません。国政の転換を強く求めるものです。

国がこうした悪政を行なうときこそ、地方自治体は福祉を充実し、防波堤となるべきです。その立場から、私たちは議会において、市独自で障がい者の方々の負担軽減の施策をとるよう、繰り返し求めてきました。

阿部前市政は、長く続いた革新市政時代に築かれた充実した障害者福祉施策を、４次にわたる「行革」で次々と削減してきました。２０１３年に当選した福田市長は、阿部前市政で削減された福祉施策を復活させることなく、２０１３年度には障がい者のバス乗車券交付事業を「ふれあいフリーパス」へと移行する際に、それまで無料だった軽度

の障がい者と、障がい者の付き添いの方を有料にしてしまいました。また、２０１５年度には通所施設への定率加算を10％から５％へと半減させました。約３億円に及ぶ大幅カットで、それぞれの施設は大打撃を受けています。

２０１７年の市長選挙で再選された福田市長は公約で、「『かわさきパラムーブメント　多様性こそ可能性』障がい者の多様な働き方を生み出し、付加価値の高い製品・サービスを開発し支援する取組を進めます。※障害者優先調達件数を２倍増　※障害福祉施設から一般就労移行者数を25％増以上に。障がいのあるないに関わらず、スポーツや文化芸術を通して、一緒に利用できる施設や機会を増やします。人種・障がい・性別・ＬＧＢＴｓなどあらゆる差別の根絶を目指す施策を進めるとともに、条例制定を提案します。」とかかげました。市長は「かわさきパラムーブメント」について、「障害のある人もない人も、お互いを尊重しながらともに支え合う、自立と共生の地域社会の実現に向けて、市民の皆様と大きく前に進むチャンス」「社会変革を起こしていく最大の好機」と打ち上げましたが、差別解消の具体策も、障がい者福祉の前進もなく、ただ抽象的な言葉だけが踊っています。障がい者専用のスポーツセンターの整備は、２０１８年第２回定例会で市議会として決議もあげました。市長はこれを実行すべきです。

２０１７年４月から障害者差別解消法が施行され、差別は禁止され行政は合理的配慮を行うことが課されるようになりました。しかし川崎市は、具体的な差別の解消に有効な目に見える手立てを取っていないのが実態です。その一方で「自助・互助・共助・公助」が強調されるようになっています。自助を第一にするという考え方は公的機関に社会的障壁の解消を義務化した権利条約の精神からはなれ、経済力の違いによって受けられる支援がちがうなどの差別を生む懸念があります。障がいのあるなしにかかわらず、この町で豊かに安心して生きていくことができる川崎にするために、だれでもどこでも公的な支援をうけられるよう、川崎市が行なう事業、予算を抜本的に増やすことを強く求めます。

２０１８年３月、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第１次実施計画」が策定され、公設の障がい児者施設32施設中17施設を民設化すると発表されました。主な理由は公設の施設のほとんどが指定管理であり、指定管理制度は「指定管理期間ごとに指定管理者が変更となる可能性があり、長期的な視点に立って職員確保や人材育成を行うことが難しいなどの課題」がある（健康福祉局長答弁）というものです。指定管理制度の問題点はかねてより指摘してきましたが、やはり福祉には効率化はなじまず、行政が根底から支えなければならないものです。福祉施設は基本的には直営で運営すべきであり、やむなく民営化するものについても、建て替え費用も含め、必要な予算措置を行うことを強く求めます。

地震、豪雨被害など、自然災害がつぎつぎと起きています。障がい者の不安はかつてなくおおきいものです。災害時の障がい者への対策の強化を求めます。

２０１６年７月には、相模原市の障がい者施設で殺傷事件が起こりました。事件から２年がたちましたが、いまだにその時受けた衝撃は深く残っています。多くの障害者や家族の皆さんが危機感を強めたのは、障がい者など社会的弱者や少数者への差別や偏見、排除の社会的風潮が強まっているなかでの事件ではないのか、ということです。自民党・安倍政権がそうした風潮を助長していることは重大です。「経済的な効率」「成果」『生産性』などで人を評価することがあってはなりません。障害のある人もない人も尊重され、多様性な生き方ができる社会を実現していくことが必要です。

１　障がい者の権利を守る取り組みについて

①　障害者差別解消法に基づいて自治体が差別解消に率先して取り組む仕組み作りをする。

ア　人権一般の条例ではなく、障害者差別解消法の精神を生かした「障がい者差別解消条例」を制定する。制定にあたっては当事者の声をよく聞く。

イ　障害者差別解消法の施行により、市は「対応要領」を作成し、そのなかで、差別や合理的配慮の具体例を例示しているが、２０１６年３月に作成して以来更新されていない。当事者がどんな時に差別を感じたか、どんな配慮をしてほしいのかを事例として集約し、実態と対応策を事例集として公表し、民間企業にも参考にしてもらうようにする。

ウ　障がい者が差別されたり、権利を侵害されたときに相談する窓口をつくる。差別解消法では、相談窓口を明確化することになっているが、川崎市の対応要領では、差別があったとする当該部署が相談窓口になっており、これでは相談などできない。かつてあった「かわさき障害者１１０番」のような障がい者の権利を守るための相談窓口を新設する。障害者差別解消法や対応要領を市民に周知するチラシが作成され、そこには健康福祉局障害計画課と各区役所高齢障害課の連絡先が入っているが、少なくともこのチラシを大量に普及する。

エ　障害者差別解消支援地域協議会は、障害者施策審議会の専門部会として設置され、年に２回開催されている。「相談への迅速かつ適切な対応、紛争解決に向けた対応力の向上、権利擁護に関する意識のＰＲ」という役

割を発揮できる運営にする。

② 成年後見制度の普及は喫緊の課題であり、様々な機会に周知を図る。後見人等の報酬に対する助成が減額され、低所得者の負担が大きい。低所得者への助成額を増やす。

2 障がい者の暮らしを支える施策を充実させる。

① ２０１１年に川崎市心身障害者手当の対象者を重度重複障がい者に限定し「特別障害者手当」としたが、もとの「心身障害者手当」とし、対象者を元にもどす。

② 応益負担制度をなくすことを国に求める。

③ 収入認定は配偶者があっても障がい者本人とする。

④ 障害支援区分によってサービスの種類や支給量を制限する制度を改めるよう、国に働きかける。

⑤ マクロ経済スライドにより、障害者年金の削減や上昇の抑制が行われている。物価が上がるのに年金が上がらない仕組みをやめるよう国に強く働きかける。２０１７年４月以降、軽度と診断されたために障害者年金を打ち切られた方が確実に復活されているか、市として調査する。復活されていない人がいる場合、対応を国に求めるとともに、市として救済策を講じる。

⑥ 医療について

ア 低所得1、2の方の医療費は、自立支援医療を無料にする。市民税（所得割）が3万3千円未満の方は上限月額2万円、23万5千円以上の方は上限月額4万２００円となっているが、これを引き下げる。２０２２年４月から所得税（市民割）23万5千円以上の方の上限額を撤廃することになっているが、これをやめる。

イ 重度障害者医療費助成制度における一部負担金の導入は引き続き行わない。（再掲）

ウ 精神障がい者は、精神福祉手帳1級の通院のみが重度障害者医療費助成制度の対象となったが、手帳所持者の5割が2級でり、2級の方たちの医療の重要性は変わらない。また、入院の負担はとても大きく、2級の方の通院と1・2級の方の入院も対象とする。

エ 知的障がい者がけがや病気で入院しなければならなくなったとき、多床室では生活できないため個室にならざるを得ない。この場合の差額ベッド代は、医師の判断による個室の利用ということで無料にするよう徹底する。

オ　入院時の介護者派遣制度について、２０１８年度から最重度の障がい者には入院時のコミュニケーション支援は行われるようになったが、依然として身体介護などのためのヘルパーの派遣は認められていない。市として訪問介護サービスの対象に入院している障がい者をくわえる。

カ　難病法の施行により、２０１５年度から「軽度」と診断された難病患者に対する医療費助成は認められず、２０１８年４月にはこれまで受けていた方たちに対する経過措置が打ち切られ、助成がなくなった。川崎市ではどれだけの人が助成打ち切りになったのか実態を調査する。軽度と診断された難病患者を市として把握し、少なくとも重度になれば医療費助成が受けられることを周知する。２００５年に打ち切った川崎市独自の難病患者療養費制度を復活させ、生活を支援する。

⑥　障がい者が65歳になると介護保険制度に強制的に移行させられる「65歳問題」は、それまで障がい福祉のサービスを無料で受けられた人が、介護保険事業に移行することにより利用料が１割となり、たいへんな負担になる問題である。川崎市はこれまでどおり、障がい者として必要なサービスは障がい者の制度で利用できるようにする。

3　相談支援体制の充実を

①　区役所の障がいの窓口が高齢障害課となり、窓口はいつも混雑し、職員は受給者証の作成と変更に追われている。いっぽう、高齢者も障がい者も子どもも対応するという地域みまもり支援センターも人が足りず、障がい者のアウトリーチにまで手が届いていない。高齢障害課に障がいの専門知識を持つ職員を増員し、相談に来られない人や福祉を十分に受けていない人を見つけ支援につなげるなどのアウトリーチをおこなえる体制にする。

②　相談支援事業について

ア　相談支援センターは、その人のライフプランや障害の状況に合わせた個別の対応が長い期間にわたって必要であり、相談者が増えている現状では、各区で基幹型１ヵ所、地域型３ヵ所ではまったく足りない。オーバーワークで職員が辞めていく事例も出ている。箇所数を直ちに増やす。相談員は、地域型には、非常勤一人分の増員が図られたが、継続性の確保のために、基幹型、地域型とも正職員の増員を図る。各区に整備している多機能拠点整備型の通所施設には、24時間対応の相談支援機能を付加する。

イ　基幹型は、24時間３６５日相談を受けることになっているが、現状では夜間に携帯電話に出ることができる

だけで、とても訪問などはできる体制ではない。人員を増やして夜間体制を作り、緊急の相談があった場合訪問ができるようにする。

ウ　専門性からも相談の多さからも、精神障がい専門の相談窓口はどうしても必要である。各区に1か所精神障がい専門の相談センターをつくる。地域活動支援センターA型はかつては相談支援活動を行っていたが、制度改編で、センター利用者に限ってしまった。これを精神障がい者の相談支援センターとして復活させる。

エ　相談支援センターは、3障がいすべての相談を受けるとしているが、それぞれ、その分野独自の知識と経験が必要であり、とりわけ精神障がいの相談は専門性が高い。精神障がい者の相談が急増していることに対応するため、基幹型及び地域型相談支援センターに精神障がいの専門相談員を配置する。

オ　サービス等利用計画書は作成の際、ケアマネジメントが行わなければ、単なる一時的なサービス支給決定にすぎない。現状では「セルフプラン」が多く、ケアマネジメントが不十分である。指定特定相談支援事業所の箇所数を増やす。増加しないのは報酬単価が低くて運営できないためであり、独立して運営できるよう、報酬単価の引き上げを国に求めるとともに、市として加算する。

4　障がい児の豊かな育ちを保障する対策を

①　児童の福祉サービス利用料は、親の収入にかかわらず無料にし、経済的理由で早期発見、療育が遅れることが絶対にないようにする。

②　療育センターは継続した安定的な運営が求められる。指定管理制度では効率化が求められ、結局必要な運営費が足りなくなる事態を引き起こす。行政としてのスキルの継承という点からも指定管理制度を導入している公設の療育センターを直営に戻す。南部地域療育センターについては、直営に戻すことを求めるが、当面、不祥事の解決のために、社会福祉法人川崎市社会福祉事業団は、第3者を含めた検証を踏まえ、しっかりと再発防止や改善を行うとともに、利用者が不安にならないよう現在の職員の体制を維持し、事業の継続には万全を期す。

③　障がい児の在宅サービスの充実を図る。

ア　障害児者日中一時支援事業はどれも利用希望がたいへん多い。箇所数を増やし、毎日希望するときに利用できるよう整備する。

イ　放課後等デイサービスは２０１８年４月の報酬改定で、重度障がい児を半数受け入れなければ報酬が１割も低くなる。報道では「８割の事業者が減収となり、経営危機に直面している」「経営難で閉鎖した」などといわれているが、本市の実態は明らかにされていないので、緊急に調査する。人員体制が取れないなどの実態がある場合は、市として体制加算を行う。

④　児童の移動支援は学齢期からという制限をなくし、幼児期から対象にする。利用料が、生活保護及び市民税非課税者以外は10％で、とりわけ親の就労を理由とする場合は50％、上限１万円というのは負担が大きい。利用料は無料にする。

⑤　障がい児・者生活サポート事業（あんしんサポート・障がい児ファミリーサポート・障害児重度訪問支援）の生活支援と家事援助の対象となる支援策を増やす。あんしんサポート事業は、５時間以上利用しても、時間に応じて報酬が増えるようにする。その場合利用料にはね返らないよう補助する。あんしんサポートの報酬単価を生活サポート並に増額する。

⑥　医療型障害児入所施設＝ソレイユ川崎の職員の労働条件を改善し、職員体制を強化する。重症心身障がい児入所施設を高津区以南に新設する。

⑦　医療的ケア児を受けられるショートステイの利用要望がたいへん多いが、ソレイユと市立病院にしかなく、今の職員や施設の体制ではこたえられない。ソレイユにおいて定員通り受け入れられる体制をつくる。他区にも設置する。

5　地域生活支援の充実を

①　２０１５年度に強行した、定率加算の５％削減を元に戻し、10％とする。国の報酬単価はマイナスであり、消費税の増税もあり「報酬単価が上がっているから加算する必要がない」という理屈は成り立たない。今後も、市の独自加算を削減しない。

②　「第２期障害者通所事業所整備計画」の計画のペースでは高等部卒業後の「在宅ゼロ」の継続があやういだけでなく、卒業後一度は入所しても、その後やめてしまった人たちを含めると通所施設は現状でも足りていない。切望されているショートステイの増設を急ぐためにも、生活介護事業所の建設を前倒しで実行する。多機能拠点整備型として整備するのだから、この中に24時間対応の相談支援事業を組み込む。（再掲）。川崎区、中原区、宮前

区以外は、用地が確定していない。公有地を活用するとしているが、市有地のみならず、県有地、国有地を取得し、土地を確保する。

③　地域活動支援センターを、設置希望には予算を増額してすべてこたえて、増設のテンポを上げる。

④　夕方支援は、請願の採択を受け、一時預かり事業を継続して行う仕組みで始まることになった。事業の検証を行う。

⑤　自立支援法以来問題になっている、日割り計算の弊害をなくし、通所施設の運営を安定化させるため、市として家賃、人件費などの固定費に補助する。

⑥　ショートステイについて

ア「第2期障害者通所事業所整備計画」をショートステイの増設を急ぐためにも、前倒しで実行する（再掲）。

イ　介護者が入院などした場合に対応するため、1カ月、3カ月といった「ミドルステイ」の制度をつくる。

ウ　医療的ケアの必要な障がい者のショートステイについて、医療機関における重症心身障害者のショートステイの枠を広げる。２０１９年度開設の井田地区の特養ホーム内に12床、２０２０年度開設の福祉センター跡地利用施設における障がい者入所施設に10床程度確保するショートステイは、医療的ケアが必要な障がい者の受け入れを可能にするとのことであるが、井田地区は高齢者に限られるため、さらに拡大が必要である。当面、桜の風の看護師を増員し、夜間の体制を作って受け入れを断らないようにする。北部地域にも整備する。

⑦　補装具のソフトコルセットの申請時に必要なレントゲン写真を撮るのに、横浜の療育センターまで行かなければならない。市内の療育センターなどで撮れるようにする。

⑧日常生活用具に紙おむつだけでなく「おしりふき」を加える。

⑨　特殊な車いすや重度障がい者が意思表明をできるＩｏＴを活用した機器など、技術の進歩を取り入れて社会参加をする障がい者のために、市内のリハビリテーションセンターに、こうした機器を作成する工学的な施設をつくる。

6　住まいの支援について

①　グループホームについて

ア　入所施設が少ない本市においては、安心して生活できる住まいを提供するためにグループホームの増設は欠

かせない。ニーズに合わせ整備数を抜本的に引き上げる。

イ　グループホームの6割は北部地域となっている。南部地域に増設し、地域差をなくす。

ウ　グループホームの家賃が高く運営に影響している。市営住宅をグループホームとして積極的に活用する。市営住宅を新築する際には、グループホーム仕様の住戸を組み込む。

エ　グループホームは、利用料を日割で計算するため、利用者が入院したり土日に帰宅すると事業者の収入が減り、市が単独加算（入院時加算と家賃補助加算）を行っていてもなお、運営が厳しい。しかも２０１８年度の報酬改定で、グループホームの報酬が一日あたり10円から１７０円も下げられた。この分の減額を補う加算を市として行わないと、運営は本当に厳しい。固定費に見合う市単独の補助を増額する。

オ　市の世話人体制確保加算と新規開設、増築した場合の初期加算を増額する。

カ　夜間の泊まりを夜勤として対応できるよう、夜間支援体制加算を抜本的に増額する。

キ　自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、共同住宅の一部を借り上げているグループホームの運営に支障をきたしている。設置できずに契約解除になったホームがある一方、設置義務の負担が大きく、新たな契約ができない事態も起きている。各法人の努力だけに任せず、市として不動産協会などと連携して、補助制度も紹介するなどの協力を行い、火災警報設備のあるグループホームを確保する。

ク　身体障がい者が入所できるグループホームの整備を強力に推進する。視覚障がい者、聴覚障がい者専用のグループホームを建設する。

ケ　新たに「日中サービス支援型」という24時間対応のグループホームをつくる仕組みができた。重度障がい者や高齢障がい者の住まいとして整備できるが、まだ参入する事業者がいないとのことである。希望者はかなりいると思われるので、事業者の実情をよくつかみ、必要な支援を行って整備する。

コ　陽光ホームは、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」で建物が老朽化し利用できなくなった際には廃止することとされた。陽光ホームは、入所施設陽光園を廃止する際、地域移行を希望する入所者がグループホーム、ケアホームになじめず不適応を起こしても入所施設に戻る仕組みをつくり、アフターケアを行う施設として、「相談支援の充実を図るための生活支援センター機能や、地域生活を希望する入所施設利用者などに対する体験的利用機能を整備」（２００８年6月委員会答弁）した経過がある。だからこそ、市内唯一の公設で指定管理のグループホームとした。その実績を生かし、入所施設利用者の体験入居や、入所

施設から地域移行した方のアフターケア施設としての役割をもたせた公設グループホームの役割をもたせ、廃止しない。

② 入所施設について

ア 福祉センター跡地活用施設に整備される特別養護老人ホームには、高齢聴覚障がい者専用のフロアを作るが、視覚障がい者も受け入れる。

イ 授産学園つばき寮について、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」で建て替えに支援が行われることとなったが、「計画調整や行政手続きに相当の期間を見込」むとして、今後10年以上検討期間となっている。あまりにも遅い。集中的に検討して建て替えを急ぐ。それまでの間、修繕費を抜本的に増やし補助する。建て替えに際して定員を増やす。

ウ 柿生学園は老朽化が深刻であり、建て替えの具体化を急ぐ。建て替えに際し定員を増やす。民設化にあたっては、経営に支障がないよう十分な支援を行う。

エ トイレに和式が残っている、リフト付きの入浴施設がないなどの施設は、直ちに改修を行う。和室はフローリングに改修する。

オ 看護師が24時間常駐していない施設は夜間の体調の急変に対応できない。ただちに配置する。「みずさわ」では警備員の人件費を看護師にまわしたとのことである。警備員もきちんと配置する。

カ 人手不足はどこも深刻になっている。各入所施設の施設職員の待遇を改善し、人材確保の支援を強化するために市の補助金を抜本的に増額する。

③ 特別養護老人ホームの障がい者受け入れにあたっては、介護保険では1割負担が発生するので、利用料補助を行う。障害者の支援ができる職員を抜本的に増やして配置する。

④ 高齢の親と障害を持つ子が同居できる廉価な住宅を整備する。

7 雇用・就労支援

① 障害者優先調達法の施行により、２０１３年度から実施されている「川崎市障害者優先調達推進方針」の調達目標は「平成26年度の実績を上回ること」とされており、この目標では全庁あげて優先的に調達しようという立場には立てない。長期的展望も持ち、確実に調達量が増える目標を設定する。

② 障害者優先調達法に基づき、庁内で実際にどういう仕事を調達するかは各局の現場に任されているため、どういう発注を行なえるのかわからないと、仕事は広がらない。「障害者就労施設等の物品買入れ・役務提供情報リスト」「障害者就労支援施設等紹介シート」を活用するよう各局に働きかけるとともに、それぞれを充実させる。

③ 障がい者の市職員への雇用枠を増やし、年齢も拡大する。仕事の内容を障がいの特性にあったものに工夫することでさらに枠が広がる。事前に相談する体制をつくる。

④ ２０１８年度から精神障がい者の雇用が義務化された。各種の支援制度を企業に紹介するなど、積極的な雇用対策を行う。

⑤ 市のチャレンジ雇用の定員を増やす。その際、個別の障がいの専門知識を持った人をコーディネーターにし、一人一人に最適の職種をさがすとともに、現場でも適切なアドバイスを行なう体制をつくる。

⑥ 就労援助センターでは、登録者が増えている一方、なかなか就労先が決まらず、援助する職員が足りなくなっている。センターを各区１ヵ所に整備する。職員を増員する。

⑦ 市自身が、しごとセンターを積極的に活用する。しごとセンターの存在をもっと広く広報する。

⑧ 障がい者と事業者を結ぶマッチング事業を市の主導で繰り返し行なう。

⑨ 障がいが軽度で、いずれアパートなどでの自立した生活をめざして、生活をしながら、職場定着などの就労支援や自立に必要な生活支援を受け、地域社会で自立した生活を送るために必要な力を身につける「通勤寮」を市独自に新設する。

8 移動支援の充実を図り自立と社会参加を保障する。

① バス券がフリーパスになったと同時に軽度障がい者と介護者は有料になり、移動支援等を利用して外出する障がい者にとって、ヘルパーのバス代の負担が発生することから、移動手段を制限するなど不利益が起きている。フリーパスは障害の程度にかかわらず、介護者とともにすべて無料とする。紛失した場合は再発行する。

② ２０１６年８月の「重度障害者福祉タクシー券利用者調査」では、４割の方が１００円券を望んでいる。３００円券がいいという声も多かったようであり、このアンケート結果を受けた改善を行う。

③ 同調査では、移動手段としては自家用車が最も多く、若年層、麻生区で自家用車利用が７割を超えた。その層でガソリンを選択したいという人が５割に上った。この結果を受け、タクシー券の交付を受けず車で移動してい

る障がい者に対しては、同等程度のガソリン券を発行する。

④　タクシー券を使えるタクシーは、神奈川県タクシー協会、神奈川県個人タクシー事業連合会に加盟しているタクシー又は川崎市が利用券取扱協力機関として認めたタクシーと福祉有償運送と規定されているが、東京都と接する地域では県外のタクシーを利用することがあり、どの事業者が取扱い協力機関になっているか、すぐにわからないと利用できない。市のホームページなどで公表し、利便性の向上を図る。

⑤　週３回以上通院する人工透析患者へのタクシー券を増枚する。２０１６年８月の「重度障害者福祉タクシー券利用者調査」によれば、１回の通院で片道だけで平均２０００円近くかかっており、月７０００円のタクシー券では全く足りず、自分で歩けない患者が増えており、タクシー券の増枚は切実である。透析を行うクリニックの巡回バスに支援する。

⑥　本市は、移動支援は１ヵ月あたり40時間を標準時間として、標準時間を超えた申請に対しては各区のサービス調整会議、市の審査会の承認を得ることになっているが、これは障がい者の自由な移動を阻害している。時間の上限設定をやめ、申請制度をやめる。

⑦　福祉キャブ運行規定を緩和し、１回４時間、20時までの利用時間を延長して設定する。台数を増やし、全区に配置する。

⑧　福祉運送事業は、タクシーの半額くらいで利用できるが、利用料だけでは事業が運営できず、撤退する事業者も生まれている。事業が継続できるよう市の補助を行なう。

⑨　障がい者が安心して歩けるまちづくりを促進し、歩行権、交通権、移動権を保障する。

ア　東急電鉄はすべてのホームにホームドアの設置をすすめている。他の鉄道会社、とりわけＪＲに対し駅のホームドアの設置を強く求めるとともに、特に危険な駅については、市としての対策を検討する。

イ　歩道導入部の車道との段差をつけないよう改善する。歩道の切り下げが急なため車椅子では通れない道路箇所を調査し、至急改善する。

ウ　ハートプラスマークを、公共施設や駅にポスターを掲示するなどして周知する。

エ　ストーマの手入れができる多目的トイレが整備されていない公共施設について、改築を待たずに早急に整備する。

オ　利用料などが有料の市内の公共施設にはすべて、障がい者割引を設定し、障がい者の社会参加を促進する。

カ　利用料などが有料の市内公共施設においては、障がい者割引の制度を、「ふれあい」に書くだけでなく、各施設の入り口のわかりやすいところに大きく掲示し、利用しやすくする。

キ　市バス事業者は、車椅子利用者に対する固定ベルトの装着をきちんと行うよう研修を強化する。バス事業者によって乗務員の対応に差があるため、統一した対応を行うようバス事業者に働きかけ、障がい当事者や介護事業者なども立ち会う研修会を定期的に行うようにする。まずすぐできることとして、車内で車いす対応を行う旨のアナウンスを徹底し、乗客に理解を得る対応を行う。

⑩　ＪＲに対し、精神障がい者も障害者割引の対象とするよう、働きかける。

9　聴覚障がい者への施策について

①　川崎市聴覚障害者情報文化センターについて

ア　「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」では、「公設施設として設置することが必要な施設等」として指定管理者制度を引き続き適用する施設とされた。次期（第４期）指定期間は「継続が妥当と認められた場合は非公募とし、引き続き次期指定管理者とする」との回答を得ているが、指定管理料は、「原則として当初の指定管理料と同水準とする」と野回答であったが、これは実質的な引き下げを意味する。人件費や諸経費の増をしっかりみこんで、運営の水準が向上するような管理料とする。第5期も継続性を担保するため、非公募とするよう、制度を改正する。

イ　ビデオ編集・施設管理業務担当、要約筆記派遣コーディネーター担当が常勤嘱託であり、他の正規職員への負担が増えている。両業務の職員を正規職員として雇用するよう、指定管理料を見直す。

ウ　ＩＴを活用した情報技術は飛躍的に発展しており、聴覚障がい者が得られる情報がとても増えている。情報文化センターでのＩＴ関連設備の整備を促進し、指導する職員を配置する。

エ　センターは手狭になっており、多彩な事業を展開するために移転も含めて検討する。

オ　手話通訳、要約筆記の派遣は、今後も利用料は無料とする。派遣依頼はＦＡＸで行うことになっているが、近年はＦＡＸを持っていない人もおり、メールでも行えるようにする。

カ　ろうあ者社会生活教室・日曜教室を充実させる。

キ　手話を日常的に言語として使えるよう、社会的な普及が必要である。手話奉仕員養成カリキュラムの講座数

を抜本的に増やす。入門編は各区で開催する。基礎編、上級編を定期的に開催できるよう予算を確保する。会場確保について、川崎市の委託事業であることから、自業者任せにせずよく相談して市が確保する。

ク　聴覚障害者情報文化センターへのアクセス手段の確保は強い要望である。小型巡回バスなどを急ぎ検討する。

ケ　手話通訳者へのインフルエンザ等感染症予防接種を優先的に行う特定接種者に指定し、予算措置を行う。

②　川崎市立病院に手話通訳を専門とする常勤職員を複数名配置する。

③　区役所における手話通訳者、ろうあ者相談員への相談が急増している。現在の川崎、高津、宮前、多摩（以上週1回半日）、麻生（月1回半日）の派遣を全区役所での開所時間を通じての配置とする。手話ができる人がいることを窓口に掲示する。

④　公的施設に遠隔手話通訳を導入せざるを得なくなった場合は、検討の段階から当事者団体の意見を聞くこと。

⑤　病院や薬局で専門的な説明がわからず、大変困っている。病院と薬局に手話通訳者やろうあ者相談員が配置できるよう支援する。

⑥　人工内耳が普及して長期間たち、体外機の交換時期になっている人が増えている。全国で買い替えに対し補助を行う自治体が増えている。川崎市も補助を行う。電池を日常生活用具に加える。

⑦　ＮＥＴ１１９緊急通報システムに「１１９番映像通報サービス」を導入する。

⑧　ほとんどの産婦人科病院で行えるようになった新生児聴覚検査で、１０００人に1人か2人の割合で、高度難聴児が発見されると言われている。聴覚障がいがあると判明したとき、医療的なケアとともに両親に適切な福祉的な情報が届くよう、各病院で相談窓口を紹介する広報物をつくる。すべての新生児が聴覚検査を受けられるよう、自己負担分を助成する。（再掲）

⑨　かつての養護学校が障がいの種別を統合して「特別支援学校」と名称も変わっていることに対し、「それぞれの障がいの特性に合わせた専門的な教育があいまいになっていくのではないか」という懸念がだされている。とりわけ専門性の高い「ろう学校」はその名称を存続し、教員の専門性も継承できるようにする。手話によるコミュニケーション能力を高められるだけの生徒数を確保する努力をはらう。難聴学級の担任の専門性を高める研修を強化する。

⑩　ろう学校内の聴覚支援センターの体制を強化する。

⑪　ハローワークに配置されている手話協力員の配置時間の拡大を国に求める。

⑫ 難聴者に対応する、磁気ループをすべての公共施設に設置する。
⑬ 聴覚障がい者専用のグループホームをつくる。（再掲）
⑭ 公職選挙において、選管が把握する政見放送や個人演説会などに必ず手話通訳や要約筆記をつける制度を国に要望する。
⑮ 4年に一度開催される聴覚障がい者の国際的なスポーツ大会であるデフリンピックを市内で普及するとともに、市内から出場する選手への財政的支援を拡充する。国内の大会への補助を拡充する。

10 視覚障がい者への施策について

① 視覚障害者情報文化センターは、「高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」では、「公設施設として設置することが必要な施設等」として指定管理者制度を引き続き適用する施設とされた。専門性と継続性を担保するため、次回以降非公募とする。指定管理料を実態に合わせて増額する。

② 中途失明者に対する教育・訓練事業への支援を強める。特に本人に必要な情報が早く届くことが必要であり、眼科医に対し情報文化センターの事業などを周知する。

③ 中途失明者を含め、増加する高齢視覚障がい者への支援を強める

ア 福祉センター跡地活用施設にできる特別養護老人ホームにおいて、聴覚障がい者だけでなく視覚障がい者も入居できるようにする。（再掲）

イ 特養ホームに入所している視覚障がい者の外出の際、障害福祉サービスの同行援護を認めるよう国に働きかけるとともに、他の自治体では行っているように、移動支援で外出できるようにする。

ウ 特養ホームに入所している視覚障がい者は、パソコンの拡大読み上げソフトを使うことができないなど、情報を得る手段の利用が制限されている場合がある。入所すると情報が制限されることは合理的な理由がなく、撤廃する。

エ 視覚障がい者を中心に受け入れるデイサービスは、ニーズに合わせ市内に1か所設立されているが、障がい特性ゆえの経費が掛かり介護保険のなかだけでは運営ができない。各区に設置できるよう障がい者福祉からの支援の仕組みをつくる。

オ 高齢者緊急通報システムは、晴眼者にしか使えない。視覚障がい者も使えるような仕様にする。

④　視覚障がい者が安心して街を歩ける整備を
ア　スクランブル式交差点では、無音だとどこが青になっているかわからず、視覚障害者にはとても不便である。歩行者用信号の青を知らせる音響式信号を設置するよう、交通管理者と協議する。
イ　エスコートゾーンをもっと増やし、拠点駅や公共施設周辺の交差点には優先してつける。
ウ　エスカレーターの所在が分かるように、音声や点字ブロックで案内するルールをつくる。駅構内も適用する。
エ　視覚障がい者の利用の多い、八丁畷駅、尻手駅、中野島駅などのホームの点字ブロックを内方線のあるものにするよう、鉄道事業者に求める。
オ　南武線の電車のドアが開くときの音が小さいので、他社のように音を大きくするようＪＲに要請する。
カ　横浜市のように盲導犬の医療費に公的助成を行う。
⑤「盲女性家庭生活訓練」には多数の参加者がある。予算が消費税増税後も据え置かれており増額する。
⑥　視覚障がい者に対して市から発送する郵便物の封筒には、すべて発信元の名称を点字表記する。発信元によってばらつきがあり、とくにプライバシーにかかわる書類をだれに代読してもらうか判断するのに、必ず点字表記が必要。
⑦　日常生活用具の充実について。技術が進んでおり、視覚障がい者にとってとても有用な機器が増えている。それらが使えるかどうかは日常生活に大きく影響する。日常生活用具を整理し、以下のような機器を加える。
ア　カラリーノ（色判別器）を日常生活用具に加える。
イ　パソコンソフトの支給対象を3級以下に拡大する。
ウ　ラジオで聞けるテレビ（緊急地震速報受信機能付き）を加える。
エ　読み上げ機能がある拡大読書機の支給対象に全盲の視覚障がい者を加える。
オ　拡大読書機に「クリアリーダープラス」を加える。
カ　携帯型ＯＣＲマルチプレーヤー「ブレイズＥＴ」を加える。
キ　スマホを簡単に操作できるＢｌｕｅｔｏｏｔｈ　キーボード「Ｒｉｖｏ２」を加える。
⑧　視覚障がい者専用のグループホームをつくる。（再掲）
⑨　通勤、通学にも移動支援を使えるようにする。
⑩　２０２０年2月の日本盲人会連合関東ブロック協議会川崎大会への運営費補助を行う。

⑪　市政だよりの点字版、録音版の製作は、藤沢市の作業所でなく、市内の視覚障がい者団体に発注する。

11　精神障がい者支援対策をすすめる。

①　支援の手が届かずに苦しんでいる精神障がい者や、ひきこもり状態にある人に対し、医療や福祉につなげるための訪問支援や家族への総合支援ができる体制が強く求められている。精神障がいを専門とする相談支援センターを少なくとも各区に1カ所設置する（再掲）。地域活動支援センターA型における相談事業を復活させる（再掲）。区役所の高齢障害課の障害担当がアウトリーチに出かけられる体制をつくる。区役所の窓口に寄せられた相談は、市としてケースワークを行えるよう人員を増やし、障がい者をたらい回ししない。

②　長期入院をしている精神障がい者が地域で暮らす意欲や展望を見出すために取り組まれている出張講座や茶話会などの活動を支援し、医療機関との連携をうながす。

③　病院からグループホームへの円滑な移行のため、体験宿泊できる施設を「桜の風」以外にも増やす。体験宿泊への補助金を継続する。病院敷地内の地域移行支援型ホームの設置は引き続き認めない。

④　医療観察制度により入院していた精神障がい者が退院してグループホームに入居するとき、入居を決めてから実際に準備が整って入居するまでに1年近い準備期間が必要となり、その間確保しておく部屋代や職員の支援は法的根拠がないため、必要な経費が法人の持ち出しとなっている。この経費を補助する。

⑤　精神科救急医療体制について、川崎病院の保護室の増設により、川崎市内での受け入れ人数の拡大が図られるとのことである。早期に精神保健指定医を増員し、2次、3次救急の受け入れを現在よりも増やす。

⑥　精神障がい者が精神科以外の疾患で救急車を呼ぶ、いわゆる他科救急について、2017年度に実態調査を行い、「身体疾患の緊急度や重症度が比較的低い精神疾患患者の救急搬送について、医療機関選定に時間を要している」との結果がでているとのことである。精神科のない病院でも軽度の疾患で搬送されてくる精神障がい者を受け入れるよう、関係機関にはたらきかけて研修等を行い、救急搬送を拒まないようにする。

⑦　精神障がい者は、精神福祉手帳1級の通院のみが重度障害者医療費助成制度の対象となったが、多くは2級であり、医療の重要性は変わらない。入院の負担はとても大きく、2級と入院も対象とする。（再掲）

⑧　入院医療援護金を増額する。県内で統一した運用をしているとのことであり、他自治体に働き掛けるとともに、市独自にも増額を検討する。

⑨ 自立支援医療と精神障害手帳は2年に1回の更新を義務付けられている。他の障がいとの差をなくすため、少なくとも更新期間を延長する。更新の際、医師の診断書が必要となっており、他の障害に比べこの負担が大きい。診断書発行費用の助成を行なう。

⑩ ２０１５年から始めた「相談支援緊急一時支援事業」は、家族から一時的に離れて滞在し相談支援を行なうために宿泊もできるという制度で、精神障がい者のレスパイトとしても利用できる。現在は1床のみであり、各区に増やす。この機能は大変要望があることから、制度を関係団体や家族会に周知する。

⑪ 家族が緊急に避難、休息できる宿泊施設の整備を検討する。

⑫ 精神障がい者が地域活動支援センターに通う場合、障がいの特性から毎日通うことができず、休むことを認めることで利用を継続できるという事例が多い。しかし運営費補助は利用者が何人来たかという数字で算定されるため休む人が多いと補助が減額される。これでは精神障がい者の通所施設としてやっていくことはできない。運営費補助を固定費補助として抜本的に増額する。電話相談も利用者数に含める。

⑬ 精神障がい者のための社会参加、援助の場として公的施設・公共施設に精神障がい者がいこい、働き、集える喫茶店などの場を現在の3ヵ所からさらに増やす。

⑭ ＪＲに対し、精神障がい者も障害者割引の対象とするよう、働きかける。（再掲）

⑮ 差別解消法の施行に伴い、精神障がいへの理解を広げ、差別や偏見をなくす事業を市として旺盛に展開する。

⑯ 精神障がいの正しい知識を促すよう学校教育の中で必要な学習時間の確保及び、教職員への精神医療保健の研修等を行なう。

12 発達障がいの専門的な支援を充実する。

① 発達障がいは専門的な知識を持ってその人に合わせた対応ができるかどうかで、一生を大きく左右する。保健福祉センターの窓口、保育園、幼稚園、学校などでの系統的な研修をひきつづき行なう。

② 発達障害者支援センターを増設する。

③ 発達障がいの子どもを持つ親が自らの経験や知識を生かした交流を通じて支えあう、「親による親の支援」であるペアレント・メンター事業が始まったが、継続できるよう支援する。専用の事務室を用意する。

④ 発達障がいの特性を理解した専門の支援員を配置したグループホームを整備する。

13　高次脳機能障がいについて

①　まだあまり高次脳機能障がいが知られていないため、家族が障がいを疑って相談に来ても、適切な支援に結びつかない事例がいまだにある。各区の保健福祉センター、とりわけ地域みまもり支援センターなど、ファーストコンタクトになりうる窓口の職員の研修を行う。あらたに高次脳機能障がいについてのパンフレットを作成し、普及する。

②　高次脳機能障害地域活動支援センターを全区に拡大する。

③　高次脳機能障がいは交通事故による頭部打撲や脳血管障害、低酸素脳症などが原因となっており、医師が診断・治療できなければ、予後に大きな影響を及ぼす。市立病院をはじめ、市内の救急病院が診断・治療できるようにするとともに、急性期を脱した後適切なリハビリが受けられるよう医療体制を整える。高次脳機能障がいの診断・治療ができる医療機関のリストに川崎の各市立病院が入っていない。直ちに改訂して区役所や公的機関の良く目につくところに置く。

④　当事者と親のピアカウンセリングが実施できるよう支援する。

⑤　高次脳機能障がいに特化した作業所、グループホームを設置し、障がいの特性を理解した職員を配置する。障がいを理解する企業を開拓し、ジョブコーチなど就労支援を行なう。

⑥　事故などに遭遇し自分で様子をうまく伝えられないときに、高次脳機能障がいをもっていることを示すサポートカードやハートフルマークのようなカードを検討する。

⑦　学齢期の児童生徒が高次脳機能障害になった場合、無理解からいじめなどに発展しないように、学校に復帰するにあたっての受け入れ態勢や教育方針などの検討が必要になる。神奈川リハビリテーション病院などが役に立つリーフを作成しており、それを参考に作成し配布する。

14　「パラムーブメント」として位置づけた障がい者スポーツの振興を一過性のものにせず、長期的な視野に立った支援を。

①　障がい者専用のスポーツ施設を建設する。専任の指導者を配置し、温水プール、体育館、宿泊施設などを備えたものにする。

② 既存の市民スポーツ施設に障がい者利用のため整備を行い、障がい者スポーツ教室を積極的に開設する。そのための指導員を養成し、配置する。
③ ろうあ者関東ブロック体育大会の補助金を維持する。
④ 全国ろう者体育大会へ参加するための補助金を支給する。
⑤ デフリンピック派遣への補助増額及び報奨金を拡充する。
⑥ 国へのデフリンピック啓発のための事業に対する制度の創設及び充実を求める。
⑦ スポーツ施設の建替え時は、障がい者の意見を取り入れ、「ユニバーサルデザイン」を積極的、具体的に進めること。
⑧ 障害者スポーツ普及促進モデル推進事業の今後の展開にあたっては障がい者が参画できるようにする。

15 災害時に障がい者が不安なく暮らせるための対策を緊急にとる。
① 障がい者が利用しているグループホーム、通所施設などの耐震補強を福祉施策として行い、すべての施設の耐震補強を直ちに行なう。
② 本市では、通常の避難所を1次避難所、福祉避難所を2次避難所として、まず1次避難所に集まってから、市が手配して2次避難所に移動するという計画になっており、2次避難所として協定を結んでいる施設は公表していないが、熊本地震の教訓から1次避難所、2次避難所という考え方をやめ、福祉避難所として協定を結んだ各施設がその特徴や所在地を公表し、自分が避難する福祉避難所を決めておくようにすること、周辺の住民もそれを認識するよう、周知するという仕組みに変える。
③ 通所施設などを利用していない在宅の障がい者の安否確認の方法をマニュアル化しておく。
④ 2次避難所として協定を結んだ施設には、あらかじめ市から備蓄物資を届ける。
⑤ 川崎市障害者社会参加推進センターが「市民の皆様へ　災害時に障害者が困ること、お願いしたいこと」というパンフレットを作った。これをすべての避難所運営会議で具体化してもらう。各区の防災訓練や避難所開設訓練では、障がい者への対応の訓練も行う。
⑥ 障がいの種別により、防災対策が大きく異なる。とりわけ避難所での生活に大きな不安を抱えている。それぞれの要望にあった対応を行う。

ア　視覚障がい者は広い避難所では移動ができない。視覚障害者専用の避難場所を確保する。
イ　避難所において視覚障がい者が情報をえるために、音声、点字などでもすべて行う。
ウ　聴覚障がい者のために、避難所では、情報が掲示などされたときには、ライトで知らせるようにする。
エ　障がいの特性別にサポートできる人を配置し、その人はどの障がいのサポーターであるかわかるゼッケンをつけてもらう。
オ　ストーマの備蓄を行なうため、各避難所が必要な障がい者と協議を行なう。
カ　神奈川県の「災害時透析患者支援マニュアル」を市内の関係部署に徹底する。東京都の「災害時透析医療活動マニュアル」には、透析患者自身の防災の手引きがあり、「災害時透析患者カード」もついている。こうしたものを透析患者に配布し、日ごろの備えを行う。県情報伝達訓練に川崎市のすべての透析を行う病院が参加するよう指導する。

第五章　市内経済の主役、中小零細企業の経営を支え、地域循環型の経済に切り替える

２０１２年12月から安倍政権の６年間で、「アベノミクス」は「格差と貧困」をより一層拡げました。「異次元金融緩和」による円安・株高誘導、大型公共投資の拡大、大企業への連続減税、公的年金や日銀の資金を使った株価つり上げなどで、大企業の内部留保は４００兆円を超え、上場企業の大株主・上位３００人が保有する株式時価総額は９・２兆円から25・２兆円と２・７倍にもなりました。一方、国民生活は、実質賃金は年額で16万円も低下し、家計消費は22万円も落ち込みました。こうした中、安倍首相は２０１９年10月から予定通り消費税を10％に増税すると決意表明し、増税路線を強行しようとしていることは重大です。消費不況をいよいよ深刻にし、中小企業の経営と地域経済に破局的な影響をもたらすことは必至であり、消費税の10％への値上げはすべきではありません。また、増税とともに導入される「インボイス制度」は、取引ごとに消費税率や税額を記入した請求書などを発行することにより、

仕入税額控除を受けることができるものです。インボイスを発行できるのは税務署から登録を受けた事業者で、課税額１０００万円以下の免税業者は登録ができません。インボイスを発行できないことから取引から排除される可能性があり、全国約８００万事業所のうち約５００万事業所は免税事業者といわれ、市内でも多くの事業者が影響を受ける事が想定されます。小規模事業者にとって、増税と共に仕事を失う事にもなりかねない「インボイス制度」の導入は行うべきではありません。

川崎市の事業所は、従業員50人未満の事業の割合が96・3％と、市内事業所の大部分を占めています（２０１６年「経済センサス」）。川崎市の経済対策を進める上で、私たちはこれまでも地域循環型経済への転換ととりわけ小規模事業者への支援の拡充を求めてきました。ところが、２０１８年度予算では、経済労働費は２７６億８千万と３億２千万円余（１・２％）増額されたものの、融資・消費者・雇用関連を除く予算の中で、先端・拠点開発関連を除く中小企業の予算額は24億８千万円余で昨年より８億円も減額し、一般会計に占める割合は、わずか０・３％に過ぎません。市内経済を先端・拠点開発型の支援策ではなく、地域循環型の市内経済に転換を図り、小規模事業者をはじめとする市内中小企業の「事業継続」「事業継承」を支援するには、中小企業支援を一般会計の２％にするなど、抜本的な予算の拡充が必要です。

「製造業」「建設業」では、「事業継続」「事業継承」が大きな問題となり、川崎市の「ものづくり」の技術が失われようとしています。昨年10月に発表された２０１６年経済センサス活動調査結果（速報）によれば、市内の事業所数は４万１０２８事業所と２０１２年と比べ１１２事業所増加となっています。しかし、その内訳は「医療・福祉」分野で９４３事業所増加したものの、製造業は３７１事業所、建設業で２９１事業所も減少しています。これらの産業を従業員数の規模別で見ると、従業員数が19名以下（商業・サービス業などでは５名以下）の小規模事業所が市内全事業所の86・７％を占め、製造業で84・８％、建設業では92・５％となっています。これらのことから、本市の「ものづくり」の技術を守り、発展させるためには、「製造業」「建設業」において、とりわけ、小規模事業所への支援が必要です。また、中小企業の人材確保や就業定着を図るための支援として兵庫県のように「奨学金返還支援制度」を実施し、中小企業が人材を確保する際の補助を行うなど具体的支援が求められています。

「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例（２０１６年４月施行）」の15条では、「小規模事業者の事情を考慮するものとする」と定めています。２０１７年９月に発表された「中小企業活性化施策実施状況報告書」は「条例」の実施状況の検証を行っています。その中で、具体的な事業として「窓口相談」「無料コンサルティング派遣」「出

張キャラバン隊」など、評価を与えていますが、検証意見では「事業自体を認知している中小企業が少ないように思える。支援内容をより周知する必要がある」との指摘をしています。中小企業が悩む「販路拡大」への具体的支援ともなる「マッチング事業」の「認知度」が低い原因は実施する規模が小さく、ごく一部にしか及んでいないことにあり、「周知」の手法の問題ではありません。「出張キャラバン隊」は、現在、7名のスタッフが「企業訪問」などを行っていますが、大阪市では50名ものコーディネーターが市内を回り、月に一度コーディネートの会議が行われています。予算を増額し、コーディネーターの人数を増やして、より多くの事業者が制度利用できるように事業を拡充すべきです。

市内の商店街は、２０１３年度２３４団体あったものが、２０１７年度には、２１１団体と減少しています。商店街はこれまで、住民の生活を支える重要な役割を果たしてきました。とりわけ、高齢者や障がい者にとって「歩いて行ける商店街」がなくなることは、重大な問題です。これまで商店街は、地域の生活とコミュニティの場となって来ましたが、個人消費の落ち込み、増税、後とり問題や商店街の老朽化など、さまざまな課題の解決に市の支援は不十分です。支援策も具体的な対策のないまま、拠点開発中心の商店街対策では、拠点から外れた商店街の「まちの灯」は消えてしまいます。商店街を「地域の共有財産」として捉え、個々の商店の魅力だけでなく、空き店舗を利用したコミュニティ作りなど、地域コミュニティのまちづくりと一体に活性化とそれに対する市の支援が必要です。また、高崎市など全国１０７の自治体で広がる「店舗リニューアル」への補助金の創設は、商店のみならず地域に活力をもたらす支援策として本市でも取り組むよう求めます。

農業分野では、ＴＰＰ11関連法案が自民・公明・維新などにより国内手続きが強行に進められ、他国での手続きも進んでいることから、年内にも発行される見通しとの報道がされています。ＴＰＰ11は、肉や乳製品、農作物の関税を最終的に撤廃し、国内の酪農・畜産に深刻な打撃を与えるだけでなく、「食の安全」や「遺伝子組み換え表示」「政府調達の規制」など関税以外の障壁の撤廃を求められるなど国民への影響はＴＰＰ12同様深刻です。ＴＰＰ11協議から撤退するよう国に求めてゆかなければなりません。さらに、アメリカとの貿易では、２０１８年９月に発表された日米共同声明が出され、日米首脳が自由貿易協定（ＦＴＡ）の交渉開始に合意し、しかもそのことをごまかすために「ＴＡＧ（物品貿易協定）」であり「ＦＴＡ」ではないと外交文章のねつ造したことは、許されません。この交渉は、自動車関税引き上げの脅迫を背景に、農産物市場を明け渡すもので、「ＴＰＰ（環太平洋連携協定）」の水準を超える市場開放が危惧されています。

こうした国による農業つぶしが続くなか、川崎における都市農業は、「後継者不足」と「農地の減少」など一層の困難に直面しています。市も農業後継者育成のための技術的な講習会を行ったりするものの、「農業だけでは食べてゆけない」現状を打開しなければ、後継者は育ちません。また、生産緑地の30年間の期間が切れる２０２２年には、更なる農地の減少が懸念されます。田畑の面積は１９９５年には８８４ｈａあったものが21年後の２０１６年には５６８ｈａと３１６ｈａと36％も減少してしまいました。「緑の基本計画」では、２０２７年までの計画で、さらに減るという「目標」を掲げ、積極的な保全策は示されていません。農地の買取りなども含め、農地を保全するための市の対策を強化し、予算措置を講じることが必要です。

「ＴＰＰ11」も「ＦＴＡ」も、生産者に打撃となるだけでなく、国民への安定的な食料供給と食の安全を土台から壊すもので、消費者としても認めるわけにはいかないものです。食の安全のための規制も「非関税障壁」とされ、撤廃削減されます。さらに、暮らしと経済のあらゆる分野に多国籍企業の利益に沿ったルールが押しつけられるものです。

２０１８年４月１日に廃止された「種子法」は、米・麦など主要農産物の開発・普及を都道府県の責任とし、農業者に優良で安価な種子の提供を行ってきたものです。国は「種子法」廃止により、民間企業を参入しやすくする事で「国際競争力をつける」としていますが、廃止は国民の命の源の食料、その源の種を民間企業、とりわけ多国籍の種子企業に委ねる事になり、種子価格の高騰や遺伝子組み換え種子が多く出回ることが懸念されています。これでは、国民の命の源の種が多国籍の種子企業に握られ、主要食品の生産も消費も自在に操やれる事になりかねません。一部には「廃止」により「種子に関する都道府県の業務のすべてを直ちにやめることを求めているわけではない」との見解や種子法廃止の付帯決議で「主要農産物種子法の廃止に伴って都道府県の取り組みが後退することのないよう、引き続き地方交付税措置を確保し」などの文面から、地方自治体独自の取り組みが可能との見解も見られますが、「農業競争力強化支援法第８条第４号」では、「種子の生産に関する見地の民間事業者への提供の促進」が明記され、２０１７年11月の農林水産事務次官の「稲、麦及び大豆の種子について（通知）」では、種子法廃止後の都道府県の役割として、民間事業者による種子生産（稲・麦類及び大豆）への参入が進むまでの間、種子の栽培技術等の知見を維持し、それを民間事業者に対して提供する役割が地方自治体に求められています。これらの事からも、地方自治体の取り組みも民間企業参入の条件整備を行うに過ぎません。このままでは、農作物価格の高騰、従来の多様な種資源の消失、消費者の選択の幅を否応なく狭めるなど弊害が生じます。日本共産党をはじめ野党６党・会派が共同提出した「種子法復活法案」を提出しましたが、自治体としても、種子法復活を求めるべきです。

また、２０１８年7月の国会では、カジノ実施法が強行採決され成立しました。日本はすでにパチンコと公営ギャンブルを合わせると、市場規模が27兆円にものぼるギャンブル大国です。ギャンブル依存症も３００万人を超え、深刻な社会問題を引き起こしています。今回の「カジノ実施法」は、刑法で禁じられていきた犯罪行為である民営賭博を解禁し、依存症をさらに増やすもので、消費者の立場からも認めるわけにはいかないものです。

消費生活相談の２０１７年度の相談件数は、前年度と比べ２・３％減の８９２８件で、相談の内容は、複数計上で1位「契約・解約」７２２８件（全体の81・０％）2位「販売方法」５１９５件（全体の58・２％）3位「品質・機能・役務品質」１４６５件などとなっている。また、年代別では70歳以上が最も高く、全体の18・３％を占めていて、前年度と比べ60歳代で増加しているなど高齢化しているのが特徴です。高額請求や仮想通貨での儲け話を持ち込まれ被害に合うなど、新たな被害も出てきています。今後とも、あらゆる機会を通じて、啓蒙活動に努めるとともに、消費生活センターには「あっせん解決」など専門性を活かした機能の充実が求められます。

（1）「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、市内経済対策を実効性あるものにし、予算の抜本的増額を図る。

1　中小企業支援策の充実のため、融資対策を除く中小企業予算（約25億円）を一般会計の２％（約１４０億円）にまで引き上げる。

2　「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を実効性のあるものにするために

①　経済センサスで集計された市内全事業者を対象に実態調査を行う。そのことにより、実態の把握とともに、事業者と行政の信頼関係を作り、市からの情報提供もよりスムーズに届くようにする。

②　「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の検証に当たっては、製造業、建設業、商業、農業など各分野の生の声を取り入れ、事業評価だけでなく、各分野の課題を示し、その課題解決が出来たかどうかを示し、次年度以降に活かせるようにする。

（2）市内中小製造業の「ものづくり」を守り、発展させるために

1　中小企業の経営を支える支援を

①　電気料金、家賃、機械のリース代など工場などの固定経費を補助する。

②　工場アパートを整備し、家賃など固定経費を補助する。

③　「新技術・新製品開発等支援事業補助金」は、機械のリース代も補助の対象としているが、「新技術・新製品開発を行う事業」が補助の事業目的であることから、申請し辛い。小規模事業者に対し、新規購入だけでなく、すでに稼働中の機械であっても、リース代補助の対象とする。

2　中小企業の受注の拡大・販路の拡大を図る

①　「出張キャラバン隊」の抜本的拡充を行う。販路拡大は、中小企業、とりわけ小規模事業者にとって、弱点となっています。大阪市のでは、企業ＯＢのコーディネーターを50名配置し、15年間で訪問した会社は５３００社、マッチング回数は１３０００件にも上ります。年間８６６件あることになります。本市のキャラバン隊でマッチング事業を行っていますが、現在7名（国内コーディネーター4名、海外展開コーディネーター3名）で、２０１７年度の実績は２２０件です。さらに2名のライフサイエンスチーフコーディネーターが別枠で増員されたとのことですが、最も支援が必要な小規模事業者へ支援を広げるためには、抜本的な体制の見直しを行い、コーディネーターを増やすことが必要です。

②　「ものづくり商談会」など販路拡大のための機会を増やす。

③　展示会への補助金を抜本的に増額し、参加企業数を引き上げる。1社あたりの補助額を15万円から20万円に引き上げる。補助率も2分の1から3分の2に引き上げ、出展の負担を軽くする。テーマを絞った展示会を企画し、受注の拡大を行う。

④　商工会議所が行う「テクノ・プラーザ事業」への補助の増額を図る。「テクノ・プラーザ事業」は、市内大手企業などのＯＢ人材やテクノアドバイザーなど登録人数３５２名のアドバイサーが２０１７年度５１０社訪問、42件のマッチングを行うものです。さらに、拡充できるよう、市の支援を強化する。

⑤　公共施設・川崎駅のオーロラビジョン、新庁舎など様々な公共施設において川崎市内の製品・技術をＰＲする。

⑥　「かわさきデータベース」には、１２５０社の登録企業のデータが掲載されていたが、２０１８年度からホームページの掲載を中止してしまった。市として販路拡大の具体策として行ってきた事業であり、内容を更新して再開する。
だが、市内には３８００社以上の製造業がある。登録企業数を増やす。そのための技術的支援を行う。
⑦　「専門家派遣事業」は、１企業あたり半日（３時間）を単位に12回まで専門家を派遣する事業だが、１回当たり１万５４２８円の利用料がかかってしまう。小規模事業者が利用しやすくするため、利用料を無料にする。
⑧　「異業種交流」「同業種交流」を休業日や夜間など小規模事業者が参加しやすい時間設定を行い、各地で行う。

3　小規模事業者の成長を促すよう、技術革新への支援を強める。
①　「新技術・新製品開発支援事業」の予算を増額し、補助限度額を１件当たり１００万円から５００万円に引き上げ、補助率も２分の１から３分の２まで引き上げる。また、事業者が事業に着手しやすいように、事業終了後の補助金支払いではなく、事業着手前に一部を支給するよう支払い方法を改める。
②　環境・福祉など必要な行政課題を市内中小企業に呼びかけ、開発を促し、その商品を購入するなど、事業者と市と連携して技術開発を促す。

4　再生可能エネルギーの活用の技術開発、普及をおこなう。その際、市内事業者の仕事起こしにつなげる。
①　学校・市民館・市営住宅など再生可能エネルギーの活用をめざす。市内の小・中学校、市立高校、各種学校、市民利用施設などの公共施設に、実用性のある１００キロワット規模の太陽光発電の整備を目指す。また、希望する認可保育園、希望する幼稚園などにも、設置・普及させる。
②　再生可能エネルギーの技術開発のために、独自の補助制度を創設する。
③　住宅用太陽光発電設備設置補助事業の補助金を拡充し、市内での普及を進める。
神奈川県に対し、補助制度の復活を求める。

5　災害に備えた技術・商品の開発を促進する。
①　市内の災害関連技術・商品の情報を市として集め、仙台市のパンフレット「防災・減殺コトモノがたり」のよ

うに、市民・事業者に広報する。
② 災害関連技術・商品開発に対し、「福祉製品・サービス開発支援補助」のように、独自の補助制度を創設する
③ 市内外の展示会への出展補助を他の補助と別枠で実施する。

6 ものづくりの技術継承と後継者対策を行う。
① 技能職団体が行う「職業訓練校」など技術講習の機会を広げる。補助金の増額を図る。
② 市内工業会が行う「オープンファクトリー」への支援を引き続き行うと共に、抜本的に委託料の増額を行う。
③ ＫＢＩＣで行われている基盤技術セミナーや講習会など、従業員の技術習得に係わる事業者負担を無くし、賃金の補助を出す。
④ 「ものづくり体験会」等の企画への予算を増やし、子どもたちへの「ものづくり」の関心を高める。
⑤ 「ものづくり」の楽しさを学校の授業の中に取り入れ、子どもたちが「ものづくり」に接する機会を増やす。
⑥ マイスターの技術を市民に広報を行い、技術の継承に役立てる。
⑦ 商工会議所が行う「ＫＣＣＩ企業家カレッジ、経営改革セミナー」「経済革新塾」「川崎インターンシップ事業」など人材育成事業の補助金を増額する。

7 融資制度を改善し、より使いやすいものにする。
２０１８年度は、「小口零細対応小規模事業資金」の融資限度額の拡充（２０００万円）や、条件変更型借換資金の新設が行われたが、厳しい経営環境や事業継承が大きな課題となっている現状において、金利の引き下げなど金融機関の協力による融資条件の改善だけでなく、市が保証料の補助を行っているように、金利負担を行うことで、より利用しやすい制度に改善することが必要です。
① 市が金利負担を行い、一定期間を金利ゼロで貸し出すなど、より負担の少ない公的融資を実施する。
② 新設された「条件変更改善型借換資金」の更なる金利の引き下げや保証料補助の拡充を行い、借り換えをしやすくする。
③ 消費税を経費とみなし、融資の対象とする。

④　税金の分納証明があれば、引き続き融資の対象とする。その際、税金の返却期間を1年以内であることを前提と擦るのではなく、事業に見合ったものにする。

⑤　中小企業信用保証法施行規則において「無担保・無保証人融資制度」の利用資格は、「営業実績1年以上であることが要件とされているが、営業実績を「6か月以上」に短縮することを国に求める。

8　産業集積が崩れ、市街地での操業環境の変化に対応した支援を行う。

①　操業環境がより厳しくなった場合や道路拡張工事に伴う工場の移転等が必要になった場合など、安心して操業が継続できるようにするために、工場アパートの整備を検討する。また、代替地の紹介などきめ細かい支援を行う。

②　市街地の中で操業を継続するために、地域の理解は重要です。工業会が行う「オープンファクトリー」など地域の交流事業の委託事業費を引き上げるなど、支援を拡充する。

9　市内中小企業の防災対策を支援する

中小・零細企業が災害時に事業継続、早期復旧を可能にするために、防災対策への支援が必要です。1件あたり50万円を限度に対象経費の2分の1補助を行う「がんばるものづくり企業応援補助金」の中でＢＣＰ（事業継続計画）策定費用も対象とされているが、２０１８年度の予算額は３５０万円と前年度より2割削減されています。災害が頻発し事業者の関心も高まっていることから、予算を増額し、技術的支援も含め、中小・零細企業における防災対策を進めるようにしなければなりません。

市内中小企業が災害時の事業継続計画づくりが進むよう、1件あたりの補助金額の増額と補助事業そのものの増額を行い、防災対策を進める。

10　大企業の下請けいじめを無くす。

下請けが受注する単価が適正になるよう「振興基準」を実効性のあるものにすることが求められます。「下請振興法」は、下請け単価は「下請け中小企業の適正な利益を含み」「労働条件の改善が可能」となるように、親会社と下請け企業が協議して決定しなければならないと定めています（同法第3条振興基準）。しかし、実際には値引きが強要されたり、無理な納期が設定されたりしている実態があります。この「振興基準」に照らして取引の実態を把握するこ

とが必要です。

① 「下請けいじめ」などの実態を訪問調査などで把握し、市として相談窓口を設ける。

② 大企業、元請け企業に対し、「下請代金支払遅延等防止法」を守らせ、「下請けいじめ」を起こさないよう、引き続き指導すると共に、発注停止や下請け単価の切り下げなど不当行為は摘発して、是正させる。

11 消費税の10％の増税中止を国に求める。また、インボイス制度の導入は、非課税業者が取引から外されてしまう可能性があることから導入しない。

12 所得税法第56条の廃止を国に求める。

① 自営業や農業従事者の配偶者や家族など家族従事者の「働き分」を必要経費と認めない「所得税法第56条」が国連女性差別撤廃委員会により「女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念」「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族系における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを求める」と日本政府に勧告されました。国会においてもこの勧告を受けて、政府が「助成が家族従事者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等のあり方を検討する」と答弁していることからも、市として国に求める。

13 納税が困難になっている事業者に対し、納税者の実態に合わせた救済措置を講じる。２０１５年４月より納税者の申告に基づく「換価の猶予制度（国税徴収法第１５１条の２）に続き、２０１７年４月より地方税法にも新設された「申請に基づく換価の猶予」を納税が困難な事業者に知らせ、税の分納による救済を図る。

（３）市内建設業の振興策を実効性あるものに

建設業は、インフラ整備や安心・安全の確保、雇用の場として、なくてはならない存在です。とりわけ、自然災害が頻発する今日、「まちづくり」の専門職の役割は重要性を増しています。しかし、その建設事業所の減少が深刻です。２０１６年の統計によると、市内の事業所総数は、４年前との対比で若干増えているのに対し、建設業は２９１事業所、７％減ってしまいました。また、就業者数も3万２０１０人と４年前との比較で１６７６人と５％もの減少

となっています。こうした状況を打開するためには、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に位置づけられた「小規模企業者への配慮（第15条）」に基づき実効性のある対策を講じることが大切です。これまでわが党が求めてきたように、市が発注する公共事業はもちろんのこと、横浜市のように、市が補助金を出す事業における工事発注に対しても市内企業への優先発注を求めるなど、仕事起こしを市が率先して行うこと。また、地域経済全体への波及効果が期待できる「住宅リフォーム助成制度」や「店舗リニューアル助成制度」の創設など、地域にある建設需要を市内事業者に結びつける対策を講じるべきです。

また、建設労働者の高齢化も進み10年後には、全国で１３０万人の技術者がいなくなると国土交通省も警笛を鳴らしています。若い建設労働者を迎え入れるためには、労働条件の改善や賃金の改善が必要です。厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、２０１７年建設業男性生産労働者の年間の平均賃金は、製造業男性労働者の平均賃金より25万３４００円（約５％）少ないうえ、厚生労働省「毎月勤労統計調査」では、建設業の労働時間は全産業平均と比較して年間３００時間以上の長時間労働になっています。週休２日への移行は労働条件改善の大きな課題となっていますが、これを実現するには、工事期間の延長に伴う経費の保証や日給月給制で働く建設労働者が多い中で、土曜日を休むことで収入が下がらないようにすることが必要です。現在の公共事業については、週休２日制を前提とした発注になっているとされていますが、実際は週休２日制を保証するものになっていません。現場での労働環境の改善に結び付けられるような、発注になるよう改善が必要です。

① 「住宅リフォーム助成制度」を創設する。

「住宅リフォーム助成制度」は、リフォームを行う場合、市内事業者に発注する事を条件に、市が補助金を出す制度で「全国の５７３を超える自治体で取り組まれています（２０１７年度実績）。建設需要が伸び悩む中、住宅リフォーム需要は伸びています。市内の住宅リフォーム需要を市内事業者に結びつけることは、市内の工務店等の小規模事業者への仕事起こしになるばかりではなく、「地域経済への波及効果」も高いことから、住宅リフォーム助成制度の実施に踏み切る。

② 「店舗リニューアル助成制度」を創設する。

「高崎市まちなか商店リニューアル助成事業」「美濃加茂市小規模企業者事業所等整備補助金制度」など店舗・事務所・工場などの改修を補助する制度は、事業継続や継承に悩む地域商店の支援策として、１０７自治体で広

まっています。地域経済の活性化策としても、実施する。

③　浴室、手洗い、居室などの改修工事のうち介護保険外の工事を行う「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」について、店舗併用住宅の店舗部分の改修工事を補助対象とし、限度額１００万円を引き上げる。

④　木造住宅の耐震改造助成制度は、補助割合をなくし限度額を現行の１００万円から２００万円に引き上げる。非課税世帯は１５０万円から３００万円まで引き上げると共に、金額の補助に改める。（再掲）

⑤　感震ブレーカーの設置を普及するために、設置補助を創設する。

⑥　経済的な負担を軽減し、木造住宅の耐震化を促進する一環として、旧耐震の建物の解体費等の補助制度を創設する。

⑦　登戸区画整理事業の住宅移転、建て替えの仕事を地元中小建設業者が受注できるように誘導する。個々の権利者からの相談に対して、引き続き建設業教会や建築士事務所協会や市内建設関連団体を紹介する。

⑧　公共工事での元請けが下請け業者を選択する際、市内に本社のある業者に優先発注するよう元受け業者に対して指導し、市内中小企業者の受注機会を広げる。

⑨　建築業の人材育成の重要な役割を担っている職業訓練校などに対する補助金を増額する。川崎建築高等職業訓練校短期過程及び川崎北部建職高等職業訓練校では１校当たりの補助金の増額、川崎建設高等職業訓練校普通訓練課程では、生徒一人当たりの補助金の増額を行う。建設業の魅力を若い世代にアピールするために、引き続き市内高校への職業訓練校などの資料を配布し、体験入学等も実施する。

⑩　引き続き、川崎市住宅相談会運営委員会の運営費補助を増額する。また、災害対策など住宅改修の市民の関心も高くなっており、相談日の充実と相談場所をわかりやすいところに設置する。

⑪　民間建築物の壁や柱、天井などに吹き付けられたアスベストの飛散による健康被害を防止するため、アスベストの含有調査及びアスベスト除去等の事業への補助（川崎市民間建築物吹き付けアスベスト対策事業）を行っているが、除去については、「多数の者が利用する建物で、露呈して吹き付けられたアスベストが施工されているもので引き続き利用ものに限定されています。建築時は使用することが義務付けられていた耐火被覆材について、解体時においても補助の対象とする。

⑫　アスベスト被害者の救済をめぐる裁判で、２０１７年10月に、第１次神奈川県アスベスト訴訟控訴審で、国・建設メーカーの責任を問う判決が出され、２０１８年３月には、東京訴訟の控訴審判決では、さらに「一人親方」「事業主」について、救済の対象と認めるなど司法の判断が示された。長期に及ぶ裁判の中で、解決を待たずに亡

くなられた方が出ていることから、市として国に対し救済制度の早期創設を求める。

（4）商店街の活性化のために

① 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」では、大企業の役割として「中小企業の活性化に関する施策に協力する」「中小企業に関する団体との連携に努める」とされています。条例を実施する立場で、大型店・チェーン店の商店会加入を推進する。

② 「店舗リニューアル助成」制度を実施し、商店のリフォームや備品購入する場合、市内事業者に仕事が回るように支援制度を作る。

③ 商店街の街路灯ＬＤＥ化設置補助率を3分の2に引き上げ、商店街負担を軽くする。

④ 商店街街路灯電気代の補助率60％を90％にする。

⑤ 空き店舗を活用して創業する場合、財政的支援がありません。「店舗貸借料補助」など財政支援を行う。

⑥ 商店街が行うイベント事業のランク付けはやめる。商店街魅力アップ支援事業の予算額を増やし、希望する商店街が全て利用できるようにする。

⑦ 商店街のアーケードや街路灯の撤去を行う際の「商店街施設整備事業補助金」の「施設撤去事業」は、期限を設けて危険な施設を撤去し、安全を確保する事を目的とし、2分の1補助を実施している。アーケードは２０１９年、街路灯は２０１７年までとされているが、その後も倒壊の恐れがあるなど、危険防止のための改修・補修が必要なものに対しては、25％補助に補助率が下がってしまうが、2分の1補助を行い、安全対策を行う。

⑧ 福祉施設や教育施設の給食材料は、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」で定めているように、物品の調達は市内中小業者の受注機会の増大を図るため、地元の商店で購入する。

⑨ プレミアム商品券発行を市として行う。また、各地で取り組まれているプレミアム商品券の取り組みに対し、印刷費や広報費の一部を支援しているが、補助金の増額を図り、各地の取り組みを支援する。

⑩ 商業アドバイス事業やコンサルティング事業のアドバイサーは、団体の希望する人選を行うと共に、無料の派遣回数を商店街支援の拡充策として増やす。

（5）生活密着型の公共事業を増やし、市内中小企業の官公需の発注を増やす。

① 市内中小企業の契約実績の全契約に占める割合は、２０１７年度、件数で74・２％、金額で37・５％と２０１６年度に比べ、件数で10・１％、金額で８・６％マイナスとなっている。市内中小企業の発注割合を件数、金額とも引き上げる。

② 市内中小企業の発注を増やすため、市が発注する工事や物品及び役務は、原則として市内に本社のあることを入札資格とし、また、市所管の出資法人、出資法人以外の団体で補助金等を活用した事業を行う場合には、市内中小企業への発注を原則義務化する。発注状況の把握を行う。

③ ２０１６年度に入札参加資格の市内業者の定義を見直し、「管理部門など本社機能を有した事務所などが川崎市内にあるもの」とされ、事業者の実態を確認する必要がある場合には実態調査を行うことになった。今後ともチェックを行い、市内中小企業の受注拡大に結び付ける。

④ ＷＴＯ対象の金額が２０１８年度より、工事で22億９千万円、物品・その他では３０００万円と１割程度、金額が引き下げられた。ＷＴＯ対象を回避する分離・分割発注、市内事業者のみのＪＶが参加できる入札条件の設定など、地元優先発注が実効性あるものになるよう対策を講じる。

⑤ 認可保育園や特別養護老人ホームの整備、身近な狭量の維持管理、生活道路のバリアフリー化など生活密着型の公共投資を増やし、市民要求を実現すると共に、市内官公需発注を増やす。

⑥ ２０１７年度の道路維持修繕や街路樹維持管理、公園管理、水路整備の７区合計の決算額は、62億６９１１万円余で、前年度61億７９６０万円余に比べ、８９５１万円増とわずかな伸びしかない。２０１７年度、道路公園センターに寄せられた市民からの陳情は２万５８２１件と依然多く、市民の切実な要求となっている。生活道路の維持補修は速やかに行う。とりわけ、幹線道路の草刈など、安全に通行できる環境を整えることは、行政にその責任があり、現在の計画を前倒しにして、幹線道路の草刈や根上がりの改善は早急に行う。

（6）入札制度について

① 川崎市では、失格基準価格が調査基準価格の約90％、予定価格の84％前後に設定されている。ダンピングをな

くすためには、失格基準価格の引き上げと調査基準価格を下回った入札者には、価格以外の評価点を減点するなど対策を講じる。

② 競争入札への参加資格の評価となる「主観評価項目」は「事業者の技術力等の向上」や「社会的貢献への意欲向上」を目的としていますが、災害時の出動への評価や行政区で行う防災訓練や「地域貢献活動」に対する主観評価項目を新設するなど地域貢献のインセンティブが正しく発揮されるよう改善する。

③ 市内中小企業の発注を増やすため、原則として市内に本社のあることを入札資格とし、また、市所管の出資法人、出資法人以外の団体で補助金等を活用した事業を行う場合には、市内中小企業への発注を原則義務化する。発注状況の把握を行う。（再掲）

④ 引き続き、年度当初よりの早期発注と年度内の発注の平準化を図る。

⑤ 入札ミスの対策防止を引き続き強化するとともに、技術系職員の増員と育成体制を行う。

⑥ 設計・積算の外部委託が「原則」になっているが、そのことが、現場を知らない職員を生み、市の技術力の低下を招いている。職員体制をとった上で、工事監理を職員が担えるようにする。

⑦ 土木系業種において、発注件数と格付け業者数とのバランスが取れていないため、受注確保に困難をきたしている。次のような改善を行う。

水道施設Ａランク発注工事においては、予定価格の大小によって、入札参加資格に格付け点数による制限を設けるなど、Ａランクの格付け業者数と発注件数が均衡になるようにする。

下水管きょＢランクで発注されることの多い「緊急補修工事」「取り付け管敷設工事」については、地域別にしたうえで、Ａ・Ｂ混合での発注とする

道路公園センター発注の舗装工事については、行政区もしくは市域を南部・北部に分け発注しているが、各道路公園センター内に本店を置く業者のみが入札に参加できるようにする。Ａ・Ｂランク混合やＡ・Ｂ・Ｃランク混合での発注を試行する。

⑧ 年度末に工期が設定される工事が多い中で、第４四半期に早期発注される工事も増えてきている。４月以降に本格的な施工が開始される工事で、一定以上の工期がある工事の場合は、配置予定技術者が３月中に従事中であっても、４月以降配置することをかとする制度を導入する。

⑨ 低入札でいくつも工事を落札する事業者について適正な工事の履行が危惧される。当該工事完了まで低入札で

の落札を制限する。

⑩　指名競争入札工事について、1千万円未満から3千万円未満（建築工事については6千万円未満）に拡大する。

⑪　資源物の回収、ミックスペーパー、粗大ゴミの収集を民間に委託しているが、委託料の積算にあたっては、必要な人員の確保ができる委託料とする。

⑫　２０１６年10月より公告日・開札日・入札参加資格が同一の工事をグループ化し、そのグループ内の案件については、最低入札額が同額で並んだ場合に実施するくじ引きにより落札できる件数を1社1件とする「請負工事受注機会確保方式」が試行実施された。昨年は、対象の業種、ランクを拡大したが、さらなる業種・ランクの拡大を図る。

（7）公契約制度について

①　２０１９年度から「特定業務委託契約（警備・建物清掃・野外清掃・施設維持管理、データ入力、給食調理業務の6業種のうち、予定価格が1千万円以上）」の作業報酬下限額が１０２５円（時給）に引き上げられたが、生活を維持するためには、時給１５００円が必要。「特定業務委託契約」の作業報酬下限額を１５００円まで引き上げる。

②　作業報酬審議会の審議過程を公表する

③　全ての委託業務を公契約制度の対象事業にする。受注業者のもとで働く労働者が、税金、社会保険、雇用保険を支払える賃金水準を保証する。

④　一昨年市が行ったアンケート調査では、「労働者が自分の作業報酬の下限額を把握しているか」の問いに、23％が知らないと答えている。また、同アンケートでは、下限額を把握している労働者のうち6％が「もらっていない」と答えている。書類の提出手続きの改善や周知方法の改善など行われたが、その効果を検証するためにも、引き続き実態調査を行う。

⑤　予定価格6億円以上という条例適用工事金額の範囲を可能な限り引き下げ、対象を広げる。

⑥　公契約条例対象事業に従事する労働者は、自身の作業報酬を記載した台帳を閲覧できる権利があり、下限額を下回る賃金の場合は、受注者または市に申し出ができることとされている。そうした権利の周知徹底を引き続き

行う。

⑦　いわゆる「一人親方」労働者については、的確に履行されているか調査、検証する。

⑧　労働組合が適用労働者に代わり申し立てできるようにする。

（8）市内農業を守り発展させる

都市部における農地が「宅地化されるもの」との位置づけから、「保全すべきもの」と位置づけが改められ、農地が都市環境としても守られるべき物とされましたが、しかし、自公政権の農業政策は、農業の存続を脅かし続けています。わが国の農業従事者は２００５年の２０５万人から17年では１５１万に減り、従事者の42％が70歳以上です。農地も15年までの10年間に６・７％減少しました。その結果、わが国の食糧自給率は38％まで低下、先進国で最低水準となっています。さらに農作物の輸入自由化を推し進め、ＴＰＰ（環太平洋連携協定）の受け入れ協議では、米、乳製品、牛・豚肉など重要農産物の３割まで関税を撤廃し、残った関税も発効７年後には撤廃に向けた協議を義務づけるというものでした。ＴＰＰは、アメリカの離脱によって発行不能となりましたが、安倍政権は、残る11カ国によるＴＰＰの合意を主導し、国会でまともな審議のないまま６月には国内手続きを強行し、来年１月には発効ができるようにと、関係国に働きかけています。ＴＰＰ11は、元協定の一部を「凍結」したとは言え、日本の農業に重大な打撃をもたらす内容に変わりはありません。それどころか、アメリカからの市場開放圧力も加わり、ＴＰＰ以上に影響を受ける危険性は大です。昨年夏に「大枠合意」に達した日欧ＥＰＡ（経済連携協定）でも、日本はＥＵ側に乳製品ではＴＰＰ以上の譲歩を行っています。安倍政権は、ＴＰＰで、わが国農林水産物の輸出拡大のチャンスが拡がると言いますが、一部の産地や経営でそれが可能であっても、それと引き替えに大量の外国産が流入し、国内需要が奪われることは明らかです。

安倍政権は「世界で企業が一番活躍しやすい国」を公言し、戦後の農政の総決算と称して、家族農業や農村を守る仕組みの全面的な解体に乗り出しました。今まで日本の農業の主軸を担ってきた「家族経営」を「非効率的」と切り捨てを行い、２０１３年の臨時国会では、大規模経営への農地集積や農外企業の農業への参入拡大を狙った農地中間管理事業法を成立させました。２０１５年の国会では、農協改革、農地法・農業委員会法の「改正」を成立させ、「協同」ではなく「競争」の企業倫理を持ち込みました。とりわけ、単位農協からの信用・共済事業の分離、准組合員の

利用制限などは、在日米国商工会議所や日本の財界などの執拗な要求に応えたものです。総合農協を解体し、農村の金融市場が内外の企業に握られ、農村社会の荒廃を決定的にしかねません。

なかでも重大なのは、「種子法」が今年3月31日をもって廃止されたことです。米・麦・大豆などの種子の開発・普及を都道府県の責任を「民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する」というものです。種子は農業や食料生産の基盤であり、国民共有の財産です。民間企業に解放されれば、優秀な種子の安定供給が脅かされ、多国籍種子企業などによる米・麦の生産への支配に道を開き食料主権が脅かされることは必至です。いま、野党6党が共同で「種子法復活法案」が提出されていますが、地域の農業を守る立場から市としても「復活法案」可決求めてゆくべきです。

また、今年の国会では、卸売市場法の「改正」が成立させられ、卸売市場の活性化の名で中央卸売市場の開設を民間企業にも認め、卸売市場の公正・公正な取引を担保していた規制を大幅に緩和するというものです。生鮮食料品の流通に対する国・自治体の責任・関与が大きく後退する懸念され、市として卸売市場の公的役割を維持することが求められます。

２０１５年「農林業センサス」によると、本市の農家数は１１７２戸で5年前の調査と比べると85戸減少しています。また、２０１７年度「川崎市農業実態調査」では、農業従事者の平均年齢は62歳で前回調査（２０１３年度）と比べ、０・４歳上昇しました。この分野でも、後継者問題が重要な課題となっています。また、農業収入の実態は、「50万円～２００万円未満」が28・3％と最も多く、「50万円未満」の25・7％と合わせると、実に54％が２００万円の農業収入しかありません。収入の引き上げ、また、災害時などの価格保証など農業経営への不安材料を無くしてゆくことが大切です。

1　農水産物・加工品に関してＴＰＰ水準を超える譲歩を受け入れた日欧「ＥＰＡ」は、大企業の輸出や投資の拡大のために農業を犠牲にするもので、「大枠合意」は撤回するよう国に要請する。また、農作物の関税の撤廃・削減を行うＴＰＰ11協定から直ちに撤退し、日米「ＦＴＡ」交渉は中止するよう国に対し要請する。

2　種子法について

①　食料の安定供給や食料主権を脅かす種子法の復活を国に求める。

②　種子生産に行政が責任をもつ立場から公的種子事業を継続する条例の制定を行う。

3　環境保全など農地の多面的な機能を評価して、農地面積などを対象にした所得保障を抜本的に充実するよう国に求める。

4　災害対策の強化

①　各地で起きている豪雨災害などの被害に対し、経営継続・再建に役立つ農業共済事業の促進を行い、国に対し共催事業への支援を強めるよう求める。

②　台風被害、雪・降雹被害など気候変動による被害への対策を立案する。防雪、防雹ネット設置の場合などには小規模農家の実態に併せ支援する。国・県に対し支援強化を要請する。

5　農地の固定資産税、相続税における課税評価を、現に農業が営まれている農地は農地評価を基本にし、農地が存続できるよう国に求める。また、農地に準じた課税を、農作業場や屋敷林、市民農園などに拡大するよう国に求める。生産緑地の要件緩和を行い、他人に貸し付けて耕作している場合でも相続税納税猶予の適応を継続するよう国に働きかける。

6　農業委員会について

①　農地の維持・管理や利用調整、耕作放棄地の解消など一定の権限を持つ農業委員会として役割が果たせるよう、事務局体制を強化し、委員手当も引き上げる。

②　農家とその農地を守るため、地域の農業者の多様な意見を反映できるようにする。

③　経営を基本にした多様な農家や生産組織などが展望を持って生産できる環境作りに役立つ委員会にする。

7　農業生産支援、農業経営支援について

①　農業生産で水を確保するために新たに井戸を掘る費用、井戸電動ポンプ施設を設置する費用に補助を行う。井戸の運用にかかる電動ポンプの電気代、水質検査の費用を補助する。

②　農業用水路や堰などを確保するため定期的な清掃、保全改修を関係局や水利組合との相談などを強める。

③　農業用機械を購入する時の助成（現在補助率40％）を引き上げる。農業用機械類の貸し出しが行われています。貸し出し料に対し支援を行う。

④　病害虫など発生したときの早急な相談体制をＪＡ任せにせず市も支援体制を確立する。

⑤　鳥獣被害は営農意欲を低下させる。ＪＡ任せにせず市としての緊急対策を急ぐ。

ア　鳥獣被害の実態調査を市が行なう。
イ　捕獲檻設置計画を市独自でも立て、効果的な被害防止対策を立てる。特に被害が拡大しているハクビシンに対し効果的な対策を急ぐ。電器柵設置には農地の形状などに合わせ電気式・ソーラー式・バッテリー式を活用する。防鳥、防獣ネット網目は18ミリにする。
ウ　鳥獣被害に対して、全面的に被害補償を行なう。県に補償額の増額を要求する。
エ　捕獲した鳥獣の処理対策費用を負担し、引き取り先を確保する。処分地まで運搬手配を行う。
⑥　施設園芸農業の奨励金を引き上げる。施設整備・運用に必要な経費を助成する。
⑦　歴史ある多摩川梨を保存するため、申請する全ての梨園に対し、多目的ネットの補助金を交付する。耐用年数を過ぎた梨棚の更新費用の助成も行なう。県との連携で奨励資金を増額する。
⑧　農業者を育てるため、農業経営に関しての情報、技術について啓蒙を図り、自立のための教育・研修を行なう。
⑨　農業経営のための融資制度や補助金制度を誰もがわかるようにまとめたパンフレットを作り普及する。

8　出荷支援、地産地消について
①　市内農業を守り、発展させるため、市場出荷のさい価格補償を基本にし、所得補償を組み合わせる。現在、対象品目6品目だけなので価格補償品目を拡大し、出荷推進対策事業費、直売団体育成支援対策事業費を復活する。
②　かわさき農産物ブランド事業を発展させ、品目の拡大をすすめ予算の増額を行なう。
③　新鮮な地元農産物の季節野菜を中学校給食へ提供できるようにする。福祉施設の給食にも地元野菜の使用を働きかける。生産量の確保などで関係各団体との協議など急いで進める。
④　２０１７年度「川崎市農業実態調査」では、中学校給食に伴う食料提供の意向について、「現在行っているまたは行うことが決まっている」が15件でしたが、「興味がある」との回答は２０２件と関心の高さが表れている。中学校給食を地産地消で進めるため農産物生産を計画的に生産量調整を企画していく専門の人員を配置し生産者と連携を強めるなど、支援を行う。
⑤　放射線量濃度測定は、２０１６年まで実施されていましたが、希望する農家の土壌・水など検査を行う。
⑥　禅寺丸柿は、生産が激減している。歴史的に川崎市民の財産と位置づけ、保存・育成のための奨励事業を進める。禅寺丸ワインは市のイベントなどに活用する。市の広報などに積極的に掲載し宣伝する。

9　市民が農に親しむために

① 住民の農業体験機会を拡大する体験型農園は納税猶予を受けられる有利な条件を活用できる。地権者に働きかけ、圃場提供に対する補助金を出す。

② 市民が土とみどりに親しみ収穫の喜びを味わえるよう、市民要望のつよい市民農園、ふれあい農園の維持保全に全力をある。市民農園に相続が発生した場合に、相続税猶予制度が適用されるよう国に強く働きかける。学校農園を積極的に増やす。生産緑地でも市民農園として活用できるように制度改正を、国に要求する。

③ 障害者が農業にふれあえる福祉農園を拡充する。新たな用地を確保する。

（9）消費者の権利を守り、消費者行政の強化を

① 食品の安全のための規制が「非関税障壁」として撤廃・削減され、残留農薬や食品添加物などの規制緩和や輸入牛肉の規制見直しなどが行われるＴＰＰと同様な「ＴＰＰ11」に関する国内法を廃止し、アメリカとの「ＦＴＡ」も交渉を中止するよう国に働きかける

② 「総合型リゾート実施法（カジノ実施法）」の廃止を国に求める。

③ 原材料の原産地の可能性ある国を「又は」でつなぐ「可能性表示」（例えば「アメリカ又は国産」）が可能であったり、輸入原料の調達先が3カ国以上の場合「大括り表示」（豚肉「輸入」）であったり、さらに、原料が加工品の場合、原産地表示の代わりに製造地を表示する「製造地表示」（アメリカから豚肉を輸入し、国内で味付けて原料にしたら「味付け豚肉・国内製造」と表示できる）など、かえって消費者にとって分かりづらい表示が例外として認められているなど問題点が指摘されている。消費者の立場にたった「原産地表示」になるよう、再検討を国に求める。

④ 遺伝子組み換え食品表示では、１００％組み替えでなければ、「遺伝子組み換えでない」と表示できず、実際は１００％というのは困難。結局「遺伝子組み換えでない」との表示ができず、それにより、遺伝子組み換え食品が拡がる恐れがある。消費者の選択権が守られる表示に改めるよう国に働きかける。

⑤ わが国では、種子法のもと、都道府県がそれぞれの気象や土壌条件に合わせて稲、麦、大豆の奨励品目を決め、その種を増やし、農家に安定的に安価な種子として提供してきました。国内で生産される米の種子は１００％自

給です。種子は最も基礎的な農業生産資源であり、大切な遺伝資源です。政府は、種子法が「民間の品種開発意欲を阻害している」と言いますが、制度上、民間の参入も可能です。世界の商品種子市場の7割以上を占めるモンサントなど大手バイオ企業により日本の種子市場を支配させるわけにはゆきません。各地の農業試験場や奨励品種制度の維持、種取農家の保護など、種子を国民の共有財産として守るよう国に働きかける。（再掲）

⑥　現在の「食品表示法」の「食品表示基準」では、同一商品を2箇所以上の工場で製造する場合、製造所固有記号を認めているが、これは、記号での表示は消費者に分かりにくく、適切では在りません。また、心臓疾患などへの対策として、米国やカナダ、韓国などで義務化されている「トランス脂肪酸」の表示義務が見送られているなど問題がある。引き続き、国に見直しを求めてゆく。

⑦　輸入食品、食材の安全性を確保するため、検査体制の強化を国に働きかける。市の食品衛生監視員（現在、6名）を増やし、食品検査項目（２０１４年度　総検体数７０３検体。前年度７５３検体）を増やす。

⑧　食品等の放射能汚染からの安全性を確保するために、引き続き市内農産物、川崎港で取れた魚介類、市内を流通する食品に対する検査と検査結果の公表を引き続き行う。２０１６年度の実績は、市内農産物では23検体（前年度28検体）、川崎港で採取された魚介類62検体（前年度64検体）市内を流通する食品は１６０検体（前年度２２５検体）など、前年度と同様に行われているが、引き続き実施する。

⑨　給食用物資の食品サンプリング調査を継続するとともに、サンプル数を増やす。水道水中の放射性物質の検査も継続する。

⑩　消費者センターの機能を充実させる。

ア　北部消費者センターを新設し、北部地域の相談体制を強化する。

イ　すべての区役所、出張所で出張相談を行う。

ウ　相談員を専門職として正規職員化する。専門性に見合った待遇とする。研修に当たっては、業務として賃金、交通費を保証する。

⑪　学校教育の中で「消費者の権利」を学ぶと共に、デジタルコンテンツなどの実際の被害について、学習する。

⑫　高齢者に対しては、高齢者の集まる場所など、身近な生活の場で出前講座を行うなど、気軽に学べる場を提供する。

⑬　多重債務者の相談に当たっては、その背景に生活困窮がある場合は、他の部局とも連携して、生活再建ができ

るよう支援する。

⑭　災害時の価格安定や生活必需品の提供を確保するために、供給協定店を増やす。

第六章　労働者の生活と権利を守り、正規雇用を増やす施策を

２０１８年7月、自民・公明などが「働き方改革」一括法案を強行採決しました。データねつ造が発覚し企画業務型裁量労働制の拡大は法案から削除しましたが、「残業代ゼロ制度」（高度プロフェッショナル制度）などを柱とする同法は、歯止めのない長時間労働、過労死を促進させる「働かせ方」大改悪です。

この高度プロフェッショナル制度は、初めて労働時間規制を適用しない労働者をつくりだします。年１０４日さえ休ませれば、48日間かつ24時間連続勤務でも違法にならず、業務量には裁量がなく、長時間労働に追い込まれることは明らかです。単月１００時間未満、複数月80時間という過労死ラインまでの残業は認められません。しかも、最も過労死が多い分野で上限規制の除外・猶予などありえません。月をまたいで業務が集中すれば30日間で１５０時間の残業もあり得るというもので、過労死がなくなるどころが、増えるばかりです。

「同一労働同一賃金」は、法律に文言はありません。「人材活用の仕組み」を理由に正社員との違いを合理的とする基本的内容は変わらないため、均等待遇の対象となるパートタイム労働者は１・５％にとどまり、有期労働者や派遣労働者についても極めて限定され、非正規労働者の格差固定化というべきものです。

雇用対策法は、憲法27条の勤労権を保障し、「完全雇用の達成をめざす」ものですが、「生産性の向上」が目的の中心に据えられ「多様な就業形態」の名目で労働者保護法制が適用されない非雇用型の働き方を増やすもので、極めて重大です。

労働基準法第1条にあるように、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を満たすものでなければなりません。民間の自由契約だけに任せていては、労働者の健康を守れないとして、国家が最低限の基準を示すべきとされたものです。「働き方改革」一括法は、歴史を70年後戻りさせる大改悪であり、廃止を求めていかなければなりません。

安倍首相は、同政権下で就業者数が増加したと強調します。確かに企業側は、人を集めるため求人内容の見直しを進め正社員の募集も増やしていますが、低賃金の非正規雇用もと同様に増加しており、雇用の実態は深刻です。

２０１７年厚労省の「派遣労働者実態調査」で、派遣労働者の39・６％が今後正社員で働きたいと答えています。次に「派遣労働者として働きたい」が26・８％、「パートなどで働きたい」が、５・４％です。派遣労働者の年齢別にみると40～44歳が16・５％と最も多摩区、35～39歳が13・５％、45～49歳が13・１％と続いています。リクルートキャリアが運営する職業紹介所「就職ＳＨＯＰ」によると、非正規の人数は、40代以上は数十万単位で増加しており、実際に就職できるかどうかは世代で大きな差があるとしています。また、派遣ユニオンの書記長は、「40～50代では派遣や有期契約の仕事を続けていくのがやっと。正社員に転換する例はほとんどないのが実態」とのことで、是正しなければなりません。

以上の実態を解決するためには、国に対して、長時間労働の規制、「サービス残業」の根絶、「残業代ゼロ」制度の廃止が求められます。非正規雇用から正社員への流れをつくる規制強化、ブラック企業への規制強化を求めます。中小企業への手厚い支援を行いながら最低賃金を時給１０００円に引き上げ１５００円に引き上げることも求められます。人間らしく働けるルールを確立することを前提として、自治体にできる支援策を進めることが必要です。

２０１７年度就業構想基本調査（７月13日発表）の川崎市の現状をみると、川崎市内の会社などの役員を除く雇用者は77万９０００人と５年前に比べて９万９５００人、約10万人増えています。正規職員・従業員の割合は65・８％、非正規職員・従業員は34・２％で、２０１２年の調査時とほとんど割合は変わらず、正規と非正規が固定化されている状態です。派遣職員は１・６倍にも増えています。所得階級でみると、年収３００万円未満は、前回調査より３万２０００人増え34万７０００人と全体の42・６％を占めました。50万円未満は若干減ったものの、50万円から99万円は０・５％増え、10％を超えました。２５０万円から４９９万円は、32・５％と２・３％減少しています。一方、１０００万円以上が増え、特に年収１５００万円以上では、１７０％と約１・７倍となり、所得格差が広がり中間層が少なく２極化がすすんでいることがわかります。この結果からすると、低所得層の増大は、非正規雇用労働者の雇用環境に連動していることわかります。市は求人倍率が昨年より上がったことを理由に雇用が改善したとしますが、有効求人数には正規と非正規の両方の求人が含まれています。不本意非正規労働者が含まれているにもかかわらず、「多様なニーズ」があるとして、実態調査をしようとしないことは問題です。

川崎市の事業の雇用状況の実態は、国の補助金や「キャリアサポートかわさき」頼みです。しかも、その就職決定者の内訳をみると正規雇用が30％、非正規雇用が70％です。２０１５年度に正規雇用を希望する登録者が実際に正規で就業したのは36・９％です。２００７年６月に開設した当初は正規雇用の決定率は64％でしたが、年々正規雇用の決定率は減少しています。正規雇用の求人開拓件数を増やすためには、市独自で求人開拓員を増やすことが必要です。正規雇用を望む求職者に対して、市内企業を中心に足を運んで希望の就労にむすびつけられるよう体制を充実させることが求められます。

兵庫県では、奨学金返還支援制度を創設し、中小企業の取り組みに自治体が補助金を出して人材を確保・定着させ、雇用の安定につなげています。また、北九州市でも、市が認定する企業等に就職し、市内に居住した場合、就職後２年から４年目に年間最大18万円を３年間54万円補助する事業を実施しています。川崎市でも、他の自治体で進めている施策を研究し、正規雇用への転換を促進すべきです。

改正労働者派遣法から３年となり、派遣社員の雇い止めする「派遣切り」の危険や有期雇用者が５年たって本人が申し出れば無期雇用になるなど、制度を知らずに申請していない方はかなりいると考えられます。本市が開設した「正社員等転換相談窓口」の周知を徹底させ、相談できるようにすることは大事です。

大企業の無法なリストラが横行しています。電機産業では、大規模なリストラ策が行われています。電機・情報ユニオンが２０１７年末まとめた１０６企業、社員数２１２万３７６５人の内、38万５４３人が人員削減の対象となっています。中でも13の電機大企業・グループだけで35万人を超えます。パナソニック、東芝、日立、ルネサスエレクトロニクス、ソニー、ＮＥＣ、富士通、シャープ、リコー、ＴＤＫの10社は１万人規模のリストラを強行しており、その人員削減は社員の１割～６割に相当する大規模なものです。こうしたリストラは、営業利益率で５％前後の高業績上げるほどの黒字を維持しているにも関わらず、更なる利益追求目的で労働者を選別し退職に追い込むものです。リストラ企業の労働者は、早期退職を迫られる多数回の退職強要を強いられ、リストラに応じない労働者は人権を蹂躙した「追出し部屋」への移動、人材派遣会社への出向、遠隔地への移動を強要されています。

市内大企業の東芝では、１万人リストラを強行（２０１６年３月）し、グループ３社で３００人のリストラ（２０１８年３月）を行いました。また、ＮＥＣは今年度中に国内で45歳以上の２万人を対象に７人に１人にあたる３０００人のリストラを進めています。売上高、営業利益を増やす中での黒字リストラです。市内に１万５～６０００人、

国内最大規模の玉川事業所があり、影響は避けられないと考えます。労働者を犠牲にしたリストラを繰返させないために、本市は労働者の雇用・生活と地域経済を守る立場で市長の権限で雇用対策本部を設置し責務を果たさなければなりません。

２０１７年度の市職員の長時間労働の実態は、いまだ深刻です。残業時間が年４８０時間を超えた職員は３０７人、過労死ライン月80時間を超えた職員は３７２人、年１０００時間を超えた職員は5人もいます。本来、36協定では、時間外・休日勤務の限度時間は年３６０時間で、「予見できない臨時または緊急の業務が集中」する場合でも年４８０時間です。これを超え、さらに過労死ライン、年１０００時間を超えて働かされている職員がまだいること自体、大問題です。多摩区役所・保健福祉センター、上下水道局・第2、第3配水工事事務所、交通局塩浜営業所は、17年度に労働基準監督署から勧告を受けています。また、長期療養者数やメンタルによる長期療養者数は、15年度より逆に増えており、復職の相談を除いた職員保健相談室への相談件数は、15年度の2倍以上になっているなど、長時間労働が職員の健康状態にも影響を与えていることがわかります。

この長時間労働の最大の原因は、職員のリストラです。川崎市の人口は、この10年間で14万人増えているのに、逆に職員は約１２００人減らしました。市は、「働き方・仕事の進め方改革」で、36協定の遵守と年４８０時間超の時間外勤務を行った職場への調査、改善を行うとしていますが、ほとんどの職場で、時間外の仕事量に見合う職員の増員はされていません。市の改革で示されている年休・産休・育休の完全取得、これからの人口増を考えるとさらなる人員増が必要です。各職場は仕事量に見合った人員計画を立てるべきです。

1　雇用の確保と権利を守る。

①　労働者を切り捨てる「労働者派遣法」「労働契約法」を抜本改正すること。また、「残業代ゼロ法案」と「残業時間の上限規制」法案を「一本化」した労働基準法改定案など8本の法律を一括改定しないよう、国に要請する。

②　全国一律最低賃金、時給１０００円以上を国に働きかけ、１５００円をめざす。

③　女性労働者の生活と権利を守り、女子保護規定の復活を国に要求する。

④　労働者を酷使・選別し、使い捨てにする「ブラック企業」（市内企業を対象にしたキャリアサポートかわさきの職業紹介以外の企業）は、名前を公表し是正させる。

⑤　市が委託する就業マッチング事業を行う「キャリアサポートかわさき」などでは、違法行為を続ける企業があれば求人の対象にさせない。
⑥　派遣社員を雇いとめにする「派遣切り」を許さず、正規雇用を進めるために、制度の中地を雇用者、事業者に周知徹底する。
⑦　有期雇用を5年間継続した場合、本人が申請すれば、無期雇用にできることを、雇用者、事業者に周知徹底する。
⑧　キャリアサポートかわさきの「正規雇用転換等相談窓口」を事業者、労働者に周知徹底する。
⑨　市内の中小企業の雇用実態調査を市独自で行うとともに、神奈川労働局が把握している川崎市内の事業主、雇用者の実態について情報を提供するよう連携強化をはかる。

2　市内大企業に、雇用や地域経済への社会的責任を果たさせる。
①　大企業に、労働者を切り捨てる「派遣切り・期間工切り」、また、不当なリストラをやめるように申し入れる。
②　大企業のリストラによる下請け企業地域経済への影響について調査を行なう。また、地域経済に大きな影響を与えるリストラや事業者の撤退などの計画に対して市として情報を把握する枠組みをつくり是正を強く求める。
③　NECの3000人リストラについては、神奈川労働局と連携し、本市に雇用対策本部を設置し、リストラの動向実態を把握し退職強要をしないよう会社に求める。
④　東芝の2018年3月に実施した、グループ3社で300人のリストラについては、退職者の就労状況を調査し、不利益の有無を確認する。不利益がある場合は会社に対し是正を求める。
ア　県労働局と連携し、本市に雇用対策本部を設置し、リストラの動向、実態を把握し、迅速な雇用対策、地域経済を守る対応をはかる。
イ　市内雇用への影響を考慮し、東芝、東芝関連会社及び取引企業数、従業員数を調査する。
⑤　市は、3年以上働いている派遣社員に対して、企業が直接雇用を行なうように申し入れる。
⑥　過労死を発生させないゆとりある労働環境の抜本改革の実行を求める。労災認定について「申請されたらすみやかに認定する」を原則とさせる。
⑦　本人と家族の合意のない単身赴任は行わせない。家庭崩壊を招くような長期間赴任はやめ、家族の絆を保った

十分な優遇措置を講じさせるよう企業に要求する。

⑧ サービス残業、長時間残業をなくし、雇用を確保する。

⑨ 育児・介護休業法の周知徹底をし、不利益扱いを禁止するよう、企業に要求する。

⑩ 高校・大学等の新卒者が、希望する職業につけるように、新規採用枠を増やす。また、内定取り消しや入職時期の繰り下げやオワハラ（内定をエサに就職活動を終えるよう迫る）を是正させる。

3 市職員の長時間労働是正、職員の健康を守り市民サービス充実のためにも市職員の増員をはかる。

① 市の「働き方改革」において、「年間４８０時間を超えて働く職員数をゼロにする」という数値目標を加える

② 各職場の仕事量に見合った人員計画を立てる。時間外勤務で補っている仕事量に見合う職員の増員を行う。

③ 年休・産休・育休の完全取得やこれからの人口増に見合う職員の増員を行う。

④ 臨時職員に採用する場合は、最低賃金時給１５００円にする。

⑤ 市職員の正規職員を増やす。特に教職員、消防士、保育士、福祉関連職員などの正規雇用を増やす。

4 非正規労働者や若年層への支援を充実させ、自立した生活をおくれるようにする。

① 市の雇用対策事業で雇い入れた人については要望を聞き実態をつかんで、正規の仕事に就けるよう市独自の取組を実施する。

② 専門性が求められる求人開拓員は、不安定な単年度雇用ではなく、正規雇用職員の配置をする。または、市内中小企業の実情に詳しい団体等に委託して専任の求人開拓員を市独自に正規で雇用する。

③ 「キャリアサポートかわさき」を利用した人が、希望の職種につき、正規雇用につながるようにする。また、正規雇用を希望した人に対しては、実現できるよう開拓を強化する。

④ パート・契約社員などの非正規労働者を雇用する中小企業等が非正規労働者の処遇、教育、研修、福利厚生にかかる制度を整えた場合に助成を支給する。キャリアアップ助成金など、国の事業に市が上乗せするなど、事業主や雇用者にとって、喜ばれる制度をつくる。

⑤ 東京都で実施しているように数値目標を明確にして「正社員転換型」、支援をおこない、正規雇用を拡大する。

⑥ 札幌市で実施している若年者ワークトライアル事業は、若者は、若者が将来的に正社員となり、自立・安定し

た生活送ることができるよう、概ね35歳以下の若年求職者、定時制高校生及び非正規社社員を対象に正社員又は正社員への転換が可能な市内企業への就職を支援するとともに、定着につなげるものであり、本市においても実施する。

⑦ 兵庫県で実施している奨学金返還支援制度を導入し中小区企業の人材確保・定着につなげる。

⑧ コネクションズかわさきの体制の強化をはかるとともに、プライバシーが守られて相談が出来るようなブースをつくり、施設の充実をはかる。南部地域にも設置をする。

⑨ 川崎市立高校定時制と若者サポートステーション（コネクションズかわさき）との連携を強めて、就労支援「寄り添い型支援」をすべての定時制高校で実施する。

5 失業者の就労支援対策を充実させ、生活を守る。

① 失業者への対策・生活支援を強化し、ワンストップで対応できるように、全区役所に相談窓口を設置する。

② 市が開拓した求人情報を共有化するとともにハローワークに支援員を配置させ、市はハローワークと連携を強化して生活就労支援を充実させる。また、幸・宮前・多摩区役所、田島支所で実施しているハローワーク求人端末等の設置及びハローワーク職員の配置を他の全区役所・支所にも導入する。

③ 住宅ローンの繰り延べができるよう緊急貸付や信用保証などを実施する。

④ 住宅確保給付事業の周知を図る。

⑤ 川崎市勤労者生活資金貸付制度（生活資金）の無利子制度を創設する。

⑥ 税金や社会保険、公共料金などの負担軽減や支払い延期措置を実施する。

6 生活・労働相談活動を充実させる。

① 労働相談は、労働者の勤務形態にあわせて休日・夜間にも設け、回数を増やして充実させる。

② 相談を受けた最初の相談窓口は、相談内容をしっかりと把握し、関係機関につながるまで最後まで責任をもって対応する。

③ 民間で行なう労働相談活動についても広報するなど周知徹底して支援する。

④ パートタイマーや派遣労働者の労働契約・労働条件の相談窓口を充実させ、雇用主・受け入れ企業に徹底する。

⑤　外国人労働者の就労実態の調査を行なう。市内在住の外国人・外国人労働者への言語援助、仕事と生活の相談活動を進める。

⑥　２０１８年6月にキャリアサポートかわさきで開設した、「社員等転換相談窓口」の周知を徹底する。

7　障がい者、高齢者の雇用率を遵守させ、拡大に努める。障がい者も雇用の充実をはかる。状況悪化の実態を公表し、大企業の社会的責任を必ず果させる。中小企業の障がい者・高齢者の雇用を増やすために、助成策を講じる。

8　「かわさき労働情報」の内容は、情報提供や啓発活用に役立たせるとともに、法制度や新たな事業の開設のおりに企業に出向いて説明を行い徹底させる。実態を把握する中で、内容の充実をはかる。公共の施設に一定部数を置いて、自由に持参できるようにする。

第七章　「川崎に住んでよかった」と思える良好な環境の形成を。豊かな自然を残し、安心して住み続けられる川崎を

まちづくりの基本は、「まちづくりと福祉は一つ」であり、住民の声がまちづくりに生かされ、いまも、これからも、一人ひとりの市民が快適に豊かに住み続けることができることです。

都市マスタープランが見直され、２０１７年3月にまず都市マスタープラン全体構想が策定されました。これまでの川崎市のまちづくりは、住民参加を基本とする都市計画制度は名ばかりで、拠点駅を中心に、行き過ぎた容積率緩和に伴う高度化、過密都市化が既存住民の声を無視して推し進められてきました。大手デベロッパーの投資目的のまちづくりによって、既存住民の生活が犠牲になる事態があとを絶ちません。住宅の高層化、人口過密化した地域では、保育園、学校、幼稚園、公園の不足など子育て教育環境の悪化、風害、日照被害、交通渋滞などの住環境の悪化を引き起こします。いっぽう、拠点から外れた地域では、商店の減少、交通不便の拡大などが顕著に起こっています。あらたな都市マスタープランでは、こうした川崎市の持つ問題点にはほとんど触れられず、引き続き拠点開発が推し進められるものとなっています。あらためて住民参加の原則を徹底し、この拠点開発と規制緩和による土地の高

度利用計画の抜本的見直しを行うべきです。

ＪＲ南武線・横須賀線・東急東横線が交差する武蔵小杉駅周辺の再開発は、この10年間に２００メートル近い超高層マンションが19棟も建設され、人口は１万人以上増加しました。長年このまちに住み続けてきた住民にさまざまな環境悪化を引き起こし、さらにいま、再開発の波は北側地区に拡大しています。急激な人口増で当初から危惧されていたインフラ整備の遅れが表面化し、保育園の不足、学校の過密化、駅ホームの大混雑など問題が表面化しています。また、日照被害やビル風、交通混雑など様々な環境問題が深刻になり、週刊誌に「大人気なのに実は『住みづらい街』ランキング」の第１位に上げられているほどです。

東京都中央区では、定住人口の維持・回復を目指して１９９３年７月に「用途別容積型地区計画」、１９９７年７月に「街並み誘導型地区計画」などを定めて区内の約８割に地区計画を導入してきましたが、２０１８年３月、小学校や交通インフラの整備などが追いつかず、定住人口が回復して当初の目的が達成されたとして、定住型住宅に対する容積率緩和制度の廃止を打ち出しました。

一度に人口を増やすことは、周辺のインフラ整備が追い付かず、結局住環境の悪化をもたらします。これ以上の供給は過剰であり、この機会に、住民合意もないこれらの超高層マンションの建設をやめるべきです。

いっぽうで、北部の丘陵地域や南部を中心に、高齢化が進み、空き家が増え、人口が減少する地域が生まれています。２０１６年の国勢調査では、前回調査からの５年間で、人口が増えた町丁が３４５、減少した町丁が２５３であり、人口集中が顕著になっていることがわかります。人口減少地域を放置せず、住みやすいまちづくりについて住民と協議する場を作るべきです。

そのためにも、地区計画の策定などに際しては、形式的な住民参加ではなく、計画が固まる前の段階から、計画策定の当事者として実質的な参画が保障される住民参加が実現してこそ、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりになります。その仕組みづくりを強く求めます。

２０１７年３月、本市は「川崎市住宅基本計画」「第４次市営住宅等ストック総合活用計画（市営住宅等長寿命化計画）」「川崎市空家等対策計画、及び、川崎市特定空家等判定基準」を策定しました。本市は、他都市よりも持ち家率が低く、51％が借家に住んでおり、借家のほとんどが民営借家で、その面積は狭く、４人家族の最低居住面積水準（50平方メートル）を満たす借家は21％に過ぎません。家賃が１平方メートル当たり２２００円と高く、政令市で最も高くなっています。この特徴から、とりわけ経済的な困難を抱えている世帯に対する支援が必要であることがわかりま

すが、基本計画ではそうした方向性はありません。公営住宅の戸数は現状維持で４０００を超える世帯が落選する事態を放置するものとなっています。

ここ数年の間、巨大ワンルームマンションの建設が川崎市で顕著になっています。管理上の問題、災害時の心配、地域コミュニティからの孤立などの不安が住民の間に広がっています。16年９月からワンルーム形式建設の指導要綱の一部が改正され、届出対象部屋数15戸以上、専用面積25㎡以上に設定し、管理人の駐在時間に基準を設けました。しかし各地で起こっている問題を解決するにはまだ不十分です。東京都では23区すべての条例や要綱で、コミュニティの形成のために建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付けています。これを取り入れ、本市でも条例化し、規制を強化すべきです。

生活道路や街路樹、公園の整備があまりにおざなりで、わが党の市民アンケートには「まちがきたない」という声まで寄せられています。道路などの維持補修費を抜本的に増やし、きれいで安全なまちづくりに力を注ぐべきです。

自治体は、高齢者、障がい者、子どもたちなどが、安心して外出できる「移動権」を確保するように交通体系を整備しなければなりません。２０１３年度に策定された「川崎市総合都市交通計画」を５年後に見直すとして、２０１８年３月に改訂版が策定されましたが、依然として拠点と拠点を結ぶ交通に重点が置かれ、交通弱者に対する施策があまりにも少ないといえます。高齢者も障害者も気軽に外出できるよう、公共交通機関が網羅されるなど、交通弱者を解消する具体的な取り組みが求められています。

リニア中央新幹線は総事業費９兆円にも及ぶ大規模事業で、今まで、ＪＲ東海は自己資金で行い税金の投入はないとしてきましたが、低利融資という形で、３兆円もの公的資金の投入が行われました。リニア中央新幹線は、大深度トンネル工事により、市民・地権者の了解なく工事が進められることから、これまでも、地元住民・地権者への説明は不十分なまま、計画が推し進められてきました。市内に建設される「たて抗」から出される建設発生土の処分方法や10年以上にも及ぶ工事公害は、市民にとっても見過ごすことのできない問題です。その残土を東扇島の堀込部に埋め立てる協定を市とＪＲ東海が結びましたが、当該地は将来の本市の公共残土の埋め立て地として確保しているものであり、協定を撤回し受け入れを拒否すべきです。もともと、リニア新幹線の「超電導磁気浮上方式」は、強力な磁力線の影響や膨大な電力消費、事故発生時の乗客の安全確保など、多くの課題が残された輸送技術です。しかも、リニアのルート上の地権者の土地所有権について、重大な問題が明らかになりました。土地の所有権は、原則、地権者の所有権はその土地の上下に及ぶと民法第２０７条で規定され、ＪＲ東海も大深度地下にも土地所有権が及んでいる

と答えているのです。大深度地下使用の許可を受けている東京外かく環状道路では、当初、土地利用に制限を課すこともないとしていたにもかかわらず、同時に都市計画事業も認可されたため、建設制限がされ、権利侵害されています。この場合、地権者は建築物を建築する場合に許可を要し、土地建物を売買する際には届け出をしなければなりません。国交省の都市局長は、大深度地下使用の許可のみの場合でも土地利用が制限される可能性は皆無ではないと答弁しています。２０１５年の国会質疑では、地下30メートル以上についても個々の地権者の同意や承諾が必要ではという質問に対して、法務省大臣官房審議官は、同意なく開発行為を行えば土地所有権の侵害に当たると答弁、さらに当時の太田国交相は、地元の声に十分に配慮しながら工事を進めるよう、ＪＲ東海を指導監督していきたいと答えています。にもかかわらず、本市において、ＪＲ東海はリニアのルート上の地権者に対しては井戸があるかどうかの聞き取りをしただけです。全ての地権者に対して承諾が必要です。このように、法を無視して、環境破壊、市民に負担をもたらすリニア中央新幹線を強行することは許されません。リニア中央新幹線は中止すべきです。

２０１８年３月に緑の基本計画が改定されました。緑地保全については前期の基本計画の目標の多くが達成できず、その教訓を生かした抜本的な取り組みが求められています。斜面緑地については、優先的に残すと決めたＡランクはもちろんのこと、Ｂ・Ｃランクも積極的に残す手立てを講じるべきです。農地は、有効な手だてがほとんど打たれないまま、減り続けています。２０２２年には生産緑地指定から30年を迎える農地が、指定解除になり一気に宅地化する危険性が指摘されており、特別の抜本的な保全策を講じる必要があります。「歩いていけるところに公園を」と定めた公園の整備目標は必ず実現しなければなりません。麻生区上麻生では、住民の粘り強い運動によって、企業が買収しマンションになるはずの斜面緑地８７００平方メートルが保全されることになりました。近年にない大きな成果です。ひきつづき、多摩区西生田などの緑地保全に尽力することを求めます。

（一）よびこみ型のまちづくりをやめ、徹底した住民合意で安心安全なまちづくりをすすめる

１　都市マスタープラン全体構想は、拠点整備を中心としながら、市内各地に生活拠点を作り、そこに都市機能を集約するとしている。２０３０年まで人口が増え続け、40年後まで現在の人口が維持されると推計されている本市において、拠点に人口を集中させる政策を取るならば、交通問題や住環境問題などの問題をさらに大きくさせ、拠点以外の地域にもたくさんの人が住んでいるにもかかわらず、行政サービスを市内全域に均等に行うことを困難にす

る。市域全体が均衡のとれた発展をめざす政策に転換する。今以上に高度利用による人口密集地域を作らない。

2　２０１７年度から順次都市マスタープラン区別構想の見直しが始まっている。最初の多摩区、麻生区では市民によるワークショップが開かれ、たくさんの意見が活発に出された。前回作成された区民提案を尊重し、今回出された区民の意見を最大限取り入れる。

3　武蔵小杉地区の再開発計画において、都市計画審議会に出された市民の圧倒的多くの意見は「もうこれ以上超高層マンションはいらない」というものであった。実際に超高層マンションが林立し人口が急増して、公共インフラが不足して、マスコミで「住みづらい街」1位と報道されるなど、かえって「都市の魅力」がなくなっている。市民の声に真摯にこたえ、武蔵小杉地区の再開発計画は、抜本的に見直す。

4　東日本大震災で超高層マンションはエレベーターが動かなければ家に帰ることもできず、長周期地震動で被害が大きくなることも検証された。市内にはこれ以上の超高層マンションの建設をやめ、震災時にも安全な中層住宅や公共施設の整備に転換する。

5　地区計画は、用途地域の規制をより強化するために考え出された方法であり、用途地域の規制よりも緩和するための地区計画は行わない。

6　２０１５年2月から運用を開始した名ばかりの「低炭素」を口実に容積率を緩和するガイドラインの運用は廃止する。

7　都市計画決定にあたっては、当初の計画に反するものであっても住民の意見が多数のものであるならきちんと反映させる、住民参加の都市計画制度へと抜本的に改革する。日医大の再開発の際に行われた、計画素案が確定する前の段階で住民と話し合う仕組みを制度化する。

8　環境アセスメントは、単体の建物だけに行うのではなく、その建物ができることによってその町がどうなるのか、以前にできた建物と合わせると複合的に環境がどうなるかという、広い地域の環境を総合的にアセスメントする「戦略的アセス」の手法を取り入れるよう、制度を改善する。

9　タワーマンションが林立する小杉地域などで、2棟以上のマンションによって近隣にまったく日が当たらなくなる実態がある。複合日影規制の検討を急ぐ。

10　風害に対する対策を行なう。コンピューターシミュレーションを使った最新の手法で正確な予測を行ない、甚大な被害がある場合は建設を止める。世田谷区二子多摩川で風害対策・調査を行なっているように、小杉地区でも、

風害対策を川崎市独自で実施する。

11　マンションを建設する際、同一事業者が土地を分割し時期をずらして環境アセスメントを逃れるやり方は、条例や規則の改正で規制してきたが、それでも網の目をくぐって逃れる事業者が後を絶たない。アセス逃れを許さない制度をつくる。

12　ワンルーム形式集合住宅等の建設指導要綱に、建設戸数の一定割合をファミリータイプにすることを義務付ける条項を加える。東京都の多くの区がつくっているように要綱を条例化する。

13　巨大マンション建設を容易にする手法として、別々の建物を廊下でつなぎ「1棟」だとするやり方が依然として横行している。1棟ずつなら適用される日かげや通路の確保など、住民の安全を守る規制が適用されずに済むやり方は当然ただされるべきである。本市として規制の方策を検討するとともに、国に対して規制するよう求める。

14　同一事業者が宅地を小分けにして、総合調整条例の手続きを逃れるやり方を規制する。

15　総合調整条例の事業計画の住民説明は「住民説明会」を義務付ける。多くの場合、住民が求めれば事業者も説明会を行なっており、義務付けることに問題はない。また「説明会」を行なうまでは「住民説明報告書」の提出はできないものとする。

16　行政が必要と認めた公共施設の提供を義務付ける対象面積が3ヘクタールというのは大きすぎる。横浜市では待機児童が多い地域において200戸以上の新築マンションには保育園の設置を求めている。敷地面積だけでなく総戸数や計画人口によって公共施設を求める。

17　地域のコミュニティの中心となるコミュニティセンターを老人いこいの家やこども文化センターと合築で中学校単位に作り、土日夜間も使えるようにして、町会・自治会の集まりや年代を問わずに集う拠点とする。

18　空家のうち、所有者が遠隔地にいて使用しない住宅を貸家として若年者に住んでもらうマッチング制度をつくり、地域の活性化につなげる。所有者不明で安全対策が必要な空家への対策を急ぐ。

19　交通不便が住み続けられない大きな要因になる。コミュニティ交通は必要不可欠であり、運営費補助を行って運行地域を抜本的に増やす。

（二）安心して住み続けられる住宅の確保は福祉の基本。公営住宅の充実を

1　１５０万市民が良質な住宅で暮らすために

①　東京都の各区では子育て世代への家賃補助、高齢者や障がい者で劣悪な住環境にある人への補助など、多彩な補助制度を創設している。新宿区は単身者、学生への家賃補助もある。政令市で最も家賃の高い川崎市で、低所得となっている若者、子育て世代、高齢者、障害者に対して賃貸住宅の家賃補助制度を創設する。

②　マンションが老朽化したり、空家が急増し、適切な管理ができなくなる危険性がある。管理費の適切な積み立てなどを行うため、マンションの管理組合を届け出制にし、実質的な管理組合がないマンションをなくすための制度をつくる。管理組合の結成に支援する。

③　分譲マンションのエレベーター設置に補助を創設する。

④　高齢者、障害者などが「川崎市居住支援制度」を利用しようと思っても不動産屋や大家が認めない事例は頻発している。住宅に困る人たちを門前払いさせないよう、業界団体を指導する。

2　市営住宅について

①　市営住宅の申し込みは依然として高く、２０１７年10月募集では４５１戸の募集に対し４０７７世帯の応募があり、倍率は９・０倍であった。市民に廉価で良質な住宅を提供するのは自治体の責務であり、これらの事態はその責務を果たしていない。市営住宅等ストック総合活用計画では、今後40年間世帯数が減ることはないという推計から、市営住宅の戸数を維持するとしているが、市営住宅に入る資格がありながら落選する世帯が４０００世帯近い事態を解決するのに、戸数の維持では足りない。住宅の戸数を抜本的に増やす。人口減少を見据えるなら、築年数の浅いアパートで借り上げ住宅を再開し、不足数を供給する。

②　定期的な大規模修繕をほとんどしてこなかったことから、かなり傷んでいる住宅が多い。計画を前倒しして建て替えを行なう。大規模修繕を行なう際には、トイレの洋式化、結露防止など室内のリフォームも行なう。その際、生活の質が落ちないよう十分に配慮し、居住者への説明を十分に行う。また、緊急に対応が必要な場合、計画を待たずに要求に基づき実施する。

③　たいへん要望の強い高齢者、障害者の一階への移転を進める。そのさい、世帯人員が減っている場合などは「現在と同等の住宅」という要件を居住者の実態に合わせて見直す。

④　建物、室内のバリアフリー化を促進する。エレベーター設置を進める。

⑤　市営住宅の管理を代行している住宅供給公社の窓口は市内に2ヵ所しかなく、各種の届出などにたいへん不便

であり、これまでのように区役所の窓口で気軽に相談することもできなくなった。すべての区役所に窓口を復活させる。効率を追求するあまり住民サービスが低下している代行をやめ、市が直接管理運営を行なう。

⑥　手すりに設置しても避難経路を阻害しないことから、ベランダにＢＳアンテナを設置することを許可する。

⑦　住居者が退去後、すぐに改修すれば次の募集ができるにもかかわらず、改修が遅れているために空家になっている住戸を直ちに改修して、募集にかける。

⑧　使用者が死亡するなどした場合の居住権の承継は、市条例により基本的に配偶者のみとなり、高齢などの理由がない子どもは承継できなくなった。親の介護で仕事をやめて同居していたなど低所得の方が多く、行く当てのないケースがある。子供も承継できるよう条例を改定する。それまでの間、それぞれの事情を丁寧に把握し、無理な退去を求めないようにする。

⑨　定期借家制度が子育て世代に限り導入されたが、子どもの年齢が上がれば世帯の経済状況にかかわらず退去しなければならない。子育て支援は、定期借家制度ではなく、市営住宅入居制度の中で充実させる。

3　シルバーハウジングに配置されているＬＳＡ（生活援助員）は、緊急時に対応できる資格を持った人を配置する。ＬＳＡの人件費は居住者負担となっているが、市営住宅に入居している高齢者に家賃以上の負担を課すのはおかしい。人件費は市が負担する。

（三）道路建設費、維持補修費を生活道路優先にする

1　生活道路の維持補修費を抜本的に増額し、市民からの陳情にすぐ対応できるようにする。工事発注を年間で平準化し、年度の後半に工事が集中しないようにする。とりわけ4、5月の発注を増やす。

2　私道舗装助成の市民負担をなくす。

3　私道に埋設している水道管、下水管の埋設には、初回は市の補助があるが、2回目は全額自費となる。様々な事情で私道となっていても共同で管を使用している場合は公道と同じように敷設替えの際には助成するよう制度をつくる。

4　実現が不可能になっている都市計画道路は計画変更を行なって中止する。

（四）交通体系を住民本位に整備する

1　「総合都市交通計画」は、丘陵地などにくまなくコミュニティ交通が入り、主要な幹線道路のバス停や駅に接続することを重点とし、市全体の総合的な交通網の整備を行う計画に改める。川崎アプローチ線の整備は中止する。

2　市内3カ所でコミュニティ交通の本格運行、試行運行などが始まっているが、要求は強いにもかかわらず、それ以上に広がらない。最大の障害は運営費の赤字の手当てがないことである。強い要望にこたえ、運営費補助を創設する。（再掲）

3　ＪＲ南武線「武蔵小杉―尻手」間の連続立体交差事業は高架化が決まり、事業の促進が期待されているが、移転を余儀なくされる住民の不安もある。住民に不利益がないようにする。

4　ＪＲ武蔵小杉駅は、横須賀線に新たなホームを建設し、北側に改札口を設置することになった。住民の強い願いの一部が実現することになるが、ホームドアや増便、南武線の長編成化はいまだ実現していない。ＪＲに対し強く要求する。

5　未設置の駅へのホームドアの設置を鉄道事業者に強く求める。（再掲）

6　小田急線向ヶ丘遊園駅―新百合ヶ丘駅間の地下2層化での複々線化を推進する。

7　リニア中央新幹線は、その安全性に疑問があり、不要不急の大規模事業であり、なおかつ川崎市の自然破壊になることから、建設中止を国とＪＲ東海に求める。

8　市バス事業について

①　路線の民間譲渡、営業所の民間委託など、経費の削減が先行し、市民の移動の権利と安全を保障する公共交通機関としての役割が問われている。これ以上の民間委託はやめ、人員を増やして市が直接責任を持って市バス事業を運営する。

②　市の職員も委託先の民間会社の社員も、運転手の賃金や労働時間などの労働条件を改善し、ゆとりを持って運転にあたれるようにする。

③　バス専用レーンを拡充し、定時運行を確保する。

④　バス停上屋は条件のあるところはほぼ設置したとのことだが、道路の拡幅をした所など、条件がある所には直ちに設置する。上屋がない停留所には夜間の安全対策のため照明をつける。

⑤　タブレット型停留所運行情報表示器をすべてのバス停に設置する。
⑥　停留所のベンチはどこでも要望が強い。条件を満たさない箇所でも設置の工夫をする。補修を定期的に行う。
⑦　市バスにも小型バスを導入し、生活道路にも路線をつくる。現在所有する2台の小型バスを走行実験用に活用し、導入を促進する。
⑧　車椅子利用者に対する固定ベルトの装着をきちんと行うよう研修を強化する。車内で車椅子対応を行う旨のアナウンスを徹底し、乗客に理解を得る対応をていねいに行う。（再掲）

9　自転車の通行環境の整備について、２０１８年3月に策定された「川崎市自転車利用基本方針」では「自転車関連事故のさらなる抑制に向け、通行環境の整備により、自転車の通行位置を明確化することで、安全性の向上を図る必要が」あるとして、自転車道、自転車専用通行帯、車道混在の　3　種類の整備形態が示されている。どの道路でこの整備形態を採用するのか検討を急ぐとともに、道路幅などですぐに整備できるところは、急ぎ着手する。

10　自転車駐輪場について

①　利用者が集中する駅周辺において、自転車等駐輪場の増設を急ぐ。機械式はたいへん利用しやすく、土地がなくても増設できるため、機械式を増やす。一部の無人駐輪場では障がい者割引がなく、すべての駐輪場で障がい者割引ができるようにする。
②　自転車置き場が2段式になっている所では、上の段に自転車を上げることができず、利用できない。また、無人式の駐輪場にしたところでは、自転車一台あたりの幅が狭く、左右に自転車が入っていると真ん中は利用できないラックを残している。ニーズに合った施設にきりかえる。指定管理料を増額して巡回員を増員し、無人式の駐輪場の盗難防止、清掃、場内整理を行う。
③　自転車等駐車場の料金体系は、施設整備費も含んで計算しているが、駐輪施設は都市施設であり、市が設置すべきものである。利用者負担は管理運営費のみとし、値下げする。

11　第三京浜の野川インターチェンジ建設計画の白紙撤回を国に求める。

（五）川崎に残る豊かな緑を守り、公園の整備を

1　斜面緑地と丘陵部のみどりの保全をいっそう旺盛に

①　前期「緑の基本計画」が策定されて10年たったが、緑の喪失は止まらず、３００㎡以上の緑のまとまり（樹木の集団）は、２００６年から２０１６年の10年間で70ヘクタール減少した。行政のできる保全として、特別緑地保全地区などの手法による保全に全力をあげる。現在A、B、Cランクに指定されている「保全すべき緑地」はすべて保全する。

②　「自然的環境への保全の配慮」書は、緑が実際に保全されるような実効ある制度に改正する。

③　特別緑地保全地区を増やすためにも、地権者の理解を得やすい緑地保全協定の地域を拡大することが必要である。地権者に対する粘り強い働きかけがなければならない。そのための人員と予算を確保する。

④　多摩丘陵を縦断する「多摩丘陵自然遊歩道」を整備する。トイレの設置を検討する。

⑤　みどりの保全にかかわるボランティア団体は年々増加しており、市民の強い要求であることがわかる。これらの団体に対する補助金は年間数万円であり、団体が増えると減らされる。これらの団体がなければ本市の緑地の維持活動は不可能であり、みどりの基本計画でもいっそう支援することになっている。希望にこたえられるだけの予算措置を行い、十分な活動を保障する。

⑥　緑地保全協定による奨励金は、固定資産税と都市計画税の１・１倍としているが、かつては１・５倍であった。地権者が緑地保全に踏み出す大きな一歩となることから、元の１・５倍に戻す。保存樹林や生け垣などへの奨励金の増額を行う。緑化基金だけに頼らない支援を行う。

2　公園整備について

①　「緑の基本計画」では、街区公園の整備について「子どもやお年寄りでも歩いて行ける範囲に確保する」として、小学校区を構成する町丁目の３分の２に整備することとした。計画策定後10年たって、未整備地区32地区のうち、新たに公園ができたのはたった３カ所である。その最大の問題は、土地取得費が確保されず、寄付や公共用地が出るのを待っていたからである。29地区で整備するための予算と、土地を探すための人員を確保する。

②　大規模公園の再整備が行われているが、都市公園法の改正によって公園内に目的外の施設を作ることもできるようになり、民間の資本も導入してよいということになっている。国会の審議でこの改正は緑の総量を増やすことが目的でなく、収益を追及する場になる危険性を持っていることが明らかになっている。目的外の施設を作れる条例改正は行わない。公園本来の目的を逸脱することなく、市民の憩いの場、災害時の避難場所など本来の役

割を果たせるような整備を行う。再整備の際は市民の声を十分取り入れる。

③　既存の公園、街路樹の手入れが十分行き届いておらず、道路公園センターへの陳情が多いことの要因となっている。予算を抜本的に増やす。遊具の点検と草刈の回数を増やす。街路樹のせん定は主要道路は1年に1回だが、その他は2～3年に1回である。これをどこも少なくとも1年に1回にする。

④　夏は猛暑になり、屋内で遊べる施設が必要である。雨の日でも子どもたちが遊べるログハウスなど屋根つきの施設を公園内に整備する。

⑤　近年、園庭のない保育園が増え、たくさんのこどもたちが公園を利用している。こうした公園には面積にかかわらず、すべてトイレと手洗い場を作る。上下水道のないところには管路を引き込む。

3　「母なる川　多摩川」を市民のいこいの場に

①　簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、可能なところには水洗トイレを優先して設置する。川崎市が管轄する部分の草刈りの頻度を抜本的に増やす。国の管理部分についても頻度を増やすよう国に要望する。

②　サイクリングコースは、多摩区布田橋付近の延伸は決定したが、川崎区、幸区も延伸し、市内すべてをつなげる。スピードを出して走る自転車への苦情が多い。歩行者、ランナー、自転車のルール作りを進める。

③　多摩川河川敷マラソンコースは傷みが激しい。部分的な手当てでなく、河川管理に支障のない範囲で抜本的な改修を行う。

④　東京湾に残された貴重な多摩川干潟の保全に全力をあげる。全市の小中学校を対象に自然観察会などを行なって、川崎の子どもたちに多摩川の豊かな自然を継承する。羽田連絡道路は干潟の生物や野鳥にとって有害で貴重な環境学習の場を奪う事業であり、中止する。

⑤　多摩川に生息する外来種を排除し、多摩川の生態系を守るよう関係機関に働きかける。

⑥　台風などによる増水で運動公園などに被害が出たとき、直ちに復旧するよう、予算を確保する。２０１７年10月の台風被害の際の復旧費用は10年前の４分の１で、運動場を十分復旧できていない。こうしたことがないよう、予算を大幅に増額しておく。

4　旧向ヶ丘遊園地内の貴重な緑地を、生田緑地と一体にして守るよう、小田急電鉄と誠意ある交渉を行う。

第八章　防災対策を抜本的に強め、市民の命と財産、人権を守る川崎市に

近年、自然災害が頻発し、この2年間だけをとっても、政府が激甚災害と指定した災害が、地震は熊本地震、北海道胆振東部地震の2回、台風被害が6回、豪雨災害が3回（２０１６年4月から２０１８年9月現在）となっています。このほかにも大阪西部地震や台風24号などで被害が起きています。

地震については、列島全体が地震の活動期に入っているという指摘が相次いでいます。南海トラフ巨大地震の可能性は30年間で70～80％とされており、首都直下地震の可能性も言われています。川崎市でも直下型地震が想定されており、それに見合う対策を立てることが基本です。

相次ぐ台風被害、豪雨災害の様相は、これまでの経験をもとにすることはできないことを示しています。台風は過去経験のないコースを通って全国に被害をもたらし、西日本に大被害をもたらした線状降水帯は、関東のどこに発生してもおかしくないということです。地球温暖化の影響も指摘されており、この観点からも日本が温暖化対策に全力をあげることが求められています。

災害対策として、優先的に「自助、共助」が強調されます。災害が起こったら、公的な支援はすぐには受けられないため、各個人が能動的に対策を取るとともに、地域住民の助け合いが命を守るということは、過去の災害の大切な教訓ですが、それを強調するかげで、公的な対策をおろそかにすることがあってはなりません。災害から市民の命と財産を守るためには、行政が出来うる限りの事前の備えを行うことがもっとも必要です。インフラの整備は多額の費用もかかりますが、それをかけてでも市民の命を守る政治でなければなりません。

自然災害が起きてしまっても、市民が安心して生活を再開できるようにすることも行政の責任です。日本共産党は、被災者の最低限の住まいや生業など生活基盤の回復のための支援を国の責任でおこなうことを主張し、（1）自宅避難者をふくめ当面の生活の維持への支援をおこなうこと、（2）被災者生活再建支援制度については全壊や大規模半壊だけでなく半壊、一部損壊に対象をひろげるとともに支給額を引き上げること、（3）地域経済とコミュニティの担い手である中小商工業者の事業の再建については金融に限定せず事業所や事業用施設・設備再建を直接支援の対象とすること、（4）被災者の自立にとって大きな障害となっている既存ローンの負担を抜本的に軽減すること、（5）被災住宅の被害判定については、竜巻や浸水被害、液状化などの宅地被害にも対応し、失われた住宅としての機能を反

映した判定基準とすること――などを柱にした被災者支援を求めます。

避難所生活の改善は人権問題としてとらえるべきです。国際赤十字の「人道憲章と人道対応に関する最低基準」―「スフィア基準」を満たす、人権を守れる避難所になるよう国の基準を明確にし、それをもとに川崎市も避難所の箇所数を増やすことを始め、抜本的な改善を求めます。

川崎市は、地域防災計画を策定しています。「震災対策編」は２０１８年４月に「平成30年度修正版」を、「風水害対策編」は２０１５年に「平成27年度修正版」を策定しており、このほかに、「都市災害対策編」の「平成26年度修正版」を策定しています。各地で起こっている災害の教訓を直ちに反映させるとともに、被害想定に見合った内容にするべきです。さらに、その内容を市民にわかりやすく周知し、実際に災害が起こったとき、行政と市民がむだのない効果的な対策を取れるようにしておくことが重要です。

川崎市の大きな特徴は、臨海部の埋め立て地に石油コンビナートがあるということです。老朽化しており、巨大地震や高潮の際にはこれが市民のみならず国民の生命を大きく脅かす存在になる可能性があります。コンビナートの監督官庁は県になるため、市の裁量が小さいと言われていますが、管轄がどこであれ防災対策を直ちに行わなければなりません。

１　地震災害から市民の命と暮らしを守る対策について

大都市における地震被害で最も懸念されるのは、家屋や家具の倒壊の下敷きになる圧死です。それを防ぐためには、旧耐震基準木造住宅の早急な耐震化が必要です。熊本地震では新耐震基準の家の多くが無事だったことからも、耐震化はとても有効であることは明らかです。

２０１６年３月に策定された川崎市耐震改修促進計画では、２０１５年度末時点で「耐震不足」とされた木造住宅は、戸建てが３万５千戸、共同住宅等が１万６４００戸の合計５万１４００戸で、これを２０２０年度末までに、１万６５００戸耐震化し、耐震化率95％にするという目標を立てています。戸建ての耐震化の目標は８９００戸です。しかし、２０１７年度の木造住宅耐震改修助成を利用して耐震化した住宅はわずか60件であり、まったくすすんでいません。この最大の問題は、耐震改修促進計画で市が自ら分析している通り、改修工事等にかかる経済的な負担や、工事中の生活環境への影響などの懸念から改修を躊躇していることです。計画では「より利用しやすい助成制度に見直し、木造戸建住宅の耐震化率の向上につなげていく必要があ」るとしていながら、２０１６年度から

改修助成の限度額を一般世帯では２００万円から１００万円に、非課税世帯では３００万円から１５０万円と半分に引き下げています。補助率もそれぞれ3分の2、4分の3と、高額の自己負担が生じます。これが耐震化が進まない最大の原因です。自ら定めた計画に沿って、補助率の設定をやめ、より利用しやすい助成制度に見直すべきです。

学校など公共施設の耐震化は１００％行われていますが、上下水道施設の耐震化が１００％ではありません。下水道は、川崎駅以北の下水管が全く耐震化されておらず、震災時のトイレの使用に大きな支障をきたします。市内の水道施設の耐震化は進んできていますが、そもそも水源から水が来ない可能性が高く、水源の確保が課題です。生田浄水場の復活は水道水の確保のために、最も重要な震災対策です。

大阪北部地震でクローズアップされたブロック塀の安全対策ですが、他都市では、阪神大震災の時から問題意識を持ち助成制度を作ってきていました。撤去にも新設にも全く補助がなかった川崎市は、２０１８年度の補正予算で民有地のブロック塀を1・2メートル以下に縮小、撤去する際に上限30万円、2分の1の割合で助成する制度を２０２０年までに限って行うことにしましたが、全く不十分です。撤去、新設ともに補助を引き上げるべきです。谷を埋めるように盛土をして作った宅地が、滑るように崩壊する「滑動崩落」という現象が各地で起き、その対策が叫ばれているものの、可能性のある宅地を特定することが困難なうえ、特定しても宅地を耐震化するにはかなりの費用が必要になることから、対策が進んでいません。宅地の耐震化への補助を強めるべきです。

東日本大震災で川崎市でも東扇島など臨海部で液状化がありましたが、北海道胆振東部地震での深刻な被害から、あらためて身近なところでの液状化の可能性について懸念が広がっています。川崎市は「液状化危険度分布」をマップで公表しており、臨海部から幸区、中原区にかけて液状化が発生する可能性が極めて高く、高津区においても液状化危険度の高い地域がややまとまって分布すると指摘していますが、マップが荒い上、防災対策はいっさいありません。公共施設、個人住宅などの被害を食い止める対策を行うべきです。

① 木造住宅耐震改修助成制度は、限度額をもとの一般世帯２００万円、非課税世帯３００万円に引き上げ、補助率を設けない。段階的な耐震補強も行える制度についても、同様に補助額を引き上げる。２０００年には建築基準法に、「偏心率」の規定が盛り込まれた。耐震診断助成は２０００年以降の建物に関しても対象にする。

② 耐震シェルター・防災ベッド設置助成制度は、補助額を引き上げるとともに、安価な製品を開発する。

③ 民間マンションへの耐震診断制度や耐震改修助成制度などについて、マンション管理組合へくまなく制度の周

知を徹底する。

④　民間マンションの既存エレベーターの耐震改修や、共用部分の防災工事などに助成する制度を創設する。

⑤　旧耐震の建物を建て替え新築する場合には、解体費に助成する制度を創設する。

⑥　家具転倒防止金具取付事業について、ひとり暮らし高齢者・障害者、高齢者のみの世帯に限定せず、高齢者や子どものいる世帯はすべて対象にする。麻生区が行っている家具転倒防止対策下地探し器の貸出を全区で行う。

⑦　橋りょうの耐震化について、川崎市が管理する６１９橋のうち、昭和55年以前のもので、重要な橋りょうについては耐震補強を終えているものの、阪神大震災でそれまでの基準では被害を受けたことから、２０１６年に策定した「川崎市橋梁耐震化計画」では、平成８年以前の基準で作られた橋りょうすべてを調査し、耐震性能が不足している橋りょう、落橋の危険性のある橋りょうを１９９橋指定し、２０３０年度までに改修を行うとしている。２０３０年度ではあまりにも先であり、完成年度を前倒しする。ここには、橋長５メートル未満の橋など２６１橋がはいっておらず、平成８年以前に作られたすべての橋を対象にしていない。避難の際に川が　障害にならないよう、すべての橋を耐震化の対象にする。

⑧　水道施設の耐震化について

ア　浄水場、配水池、配水塔の耐震化は２０２２年度で完了するが、管路の耐震化は２０１７年度で約32％に過ぎない。管路の耐震化のテンポを抜本的に引き上げる。

イ　給水管の耐震化をすすめなければ、家庭に水が届かない。老朽給水管の更新によって、道路境界より2メートルは自己負担なしで敷設できるが、それ以上の給水管の交換は自己負担となる。道路から距離がある家や低所得の世帯などに補助を行う。

ウ　震災時に市民に水道水を供給できる生田浄水場を復活する。

⑨　下水道の耐震化について、川崎駅以南の重要な管きょの耐震化は２０１９年度で完了するが、川崎駅以北はまったくてがついていない。重要な管きょは耐震診断を計画を早めて行ったとのことだが、その診断結果を公表し、耐震化の計画を直ちに立て、着手する。

⑩　民有地のブロック塀の耐震化について、撤去の補助率を引き上げる。フェンス等の新設に補助を行う。各学校から報告されている通学路上の老朽化したブロック塀について最優先で戸別訪問指導を行う。

⑪　不燃化重点対策地区（小田地区・幸町地区）では、住宅等不燃化推進事業補助制度などが始まっているが、２

０２０年までに消失棟数を30％削減するという規模に照らすと、ハード対策が遅れているといわざるをえない。課題を明らかにし、住民とよく話し合う場を持つなど、具体的な推進策を検討する。

⑫ 滑動崩落防止対策について

ア ２００７年から10年経過したが、未だにスクリーニング調査にとどまっている。具体的な対策のテンポを抜本的に早めて、早期に安全を確保する。

イ 大規模盛土滑動崩落防止事業が必要とされた地域に対し、宅地開発時は法的に認められながら、新たな基準によって対策工事が必要とされることから、国の動向を注視するにとどまらず、国に対して積極的に働きかけ、助成率を１００％にするなど市民が利用しやすい制度に改善する。

⑬ 長周期地震動対策について、国の「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策についての技術的助言」にもとづいて、既存の超高層マンションについて、新たな長周期地震動対策基準に適合しているのかどうかについて、国基準を満たしているのかを把握し、対策が必要な超高層マンションについては、対策を講じるように指導する。

⑭ 液状化対策について、精度の高いマップに改定する。他都市では、液状化を防止する方策を広報している。川崎市においても、ていねいな広報を行う。個人で対策を講じるには多額の費用がかかることから、液状化防止対策への支援を行う。

2 風水害対策について

① ２０１８年９月に、神奈川県の検討会議で、高潮の被害想定結果があきらかになった。川崎市では最大５メートルの浸水が予想されている。直ちにハザードマップに反映させ、市民に周知する。町会単位などで繰り返し市民説明会を行う。

② 公表されているハザードマップはわかりにくい。浸水深の色を変えるなど、わかりやすいものに改定する。

③ 大阪市のような「水害時避難ビル」の協定を、民間ビルやマンションなどと結び、避難所が遠くていかれない市民の垂直避難の一助にする。

④ 垂直避難をした人たちや逃げ遅れた人たちを、いちはやく高台へ移送するため、各消防署に複数のボートを整備する。

⑤　少しでも早い避難を促すため、防災無線の戸別受信機を安価で全戸に配布する。

⑥　河川の流量を、現在の時間雨量35ミリ、50ミリ対応から、少なくとも60ミリ対応に引き上げる。川幅を広げることが困難な川が多いことから、川底を深くすることや、調整池や貯留管などを整備する。

⑦　市内の河川のなかには、底に堆積物が多いところ、河岸に樹木や草が生い茂っているところなどが見受けられる。それらの撤去を行う。

⑧　浸水対策の新たな重点地区として市内6か所の地域が指定された（観音川、大島、京町・渡田、川崎駅東口、土橋、三沢川）。このうち２０１８年度には三沢川地区で、２０１９年度には土橋地区で整備が始まるが、あとの4地区についても、直ちに着手する。次々に起きる新たな浸水被害地域にもそれぞれの土地に見合った雨水流出抑制対策などをたて、個別の浸水対策を急ぐ。

⑨　鶴見川流域だけでなく、市内全域で新たに申請される戸建て住宅地等の宅地開発計画において、既存住宅地に浸水被害をもたらさないよう、流出係数の見直し等、雨水流出対策を強化する。戸建ての開発でも事業規模に応じた雨水貯留槽や貯水池などの設置を義務付ける。

⑩　雨水幹線の整備を進める際には、枝管も同時に整備し、逆流が懸念される樋管の維持管理、しゅんせつを定期的に行う。

⑪　各河川の保水、貯留機能を高めるため、公園、学校、公共施設などに貯留機能施設をつくる。開発行為に対しては提供公園の地下に雨水流出抑制施設を設置させる。

⑫　多摩川、鶴見川の改修計画の促進を国、県に働きかける。

3　避難所について

①　市立学校の体育館のみ、１７５か所を指定避難所としているが、それでは１５０万市民の避難所として全く足りない。災害の規模によっては収容しきれず、避難所難民を生むことになる。国際赤十字のスフィア基準に従い、現在の指定避難所に収容できる人員を計算し、足りない分を他の公共施設、自治会・町内会館などで補う計画を立てる。それでも足りない場合、旅館、ホテルなど宿泊できる施設が利用できるよう、仕組みをつくる。

②　現在、避難所としている学校には、大型の太陽光パネルと蓄電池を完備する。体育館には、すべて冷暖房をつける。体育館の既存のトイレをすべて洋式に改修し、複数個設置する。10基以上のマンホールトイレを整備す

る。女性専用トイレを男性用の3倍整備する。バリアフリーでない体育館は、優先的にバリアフリー工事を行う。2階にアリーナがある学校は、エレベーターが利用できる動線にする。段ボールベッドや間仕切りを常備する。ケーブルテレビ・電話・ＬＡＮの端末を設置しておく。

③　避難所運営会議を活性化させ、リアルな避難所開設訓練を繰り返し行う。中・高生に正式に参加してもらう。高齢者、障がい者、子どもなど災害弱者に対する配慮や、女性、ＬＧＢＴの視点からの対策を反映させるためのメンバー構成にする。

④　区役所の課ごとに、避難所の担当を持たせて、開設の際には駆けつけるようにしているが、長期に避難所を開設することになると、本来の業務に支障が出る。区役所の危機管理担当の人員を抜本的に増やし、日ごろから開設訓練を組織するとともに、実際の避難所開設の時に、他の課から配置しなくても済むような仕組みにする。

⑤　避難所にある備蓄倉庫の備蓄品は、「川崎市備蓄計画」で計画された量を備蓄しているものであるが、これは公的備蓄物資交付対象者を、家屋が全壊もしくは焼失した13万７７７８人と想定して計算したものである。全国の被災地で避難所に行っても食べるものがない、支援物資がくるまで飲まず食わずだったなどの事態が起きており、計画を抜本的に見直し、避難所の収容人数に応じた備蓄を行う。各区に数か所ある集中備蓄倉庫は、浸水被害を想定し高台に整備し、各備蓄倉庫を補うだけの必要な量を備蓄できるものにする。

⑥　学校施設の調理室・給食室や家庭科室などにある調理器具を活用して炊き出し等ができるように、複数熱源化の取り組みを早急に推進する。3か所の給食センターについても災害時の炊き出しに提供できるようにする。

⑦　福祉避難所について

ア　現在の方針である、〝1次避難所に一度来てから、2次避難所の状況を把握し移動する〟というやり方は、熊本地震では、十分機能しなかったという教訓がある。福祉施設をはじめから福祉避難所として協定を結び、公表する。高齢者、障がい者など、一般の避難所では生活できない福祉的支援の必要な人は最初から福祉避難所に避難すること、一般の被災者は利用できないことを周知する。福祉避難所が被災して使用できない場合の移送などの対応もマニュアル化しておく。

イ　福祉避難所には市が備蓄品をあらかじめおいておく。

ウ　福祉避難所として協定を結んだ施設は、市と共同で定期的な避難所開設訓練を行い、課題をあらかじめ見つけ解決しておく。

4　災害後の復旧、復興について

①　「災害時における応援に関する協定」に従って川崎建設業協会の特設作業隊が出動する仕組みが作られているが、出動実績が２０１８年1月の除雪作業しかなく、この時は宮前区と多摩区で出動しただけだった。作業隊と机上訓練などを行い、課題を明らかにして解決しておく。雪害などの際には、待機や翌日以降の出動も要請し、そのための予算措置を行っておく。

②　仮設住宅を建てる場所をあらかじめ想定し、木造の住宅がすぐに建てられるよう、関東以外の事業者の選定など準備しておく。

③　被災者生活再建支援制度については全壊や大規模半壊だけでなく半壊などに対象をひろげるとともに支給額を引き上げること、地域経済とコミュニティの担い手である中小商工業者の事業の再建については金融に限定せず事業所や事業用施設・設備再建を直接支援の対象とすることなどについて、国に要望するとともに、国が行わない間、市が独自で行えるよう検討する。

④　市内中小企業のＢＣＰ対策について、川崎市として援助する。

5　防災体制の強化について

①　消防職員は２０１８年4月1日現在、国の「消防力整備指針」よりも１３５名少ない中で活動している。今後予測される大規模災害への備えと、市民の生命と財産を守るためにも、国基準を下回っている職員数について、一刻も早く充足させる。

②　現在実施している自主防災組織リーダー等養成研修を「市民防災まちづくり学校」として発展させ、防災リーダーの育成を強化する。

③　学校教育での防災教育を充実させる。地域教育会議や自主防災組織等の協力も得ながら、小・中学生の防災キャンプや避難所生活体験訓練などを行う。学校滞在時の子どもたちの安全を守るための、学校の管理職・防災担当者・教職員への防災研修を強める。

④　市民救命士等の養成のための「応急手当講習」が、２０１７年度から有料となり。受講者が半減した。一般市民の究明に貢献しようという目的の事業であり受益者負担にはなじまない。受講者の自己負担をやめる。

6　川崎臨海部石油コンビナート地帯の防災対策について

それぞれの事業所ごとに石油タンクなどの耐震化の期限前倒し実施や、プラント設備の維持管理の徹底など法令遵守はもちろんのこと、液状化による側方流動による堤防の流出被害を防止し、臨海部石油コンビナートの被害を食い止めるために、液状化対策の強化が求められています。

また、神奈川県石油コンビナート等防災アセスメント調査報告書が発表され、現在、川崎市臨海部防災対策計画の見直し作業が行われています。コンビナート災害を想定して、避難方法等について、それぞれの地域ごとに具体的に明らかにしていますが、災害発生時に迅速な避難等が求められるコンビナート災害に対して、爆発火災、有毒ガスの漏洩など具体的事例を前提とした避難誘導計画に基づく避難訓練や、いかなる災害からも身を守るための避難シェルターや避難場所の確保など整備するなど、実効性ある対策が急務となっています。

港湾法の一部改正により、「港湾施設の適切な維持管理の推進」が盛り込まれ、港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立ち入り検査を実施し、必要に応じ勧告命令を行えるようになりました。しかし、新耐震基準の強化は、義務化されておらず、石油コンビナートの企業が独自に取り組んでいる範囲にとどまっています。

川崎臨海部石油コンビナート等地区には、石油では、京浜臨海部の85％、神奈川県内の55％を占める約７９０万キロリットルを貯蔵し、高圧ガスでは京浜臨海部の98％、神奈川県内の65％を占める11億９６００万Ｎ立方メートル（ノルマル立方メートル）と国内でも有数のコンビナートです。東日本大震災でも液状化や16基の石油タンクにおけるスロッシング漏えいなどが発生しました。国の法改正を実効性あるものに強化し、川崎臨海部の実効ある耐震化を早期に実施することが求められます。

①　危険物、高圧ガス、ＬＮＧ、毒物・劇物、放射性物質等の所在等を明らかにした石油コンビナート・ハザードマップを作成し、情報を分かりやすく公開する。

②　港湾法の一部改正により、「港湾施設の適切な維持管理の推進」が盛り込まれ、港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立ち入り検査を実施し、必要に応じ勧告命令を行えるようになった。ただちに、同法の規定に基づき、民間港湾施設の一斉点検を行ない、耐震基準の満たない埠頭の耐震化を早期に指導監督する。

③　側方流動を防ぐために、コンビナート地区のすべての護岸を耐震化する。

④　規制緩和によって施設・タンク等の保安点検が自主的な届出となっており、しかも、１千キロリットル以上の

特定屋外タンクは、7年から15年周期となっているため、保安技術の適切な継承が保たれるのか疑問である。行政による定期的な立入り検査、点検周期の短期化を義務づけるように、国に対して要望する。

⑤　川崎臨海部においては、他都市に比べて住宅地に近接していることから、特に、コンビナート防災に対して公設消防が必要な役割を担えるよう、消防車輌・消防艇・他消防資機材および人員を増強する。石油コンビナート地区内各島について一定の配備エリアを検討の上、各区域に対応した公設消防の増強をすすめる。

⑥　あらゆる石油コンビナート災害に対応した石油コンビナート地区労働者と近隣住民との避難場所・避難経路の確保、ならびに的確な避難指示の伝達も含めて、避難計画を確立する。

⑦　羽田新飛行ルート案は、最も事故が起こりやすい離陸直後に石油コンビナート上空を飛行するものであり、ひとたび落下物などの事故が起これば大災害につながる恐れがある。国と市との約束を違えるものであり、国に対し撤回を求める。大師地区への騒音被害の拡大を許さず、北風時左旋回についても数年で廃止するとしてきた約束のとおり、減便・廃止を求める。

第九章　市民の命と健康を守り、公害のない、環境にやさしい川崎に

21世紀の世界を持続可能な経済・社会とするためには、温室効果ガスの大幅削減を実現する対策など地球環境の保全の見通しを立てること、国内の公害被害の早急な救済や、アスベスト対策や大気・土壌汚染対策など身の回りの公害・環境対策に真剣に取り組み、前進させることが必要です。そのためにも公害問題の解決には、少なくとも、汚染者負担の原則、予防原則、国民・住民の参画、徹底した情報公開の視点が欠かせません。

川崎市では、大気汚染に苦しむ被害者が、企業と国等を被告として大気汚染公害訴訟を提起しました。１９９８年、横浜地方裁判所川崎支部は自動車排出ガスとぜん息の因果関係を認めた判決（２次～４次）を言い渡しました。川崎市は判決と市民の強い願いを受けとめ、それまでの「川崎市成人呼吸器疾患医療費助成要綱」を拡充・発展させ、２００７年1月から全市、全年齢を対象に「成人ぜん息患者医療費助成条例」を実施しました。本制度は市民の健康回復への一助となる役割を果たし、全国に誇る宝となっています。

この間の市議会での川崎市の成人ぜん息患者医療費助成制度について再検討を求める質問に対し、福田市長が「見直し」に言及しました。これまでの川崎公害反対闘争と裁判結果を全面否定するものであり、到底認められるものではありません。

また、２０１８年の９月議会である市議の「川崎公害病患者と家族の会」に支給している補助金について、難病の団体への補助金と比較して高額だとの指摘に対して、市長は見直しを図りたいと約束しました。人的要因のある公害病と難病は違うことから、単純に比較すべきではありません。

現在も工場からの煙には大気汚染物質が含まれており、ＰＭ２・５や光化学オキシダントなど大気汚染の課題は残っており、『公害は克服した』とは言えません。実際に川崎市では、道路沿道を中心に深刻な大気汚染の状況が発生し、全市的にぜん息で苦しむ市民が増え続け、２００７年１月から２０１６年６月の間に宮前区で７６０人の増、麻生区で１４９３人の増など、特に北部で大幅に増えています。全国の児童のぜん息罹患率は平均４％なのに対し、川崎市では９・56％（２０１３年川崎市学校保健統計調査）と２・４倍にのぼります。成人ぜん息患者医療費助成制度の適用者は２０１５年度の１年間で１１２０人増加し、６４８６人となりました。

環境省がぜん息発症の原因を解明するために行なっている「そらプロジェクト調査」につづき、２０１６年７月24日の「平成25年度大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査結果の訂正について」でも、「大気汚染とぜん息の発症に有意性の関連性が認められた」とされました。自動車排ガスがぜん息を引き起こすという因果関係は明らかです。国と自治体の責任で医療費の無料化などに取り組むのは当然です。政府は「新たな大気汚染公害被害者救済制度」を創設するべきです。

全国の公害患者の会連合会の「ぜん息患者等実態調査」では、川崎市や東京都が行なった自治体独自のぜん息患者医療費助成制度によって、約10万人の患者が治療に専念でき、健康を維持し回復する効果が明らかになりました。この調査には「医療費の負担を減らすため、病院に行く回数を減らしている」「薬を医師の指示通り飲まずに節約した」などの実態が寄せられています。ぜん息患者医療費助成制度は見直しや廃止ではなく、維持・発展させることが必要です。

安倍内閣は、２０１８年７月に決定した第５次エネルギー基本計画で、２０３０年度に電力の20％～22％を原発から供給することを目標とすると言い放ちました。これをやろうとすれば、既存・建設の原発をすべて稼働することになります。世論調査では、原発ゼロを求める人が75％に達しています。９月６日に発生した北海道胆振東部地震で

は、全道が停電するブラックアウトが起きました。北海道大停電が示した重大な教訓は、電力の安定供給のためには、大規模集中発電から、分散型への転換が必要だということです、原発は、「電力の安定供給」という点でも失格だということも明らかになりました。

世界の流れは、脱炭素、再生可能エネルギーです。米カリフォルニア州は、発電量に占める再生可能エネルギーの割合は２０１６年実績で40％、２０３０年目標は50％です。ドイツは、実績で29％、２０３０年目標は50％です。中国は、実績で25％、２０２０年目標は35％です。ところが、日本は、実績で16％、安倍政権の再生可能エネルギー割合の目標は、２０３０年までに22～24％にとどまっています。立ち遅れの最大の原因は、原発や石炭火力に固執していることにあります。思い切ったエネルギー転換を図るべきです。本市でも温室効果ガス排出量の８割を産業系が占めるという川崎市域の特性を踏まえ、２０２０年までに25％削減、２０３０年までに30％という目標に対して実効性ある対策を具体化することが強く求められます。そのために再生可能エネルギーの大量普及に最大限の努力を払い、エネルギー利用率の引き上げや省エネの徹底を図るべきです。

私たちが行なった２０１６年市民アンケートでも、普通ごみ収集が２０１３年９月から週２回に減った後の影響について、「家の中で、ごみの保管に困っている」33％、「ごみ置き場で、ごみがあふれている」17％など、過半数の市民の中で公衆衛生上の問題が起きていることが明らかになりました。市は公衆衛生を保全する役割を果たし、週３回に戻すべきです。

１　公害被害者救済施策の強化について

①　川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例の目的を「アレルギー対策」ではなく、「大気汚染公害被害者の救済」と位置づけなおし、公害健康被害補償法に準ずる制度として内容を充実する。

②　成人ぜん息患者医療費助成制度を存続させ拡充をはかる。患者一割負担を廃止し無償にする。

③　市独自財政だけでなく、自動車メーカーに対し社会的貢献として財源拠出を要請する。

④　気管支ぜん息だけでなく、助成対象疾病に「慢性気管支炎」「肺気腫」を追加する。

⑤　早期発見・早期治療をすすめるため、診断書・血液検査・レントゲン撮影など診断のための検査にかかる費用についても助成を拡充する。

⑥　制度活用を推進するために、ひきつづき市民への広報を強化する。特に小児ぜん息医療費助成条例適用者で20

歳を迎え、治癒していない患者および医療機関に対し、成人ぜん息患者医療費助成条例への切り替え手続き方法を周知徹底する。また、条例適用患者が更新手続きをスムーズに行えるよう行政サービスを行なう。

⑦ 「ぜん息のため仕事が続けられなくなった」「仕事ができず生活保護となった」などの事例が後を絶たない。生活補償費を新設する。

⑧ 条例適用患者に対して通院バス券を発行し、あわせて健康回復事業等への積極的参加が図れるようひきつづき努力する。

⑨ 国に対し「川崎市成人ぜん息患者医療費助成条例」への財源補助の要望を継続するとともに、「新たな大気汚染公害被害者救済制度」を創設するよう働きかける。

⑩ 川崎の公害の歴史を後世に伝え残す資料を保存・展示する施設を作る。

2 環境改善の強化について

① 二酸化窒素（ＮＯ２）環境目標値０・02ｐｐｍの達成こそ、深刻な大気汚染の解決にとって重要である。規制緩和された環境基準（０・04ｐｐｍ～０・06ｐｐｍ）ではなく、川崎市が環境目標値として掲げている０・02ｐｐｍを達成する具体的な目標と対策を示す。ＰＭ２・５（微小粒子状物質）対策を強化する。

② 自動車排出ガス測定局を増設し、市内全域のＮＯ２の実態を把握し、その対策を講じること。また、監視体制強化について関係機関に働きかけること。

③ ２００７年～２０１６年の間に麻生区で小児ぜん息・成人ぜん息の制度適用者が１４８２人から２９７５人に倍加するなど、川崎北部地域で条例適用者数が激増している。交通量や大型車の混入率・周辺地域の地形などを含めて調査を行ない、原因を究明する。そのためにも小児ぜん息・成人ぜん息の患者数のデータを町別に示す。

④ ＰＭ２・５の実態把握をするため、未設置の３測定局に測定器を早急に設置する。

⑤ ＮＯｘ・ＰＭ法にもとづき、市独自に対策重点地区（当面、池上、遠藤町、二子各自排局）を設定し、被害者及び住民代表を参加させ、抜本的対策が講じられるよう地域対策協議会を設置する。

⑥ 市役所本庁舎の建て替えとあわせて川崎市役所前に電光掲示盤を戻し、ＰＭ２・５の速報値を加える。

3 住民参画による公害根絶、環境保全監視体制について

① 環境影響評価審議会委員の人員を増やし、被害者、住民団体として継続的に環境保全に取り組んでいる団体の代表の参加を保証する。
② 市民の自主測定運動を引き続き奨励、援助する。

4 自治体として地球温暖化防止の緊急対策を
① 「地球規模での削減」とせずに川崎市内のCO2排出量を削減する目標を定める。
② 本市の排出量の8割を占める産業部門、特にCO2を大量に排出する電力、鉄鋼関係などに削減を求める。
③ 東京都や横浜市など他都市の経験を踏まえ、事業者ごとのCO2の排出量の公表を求め、未達成の場合の罰則も規定して削減を義務付ける。
④ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」にもとづく、削減計画・年次報告書について、排出量の算定や基準の適合性を検証するための認証検証機関、検証するための第三者機関などを設置することにより、実効性を高める。

5 アスベスト被害を防ぎ、被害者救済策を
① 建設時は使用することが義務付けられていた耐火被覆材について、現在、「民間建築物吹き付けアスベスト対策事業制度」の対象外となっている住宅の解体時におけるアスベスト除去費について、川崎市として市民負担を軽減するために助成制度を設ける。（再掲）
② アスベストでの被害者を救済するために市としての独自の制度を検討する。（再掲）国と企業の責任を明確にし、全面的に救済する制度を国に要望する。
③ 「石綿の健康被害の救済に関する法律」をすべてのアスベスト被害者を対象とし、十分な救済・補償が受けられるよう抜本改正するよう国に求める。アスベストによる呼吸器疾患にかかった市民に対し、医療費や生活費を補助する。

6 原子力発電から再生可能エネルギー政策への転換を
① 原子力の再稼動中止を国に求める。
② 住宅用太陽光発電を短期間に大量に普及するために設置件数と補助率を大幅に引き上げる。〔再掲〕

③　市内すべての小・中学校、市立高校、各種学校、市民利用施設などの公共施設に、実効性のある１００キロワット規模の太陽光発電の整備を目指す。また、希望する認可保育園、幼稚園などにも、設置・普及させる〔再掲〕

④　学校教育の中で、再生可能エネルギーの重要性を教えると同時に体験教育を強める。

⑤　風力、太陽光、太陽熱、バイオマス、小水力、地中熱利用、工場等の廃熱利用など再生可能エネルギーの活用への支援を強める。

7　公衆衛生の役割を果たし、資源循環型社会へ

①　普通ごみ収集の削減により、「家の中でごみの保管に困っている」「ごみ置き場のごみがあふれている」「カラス被害が増えた」など公衆衛生が悪化していることが明らかになった。収集回数削減後の公衆衛生・生活環境への影響調査を実施し、収集回数を週３回に戻す。

②　これ以上の事業系ごみの処理手数料の値上げは中小企業の営業に大きなダメージを与えることになるため、行わない。事業系ごみの分別が不十分なため、処理業者の大きな負担となっている。市が排出事業者に対して分別を指導し、周知徹底する。

③　普通ごみ収集の有料化は引き続き行なわず、無料収集を堅持する。

8　浮島処分場での放射性物質を含む廃棄物の処理について

引き続き市民に公開・公表しながら、焼却灰や償却汚泥、内水・放流水などのモニタリングを行なう。プルトニウム、ストロンチウムなど未測定の核種の検査を行なう。周辺海域の魚についても継続的に測定する。ゼオライト添加方式以外に安全で効果的な処理方法がとれないか、調査し検討する。

第十章　市民・地域にねづいた豊かな文化・スポーツ政策を

芸術・文化は、人々に生きる力を与え、心豊かなくらしに欠かすことができないものです。文化を創造し、享受す

ることはすべての国民の権利です。２０１７年６月、「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」になりました。前文に「文化・芸術にとって最も大事な「表現の自由」が初めて明記されました。憲法は「表現の自由」を保障しています、芸術活動は自由であってこそ発展します。文化を自由に作り楽しむのは国民の権利であり、それを保障することは国・地方自治体の責務です。

ところが、安倍内閣が２０１３年12月に成立を強行した特定秘密保護法は、国民の「言論・表現の自由」や「知る権利」を脅かすものです。２０１７年６月に強行された共謀罪法は、自由な創作活動に委縮をもたらし、「プライバシーに関する権利と表現の自由に過度な制限をされる可能性がある」（ジョセフ・ケナタッチ国連人権理事会特別報告者）との指摘をうけています。また、各地の美術館や図書館、公民館など公の施設で、創作物の発表を不当な理由で拒否するなど、表現の自由への侵害が相次いでいます。

文化庁の予算は１０７７億円（２０１８年度）にすぎず、国の予算に占める割合は０・１％で、諸外国に比べてとても低いものです。

子どもたちの心豊かな成長のために、どの子にも芸術・文化を創造、鑑賞できる条件を整えることが重要です。地域での文化活動の取組みや、学校での芸術鑑賞は、すべての子どもに芸術鑑賞の機会を保障することが求められます。文化施設は、創造と鑑賞の両面から、芸術・文化の発展になくてはならない場所です。特に、公的な文化施設は国民のためのものであり、地域の文化の拠点です。ところが、指定管理者制度が設けられ、「経済効果」や「効率」を求め、予算が削減されてきました。国民の身近な文化施設である文化ホールや図書館、美術館・博物館の民営化、民間委託を止め、公的支援の充実が必要です。併せて、文化施設の運営への芸術家と市民の参画を促し、非正規職員となっている専門家の身分を保障し、専門家として力量を発揮できるよう支援しなければなりません。

文化財は、有形・無形を問わず、先人の生きてきた証しであり、現在・未来に生きる財産です。文化財を観光などの「文化財で稼ぐ」ことに重点を置くのではなく、埋蔵文化財をはじめ、文化遺産、歴史的景観および文化的景観の保護、修復など、文化財保存のために財政的な支援が求められます。

川崎市は、２０１４年度から10年間の長期にわたる「第２期文化芸術振興計画」を策定し２０１８年度中に中間見直しが予定されています。川崎市は人口が急増し施設を利用したくても利用できない、文化芸術に触れ参加するという機会が不十分になっています。文化・芸術に触れ、参加する機会の充実、足りない施設増設などを含め、多くの市民が活動できる環境整備が待ったなしで求められています。身近で利用できる施設の整備の拡充や地域で培ってきて

いる行事や文化団体などに光をあて、地域の文化活動の掘り起しをして文化の魅力をより多くの市民と共有し育て発展させていくことが大切です。また、芸術文化施設の低料金化と上演演目にあわせた利用時間の設定は、利用者の切実な要求であり、地域文化の活性化にとって欠かせません。これらは、策定時の市民アンケートで示されています。「市民が文化芸術を親しむ機会の充実」（35・5％）、「子どもや青少年が、様々なアーテイストや専門家と触れ合える機会の提供」（54・6％）、文化団体等からの「活動資金の確保」「活動・成果発表の場所の確保」等について、中間見直しに当り、この5年間の検証、評価が必要です。

市は行財政改革プログラムで〝市民サービスの受益と負担の適正化〟を図るためとして2017年4月から、とどろきアリーナ、スポーツセンター、武道館、市民館、教育文化会館、有馬・野川生涯学習施設等の利用料金を現行の1割増の負担を強いる改正を行いました。市民の文化・芸術の振興と相反するものです。施設利用料金の負担増を止め、低額化を求めます。

川崎市は子育て世代が増えています。次の時代をになう子どもたちが健やかに成長し、明日への希望と夢をもてるようにするのは社会全体の責任です。子どもたちを社会的退廃から守るために、暴力的・退廃的文化を社会の自主的な規律で克服することが大事です。同時に、子どもたちが豊かな人間性を育むうえで、すぐれた文化を提供することは、大きな意味をもちます。子どもの権利条約の第31条がうたう「文化的権利」の具体化と実施が求められています。この実現を阻んでいる経済的障害をなくすため、子どものための芸術文化活動をすすめる文化団体への運営助成の拡充などが必要です。また、学校教育の一環として、文化・芸術に親しみ、その感受性を養う情操教育をすすめることを重視しなければなりません。その中で、学校における芸術文化鑑賞活動の位置づけを明確にし、学校運営費などによる学校公演、上映活動への助成を強めることが大切です。豊かな老後を保障するうえでも文化の果たす役割は重要です。高齢者や障害者の自主的文化活動がすすめられるよう、地域で指導者、施設、資材などに関して公的機関が援助をおこなうことが必要です。市民の要望に添う施策の策定を求めます。

（一）　市民が主体の文化芸術活動を推進する。

1　文化予算を抜本的にふやす。川崎市総合文化団体連絡会への補助金を削減前にもどす。また、公益活動芸術創造団体や演劇集団にたいする団体活動費助成制度をつくる。高価な楽器や道具などの購入資金及び維持整備のための

補助を行うとともに、融資制度を新設する。

2　かわさき市民公益活動助成金の予算を抜本的に増やす。助成金の周知を広く行うとともに事務手続きを緩和して、多くの市民が様々活動に参加し易くする。

3　青少年を対象とする文化団体や、青少年舞台芸術活動は高校生主体で行なっており好評です。引き続き市内の青少年文化団体主体で運営し予算を増額する。

4　芸術文化鑑賞活動を学校教育の柱の1つとして、文化・芸術に親しみ、その感受性をやしなう情操教育をすすめることを重視し、学校運営費などによる学校公演、上演活動の助成制度を創設する。

5「かわさき演劇まつり」の演劇講座は2年に一度である。継続性、人材育成から毎年開催できる様にする。また、「演劇のまち、かわさき」を「音楽のまち、かわさき」「スポーツのまち、かわさき」と同様に位置づけ、それに相応しい予算を付ける。

6　市民・団体からの〝護憲〟の企画に、市の後援要請がある場合は要請に応えること。〝護憲〟を理由に拒否しないこと。

（二）豊かな市民文化をはぐくむ、使いやすい文化施設を身近なところに

1　文化芸術活動の場として欠かせない施設が他都市と比較しても少なく確保が困難となっている、各区に複数の300名規模のホールをつくる。

2　市民が利用できる会場が不足している、中学校区毎にコミュニティ施設、ブランクエリアに市民館・図書館分館をつくる。

3　市民の教育・文化活動を支援する立場から、2017年4月に値上げした施設使用料及び設備使用料（1・1倍）を戻し、さらなる低額化図る。市内の文化・教育団体、グループの利用については、教育文化会館・市民館ホールの利用料の減免措置取扱要綱を広く周知すると共に減免額を拡げる。

4　会館の閉館時間は午後9時が多いが、ホール使用は主催者の延長要望に応えられる体制にする。その際、延長割増（2割）は止める。

5　会館ホールの機材が古く対応できない場合がある、調査して古いものは適宜更新する。

6　分散された県立川崎図書館にあった図書は、川崎市内に新たに図書館を設置し分散を止める。同時に、産業に関する資料だけでなく、一般市民に親しまれる蔵書を増やすなど魅力ある図書館のあり方を広く市民の意見を聞くと共に、運営審議会を設けて改革を図る。その間は、現在の移転先のＫＳＰ内の図書館を暫定使用とするが表示が無いので看板、案内図を設置する。

7　絵画、写真など美術活動の発表の場が少なく、市民館の申し込みは、2年から3年待ちになっている。駅前のギャラリー、空き店舗などを借り上げ、市民館なみの使用料で開放する。

8　太鼓・バンドなど音の出せる会場が圧倒的に不足している。若者が周囲に気兼ねすることなく活動ができるように防音対応の演奏会場、練習場を確保する。こども文化センターで防音装置のあるスタジオがない中原区と多摩区にすみやかに整備をする。中原区と多摩区への設置検討状況を明確にする。

9　安い利用料で何日も芝居の稽古や、創作活動に使える「芸術の家」を、空き工場や大きな空き店舗を活用してつくる。

10　ミューザ川崎シンフォニーホール」は、特定の音楽団体に限らず、市内の音楽団体の発表の場を保障する。市民がよい音楽に気軽に親しめる工夫を保障する運営方針を堅持する。そのための減免を現行2割を5割に拡大する。また、市民交流室の利用料を市民館と同レベルに設定する。

11　「ラゾーナ川崎プラザソル」は、市民文化育成の目的をはたすことができるように、余りにも高い利用料を市民館と同レベル大幅に引きさげる。

12　「アートセンター」は、市民が芸術文化を発信し、創造するという基本理念を実現するものにする。管理、運営、企画を市民参加で行う。

13　カルッツかわさき（川崎市スポーツ・文化総合センター）は社会教育の場であるが、川崎郷土・市民劇など伝統の市民による演劇イベント（本市との共催）でも使わせてもらえない。使用料免除・減免の場合でも利用し易いよう、指定管理者を指導する。また、文化施設として生かすためにも訪れた人が、自由に集うスペースや食事や喫茶を取れる所を備える。

14　各区に「東海道かわさき宿交流館」の様な飲食可能で文化交流できる低額で利用できる公的施設を建設する。

（三）地域の文化・歴史的遺産などを保全し、将来に受け継ぐ

1　文化財保護条例を改正し、歴史的な遺構や文化景観などの保存整備計画を作って、東海道、大山街道、円筒分水、二ヶ領用水など、市内の歴史的風土・建築物・町並みや街道を復元・保存する。文化財保護のための補助金を抜本的に増額する。文化財保護費は、保護対象が決まってから予算をつけるやり方を改め、文化財調査員の増員で、保護対象を増やして調査・研究をすすめるとともに文化財保護にむけて実効ある施策を推進する。引き続き国に対し、文化財保護に関する財源の拡充を求める。

2　貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行なう。

3　川崎市初の国史跡に指定された、奈良時代の武蔵国橘樹官衙遺跡をはじめ、千年伊勢山台周辺から影向寺にいたる大規模な歴史的埋蔵文化財を保存し活用していくことは重要です。橘樹官衙遺跡群を分かり易く紹介できるよう、「橘樹郡衙正倉院」「竪穴式住居」等の復元物を整備し魅力を高める。影向寺から遺跡全体を市民が安全に見学できるよう、案内板の設置など歴史公園として整備、交通環境を整える。

4　郷土芸能などの無形文化財を守り、引き続き保存会を全面的に助成し、継承させる。また、おはやしなど、引き続き郷土芸能の復活にも力を入れ支援する。

5　市民ミュージアムは、川崎に関連する考古・歴史・民俗資料及び芸術作品などを主な対象として活動を展開し、収集・展示・調査・研究・教育普及や資料の保存や修復、市指定文化財を含めた21万点の貴重な収蔵品を取り扱っている。学芸員は、専門分野の高い知見が求められる。指定管理、有資格者の減員を止め市の直営として博物館、美術館としての機能を充実する。

6　国際交流センターを中心に外国の人たちとの文化交流が行われている。身近な地域で多様な国々との多文化交流ができるよう発展させていく。また、多くの市民が利用できるように小型路線バスを運行させる。

7　川崎の公害問題を風化させないため、未来を見据え、公害を出さない決意を込めた資料館を建設する。

（四）市民の健康と青少年の育成のために、スポーツ施設の充実をはかる

2011年8月に施行されたスポーツ基本法は、この法律によって、「スポーツは国民の権利」という基本理念を明

確に位置づけました。それは、日本国憲法の「生命自由及び幸福追求にたいする国民の権利」（第13条）、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（第25条）にあると言えます。

川崎市スポーツ推進計画は、国の「第２期スポーツ基本計画」、「かわさきパラムーブメント第２期推進ビジョン」（２０１８年３月見直し）の理念を踏まえ、２０１８年３月これとの整合を取るとして改定されました。

川崎市が２０１７年度に行った「スポーツに関する市民アンケート」の結果では、「スポーツを気軽にできる環境にあると思いますか」では「思わない」「どちらかというとそう思わない」が41・６％、思わない主な理由は「気軽にスポーツができる施設・場所が近くにないから」が59・５％と最も多く、ついで「安価にスポーツができる施設・機会が不足しているから」が39・９％、「自分の都合の良い日・時間帯にスポーツができる施設・場所がないから」が39・１％となっています。また、「今後の市のスポーツ施策について、あなたが重要だと思う取組は何ですか」については、１位は、65・１％の人が「いつでも、どこでも、だれもがスポーツ活動を気軽に出来るような活動場所の確保」、２位に27・７％が「幼児から高齢者まで各年齢に応じた様々なスポーツ教室や大会の開催」を上げています。前回調査（２０１０年９月）同様の結果です。多くの方が、身近なスポーツ施設、場所の不足を上げています。市内の公共スポーツ施設は、サッカー場無し（川崎、宮前、多摩、麻生区）、野球場無し（宮前区）、テニスコート無し（幸、高津、宮前区）、プール無し（宮前区）、運動場無し（幸、多摩、麻生区）、多目的広場無し（高津、麻生区）と地域により施設無い状況があります。身近にスポーツ活動場所を充実させる必要があります。

２０１５年10月に「川崎市障害者スポーツ協会」が設立されましたが、障害者がスポーツ・レクリエーション等の活動を通し、障害者スポーツの振興と障害者の心身の健康増進、社会参加推進を図る責務が自治体に求められます。２０１６年12月に「かわさきパラムーブメントシンポジウム」で実施したアンケート結果では、「２０２０年オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、どのようなことに関心がありますか」の設問に「障害者スポーツの環境や機会の拡充」が複数回答ですがトップでした。自由記述の「障害者のスポーツ、施設や用具について」は障害者の専用施設を作ることを、記述した殆どの方が求めていました。第２期推進ビジョンに関するパブリックコメント（２０１８年２月）でも障害者の専用施設を求めているのに対し、本市の考え方は「共生という考え方の基では、障がい者専用ではなく誰もが一緒に楽しめる施設が必要」との見解でした。本気でパラムーブメントを推進するのであれば、障害者・障害者団体と課題を共有し、施策を推進ことは欠かせません。

１　２０１２年川崎市スポーツ推進計画が策定されました。アンケート調査をもとに、だれもがスポーツをする権利

を保障するために身近な環境の整備、運動広場の増設を推進する。

2　市民が活動するスポーツ団体には、使用料金を減額し借りやすくする。学校法人の使用には減額措置を引き続き行う。

3　私立学校や企業所有のグラウンド・体育館などを市民開放できるように申し入れをおこなう。市民開放の日を設けた際、市の斡旋で貸し出すなども検討する。

4　ボールが使える公園、グランド、広場等を整備拡充する。また、既存の公園でボールが使用できるように防球ネットなど設置をすすめる。

5　一般市民が使えるサッカー場及び少年サッカー専用グラウンドを整備し、グランドゴルフ場を増設する。

6　スケートボードができる広場を増設・整備する。その際、計画段階から利用者などの参加を保障し、利用者の声を十分に反映させたものにする。

7　地域のスイミングスクール等と連携して、「子どもの泳力向上プロジェクト」水泳教室を児童を対象に実施しているが、夏休み中の実施はわずかの施設のみ。利用は選考制で利用できる児童は少数である。そもそも本事業は小学校のプール開放事業に代わるものでは無い、指導員の研修と人員を確保し、すべての小学校のプールを開放する。

8　等々力フィッシングセンターを4月～6月・9月～10月の期間について、土・日だけでなく平日も朝6時から営業する。老朽化した施設の整備と水質改善を行う。

9　等々力緑地内の再編に伴ない廃止されたプールを等々力緑地内に再設置する。

10　どの子も利用できるように、各区にプレイパークを作る。

11　「スポーツ推進委員」の位置付けを高め、指導力の向上を図る。そのために研修費補助や必要経費の補助を充実する。

12　民間のスポーツ施設等にＡＥＤ設置のための補助を行う。

13　多摩川河川敷の整備

①　多摩川を市民いこいの場として安心して利用できるよう整備する。

②　野球やサッカーなどのグランド、マラソンコース、サイクリングロードなどは安心して活動できるよう整備する。

③　草刈りも含めた整備を定期的に行う。また、国が所管する区域についても定期的な整備を申しいれる。

④　簡易型水洗トイレの設置を促進するとともに、この可能なところには、水洗トイレを優先して設置する。（再掲）
⑤　多摩川のサイクリングコースを市内すべてつなげる。（再掲）
14　民間企業の施設にも開放できるように申し入れる。
15　市内に一箇所もないアイススケート場をつくる。
16　75才以上の高齢者には、スポーツセンター利用割引を実施する。（再掲）
17　障害者スポーツの振興を図る。
①　障がい者専用スポーツ施設を建設する。専任の指導者を配置し、温水プール、体育館、宿泊施設などを備えたものにする。（再掲）
②　既存の市民スポーツ施設に障がい者利用のため整備を行い、障がい者スポーツ教室を積極的に開設する。そのための指導員を養成し、配置する。（再掲）
③　ろうあ者関東ブロック体育大会の補助金を維持する。（再掲）
④　全国ろう者体育大会へ参加するための補助金を支給する。（再掲）
⑤　デフリンピック派遣への補助増額及び報奨金を拡充する。（再掲）
⑥　国へのデフリンピック啓発のための事業に対する制度の創設及び充実を求める。（再掲）
⑦　スポーツ施設の建替え時は、障がい者の意見を取り入れ、「ユニバーサルデザイン」を積極的、具体的に進めること。（再掲）
⑧　障害者スポーツ普及促進モデル推進事業の今後の展開にあたっては障がい者が参画できるようにする。（再掲）

第十一章　女性の地位向上と社会参加の向上を

女性のあらゆる差別をなくし、女性も男性も平等に、人間らしく生き生きと力を発揮できる社会の実現が急がれています。

日本国憲法は、14条1項に「法の下の平等」を掲げ、その中には「性別による差別の禁止」が明示され、24条1項には、婚姻の自由と夫婦が同等の権利を有すること、2項には家族生活に関する法律が個人の尊厳と両性の平等に立脚して制定されるべきことが示されています。しかし、日本にはいまだ法律に差別的規定が残されています。最高裁判決をうけ、ようやく婚外子相続、女性だけに課せられた離婚後6か月の再婚禁止期間の100日への短縮が実現しましたが、夫婦同姓の強制などの差別が残されています。ところが、こうした差別的規定を廃止することや平等原則の撤廃どころか、自民党憲法改憲草案では憲法24条を見直そうとしており、戦前回帰のように大きく後退させようとしていることはゆるがせにできない事態です。

国連の「女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約（女子差別撤廃条約）」は、1979年に採択され、日本は1985年に批准していますが、条約の実施状況は著しく遅れており、後退している点も見られます。世界経済フォーラムが行った各国の男女平等度の調査では、2017年度対象になった144か国の中で日本は114位です。東京医科大学で、2006年から女子受験生らに不利な得点操作による女性差別が行なわれていたことが発覚。このような「男女差別」は許せるものではありません。改善の取り組み強化が急がれます。

日本の女性の政策・意思決定過程への平等な参加は、著しく遅れた分野の一つです。

政府は、第2次男女共同参画基本計画（2005年12月）以来、2020年までに各分野の指導的地位につく女性比率を30％にする目標を掲げてきましたが、2016年、国家公務員の女性管理職目標を課長級7％、指定職相当5％に引き下げてしまいました。

日本の国家公務員は、本省課長相当職以上の女性は4・3％、都道府県の本庁課長相当職以上8・5％、市区町村13・5％、民間企業の課長相当職以上9・3％などですが、EU各国では女性管理職比率が5割に近づいている国もあります。女性が国、地方の職員や各分野の意思決定の場に参加し、指導的役割を発揮できるような仕組みづくりが必要です。

2018年5月16日、「政治分野における男女共同参画推進法」が成立しました。日本の女性国会議員比率は衆議院で10・1％であり、列国議会同盟の調査で193か国中の160位（2018年5月）先進国で最低のランクです。今回の法律の制定は「女性議員を増やそうという、政治家の意思を込めた日本初の法律」であり、女性議員を増やす意義ある一歩として歓迎されています。同時に、意義ある一歩にするためには、政党や政治団体が女性を候補者とし

て擁立する努力とともに、政治参加する女性の意欲を支える条件、市区町村の選挙区割りや供託金制度など選挙制度の見直しなど、女性が活躍できる積極的環境が求められます。

川崎市の「第４期川崎市男女平等推進行動計画」は、平成30年～平成33年を期間とし、取組が進められています。第４期行動計画の基本的考え方は、①男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進、②働く場における男女共同参画の推進、③地域で生き生きと暮らすための男女共同参画の推進を目標としています。今後も、男女平等に配慮した事業の推進が求められます。また、地域の中での男女共同参画の意識をより浸透させ、男女共同参画の視点に立った取り組みの推進が急がれます。

企業等で働く人の５人に２人以上が女性です。女性雇用者はこの５年間で１６７万人増えていますが、その75％は非正規雇用です。正社員の女性の賃金は、世界の多くの国は男性の９割まで改善していますが、日本ではいまだ７割です。１９９７年の労働基準法改悪で女性の残業や深夜労働の規制が撤廃されて以降、女性にも長時間労働が広がっています。希望に燃えて総合職としての仕事に就いた女性たちが異常な長時間労働のもとで過労死する事態が大企業で頻発し、大きな社会問題になっています。また、女性パート労働者の賃金、賞与を含め、正規との労働条件の格差は残されたままです。

自営業、農業の家族従業者に支払う給与が経費として認められていない現行制度は、従事している女性に対する人権侵害だとして、廃止を求める運動が広がっています。所得税法56条廃止の決議や、意見書を採択した自治体は４９８（２０１８年３月現在）に上ります。国連女性差別撤廃委員会も、見直し・検討を求めています。所得税法第56条を廃止し、自営業・農業に従事する家族の働き分を、必要経費として認めるなど、雇用労働の場での事実上の平等実現の取り組みが必要です。

子どもを産み育てながら、働き続けられる社会的環境も必要です。妊娠・出産にかかる費用負担の軽減が求められます。出産しても働き続けたい女性が増えているにもかかわらず、保育所不足・長時間労働による仕事と子育ての困難などから、実際には妊娠・出産で仕事を辞める女性が今も７割に上っています。男女がともに仕事と家庭の責任が果たせるような条件整備が急務です。

女性に対する暴力から女性を守るため、ＤＶ法、ストーカー法など人権を守る法制度の充実と、被害者の保護、自

立支援の充実、被害者の安全と安心の確保、生活再建などのとりくみの強化が求められます。また、加害者の更生対策の確立など再発防止、子どもへのケアをはかることが求められます。

財務省の事務次官、市長などのセクハラ疑惑など次々に発覚する政治家たちの女性蔑視発言が続出しています。安倍政権が「女性活躍社会」を掲げながら、官僚のセクハラ行為を認めない、謝罪もしない、その上「セクハラ罪という罪はない」と言ってのけるなどもってのほかです。公人によるセクハラや、女性蔑視発言に対しては、厳しい処分と再発防止策を講じるべきです。

同時に「セクハラ」は女性にとって深刻な人権侵害であることから、世界各地で性被害を告発する「#MeToo」運動が広がる中、セクハラ禁止の国際条約制定へ取り組みがすすんでいます。わが国でも条約制定を待たず、セクハラ禁止法制定へ一歩踏み出すべきです。

防災体制の充実のために、男女共同参画の視点を取り入れた防災会議、避難所運営への女性の参加を促進し、女性の意見を反映できる仕組みを作る必要があります。

1　男女平等の取り組みをすすめる

①　第4期川崎市男女平等推進行動計画の実行にあたり、第3期計画で未達成である審議会の女性委員比率35％（17年6月31・9％）を早期に達成し、21年までに40％を目指す。女性委員ゼロの審議会をなくす。

②　市職員における女性の管理職の比率30％（18年4月、課長級23・8％、部長級16％、局長級2・3％）に向けた取り組みを推進する。

③　教育現場での男女平等、女性の人権尊重、女性の地位向上をすすめる教育を今後も重視する。ありとあらゆる機会を捉えて、男女平等の取り組みを進める。

④　川崎市男女共同参画センターが公募する男女共同参画共同事業費を増額する。

2　すくらむネット21について

①　男女共同参画の理念を広め、具体的に進めていくためには、広範囲な市民グループや団体の力が必要であることから、すくらむネットに市民団体も参加できるようにする。

② すくらむネット21が主催する「男女平等フォーラム」の開催方法やテーマを、市民団体・グループも加わった実行委員会方式にし、多くの市民が参加し、解決しなければならないテーマを共有し取り組む。

3 女性の雇用条件改善のために

① 女子保護規定の復活を国に求める。

② リストラが横行し、パート、派遣労働など、非正規雇用が増大している。その多くを女性が占めているなかで、低賃金、母性を無視した長時間労働などが横行している。労働法令を遵守して安心して働くことができるよう、強く企業を指導することを県や労働局に求める。

③ 産前産後休業制度・育児休業制度が「労働者の権利として確保」できるようすべての企業に適用させ、賃金保障、期間の延長などの内容充実を指導し、啓発し男女ともに働き続けられるための条件整備（保育所の増設等）を行なう。

④ 介護休暇・休業制度については、育児介護休業法に基づき、最低一年間の休業、回数及び対象の拡大、賃金保障などを国に働きかける。

⑤ 働き続けられるよう、保育所の増設を行う。（再掲）

⑥ 「川崎市職員のセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止に関する要綱」の広報、啓発を進め、厳しい対応を求める。

4 ＤＶ被害者などの保護対策強化

① ＤＶ被害者が増加していることから、保健福祉センターにおいてＤＶ被害者の相談にあたる女性相談員の勤務を常勤化する。女性相談員のバックアップ体制をはかる部署を明らかにする。２０１６年度に、ＤＶ被害に関わる総合相談窓口が開設されたが、非常勤の相談員２名体制で受付は16時半までです。夜間休日の緊急なＤＶ被害の相談体制を整備する。

② ＤＶ被害者の実態調査を経年的に行ない、実態を正確に把握し、さらなる対応の強化をはかる。

③ 被害者救済のためのシェルターのさらなる増設と運営費補助金のさらなる拡充を行なう。シェルターに入ると１日８千円が必要となり長くいられないことから、被害者に対する補助を行なう。

④　ＤＶ加害者から逃れてきた母子も受け入れている「ヒルズすえなが」は築30年が経過し、維持が大変になっていることから改築するとともに、母子生活支援施設を増設し、子育てが困難な母子家庭の援助をいっそうきめ細やかに行なう。

⑤　さまざまな事情により、自立して生活することが困難な女性が生活自立や社会自立できるよう支援する「女性自立支援センター」（売春防止法に規定された婦人保護施設）の設置を急ぐ。

5　女性と防災

①　災害対策、運営対策への女性の参加の比率を高め、今後もさらなる女性の視点や声を反映させる。

②　地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携をひきつづき強化し、災害時における女性特有の悩みに対応できる体制をつくる。

③　避難所では、女性専用のトイレを設置する。

第十二章　人権を尊重し、共に生きる社会をめざして

日本国憲法で規定する個人の尊重及び法の下の平等の理念に基づき、性別、人種、年齢や障がいの有無などにより差別されることなく、人が人として尊重され、誰もが自分の能力を生かしていきいきと生きることができる差別のない社会を実現することは川崎市民共通の願いです。川崎市は歴史的にも多民族が共生して暮らしてきたまちであり、他者を思いやり、尊重し、互いに助け合って生活する伝統と多様な文化を受け入れ発展してきた歴史があり、さまざまな個性を受け入れてきた寛容性の高いまちです。いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と人々の多様性への理解を市民全体で共有できるよう積極的に広めていかなければなりません。

（一）多文化共生社会実現に向けての施策について

川崎市の外国人住民は、１９８０年代に入るまで、多くの方が日本の植民地支配による特別永住資格を有する在日韓国・朝鮮籍の方で占められていましたが、現在では中国・ベトナム・フィリピンを始め多様な人々が住むようになっています。

川崎市は１９７０年代から外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、市内在住外国人への国民健康保険の適用、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃、児童手当の支給、川崎市ふれあい館の開設、外国人市民代表者会議条例の制定と同会議の設置、「川崎市外国人教育方針―多文化共生の社会をめざして―」の制定、「川崎市多文化共生社会推進指針の策定など、多文化共生社会をめざした取組みを進めてきました。

それでもなお、外国人市民にかかわる課題は山積しています。２０１６年の人権に関する市民意識調査では、「外国人市民への偏見や差別がどのような場合にあるか」という設問に対し、「ヘイトスピーチのような差別的な発言や行為」35・３％、「就職・仕事上で」34・１％、「住まいを探すとき」31・３％、という結果となりました。２０１６年の外国人市民意識実態報告書は、「外国人に対する差別全般についてはより大きな懸念が残されている」として、入居差別、学校現場での外国人の子どもに対する差別的な発言、長年地域に住んでいるのに地方参政権を持てないという問題をあげています。こうした課題を解決し、多文化共生社会実現をめざした施策を推し進めていくことが必要です。

川崎市外国人教育基本方針では、教育関係者の役割とそのめざすべき方向性について、「国籍・民族等にかかわらず、すべての子どもの学習権を保障し、教育における内外人の平等、人間平等の原則の徹底に努める」「在日外国人が民族的自覚と誇りを培い、生活文化の向上を図るための自主的活動に対して支援協力する」「在日外国人教育を充実するために関係機関との連携を深め、施策の拡充や推進体制の整備に努め、各種資料を作成する」等をあげ、これらを基本事項として「多文化共生をめざす在日外国人教育を積極的に進める」としています。それにもかかわらず、まさに「民族的自覚と誇りを培う」教育の場であった朝鮮学校の「すべての子どもの学習権を保障」する役割を果たしていた施設整備や授業料の負担を軽減する補助金（計８００万円程度）が、福田市長の下で２０１３年度以降交付されなくなり、趣旨を異にする２種類の補助金（計２３６万円）のみとされました。

補助金不交付の理由について川崎市は「北朝鮮による核実験強行を受けて県が経常費補助の予算計上を見送ったことを踏まえ、県を補完する立場で補助してきた当該補助金を廃止した」と説明していますが、しかし、教育の平等理念・子どもの学習権保障の立場からすれば、政治情勢に補助金の有無を連動させることは許されません。また、この間南北・米朝首脳会談など朝鮮半島が非核化に進む大きな外交的変化が生まれており、北朝鮮は核実験施設の廃棄、

ミサイル実験の停止などを決定しており、経常費補助を行わない理由は成り立ちません。教育機会の均等を確保するために、県に経常費補助の再開を求めるとともに、市の補助金の復活をはじめ、多文化共生の教育を進めるべきです。

外国人市民への入居差別が当たり前のように起きつづけています。放置しておくべきではありません。外国人市民がさまざまな市民サービスを知り、受けることも含め、外国人市民の諸権利を確かなものにすることが求められています。

1　外国人児童・生徒の教育権を保障する。

①　朝鮮半島をめぐる情勢の変化をふまえ、県に対し朝鮮学校への経常費などの補助の復活を要望する。（再掲）

②　２０１３年度以降交付されていない、朝鮮学校の施設整備への補助金、授業料の負担を軽減する補助金を復活させる。（再掲）

③　専任教員の増加など夜間中学の体制強化をはかる。（再掲）

2　外国人市民の住まい・働く場での差別をなくす

①　居住支援制度を外国人市民向けに周知をはかるとともに、制度を充実させる。

②　劣悪な条件のシェアハウスなど、外国人市民の居住環境に焦点をあてた実態調査を新たに行う。

3　外国語での相談体制充実、子育てなど市民サービスの情報提供を丁寧におこなう

①　現在川崎区役所（英語、中国語、タガログ語）、麻生区役所（同）、国際交流センター（英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語）で行われている外国人相談窓口を各区役所に拡大するとともに、ベトナム語など対応する言語を増やして相談体制を整備する。

②　情報の多言語化をすすめるとともに、「やさしい日本語」による情報提供をすすめる。

③　雇用関係で不利な立場におかれることが多い非正規労働者として働く外国人市民に対し、労災や有給休暇など労働者の権利の啓発を行う。市が行う街頭労働相談の際に、外国語での労働相談を受け付ける。

④　出産育児一時金、就学援助、わくわくプラザなど子育てや教育支援にかかわる制度を外国人市民にとってわかりやすく知らせる仕組みをつくる。

（二）「ヘイトスピーチなくせ」の声にこたえ、公の施設利用にかかわる「ガイドライン」見直しを

２０１３年以降繰り返し「祖国に帰れ」「死ね・殺せ」と特定の民族を罵るヘイトスピーチが、川崎市内で繰り返されてきました。ヘイトスピーチについて、国連人種差別撤廃委員会は、放置すれば、大規模な人権侵害及び虐殺につながると、その危険性を指摘しています。ヘイトスピーチ解消法が求める「ヘイトスピーチの解消に向けて、地域の実情に応じた施策を講ずること」、同法の付帯決議が求める「ヘイトスピーチが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている自治体は、国と同様、その解消に向けた施策を着実に実施する」ことなどについて、川崎市は正面から応えるべきです。

広範な市民をはじめ各政党・会派も超党派で反対の声を上げるなど、世論の広がりを受けて２０１６年5月に「ヘイトスピーチ解消法」が成立しました。その直後に川崎市内でヘイトデモを繰り返し主催してきた男性が「日本浄化デモ第3弾」などと称したデモの公園の使用許可を申請しました。これに対し、市議会は全会一致で使用を許可しないように市長に求める申し入れを行い、それを受けて都市公園条例に基づき公園使用不許可を市長が決断しました。この不許可処分を受けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン（以下「ガイドライン」）」が策定されました。２０１８年6月に教育文化会館で行われた「講演会」を通じて、ハードルが高すぎて適用できないことが明白になった迷惑要件を「ガイドライン」からなくすことが必要です。

川崎市が人権全般にかかわる条例案を検討していますが、人権にかかわる12もの分野にまたがるもので「子どもの権利条例」など従来の優れた施策を上書きしてしまうようなものになりかねません。

1　「人権全般条例」ではなく、ヘイトスピーチ問題に的を絞った条例を制定する。

2　ガイドラインから「迷惑要件」をなくし、不当な差別的言動が行われることが明白な場合については、不許可とできるようにする。

3　「在日特権」などと言われるデマがインターネットで繰り返されている。人権施策推進協議会が提言したように「客観的な事実に基づき、誤っている情報を市が正していくような発信」を行う。

4　インターネット上でのヘイトスピーチのリサーチを引き続き体制を確保して行う。ヘイトスピーチが確認された場合には削除要請やアカウントの通報などの報告・要請を積極的に行う。

5　公共施設の利用者に対し、公共施設の窓口やふれあいネットの画面などを通じて「ヘイトスピーチは許さない」

との啓発を行う。公共施設以外の貸館施設などの管理者に対しても、インターネットの貸館案内の画面上や窓口で同様の啓発を行うよう要請する。

6　広報掲示板に「ヘイトスピーチ、許さない」などの啓発ポスターをひきつづき掲示する。町内会・自治会等にも掲示板へのポスター掲示を要請する。

7　南武線車内、アゼリアビジョンなどで行った動画による啓発をひきつづき行う。

（三）、多様な性のあり方に対する施策について

ＬＧＢＴなど性的マイノリティは人口の７・６％を占めるとの調査もあり、私たちの家族、学校、職場、地域のごく身近な問題として捉えることが必要です。その課題は人権問題であるとの認識が社会に広がり、性の多様性についての理解や多様な性に対応した整備が広がっています。

２００６年「性的指向・性自認に関する国際人権法の適用に関する原則」（ジョグジャカルタ原則）が採択。性的指向や性自認にかかわらず人は自由で平等であること、性的指向や性自認による差別をされないこと、性的指向や性自認により権利の享有が制限されないことなどが宣言され、２０１１年６月17日、国連人権理事会で「人権　性的指向・性自認」決議を採択。ＬＧＢＴジョグジャカルタ宣言では『ＳＯＧＩ』の人権に関する初の正式な国連決議となりました。

性的指向と性自認は、あらゆる人に共通する事項であるにもかかわらず、特定の性的指向や性自認についてのみ、否定されたり抑圧されたり差別に曝されたりあるいは権利が制限されるのは、人が生まれながらにして自由かつ平等であることに反するということが明確になりました。したがって、ＬＧＢＴの課題の解決は「少数者にも権利を認める」ことではなく、「もともと同じ権利がある」ことを前提に人権保障を阻む障害を除去する視点でなされなければなりません。

日本では、自民党の杉田水脈衆院議員が同性カップルについて「『生産性』がない」などとする人権侵害の差別的な暴言を雑誌に寄稿し、当事者をはじめ広く国民からは強い抗議を受ける事態となりました。この差別発言とその後の自民党の対応は、国民主権と基本的人権を最高価値と位置づけた「日本国憲法」を否定し、天皇主権で国民（臣民）はすべて「法の範囲内」で認められる過ぎない戦前の「皇国史観」に根ざしたもので、見過ごすことはできません。

日本共産党など野党4党は「性的指向又は、性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案」を提出（衆議院解散に伴い審議未了廃案）するなど超党派の取組みを進めています。地方自治体の取り組みでは、渋谷区が自治体で初めて同性パートナーシップ条例を制定、政令市でも札幌市、福岡市、大阪市が制度を導入、２０１８年８月現在、９自治体で制度が導入され、検討する自治体も拡がっています。

世田谷区がＳＯＧＩ当事者１０００人から回答を受けた「性的マイノリティ支援のための暮らしと意識に関する実態調査」見ると、「ＬＧＢＴの子どもたちが差別されない、将来に希望を抱ける教育に取り組んでほしい」75％、「医療や福祉で法律上の夫婦・家族と同等のサービスや扱いを受けたい」67％、「相談窓口をつくってほしい」46％、「行政職員や教職員に啓発をしてほしい」63％、「医療機関・介護施設等の職員に啓発してほしい」56％、「公営住宅に同性パートナーと住めるようにしてほしい」56％、「民間賃貸住宅へ円滑に入居できるようにしてほしい」58％など、切実な要望がうかがえます。また、『子どもの頃に困ったこと』では、「正しい情報の不足」が66・6％、経験したことでは「自殺したいと思った」が49・7％、「自殺未遂」が18・9％で合わせて7割にものぼっています。２０１６年7月にＬＧＢＴ法連合会が作成した「性自認及び性的指向の困難解決に向けたガイドライン」を基にして、東京都文京区は２０１７年3月に「文京区職員・教職員のための性自認および性的指向に関する対応方針」を制定。同様の指針が２０１８年2月に豊島区、3月に千葉市、8月には熊本市で作成されています。川崎市においても、こうした指針を作成して取り組むことが必要です。

1　市民に対する行政の対応について

①　窓口や電話での応対等について、本人確認は番号等で対応し、氏名を呼ぶ場合も苗字だけにする。

②　区役所・市立病院等の窓口や相談サービス等に従事する職員について、見た目の性別と戸籍上の性別が異なる当事者がいること、パートナーは異性と限らないことも踏まえて対応する。性自認と性的指向について十分な研修を行う。

③　市の書類やアンケート等について必要のない性別欄は削除する。やむを得ないものについては男女のほかに「その他の性自認」などの欄を作成する。

④　トランスジェンダーの方などが住民票の代わりに利用できる、性別表記のない「住民票記載事項証明書」を発行できることを、区役所の窓口や記載台、市のウェブサイトなどで周知する。

⑤　公共施設の利用については性自認に配慮し、市の施設のトイレや更衣室等の中に性別を問わずに入りやすい『誰でもトイレ』『多目的トイレ』などをつくる。本庁舎整備にあたり当事者と意見交換を行う。

⑥　災害時の対応として、熊本市の職員向けＬＧＢＴサポートハンドブックには「同性カップルが同じ区画に入りづらい」「避難者名簿に戸籍上の名前を書かなくてはいけないと思い、避難所に行けなかった」「身体を見られて不審がられないか心配で入浴できなかった」「自認の性別に応じた下着や衣類がもらえない、更衣室やトイレも使いづらい」「（トランスジェンダー男性が）生理用品をもらいづらい」など熊本地震の際の避難所で起きた困りごとが記されている。こうした事例も踏まえ、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成などについて専門家や当事者の意見を反映させる。

⑦　市営住宅への入居基準をあらため、同性パートナーも家族と同様の扱いとして入居できるようにする。

⑧　市立３病院における面会や重要事項の説明や同意、手術時などの立会い、また救急車への同乗について、同性パートナー等も家族として扱っていることを当事者と市民に周知する。

⑨　不動産関係の業界団体や医師会などに、民間の住宅や病院でのＳＯＧＩの扱いの改善を求める申し入れを行う。

２　市職員の職場内の対応について

①　執務上必要な施設利用に関して、トイレや更衣室、宿泊を伴う出張の部屋割りや入浴時間などに留意する。

②　性自認と性的指向にかかわるハラスメントの相談体制の整備を図る。当人の了解を得ないアウティング（暴露）はしない。個人情報が周りに知られないよう徹底する。

③　福利厚生制度の利用に際し、同性パートナーの事情を配偶者と同様に配慮する制度をさらに充実させる。各種制度で法律上の「親族」「女性」とされている規定の検討をはかる。

３　教育について

前述のＬＧＢＴ法連合のガイドラインには「教育現場において最も対応が急がれている課題の一つは性的指向や性自認に関する子どもたちのいじめをなくし、自死を予防すること」とあります。同性愛者や両性愛者の男性の自殺リスクは異性愛者の６倍にものぼるという調査結果があります。「当事者がここにいる」事を前提にし、学校教育でＬＧＢＴに関する正しい情報が提供され、当事者の気持ちに配慮した対応が行われることはきわめて重要です。①性的指

向・性自認に基づく差別やいじめを許さない旨を方針化し、宣言すること。②子どもが性的指向・性自認について相談可能な場の確保、③児童・生徒・学生向けに性的指向・性自認についての指導を行なうための制度整備の3点を最優先に進めるべきです。

世田谷区では、２０１１年度から年間４００人以上の教員が性的マイノリティに係る研修を受けており、道徳や家庭科・保健体育などでの授業を教師の自主教材も活用しながら人権教育として位置付けて取り組んでいます。教育委員会は「本当に差別のない社会をつくるためには、子どもたちにＬＧＢＴをはじめ人権教育をしっかりと行なうこと。そうすれば10年後、20年後に社会人となった彼らが中心となって差別のない世田谷区にできる」という理念のもとに取り組んでいます。文京区も「学校教育の中で一定程度の当事者がいることを前提にした配慮をする。配慮は特別に行なうものでなく、子どもたちそれぞれの個性に応じた1つとして行ない、保育施設、児童館、学童保育、図書館など区の施設に勤める者や民生委員・児童委員、ＰＴＡや校庭開放の担当者など子どもたちに接する全ての行政サービスに関係する方々にも周知し、理解を促進していくことが求められる」と指針で述べています。

① 性的指向・性自認にもとづく差別・いじめに厳しい態度で臨む。

② 自らの性自認・性的指向について悩んでいる子どもをすべての教職員が受け止められるよう相談体制を整備するとともに、個人的な悩みを含むため丁寧に対応する。

③ 羞恥心、いじめや差別を恐れて相談しにくい場合も多い。「相談があった場合には対応する」とするのではなく、その前の段階から適切な配慮を行う。性にかかわる図書の配架や啓発ポスターの掲示など、性自認・性的指向への正しい情報を得られる環境をつくる。

④ 教室における配慮として、子どもの発達段階に応じた人権教育の実施、多様なロールモデルを前提とした進路指導を行なう。

⑤ 学校生活の場面で更衣室やトイレ、健康診断や宿泊行事のあり方について配慮する。標準服や体育着、水着など申し出によって希望するものの着用を認める。戸籍での性別を理由に一元的な対応をしない。

⑥ 事務・手続きにおける配慮として、学校への提出書類や生徒証、卒業証書など性別記載の必要の有無を見直す。卒業後戸籍変更を行った者への卒業証書の発行について当該者が不利益を被らないよう対応する。通称使用を検討する。

⑦　世田谷区では「道徳」の時間を軸に他の教科とも連携して系統的に性自認・性的指向についての授業を行っている。教育現場の声を聞きながらこうした授業ができないか研究する。
⑧　各学校での対応事例について共有する仕組みをつくる。
⑨　すべての教職員を対象に研修を行なう。引き続き階層ごとなどの研修を適切に行う。

4　当事者支援の取り組みについて

「あるがままの自分でいいのだ」と思える場を作ることは、当事者にとって大切な支援になります。電話での相談、当事者の交流の場、そして、家族もまた、「当事者」としての悩みをかかえています。こうした、家族の交流の場も大切です。各地に徐々に相談ができる場、交流ができうる場が拡がりつつあり、認定ＮＰＯ法人ＲｅＢｉｔやＳＨＩＰにじいろキャビンのように、幅広く支援活動を行い、川崎市に対しても協力いただいている団体があります。しかし、都市部において、スペースの確保やスタッフの配置は経済的にも大変で、市の施設で交流会の開催、常時開設型の居場所を作ることが大切です。

①　常設の相談・交流の場、コミュニティスペースを整備する。ＮＰＯ法人や当事者団体・グループが実施する交流の場づくりやコミュニティスペースの確保について、市として財政面も含め支援する。
②　年齢別や特性別に応じた、きめ細かい交流の機会をつくる。
③　相談支援・交流支援への専門家の配置が可能なように財政的支援を行う。

5　川崎市ＳＯＧＩ支援宣言を行い、パートナーシップ宣誓制度を策定する。

①　行政がＳＯＧＩ支援宣言を行なうことは、ＬＧＢＴ、ＳＯＧＩに対する差別を行政が許さない、行政全体が支援する立場に立つことになります。そのことが当事者の方たちを励まし、市民の中で差別しないという共感を広げる契機にもなります。川崎市としても、積極的に施策展開をする前提となります。性的マイノリティの人権も他の人権と等しく守られるべきものであることを市の意思として示すために、ＳＯＧＩ支援宣言を行うべきです。
②　同性パートナーシップ制度は東京都の世田谷区、渋谷区、中野区、三重県の伊賀市、兵庫県、宝塚市、大阪市、沖縄県那覇市、札幌市、福岡市の9自治体に広がり（２０１８年8月現在）導入予定や検討中の自治体は千葉市、さいたま市、名古屋市など広がりを見せています。川崎市もパートナーシップ宣誓制度の策定を行うべきです。

第十三章　青年の願いにこたえる施策の充実を

青年は、いつの時代でも正義感と探究心を持っているのが特徴です。自らの生き方について考え、人と人との結びつきや社会的連帯を大切に思い、模索を強めています。社会人として人間として成長し、一人ひとりの能力を開花させていくうえで、政治の責任は重要であり、また自治体としての支援が求められます。

高校生、大学生の現状についてです。

県内の高校ならどこでも進学できる制度に編成されたことで、学区を超えた「過度の受験競争」が生まれ、中学生は高校進学のための塾通いはあたりまえとなっています。２０１７年度の県内の高校全日制進学者は、90・0％（0・7％減）となっていますが、家庭の経済状況や人間関係など様々な理由で全日制に進学ができない生徒は、定時制や通信高校などに通っています。不本意な思いで入学することのないよう入学定員枠を増やし、実態にあわせた支援が必要です。また、高校や大学に進学しても、教育費・学費が高く、家庭の経済を圧迫しています。授業料減免や奨学金などの制度は不十分で、奨学金を受ける生徒・学生が、進学をあきらめたり、退学・休学せざるをえない事態が社会問題化しています。学生が、アルバイトに追われ、学ぶ機会を奪われている現状は、日本の将来にとっても深刻な問題です。

２０１７年度川崎の市立高校生５校の内定状況は、全日制で99・1％（前年度99・6％）、定時制で90・2％（前年88・5％）。16・17年度とも11人の就職が決まらず卒業しました。求人数は、増加傾向にあるものの、内閣府の「若者の意識調査に関する調査」では、「高等学校を中途退学した後に適切な情報を得る方法がわからず苦労する生徒が多いことが明らかになった」としています。中途退学した生徒に対して、学校として職業的自立支援を行なっている地域若者サポートステーションとの連携の強化を訴えています。また、２０１０年度から国は各自治体で委託する地域若者サポートステーションを活用して「高校中退者等アウトリーチ事業」を位置づけました。この事業は、特にニート状態に陥るリスクの高い高校中退者等に対して訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続支援を行なうものです。市立川崎高校定時制には、社会福祉法人青丘社が委託し、高校生の居場所、生活などの相談支援の場になっている「ぽちっとカフェ」を開設して、寄り添った支援を行っています。２０１７年９月には市立高津高校定時制でも就労相談を中心にした居場所を開設しましたが、こうした高校生の居場所として気軽に

相談できる場を各高校に広げていくことも必要です。

川崎市の非正規雇用者は、雇用者の34％を超える26万6千人、97年の約11万1千人から15万5千人となり、5年前の調査から比べても4万5千人増加しています（2017年就業構造基本調査）。また、若年無業者数は、およそ1万1千人（2013年）。15歳～35歳を39歳までに引き上げ推計値をだしています。無業者数が高年齢化し、その数は年々増加傾向にあり、対策が急がれます。

川崎市では、NPO法人に委託し、「コクネクションズかわさき」を実施し、青年向けの就労支援を行っていますが、事業を中断させることなく充実させていくことが大切です。様々な課題をかかえる若者のニートやひきこもり対策など、人との関係づくりを構築し、社会参加への道につなぐ総合的な支援が必要です。

川崎市は、市の職員として青年の採用を拡大するとともに、「福祉増進」「雇用の安定」をすべき行政のあり方として、不足している保育士、介護士などの処遇改善を行い正規雇用を増やしていく支援策が求められます。

2016年参議院選挙から、「18歳選挙権」制度が実施され、2017年には、川崎は市長選挙と衆議院選挙がありました。市長選挙の投票率は、衆議院選挙と同日に執行された結果20ポイント上回りましたが、一番低かったのが20代の33・07％、その次は19才41・2％でした。現役の高校生の18才は52・75％4番目で、模擬投票などの学ぶ機会があったこともあって、選挙が身近に受け止められたといえます。本市は「普段から当たり前のように政治や選挙が話題になり、議論されるような環境づくりが必要である」との認識です。青年たちの間で、自由に学び、発言し、行動できる機会とともに、青年や市民の声が生かされているという実感がもてるような環境づくりが求められ、そのことが、日本の民主主義の発展にもつながります。

（一）高校生・大学生の権利を守り、学ぶ環境を保障して、自立に向けた支援を行う。

1　高校生の支援

①　高校では進学率が義務教育と実態が変わらず、公立の学校で授業料を徴収することは高校教育の現実にそぐわない。高校授業料無償化にするように国に申し入れる。

②　市独自の給付型奨学金の予算増額をはかる（再掲）

③　市立定時制高校の給食費（夜食代）を無料にする。（再掲）
④　高校を中途退学した生徒に対して、自宅に訪問するアウトリーチ事業を実施して支援をはかる。
⑤　市立川崎高校定時制の生徒の居場所であり生活支援の場となる「ぽちっとカフェ」をすべての定時制高校につくる。

2　高校生等の就労支援
①　市立高校の就労相談体制の支援を強化する。
ア　職業指導を充実させ就職を専門的に行なうことができるように、就職支援相談員を配置させる。
ウ　県立田奈高校が実施しているような有給職業体験事業を市内の企業に協力を呼びかけて、定時制高校から事業をたちあげる。
エ　就職できなかった市内高校卒業生について、コネクションズかわさきと連携して就職相談や職業訓練の場などの支援を行ない、生徒との関係を途切らせないようにする。
②　市が作成した「働く権利」「労働条件」について学ぶ青年向け「パンフレット」または「リーフレット」配布し、市立中学、高校の全生徒に配布し、授業の中でも取り入れ活用する。また、神奈川労働局の職員や弁護士などを招いて、労働法制を学ぶ「出前講座」を行なう。
③　ブラックバイト・企業は違法であることを、ポスターなどを掲示するなどして、啓発する。

3　希望する職業につけるように、企業などに申し入れる
①　新規高卒者及び既卒者の市内企業合同就職説明会の回数を増やし、企業とのマッチングを推進する。
②　すべての就職希望者が就職できるように市長が先頭に市内中小企業を訪問し求人開拓をして雇用確保する。
③　新卒未就職者等就業支援事業の職種を増やす。
④　市内企業者が学校に出向く場をつくり、生徒を対象に企業説明会が開けるようにする。
⑤　就職した生徒が定着して就労できているか、実態を把握する。
⑥　内定取り消しや入職繰り下げ、オワハラなどが起きることがないようにする。

4　大学生等の支援

① 給付制の奨学金制度を国に申し入れる。

② 給付型の大学奨学金の創設及び無利子の奨学金を拡充する。

③ 市独自で実施している大学生の奨学金制度を短大や専門学校に拡大させる。

④ 市立看護短大の学生に、「働く権利」「労働条件」を学ぶ「リーフレット」または「パンフレット」を配布し、学ぶ場をつくる

（二）青年の雇用対策にとりくむ

1　正規雇用を増やし安定した雇用の確保と人材育成・定着の強化を

① 市内青年の求職状況調査及び、雇用実態調査を行い、青年の実態を把握し、正規雇用の目標をもって施策にあたる。

② 川崎市の正規職員を増やす。同時に不足をしている教員、消防士、保健師、助産師、保育士や介護職などに携わる福祉関係職員など処遇改善を行い、正規職員を増強する。

③ 川崎市内の大企業に対して正規雇用を増やしていくと同時に、違法な派遣切りや、不当な解雇を是正させるように申し入れをする。

④ 失業している若者や新卒未就職者などに職業訓練や資格取得の機会を提供するとともに、技術や技能、資格を取得できる場を市独自で設置する。

⑤ 「キャリアサポートかわさき」の求人開拓員を増やす。

⑥ 正規雇用の橋渡しとなる国のトライアル事業を新卒者以外にも対象を広げ、市の制度としてたちあげる。

⑦ 東京都で実施する奨励金制度を本市でも創設し、市内中小企業が若者を正規雇用化及び職場定着を促進できるよう、奨励金を支給する。

⑧ 奨学金返還支援制度については、鳥取県、兵庫県と神戸市、北九州市などの事例を紹介し、自治体の実態に合わせたやり方で、補助金市内の中小所企業あまたは、青年への直接支援で、正規雇用につなげる施策を行っている。本市でも実施する。

⑨　札幌市で実施している若年者ワークトライアル事業は、若者が将来的に正社員となり、自立・安定した生活送ることができるよう、概ね35歳以下の若年求職者、定時制高校生及び非正規社社員を対象に正社員又は正社員への転換が可能な市内企業への就職を支援するとともに、定着につなげるものであり、本市においても実施する。（再掲）

2　不当労働行為から青年を守る対策

①　労働者を酷使・選別し、使い捨てにする「ブラック企業」は、名前を公表させるだけではなく是正させる。

②　市が委託するキャリアサポートかわさきが求人開拓する企業、違法行為を続ける企業があれば求人の対象にさせないようにする。

③　使用者との雇用契約が書面によりきちんと交わされるよう、市内企業への申し入れや実態調査を実施し徹底指導する。

④　不当労働行為から青年労働者を守るよう「労働3法」の周知を徹底し、街頭やインターネットを利用した労働問題の相談ができるように相談活動を強化する。とりわけ、街頭での労働相談は、回数や場所を増やす。

（三）青年の権利を守り、自立した生活をおくれるよう支援する

1　「コネクションズかわさき」は、気軽に安心して利用できるように施設を充実させる。また、プライバシーに配慮した相談室にする。相談支援スタッフを増やしていく。南部地域にも設置する。

2　低賃金など生活困窮によって自立できず生活支援を必要とする若者が気軽に相談できる窓口を各行政区に設置する。

3　新卒で就職が出来なかった青年や離職した青年などに、自立して生活できる生活資金制度を創設する。

4　収入の少ない単身青年労働者に家賃補助制度をつくる。（再掲）

（四）文化芸術スポーツの自主的活動を支援する

1　バンド演奏や多様なパフォーマンスなどが可能なライブスタジオと練習場を全区に設置する。（文化再掲）
2　青年の自主的な文化・芸術、スポーツ活動に対し、施設使用料の減額など助成を行なう。低廉で、夜間・早朝など、いつでも使える、文化、芸術活動を支援する拠点施設を各行政区に整備する。
3　商店街の空き店舗などを活用し、青少年の文化芸術活動の拠点として整備する。
4　スケートボード、ＢＭＸなど、川崎の中部・北部に安心して練習できる施設をつくる。

（五）若者の政治参加のため条件整備をすすめる

1　「18歳選挙権」制度が実施されました。学校現場では、主権者を育む政治教育を守り、生徒も教師も自由闊達に政治や社会の問題を語り合える教育環境をつくる。学校教育の場以外では、政治や社会のことを学ぶ機会が少ないため、気軽に話し合える場や主権者教育のセミナーなど開催し、関心を高める環境をつくっていく。
2　若者が主権者として政治に参加しやすくするために、規制だらけの公職選挙法を改正するよう国に要望する。（再掲）
3　市内の大学の商業施設など若者が集中する場所への投票所設置をすすめる。（再掲）
4　地方から川崎市に住民表を移動していない学生に不在者投票について周知を強める。（再掲）

第十四章　「核兵器廃絶」の機運を高め、平和を守る憲法９条を生かした取り組みを強める

２０１７年７月７日、核兵器禁止条約が１２２か国の賛成によって国連で採択され、人類史上初めて核兵器を禁止し廃絶するための条約が誕生しました。条約への署名が２０１７年９月開始され、現在、69か国が署名し、19か国が批准しています。条約は、50か国が批准してから90日後に発効します。

この条約に対して日本政府は、唯一の被爆国でありながら、条約に背を向ける態度をとり続けています。また、オバマ前米政権が新たな「核態勢見直し」策定に向けて米議会の諮問機関が行った意見聴取で、当時の秋葉駐米公使は、核巡航ミサイル・トマホークの退役に関して代替兵器の配備を要請したり、核弾頭の最新鋭化を促すなど米の核削減に反対していたことが明らかになりました。さらに09年、沖縄への米の核兵器貯蔵庫建設の打診に対して、日本政府は容認する発言をしていたことなど、唯一の被爆国の政府としてはあるまじき事実が次々と明らかになりました。被爆73年を経て、日本政府は、非核三原則の厳守とともに、アメリカの「核の傘」から離脱して、速やかに核兵器禁止条約に署名をし、核兵器廃絶の先頭に立つべきです。

朝鮮半島での平和の激動が始まっています。4月27日、南北首脳会談が行われ「朝鮮半島の完全な非核化」と「年内の朝鮮戦争の終結」をうたった「板門店（パンムンジョム）宣言」が出されました。続いて6月12日、シンガポールで、史上初の米朝首脳会談が行われ、「新しい米朝関係の確立」を約束し、朝鮮半島の平和体制の構築と完全な非核化で合意しました。この2つの首脳会談によって、対立から対話への大転換が起こり、平和のプロセスが開始されました。

こうした世界的な平和の流れに逆行して安倍首相は、北朝鮮問題では対話を否定し、圧力一辺倒の対応を続け、北朝鮮の脅威を口実に安保法制、大軍拡、辺野古新基地建設、憲法9条改定などを進めてきました。特に自民党は、先の党大会で、9条2項の後に「前条の規定は、自衛の措置をとることを妨げるものではない」として、自衛隊を明記する条文案をまとめました。「自衛の措置」には集団的自衛権が含まれ、9条2項が死文化され、無制限の海外での武力行使まで可能にするものです。さらに、憲法上認められないとしてきた空母の保有や長距離ミサイルでの敵基地攻撃能力の保有、総額6000億円のミサイル防衛システム・イージスアショアの導入まで強行しようとしています。このような政権のもとで、9条改憲は、許されるべきではありません。

しかし、いま開始された平和のプロセスが成功をおさめたら、こうした北朝鮮の「脅威」を口実にした「戦争する国づくり」の根拠は失うことになります。いま、日本政府に求められているのは、平和憲法を持つ国にふさわしく北東アジアの平和と安定を実現する積極的な外交努力に踏み出すことです。

日本第二の基地県である神奈川は、他に比類のない重要な機能と役割を担っています。横須賀には、沖縄の海兵隊を指揮下に入れている在日米海軍司令部・第7艦隊が駐留し、キャンプ座間には、日米陸軍司令部と海外での活動を主任務とする第1軍団前方司令部がおかれているなど、神奈川は、在日米軍の司令基地であり、世界戦略の出撃拠点

となっています。

さらに神奈川県では、日米ガイドラインとそれを実行するための戦争法を一体で、基地強化、米軍・自衛隊の一体化が進められています。

横須賀では、２０１５年から原子力空母ロナルド・レーガンが配備され、ミサイル駆逐艦２隻とミサイル巡洋艦１隻が追加され過去最多の14隻体制となり、約一千人の米軍兵士が増強されます。米海軍作戦部長は「米空母打撃軍と海上自衛隊は共同で作戦を行う統合化を進めている」と述べ、自衛隊幹部が米第７艦隊司令部に常駐し、共同交戦能力というシステムが日米どちらの艦船、戦闘機にも搭載され、日米共同作戦が可能な状況が作られつつあります。厚木基地では、空母航空団の早期警戒機や戦闘機も次々と新型のものに変更され、各艦船のコンピュータとデータリンクしており、米軍と自衛隊の調整センターがすでに稼働するなど、平時から共同作戦できる体制ができています。キャンプ座間では、米陸軍の第一軍前方司令部が発足し、陸上自衛隊の海外派兵の計画・訓練・指揮を一元的に行う司令部を持つ中央即応集団が座間に移転し、日米共同作戦を行うための「日米共同部」が発足しました。相模補給廠内に、作戦・指揮・管制の演習ができる世界最新の作戦指揮訓練センターが建設され、すでに米陸軍と陸上自衛隊がインド洋の架空の島に展開することを想定した合同演習が実施されています。さらに、10月から防空ミサイル部隊を指揮する第38防空砲兵旅団司令部が配備されるなどキャンプ座間と並んで司令部機能が強化されました。オスプレイの厚木基地での離着陸訓練が実施され、横田基地へのＣＶ―22オスプレイ10機配備、木更津にオスプレイ整備工場が設置され、オスプレイの本市上空の飛来が予想されます。このような戦争法の実施に向けた基地強化と米軍・自衛隊の一体化のためのすべての策動の中止を求めるとともに、米軍基地の縮小・撤去を国に強く求めます。

川崎市は、この間、平和推進事業の予算を毎年削減し、一方、海外の戦闘地域への派兵を目的とする自衛隊に対しては協力を行ってきました。市の平和予算は、毎年、５％シーリングで削減され、18年度の平和推進事業補助金は59万５０００円で10年前の86万５０００円と比べ、31％削減されています。市は、２００８年４月、危機管理室に「危機管理担当主幹」を設置して、退職自衛官を採用しました。市立中学校の「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習が、17年度、５校（宮内中７名、宮崎中15名、宮前平中６名、平中３名、柿生中５名）で実施されました。自衛隊の音楽祭に対して、市は毎年後援を行っています。10月７日の「川崎みなと祭り」には、海上自衛隊の護衛艦「たかなみ」が川崎港に寄港し、子どもたちを含む一般市民に対して船内への乗船、機関砲など船内の武器の展示を実施しました。

川崎市も参加する「平和首長会議」は、核兵器廃絶の実現と世界恒久平和実現を目的に世界１６３カ国、７６３２都市、日本では１７２９自治体（１７４１自治体の99・３％）にまで広がっています。「核兵器廃絶平和都市宣言」を全国に先駆けて作った川崎市は、核兵器廃絶の実現と平和施策の先頭に立つことは当然の責務です。現在、核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを各国に求める署名、ヒバクシャ国際署名が世界で取り組まれており日本国内では神奈川県黒岩知事をはじめ８２８市町村長が署名しています。本市も今年６月８日、ようやく署名し、これで県内自治体30（県内33自治体）が賛同自治体となりました。核兵器禁止条約に背を向け、秘密保護法、戦争法、共謀罪を強行採決した政府に、禁止条約の調印と３法の廃止を求めるべきです。若者を再び戦場に送り出すことにつながる自衛隊への協力は拒否するべきです。平和施策の推進のための特別の予算と企画を進めるべきです。日本が起こした過去の侵略戦争の歴史や平和、憲法について知る機会を保障し、戦争被害の事実を後世に伝える場、戦争遺跡の保存など、平和施策のいっそうの充実が今ほど求められているときはありません。

１　非核三原則（核兵器を作らず、持たず、持ち込ませず）の法制化とともに、核兵器禁止条約の調印を国に求める。国に対して秘密保護法、安保法制＝戦争法、共謀罪の廃止を求める。オスプレイ配備の反対と低空飛行訓練の中止を求める。

２　「平和首長会議」「非核自治体協議会」へ市長は参加し、広島市・長崎市などとの連帯・交流を深め、平和首長の行動計画に基づき川崎市として「核兵器廃絶」を求める具体的な行動計画を作る。市長に対してヒバクシャ国際署名に署名することを求める。「平和首長会議」の「２０２０ビジョン」（①すべての核兵器の実戦配備の即時解除、②核兵器禁止条約締結に向けた具体的交渉の開始、③核兵器禁止条約の締結、④２０２０年を目標とするすべての核兵器の解体）の実現に向けた行動を国に求める。

３　平和推進事業費（平和推進補助事業費も含む）は毎年減額され続けており、10年前と比べると４９７万円から１９６万円へと半分以下になっている。平和施策の特別の推進を図るためにもこれらの予算の増額をする。

４　平和事業を市民参加で進めるために、「（仮称）平和推進委員会」を立ち上げ、施策の充実を図る。

５　「核兵器廃絶平和都市宣言」の普及に努める。各学校で「平和都市宣言」を掲示するとともに、平和施策の普及を図る。

６　平和館や市内に残る戦争遺跡等を活用するなど「平和教育」「平和学習」の推進を図る。

① 子どもの平和学習を進めるために、引き続き「平和大使」の助成を行う。
② 「平和教育」の推進を図るために、市内の小中学校を対象にした「反核・平和作文コンクール」を再開する。
③ 市民の平和活動を支援する「平和推進事業補助金制度」の各企画に対する補助金を増額する。
④ 市民の平和学習を保証し、企画などへの後援や公共施設の利用を推進する。
⑤ 巡回平和展は、地域のボランティアの協力を得るなど、創意工夫で体制を充実し、引き続き各区で開催する。
⑥ 改訂された平和ノートの活用を推進する。市民に広く周知していく。

7 「平和館」事業の充実を図る。
① 平和館の来場者数は年々増えており２０１７年度は５１１８５人となりました。展示企画事業費は年々予算が削減され、２０１８年度（２６７万円）は10年前の16％の予算となっている。平和事業の重要性を考え、予算の大幅なアップを行う。
② 平和館のより積極的な活用は、専門家とともに市民参加で検討し、計画に反映させる。
③ 平和館・平和公園が米軍基地跡地に建設された経過など、平和館の由来もパンフレットや館内表示をするなど市民に知らせる。
④ 平和問題の研究・調査に当たっては、現在の嘱託の専門職員をはじめ、学問・実践に秀でた専門家の協力を得るなど、チームで調査研究を進める。また、それにふさわしい予算を措置する。
⑤ 「川崎と戦争」（川崎の軍需産業、朝鮮人連行、旧陸軍登戸研究所、川崎の空襲など）の調査を引き続きすすめるとともに、その成果を展示するなど市民に公表する。
⑥ 平和館の展示内容は、子どもにもわかりやすくするため、アナウンスの子ども版を作る。引き続き教育関係者などの方々の意見などを展示内容に反映させる。来館した子どもの感想などを参考にしながら、内容の充実を図る。また、小中学校の見学会など学校教育の一環として利用できるよう、教育委員会と連携する。
⑦ 平和館の図書機能は、基本構想通り10万冊を確保する。
⑧ 平和館のホームページ、フェイスブックを、資料などのタイトルを一覧表で紹介したり、来館者の感想などを紹介するなど、充実させる。他都市や大学機関（立命館大学・国際平和ミュージアム）等の平和館などへのリンクもはる。

8 憲法を遵守し、自衛隊への協力は行わない。

① 憲法の平和原則を遵守する立場を堅持する。
② 国民保護計画は撤回する。
③ 「東京湾非核宣言」を関係自治体にも働きかけ、その実現を目指す。川崎港の「非核宣言」を率先して行い米第７艦隊の東京湾への入港を拒否するよう関係都市と連携を図る。
④ 自衛隊の海外派兵に反対する。ＰＫＯへの市職員の協力は行わない。
⑤ 「栗木マイコン地区・南黒川地区地区計画に基づく建築物等の用途等に関する指導基準」で定めているように、武器製造に関連する企業に対しては、市の土地を貸したりするなど、軍事利用につながる協力はしない。武器や軍事的な装備品を展示する企画に対して、市の施設は貸さない。
⑥ 米軍及び自衛隊の音楽祭の後援は行わない。この音楽祭への小・中・高校生の出演は行わない。
⑦ 自衛官の募集業務は、中止する。中・高校生の自衛隊勧誘の協力は行わない。また、学校への自衛官募集のポスターの掲示も行わない。
⑧ 退職した自衛官の役職者採用は中止する。
⑨ 市立中学校での「総合的な学習の時間」などを利用した自衛隊への体験入隊や職場体験学習は、働きかけてくる自衛隊出張所側の目的としても、また、内容的にも自衛官募集業務の一環として行われており、今後、行わないように学校に徹底する。

9 戦争の記録を保存し、平和学習を促進する。
① 貴重な戦争遺産である「明治大学平和教育登戸研究所資料館」を本市の平和教育に活用する。その存在を市民に広報するとともに、全国に発信する。また、館の運営、保存のための助成を行う。（再掲）
② 市内にある旧日本軍の壕や施設などを調査し、同様に保全に努める。生田緑地内や周辺の濠の調査を進め、調査・保存に努める。
③ 戦争に関する証言に加え、被爆者の証言・資料収集、編集などを行う。証言映像など制作された資料を編集し各図書館に置くなど、市民が気軽に活用できるようにする。
④ 日本の侵略戦争の実相、他民族に与えた被害、朝鮮人強制連行、強制労働、旧日本軍「慰安婦」の実態など、市としても積極的に掘り起こし、市民に知らせる。

10 原爆症認定制度の抜本的改善を求めた原爆症認定集団訴訟（「新しい審査の方針」改定、２０１３年12月以降）で

は、結審した地裁76件中46件で原告側勝訴（２０１８年７月末現在）しています。その間、２度にわたり認定審査方針の見直しを行わせましたが、被爆の実態にも司法の判断にも、みあったものになっていません。

① 「原爆被爆者援護条例」を制定し援護事業を充実させる。

② 被爆者の健康被害と生活難の対策をより充実させる。

第十五章　不要不急の大規模開発事業は凍結・中止する。全国トップクラスの「豊かな財政」を市民の福祉・くらしの充実に使う市政運営に改める

福田市長は阿部前市長以上に不要不急の大規模事業の推進する立場をあらわにしてきました。

当選して半年後の２０１４年予算では、市税収入が過去最大となったにもかかわらず、市民に対しては前市長同様〝財政が厳しい〟と強調しながら、港湾関係だけで一般会計特別会計合わせて１５０億３７００万円余の超大型予算を組み、「国家戦略特区制度を利用したライフイノベーション事業」、１メートル１億円以上の「川崎縦貫道路」、５４０億円もかかるといわれる「臨港道路東扇島水江町線の整備」、さらに「企業が一番活動しやすい川崎に」と国家戦略特区の具体化に向け、次々と施策を打ち出しました。

川崎港コンテナターミナル、取扱量増加の中身は―空コンテナが３割

２０１８年５月、２０１７年の川崎港統計年報の速報値が発表されました。川崎港コンテナターミナルのコンテナ貨物取扱量の実績は11万８７３６ＴＥＵで、前年より１万７９６４ＴＥＵ増加。しかし、中身を見ると、空コンテナが前年比１万３４３８ＴＥＵも増加しており、昨年の増加分の75％は空コンテナです。毎年の速報値で取扱量の推移を見ると、空コンテナ数が２０１１年は６６６９ＴＥＵで取扱量全体の20％だったものが、２０１７年は３万９２０７ＴＥＵ、全体の33％を空コンテナが占めました。２０１１年は取扱量がコンテナ５個に１個だった空コンテナの割合が２０１７年には３個に１個という割合に増えています。

空コンテナの増加について、港湾局は加工食品・冷凍冷蔵食品などを輸送するリーファーコンテナによる輸入が増え、それが空のままで輸出されるケースが一般的だと説明しますが、取扱量に占める空コンテナの割合が増えているのは港湾事業の非効率性を示しています。川崎港でのコンテナ事業が市内の経済、産業の活性化につながっていない実態を反映しています。

当初の目的が次つぎ破たんする東扇島堀込部埋立事業

東扇島堀込部埋立土地造成事業のために市当局が持ち出してきた当初の目的は、この間の実態からも次つぎ破たんしています。

「増加するコンテナ貨物」の用地の確保についても、先に述べたように、２０１７年の川崎港コンテナターミナルのコンテナ貨物取扱量が増加分の75％は空コンテナでした。荷物がないコンテナがこんなに増えているのに、コンテナ貨物が順調に増加しているとは言えません。「平成37年に年40万ＴＥＵとなる見込みで、コンテナ用地が不足する」としていた当初の目的について、２０１８年６月議会での答弁では「コンテナ貨物量は４年連続過去最高」と述べるだけで、２０１８年から7年後に今の取扱量より約４倍に増加する見通しは示されませんでした。

「完成自動車の保管用地の確保」という理由についても、川崎港からの完成自動車の輸出量はこの間、減少傾向で、２０１７年度の実績はピーク時だった２０１４年度実績の56％まで落ち込んでいます。これは主に大手自動車会社（スバル）の立体モータープール解体の影響ですが、完成自動車の輸出量や保管場所・用地の必要性は、自動車メーカーや関係業界の動向に大きく左右されることを示しています。２０１８年６月議会で港湾局長は、現在、自動車関係事業者へのヒヤリング、自動車業界の動向の把握など、貨物量の増加に向けて取り組みを進めていると答えましたが、自動車保管用地の需要をつくるために、市が懸命になって自動車貨物の増加に取り組むというのでは本末転倒で、まさに埋立土地造成「先にありき」の事業といわねばなりません。港湾局長も「川崎港の将来にわたる発展に向けて重要かつ必要性の高い事業である」と抽象的に述べるだけで、当初の目的さえ語れなくなっています。

中古自動車輸出については「川崎港周辺は中古自動車の輸出取り扱いが多い地域ですが、旧東欧、中東、アフリカ方面への輸出が多く、ほとんどが横浜港に横持ちされています」（『港かわさき』本年８月号、Ｑ＆Ａ）と指摘されており、市港湾局は川崎港周辺に一時保管されている輸出用中古自動車がどれだけ川崎港から直接輸出されているか、台数や割合も把握していません。これらの保管用地の確保が、東扇島堀込部を埋め立てる理由にならないことは明瞭

です。２０１８年年６月議会で、東扇島堀込部埋立土地造成事業について市長は「ＪＲ東海の建設発生土を有効活用することにより、本市の負担を軽減する」と答弁。しかし当初、事業費（２４０億円）にかかる費用を埋立用材の受入料金に転嫁して、その調達資金で土地造成を行なう、一般財源に負担をかけない、とされていたにもかかわらず、リニア新幹線の建設残土の受入が公表されると、ＪＲ東海が埋立費用２００億円、基盤整備費40億円は市負担と発表しました。リニア残土受入を発表後に、元々ゼロだったはずの市負担が40億円も発生したというのが事実経過です。

残土埋立で２００億円負担するＪＲ東海には、すでに国から3兆円の公的資金（財政投融資）が投入されており、これが２００億円の原資になる可能性は高く、そのうえ、川崎市民が40億円もの負担を強いられることは重大です。ＪＲ東海には至れり尽くせりで、環境を破壊し、不要不急の大規模公共事業であるリニア中央新幹線整備に協力・加担することになる、東扇島堀込部の埋立土地造成事業は中止すべきです。

市民生活に必要ない巨大な橋―臨港道路東扇島水江町線、羽田連絡道路の建設工事

福田市長が就任後、一気に事業を本格化したのが、ふだんは市民の目が届かない臨海部での2つの巨大な橋の建設事業です。一つが総事業費５４０億円（うち市費負担は１／３）をかけて2つの埋立地―東扇島と水江町をつなぐ「臨港道路東扇島水江町線」です。もう一つが概算事業費３００億円をかけて殿町と羽田空港側をつなぐ「羽田連絡道路」の整備です。2本の橋で８４０億円、こんなばく大な費用がかかる、不要不急の大規模公共事業を同時に進めたことは、川崎市政の歴史上かつてありません。

「臨港道路東扇島水江町線」は、「コンテナ輸送路」「東扇島の労働者の避難路」「津波から避難可能な高台になる」「東扇島の海底トンネルの渋滞対策」など、次つぎ出てきた「つくる理由」について、議会質疑のなかで矛盾と破たんが明らかになりました。

「羽田連絡道路」についても、市民生活にとっての必要性について、「災害時の住民の避難路」「緊急輸送路」「緊急交通路」「渡河ルートの多重化」等々、市長や市当局の説明がコロコロ変わり、最近では、市民生活にとっての必要性は何も説明できず、「キングスカイフロントの価値や魅力を高めるなど、本市の力強い産業都市づくりの実現に不可欠な道路」などしか言えなくなりました。

こんな理由で、ばく大な税金・公費を浪費し、貴重な自然の生態系（多摩川河口干潟）を壊す橋を建設するなど、あまりにひどい税金ムダ遣い、川崎市の歴史に汚点を残す公共事業といわねばなりません。いずれも、今からでも中止

すべきです。

『臨海部ビジョン』で、まちこわし、採算性が見込めない「川崎アプローチ線」整備計画

新たに出された『臨海部ビジョン』は、川崎臨海部について、「これからの日本の成長を牽引する「産業と環境が高度に調和する地域」として持続的に発展させるため」として、川崎臨海部が目指す30年後を見据えた将来像と、その実現に向けた基本戦略やリーディングプロジェクトを示すものとしています。

現在、臨海部をはじめ市内の事業所数の減少、従業者数の減少が問題となっており、中小企業活性化条例を制定して取り組んでいますが、臨海部ビジョンでは、現在直面しているこうした個々の課題に対し解決策を検討し、全体を積み上げる方式は大規模な社会変革に対応できないとして否定し、バックキャスティング手法を採用しています。

ところが、「世界のコンビナートが最新鋭の設備を備え、競争力を高めている状況においては、相対的に競争力を失う結果」となるとか、「コンビナート施設の老朽化が進むと同時に低未利用地の分散的に発生する」問題を先送りにできないからと臨海部企業にとって直面している課題については具体的に積み上げて取り上げています。しかし、そもそもこうした問題は、それぞれの企業が高度な経営判断のもとに対処すべき問題であり、地方自治体が思いやるべきものではありません。また、「職住近接プロジェクト」として、近年社宅等が減少していることを理由に、研究者等の働き手を確保するために住宅の確保をあげています。今後、企業再編が進む中で、就業者の減少を見通しながら、企業が廃止した社宅の代わりに、なぜ川崎市が、雇用を増やすためではない高度人材のための住宅を確保しなければならないのか、についてもまったく答えられない状況です。

さらに、臨海部の大企業自体が規模を縮小し、業種転換をすることになれば、法人税収がさらに落ち込むのに、わざわざ空いた土地を見越して、川崎市が投資を呼び込むための鉄道路線などの基盤整備や新たなファイナンス制度の創設を検討するとしながら、どのくらいの事業費総額なのかについても明らかにされないままです。

市民の切実な福祉制度は、将来の人口推計などを持ち出して行革の対象にしていながら、臨海部のリーディングプロジェクトには、具体化に向け検討協議を進め、計画事業費が見積もられる段階においては十分に調整を図り、反映させていくと前のめりに進める態度は、結局、臨海部大企業のための計画だと言わなければなりません。

『臨海部ビジョン』の交通機能強化プロジェクトとして、川崎区で新たな鉄道整備「川崎アプローチ線」計画を発表しました。南武支線・川崎新町～川崎駅間の新設などを含め総延長３・３㎞、総事業費は少なくとも３００億円。こ

れを整備するには旧貨物線の線路跡地が活用されることになりますが、鉄道新設予定ルート周辺にはすでに市営住宅や民間住宅、４年前に移設されたばかりの視覚障害者情報文化センターや日進町こども文化センター、高齢者等の福祉施設が入る「ふれあいプラザかわさき」が建っており、議会での質疑で、市の本部長はそれらの立ち退きを否定しない答弁をしました。事業費についても、国土交通省の交通政策審議会で示された総事業費３００億円は、国が「大づかみで把握するための建設費」で、「路線延長に一律単価を乗じて簡易的に算出した」もので、それより大きく膨らむ可能性があります。

交通政策審議会の陸上交通分科会鉄道部会は２０１６年7月15日、「川崎アプローチ線新設の課題」として、「収支採算性に課題があるため、関係地方公共団体等において採算性の確保に必要な需要の創出につながる沿線開発の取組等を進めたうえで、貨物輸送への影響等も考慮しつつ、事業計画について十分な検討が行なわれることを期待」すると指摘。まちを分断して赤字になる鉄道を整備し、その需要を創り出すために周辺開発も推進するという、際限のない大規模事業を進めることになります。

市は「アプローチ線」整備の理由として、「鉄軌道については、ＪＲ南武支線が脆弱であることから輸送力増強を含めた改善が必要」としていますが、現在でも南武支線は上下線で1日78便あり、市営バスは川崎駅への同様の路線が平日1日２９６便も走っており、市営・民間を合わせてバス路線で十分カバーされています。市民生活には既存の路線で十分であり、わざわざ最低でも３００億円もかけて整備する必要のない鉄道です。

また、市は「アプローチ線」整備を正当化するために周辺交通について「マイカー通勤の割合が高く、公共交通への転換を促す必要」があるとしていますが、その一方で同じ川崎区内では、もともと羽田空港へのアクセスは鉄道（公共交通機関）が充実しているのに、わざわざマイカー利用を増やすことになる「羽田連絡道路」を整備しており、マイカー通勤から「公共交通への転換を促す」というのは政策的にあまりに矛盾しています。まさに不要不急の大規模事業（アプローチ線）先にありきで、つくる理由は後付けの計画といわねばなりません。

豊かな財政は市民要求の実現に使う市政運営の転換を

川崎市の２０１８年度一般会計予算の規模は、前年度比２７８億円増の７３６６億円で４年連続過去最高です。歳入の根幹である市税収入は、前年度比４０７億円増の３４７９億円で、５年連続過去最大。これらは個人市民税が３７４億円増の１６０２億円（教職員の移譲分を含む）、固定資産税19億円増など、人口増、市民からの税収増によるも

のです。

財政力指数（健全度）はここ数年20政令市中トップが続き、将来の借金返済のために積み立てている減債基金残高は取崩額よりも１００億円積み増しをして２０１８年度末には２３０５億円となり、毎年の取崩額を除いても２０２７年には３０２３億円（一般会計）まで増える見込み、これは年間の市税収入にほぼ匹敵する額です。

市税収入、財政力指数、財政健全化指標、市債残高、減債基金残高など、どれをとっても川崎市は政令市トップの財政力を持っています。この豊かな財政力を市民要求に使う市政運営に切り替えることこそ必要です。

1　川崎港コンテナターミナルなど港湾施設の整備計画にあたっては、他港コンテナ港湾の施設規模・能力などもよく調査研究し、本市の既存施設の取扱能力などを厳格に検証し、これ以上の施設拡張を行なわない。

2　川崎港コンテナターミナルのコンテナ取扱量のうち空コンテナが増大する経済的要因と、今後の見通しを調査・検討するとともに、台風等による暴風・高潮、大地震と津波など災害時の被害・影響などを想定し、必要な安全対策を講じる。

3　空コンテナの量と割合が増える、非効率な片荷輸送が増えるような、コンテナ船とコンテナ取扱量の無理な誘致は推進しない。

4　港のニーズ、荷物があればコンテナ船は来るのであり、際限のない税金投入を続ける悪循環となっている川崎港利用促進コンテナ貨物補助制度は廃止する。

5　国際コンテナ戦略港湾政策の中止・見直しを国に求めるとともに、川崎市・川崎港は京浜3港の国際コンテナ戦略港湾計画から独自に撤退すること。

6　千鳥町、東扇島など川崎港での輸出自動車（新車、中古車）の保管状況、及び、他港への横持ち台数、川崎港からの直接輸出台数などの実態を把握し、輸出自動車保管を川崎港で行なう必要性について根本的に再検討する。

7　東扇島堀込部埋立土地造成事業については、同堀込部の公有水面は市民の財産であり、埋立土地造成をしなければならない正当な目的・理由が立証されないことから、ただちに事業を中止する。ＪＲ東海と川崎市の覚書を撤回し、ＪＲ東海に対して東扇島堀込部へのリニア建設残土の受け入れを断ること。

8　リニア中央新幹線整備計画は、市内外で環境破壊をもたらし、運行後災害時の危険性が極めて高く、ルート上の多くの地権者の権利を侵害するなど問題が多すぎる不要不急の大規模事業であり、公的資金を投入して推進する

国、およびＪＲ東海に中止を要請する。

9　臨港道路東扇島水江町線の整備工事をただちに凍結し、今から事業の善後策を検討する。

10　川崎市民の生活にとっての橋の必要性を市も説明できず、人類的見地から保存すべき貴重な多摩川河口干潟を壊す重大な自然環境破壊をもたらす羽田連絡道路の整備工事は今から中止する。

11「国家戦略特区」キングスカイフロントのライフイノベーション構想の研究開発拠点の整備・運営に対する公的支援・税金投入は中止する。

12　ナノ医療イノベーションセンターの「立ち上げ期間の支援」での事実上の研究費支援はやめる。

13　1メートル1億円以上とばく大な事業費がかかっている高速川崎縦貫道路の整備工事は、現在の1期ルートの本体の残工事を中止する。公害まき散らし・まち壊しの現行の2期ルート計画も中止する。東京外郭環状道路との一体化でも、ばく大な事業費がかかることが想定され、2期ルートの計画自体を中止する。

14『臨海部ビジョン』で打ち出された、最低３００億円かかる新たな鉄道整備「川崎アプローチ線」計画は、住民犠牲のまちこわしとなり、住民ニーズも採算性もないことから、計画を白紙撤回する。

15　臨海部を中心とする不要不急の大規模開発を中止・見直して、全国トップクラスの川崎市の「豊かな財政」を市民の願い実現と市民生活・福祉の向上・充実に生かす市政運営に改める。

16　公共事業への投資のあり方を、市民生活に関係なく地域経済が循環しない現在の臨海部での不要不急の大規模開発優先（巨大な橋の建設、川崎港コンテナターミナル拡張、住民ニーズのない鉄道整備など）ではなく、市民の願いに応えて地元建設業者の仕事と雇用が増え、地域経済が循環する、認可保育園・特別養護老人ホームの大量増設、老朽校舎の改築など市民生活・福祉型投資優先に抜本的に切り替える。

17　福祉切り捨て、市民サービスの削減など、これ以上の市民犠牲・市民負担増の「行革」をやめ、何よりも、事業目的が希薄・曖昧で市民生活にとって必要ない、ばく大な税金浪費である不要不急の大規模事業計画を中止・見直しをする。

第十六章　主権者市民が真に主役として参加し、意見表明できる民主的な仕組み・市政運営を

憲法は地方自治について第八章で規定しています。明治憲法には地方自治について何らの規定も設けられていませんでしたが、日本国憲法は特に一章を設け、そこに四ヵ条の原則規定をかかげて、法律をもってしてもこれを改変することのできないものとしました。「地方が治まって、はじめて国全体が治まる。地方の政治は国の政治の根源となるものである」との考えのもと、国の民主政治の根源となり、基礎となる地方自治の重要性を意識し、これに制度的保障を与え、その確立を期した結果です。

ところが、いま、安倍政権は憲法改悪を強行しようとしています。そもそも、首相が〝たたき台〟とする自民党改憲草案は、現憲法の国民主権・基本的人権尊重・平和主義の三大要素を廃止し、国防軍や緊急事態条項を設けるなど極めて問題のあるもので、地方自治についても重大な改変が加えられようとしています。

改憲案92条は、「住民に身近な行政を自主的、自立的かつ総合的に実施する」としています。地方自治について「自主性・自立性」を過度に強調することにより、国の地方自治に対する責任、特に社会保障分野における国の責任が放棄される恐れがあります。また、改憲案は、住民が、その属する地方自治体の役務の提供を受ける代わりに、「その負担を公平に分担する義務を負う」と定めることにより、地方自治の運営に必要な財源について、各地方自治体の住民が納める税金によることを原則にしようとする狙いがあるといえます。このことは、第96条1項が「地方自治体の経費は・・地方税その他の自主的な財源をもって充てることを基本とする」と規定していることからも明らかです。自治体によって住民が負担する税金の額に大きな差が生じたり、税収の少ない自治体では、これまで行なわれてきた福祉、保育、教育等のサービスが切り捨てられたりする危険性があるといえます。

同93条は1項で「地方自治体は、基礎地方自治体及びこれを包括する広域地方自治体とすることを基本」とし、道州制に道を開くようになっています。3項では、「国及び地方自治体は法律の定める役割分担を踏まえ、協力しなければならない」として、国が行うべき福祉政策等を地方自治体に一方的に負担させる恐れがあります。他方で、基地問題等、地元の住民の意思が十分に反映されるべき政策課題について、「国の専権事項」として、地方自治体の関与が排除される恐れもあります。

第94条は、「地方自治体の長、議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、当該地方自治体の住民であって日本国籍を有するものが直接選挙する」として、外国人の参政権は認められないこととなっています。長期間居住している外国人も含めて一律に外国籍だけを理由に選挙権を否定することは問題です。

第95条では、地方自治体の財産管理などが広く国の役割として規定されることにより、国の権限強化、中央集権的な構造を確保されることになります。その結果、地方自治体の自主性が損なわれる恐れがあります。このように、地方自治を破壊するような内容の憲法改定案には断固反対するものです。

さらに安倍政権は、「人口減少」で危機感を強調し、市町村には「生き残り競争」をあおり、自力で存続できない市町村から地方自治体の機能を奪おうとしています。総務省が7月に出した「自治体戦略２０４０構想研究会」第二次報告書では、第1に、「スマート自治体」へ転換するとして、「人口減少」を理由にＡＩ（人工知能）による事務の代替などで職員が半分でも機能する自治体への転換をあげています。第2に、地方自治体の役割を公・共・私の協力関係の構築に転換するとして、自治体をサービスプロバイダーからプラットフォームビルダーに転換するとしています。公共サービスは直営を見直し、公務公共業務を縮小、廃止して民間営利企業に開放するとともに、企業の金儲けにならない業務は住民ボランティアに丸投げします。第3に、都道府県と市町村の二重性を柔軟化するとして、フルセット型自治体から連携型自治体への転換をあげています。都道府県と市町村の間に「圏域」という新たな単位を設けて、基礎自治体の業務を都道府県が担当し、圏域での施策は中心市が展開することになり、それ以外の市町村は行政の権限をはく奪されることになります。「２０４０構想」が目指す先は、道州制であり、自治体の公共サービスからの撤退であり、自治体から地方自治の権限を奪うものです。

国が主導する地域、自治体の再編に対しては、地方自治体関係者からも危惧の声が上がっています。「自治体政略２０４０構想」に対して全国市長会の立谷会長は「国が制度を押し付けるのは自治に反した茶番だ」と批判。国による地域破壊の施策に対して、自治体の中には、住民と行政の距離の近さを生かして、住民自治の機能を高め、住民本来の自治体施策を推進している動きも広がっています。

地方分権法の成立後、地方自治体は独自施策を実施できるよう、裁量権がいっそう拡大されました。こうした立場から、各自治体では独自の取り組みを強めています。しかし他方で、小泉内閣による「三位一体の改革」以降、国からの財源が削減され、また一般財源化される分野が拡大することにより、自治体独自の施策がそれを理由に中止・凍結に追い込まれている事態も進行しています。今こそ、地方自治体が「地方自治の本旨」（住民自治・団体自治）に

則った市政運営を徹底することが求められています。

阿部前市長のもとで、川崎市の市政運営を決める「総合計画・基本構想」を定め、「自助・共助・公助のバランスのとれた地域社会」「まちづくりを担うさまざまな主体のパートナーシップに基づく協働の取り組み」を強調し、その理念に基づいた市政運営を支える仕組みづくりとして、「自治基本条例」「パブリックコメント手続条例」「住民投票条例」も制定されました。

「自治基本条例」は、主権者としての市民の位置づけがないうえ、市民の権利が具体的に明記されず、他方、市民の責務が強調されるなど非常に問題のある条例になっています。「住民投票条例」は、市長裁量が大幅に認められる一方、住民発議はほとんどできないなど主権者である住民の権利行使を保障する観点がないものです。「パブリックコメント手続条例」も、市民意見が十分に反映されているとはいいがたいものです。「まちづくり育成条例」も市民に厳しい義務を課す一方で、市や事業者の責任を曖昧にするなど、市民運動を規制するための条例と言えるものです。

福田市長は、２０１５年12月議会に「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の３層構造で成る新総合計画を提案、可決されました。この中には、市民の切実な要求を実現する施策の展開はほとんどありません。その一方で貫かれているのは、自助・共助（互助）の強調です。基本政策５の「参加と協働により市民自治を推進する」で、直接の目標が「市民の支え合いを中心としたコミュニティ形成を支援する」とされているように、自助・共助で市民同士が支え合い、助け合う仕組み、受け皿が市民自治とされ、公助に頼らないことを求めるような内容になっています。

本来、住民自治、市民自治とは、国における主権者が国民であるのと同様、地方自治体の主権者は住民・市民であり、市政運営の基本は主権者である住民・市民から付託された権限を行使するものだということを意味します。「市民の支え合いを中心としたコミュニティ」をどのように形成していくかは市民が自主的に決めることであって、市民自治の問題とは関係がないものです。市民自治の概念をゆがめることなく、市政運営の基本に主権者市民を位置づけるべきであり、また、「参加と協働により」「市民自治を推進する」というなら、市の施策に対する市民の声を真摯に反映する仕組みの充実に努めることこそ、求められています。

地方自治を壊し、個人の尊厳をないがしろにする憲法改悪は撤回するよう国に要求する。また、団体自治の精神を徹底する立場から先の事項を実現する。

1　自治体行政を住民から遠ざけ、小規模自治体の自治権を奪い、切り捨てることにつながる道州制と市町村合併の

押しつけはやめるよう、国に要求する。

2　市が計画している大都市制度（「特別自治市」）は、県から各種県税を移行させ、事務権限も移行させることにより、道州制への移行を視野に入れたものであり、撤回する。

（二）住民自治の精神の徹底から、市民が主権者であることをきちんと位置付ける

1　その立場から、「自治基本条例」を次のように改定する。

①　自治基本条例には、主権者は市民であることが明記されていない。市民は行政の手伝いをするものであったり、行政と同列なのではなく、主権者であることを明記する。

2　「住民投票条例」は住民が真に使えるものに改正する。

①　住民投票の対象事項は、「市長が意思決定していない、つまり施策として形になっていないものしか投票の対象にならない」ことが、条例制定の委員会審議の中で明らかになった。これでは、市民が問題に気がついたときには多くの場合、住民投票にはかけられないことになる。市民が住民投票にかけて市民の意思を問いたいと思う問題は対象になるように、対象事項は「現在または将来の住民の福祉に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項」のみにする。

②　住民発議にとって必要な署名数を投票資格者総数の一〇分の一にしていることも、住民投票を発議しにくくして、市民の手を縛ることになっている。必要な署名数は投票資格者総数の二〇分の一にする。

③　住民投票は「間接民主主義を補完するための制度」と市自身も認めていることから、議会への協議は削除する。

④　投票日は、問題によっては機を逸することがないように、国政・地方選挙と投票日とは別にして、単独投票日とする。

3　「まちづくり育成条例」を、市民が主権者と位置づけ、抜本的に改正する。

4　「総合計画」・「基本計画」の策定にあたっては、市民が主権者であることをきちんと位置づける。市民に十分な説明を行ない、市民意見を反映するようにする。

5　地方自治法第1条の「住民福祉の増進」という立場から、これ以上の「行革」はやめ、市民要求実現に全力をあげる。

（三）市民参加を実効的なものにするため、次の各制度を改正する。

1　市民意見を充分市政に反映できるよう、「パブリックコメント条例」を改正・活用すべきである。

①　パブリックコメント制度の目的に、「市政運営に市民意見を反映するため」を加え、政策決定過程にパブリックコメントの内容をどう取り入れるか検討する場を加える。

②　パブリックコメントはホームページだけでなく、区役所や図書館など公共施設に印刷物を置き、誰もが自由に持ち帰って意見を述べられるようにする。受取人払いの封筒をつける。

③　市民意見を募集したい事案については、該当地域や全市を対象に説明会を開くなど、あらかじめ市の考え方を説明する機会を設け、市民が理解したうえで意見を述べるようにする。

2　各区の区長の選出については準公選制を導入する。

3　審議会等の市民公募委員を増やし、議事録を公開する。

4　音声データについても、公文書であるという審査会の答申を徹底し、各局に公文書として保管義務を徹底し、開示請求の対象として公開することを徹底する。再発防止のための組織として第3者を加え、より実効性のある制度に改善する。

区民要望書

〔一〕川崎区

（川崎区全域）

1　大師支所・田島支所の機能再編については住民参加で検討をすすめる。保健・福祉体制の充実をはかり、特に専門職の体制を強化する。

2　民間借り上げ方式による市営住宅を建設する。新たな住宅セーフティネット制度をふまえて、外国人市民、高齢者、生活困窮者など誰もが安心して安価に暮らせる住宅を整備・確保する。

3　市民が自由に作物を栽培できる市民農園をつくる。

4　川崎区内に園庭のある認可保育園を増設する。

5　洪水ハザードマップを高潮被害なども想定したものとして更新する。その際、想定される浸水深の違いがわかるような色使いに改める。更新されたハザードマップは全戸配布し、説明会を開く。

6　川崎駅から区内全域に（西から東へ）放射線状にバス路線が延びているが、区内の南北をつなぐバス路線は極端に少ない。新たなスポーツ文化施設や労働会館・教文会館などのある富士見地区などに、区内どこからでも行きやすくするため、循環バスを運行する

7　教育文化会館前、労働会館前交差点、久根崎交差点、大島４丁目交差点、皐月橋交差点など、老朽化した歩道橋がかえって交通不便を招いている場合がある。市民の合意のもと撤去するなどの対策をはかる。

8　こども文化センターに冷暖房、時計を設置する。

9　新川通、宮前、東門前二・三丁目、昭和町二丁目、大師駅前一丁目など、公園のない町に公園を整備する。

10　深夜バス（塩浜営業所行、水江町行）について、25時頃まで増便する。

（中央地域）

1　ＪＲ川崎駅・京急川崎駅を安全・安心に利用できるよう整備する。

ア　川崎駅南口改札口を開設するようにＪＲ東日本に働きかける。

イ　区内各駅にホームドアを設置するよう鉄道事業者に働きかける。乗降客数の多いＪＲ川崎駅南武線ホームにも設置する。

ウ　ＪＲ川崎駅、京急川崎駅ホームには、点字ブロック上に柱が立っている箇所がある。ホーム上に誘導員を配置するなど、急いで安全対策を講じるよう、鉄道事業者に要望する。

エ　ＪＲ川崎駅前の放置自転車対策の一方策として、レンタルサイクルとコミュニティサイクル制度を導

入する。川崎駅前（東口）に機械式自転車駐輪場を設置する。

2　八丁畷駅前の安全対策、八丁畷駅の利便性を向上させる

ア　駅前の交差点について、馬嶋病院方面から踏切方面への右折レーンを設置する。

イ　駅前の芭蕉句碑前のスペースの活用法について明らかにするよう京急に要望する。

ウ　駅の下並木側にエレベーターを設置すること、西口側にＪＲの券売機も設置すること、ＪＲホームが駅の２階部分にあることを案内表示することについて、京浜急行に要望する。

エ　京急八丁畷駅の上りホームは、乗客も多い上に快速特急などが高速で通過して危険な状況にある。早急にホームドアを設置するよう京急に要請する。

オ　八丁畷駅前バス停に上屋を設置する。

3　ＪＲ川崎新町駅前踏切について、危険な縁石の段差を緩やかにする。

4　川崎中学校にプールを設置する。

5　「開かずの踏切」となっている堤根の東海道線矢向踏切に、歩行者と自転車用の跨線橋を設置する。

6　京町２丁目に大型店の出店が予定されている。児童をはじめ住民の安全を確保するため周辺の道路に歩道を設置する。

7　旧東海道の小川町地区をモール化し、客の回遊性を高め、商店街の活性化を図る。

8　交通事故が頻発する元木町交差点を、歩道・車道分離式信号機に改善するなど、さらに安全対策をはかる。

9　市電通り渡田小学校付近に信号機を設置する。

10　新川通り（川崎駅周辺）の歩道上の駐輪場を早期に移設して自転車用レーンをつくり、障害者や高齢者の歩行の安全を確保する。

11　八丁畷駅周辺の市有地を認可保育園や特養ホームなど市民利用施設として活用する。

12　銀柳街・小川町など浸水・冠水がたびたび起こる地域での対策をすすめる。

13　国道15号線の元木町交差点―ゴム通り交差点の中央分離帯について、清掃・除草・剪定などの回数を増やすよう国に要望する

14　教育文化会館の後継施設である「川崎区市民館」を、２００人規模の大会議室・体育室や音楽室などを備えた充実した社会教育施設として整備する。労働会館ホールの舞台設備などの機材を、市民館の移転と合わせて更新する。

15　富士見プールを再整備し、夏場はプールとして、夏場以外にもフットサルコートなどとして利用できるような施設とする。

16　国道４０９号線・京急ガード付近の急傾斜となっている階段・スロープの安全対策を引き続きすすめる。階段の傾斜をゆるやかにし、全体をスロープにするこ

とについて検討する。

17　川崎図書館について、検索用のＰＣを増設するなど施設を充実させる。

18　川崎駅東口駅前を中心にゴミが目立つとの市民からの声が多く寄せられている。清掃回数を増やす。

19　渡田第一公園について、落ち葉が散乱しないよう公園外周のフェンスの下にブロックを設置する。

20　川崎駅東口バスターミナルについて、天井が丸く穴が開いているデザインのため、雨が降ると濡れてしまう。穴をふさぐ。

（大師地域）

1　羽田新飛行ルート案は、最も事故が起こりやすい離陸直後に石油化学コンビナート上空を飛行するものであり、国と市との約束を違えるものであり、ひとたび落下物などの事故が起これば大災害につながる恐れがある。国に対して撤回を求める。大師地区への騒音被害の拡大を許さず、北風時左旋回についても数年で廃止する、としてきた約束のとおり減便・廃止を求める。

2　生態系保持空間に指定されている河口干潟をはじめ、都市部では貴重な自然を有する多摩川を保全し、市民の憩いの場として再生させる。市民に利用しやすいよう河川敷の整備を積極的に行なう。

ア　多摩川河川敷のサイクリングコースは毎年点検をして、防犯灯を整備する。ランニングなどの利用者のため足に負担の少ない素材を使用することを検討する。

イ　多摩川に親しみ利用しやすくするために、味の素中瀬門より河川敷までの道路を設けるよう企業に働きかける。中瀬・大師河原地域の河川敷グランド利用者のために、周辺に駐車場を確保する。

ウ　多摩川河口付近の貴重な動植物を保護するための取り組みをはかる。

エ　バードウォッチングや自然観察などのために、野鳥や干潟の生物等の案内板を設置する。

3　大師地域の雨水による浸水被害対策をすすめる。特に池上新町地域の雨水浸水対策では、貯留管の整備など抜本的改善を早急にすすめる。

4　産業道路沿道の街路樹を毎年剪定する。池上交差点から産業道路浜町交差点までの旧市電敷の緑道については、防犯対策からも毎年剪定を行う。

5　横羽線・産業道路の自動車排ガス対策として、ディーゼル車、大型車の交通規制と自動車の通過課徴金制度を実施する。沿道の長時間駐車を禁止し、アイドリングストップを厳守する。

6　京急大師線立体交差事業完成後の上部利用は緑の散歩道とし、多摩川河畔と結んだ町づくりをすすめる。

7　引き続き、田町・扇町・四谷下町・日の出地域に保育園をつくる。

8　池上新町の商業施設や物流センターによる交通量増

加、大気汚染悪化に対する対策を具体的に検討する。

9　臨港道路東扇島水江町線整備は中止する。

10　東扇島の「ダイワコーポレーション前」「かわさきファズ物流センター前（正門前）」などのバス停について、臨港バス・京急バスの共同バス停と市営バスのバス停が、数十メートル離れた別のバス停となっている。利用者の利便性をはかるために市営・臨港・京急の共同のバス停にする。

11　東扇島内に街灯が少なく防犯上の不安を訴える方が少なくない。東扇島内の道路に街灯を設置する。バス停に上屋と照明を設置する。夏場には雑草が歩道を覆ってしまう箇所があるため、草を刈る回数を増やす。

12　池上新町２丁目ローソン前の交差点、国道４０９号殿町小学校前交差点に、視覚障害者向けの音の出る信号機を設置する。

13　産業道路駅前の産業道路と４０９号との交差点にかかる歩道橋が老朽化で歩きづらい上、柵が低いため転落の危険もある。点検と補修、落下防止対策を丁寧に行うとともに、早期にかけかえる。

14　大師公園について、公園全体を除草・剪定する。木製の太鼓橋やベンチが腐っていて危険なため、早急に修繕する。子どもや高齢者がつまづいて危険な噴水前広場の段差をなくす。、

（田島地域）

1　小田地区に市民館図書館分館を建設する。

2　京町歩道橋を撤去し、信号機付横断歩道を設置する。

3　小田周辺地区の密集市街地対策について、ひきつづき地域の実情を考慮し住民合意のもとで事業の促進を図る。

4　浅田から産業道路沿いに大師方面へのバス路線を開設する。京町通りから天飛トンネル、教育文化会館前を通り、市役所前に向かうバス路線を新設する。

5　川崎市防災センターを改築し、特別養護老人ホームなど市民利用施設として活用を図る。

6　朝の時間帯をはじめ踏切通行の危険性が高まっている小田栄駅前踏切について、早急に安全対策をはかる。バスをはじめ自動車・歩行者・自転車が入り乱れる踏切を通らなくても児童が通学できるように、南武支線の線路を地下で横断する人道を新設する。

7　小田栄のコーナン・イトーヨーカドーなどへの交通量が多いツクイサンフォレスト前の丁字路について、信号を設置するか、商業施設に警備・誘導員の配置を要請するなどして、安全対策をはかる。

〔二〕幸区

1　計画されている川崎市域の国道１号線の二車線化の着実な実施を行い、歩道、自転車の専用道路を確保す

る。また、既に歩道拡幅で東芝がセットバックした御幸公園から小向交番の間は早急に使用できるよう国に求める。

2　１９５１年の都市計画（建設省告示２６８号）幅員30ｍを前項に合せ見直しを検討する。

3　ＪＲ南武線の武蔵小杉駅～尻手駅間の連続立体交差事業で側道の対象世帯に対しては不利益が被らないように、すべての対象世帯の納得が得られることを前提に進める。

　また、事業化までの対策として踏切遮断時間の短縮をＪＲに強力に働きかける。特に電車通過後速やかに遮断機が上がるようにする。

4　「新川崎地区・地区計画」で鹿島田跨線橋南側の鹿島田跨線歩道橋から「新交通広場」へのアクセスはエレベーターだけとなっているが、シンカモールを経由しなくても利用できるエスカレーターを設置する。

5　鹿島田駅西地区再開発事業や周辺の開発によって新川崎駅利用者の増加が見込まれるが、新川崎駅の新たな改札口の設置を引き続きＪＲに要望し早期に実現する。

6　新川崎駅前のバス停に上屋を設置する。構造上の課題があるならば補強などの対応で早期の設置を行う。

7　新川崎駅前ロータリーのタクシー待ちの解消は高齢者、障がい者の強い要望である。ＵＤタクシー専用としたことが弊害となっている。現状調査を行い、ＵＤタクシー不足が解消するまで一般タクシーの乗り入れを行う。

8　古市場方面から新川崎駅を経由するバスの運行、また日吉地域から新川崎駅・区役所へのアクセスが可能になる小型バス運行を検討する。幸区日吉合同庁舎内で行われてきた事業の区役所への一元化が進められ、日吉地域住民の区役所利用頻度が増加している、育児・障害・高齢者の利便性向上のため、区役所を中心とした小型バスなどの運行を検討する。

9　矢上川橋の幸区側に補助灯つきの信号機を設置する。

10　ＪＲ鹿島田踏切の遮断機が上がると待機していた歩行者と自転車が車道にまで広がって危険であり、自動車の走行を妨げているので、踏切前後の歩道幅、踏切内の歩道拡幅を検討する。

11　日吉地域の浸水解消対策を早期に具体化する。雨水貯留管排水区外の対策として各戸に雨水を貯留する水ガメなどを設置する補助制度を新設する。

12　北加瀬・南加瀬地域の歩道敷にあるＵ字溝個所を調査し、Ｌ型側溝に改善する。

13　北加瀬１丁目33－２の交差点への信号機設置については幸警察への問い合わせでは「今年度中に設置が決まった」とのことである。確実に設置されるよう本市からも申し入れる。

14　川崎駅西口北のバス停留所の屋根は日除け・雨よけのため、歩行部分をカバーできるサイズに変更するよ

う関係局と協議し進める。

15　民間バス会社にも要請し、区内バス停には屋根及び椅子を設置する。

「バス停留所上屋設置基準」を見直し歩道有効幅員が2・0メートル以下であっても上屋を設置可能とする。

16　川崎駅西口北バスロータリーの出入口を現在の仮設の位置とする。その際、地域住民の利便性、安全確保の合意を基本として関係者と協議して進める。

17　川崎ミューザシンフォニーホール前交差点をスクランブル式にし、歩行者の利便性、安全を確保する。

18　「幸町交番前」交差点（大師道との接点の交差点）を右折できるようにする。

19　土・日・祝日のラゾーナの交通渋滞を解消する。幸町通線、栄通り、西口通りを含めラゾーナに向かう道路は未だに解消されていない、ひきつづきラゾーナ事業者及び関係者と渋滞解消の対策を図る。

20　引き続き不足している川崎駅西口の駐輪場を増設する。公営駐輪場の増設と共に、南武線北側のＪＲ敷地を通勤者の駐輪場にする様、ＪＲに申し入れる。

21　多摩川古市場河川敷のトイレの簡易水洗化を引き続き、推進する。

22　高齢者緊急通報システムの周知と利用料の更なる低額化を図る。

23　河原町団地の鉛汚染土壌の飛散防止のため、巡回を確実に実施する。

24　川崎市民が多く利用するＪＲ矢向駅を安全・安心に利用するために、横浜市・ＪＲと協力し橋上駅舎化の早期実現をはかる。

25　臨港バス神明営業所へまがる幸警察署先の交差点（神明町2－57）は交通量が多くなかなか渡れない、特に高齢者が渡るには危険、、信号機を設置する。

26　高齢化率の高い河原町団地住民の利便性を確保するため、河原町循環バスを増便する。

27　幸区から川崎駅東口方面へ行けるバスの運行を増便する。

28　多摩川河川敷の木下紙業からラジオ日本のアンテナ塔までを整備して緑が少ない幸区民の憩いの場にする。また、少年野球、サッカーの練習ができるよう整備する。

29　通称プール道路の歩道部分の改善がすすめられたが、水の浸み出しや汚れと植栽へのごみの投棄がある。清掃の定期化を行い、環境整備をすすめる。

30　南河原公園の噴水・カナールの水の循環を改善し、汚れを除去してこども水遊びできるようにする。

31　南河原地域の保育園には園庭がなく、近くの公園に遊びに行きます。子どもたちの遊びと安全のために、砂場の衛生管理、遊具等の点検整備をする。

32　区内公園の砂場に猫などの糞尿対策として、地域に協力を働きかけ未設置の砂場にシートを設置する。

33　国道一号線の「尻手交差点」に横断歩道を設置す

る。（尻手駅方面から行き来する高齢者にとって歩道橋の上り下りは身体的に厳しい）

34　国道一号線の尻手交差点に架かる「南幸町歩道橋」の歩道面に敷かれたレンガが剥がれている（老朽化）、道路に落ちたら危険である。調査し国に全面改修を依頼する。

35　川崎駅付近に、西口と東口を結ぶ自転車道を新設する。

36　区内の歩道面にも、自転車の通行が「可・不可」「一方通行・両方」等のわかりやすい表示をする。

37　幸区役所入口バス停から区役所及び幸スポーツセンター間に点字ブロックを設置する。

38　ＰＴＡからの要望がある、御幸小学校前の歩道橋の点検、改修、塗替えを行う。

39　柳町歩道橋設置箇所の歩道が狭く、自転車、歩行者の接触などが発生している。歩道に隣接している敷地（旧東芝）にマンション建設が進められているが、都市計画でセットバックして建設される。この部分を歩道の拡幅に協力するよう、ひきつづき要請すること。

40　小倉西児童プールの整備・改修を行う。

41　尻手黒川線の自転車道と歩道に段差がある箇所と無い個所がある。歩行者、自転車にとって危険な段差を無くす。

42　ＪＲ川崎駅に南口改札を増設する。

43　鹿島田地域の二ヶ領用水沿いにベンチを設置し、憩い、休息の場所をつくる。

44　さいわい緑道（河原町団地横）の整備。植栽の剪定と雑草等の除草を定期的に行う。

45　幸区内の小中学校周辺へにスクールゾーン表記する。日吉小学校周辺には表記なし、児童と自転車の接触事故が起きている、注意喚起の徹底を図る。

46　塚越踏切から幸高校までの歩道が狭く、歩行者どうしのすれ違いで車道に出る状態、自動車の交通量が多く危険である歩道の拡幅を進める。併せて、無電柱化を進める。

47　幸区内の車道の停止線、外側線、横断歩道が消えかかって個所が多い。点検をしっかり行い補修を行う。

48　新川崎駅利用者の駐輪場（北加瀬側）の増設。

〔三〕中原区

1　福祉・医療施設の整備をすすめる。

ア　いまだ不足している特別養護老人ホーム、小規模特養ホーム、小規模多機能型介護施設を区内でもあらゆる方法で適地を確保し、建設する。人口急増地域である丸子地区に地域包括支援センターを整備する。

イ　２０１８年４月時点で、保育園の保留児童数が、ゼロ、１歳、２歳７８７人という異常事態を解消するため、区内全域に認可保育園の増設をすすめる。

公有地の活用（中原休日急患診療所あとは、中原保育園の仮園舎になるが、その跡地利用、総合自治会館跡地、宮内市営住宅7号棟跡地、西加瀬県公社住宅の建て替え時に、整備ををすすめる）

ウ　子育て支援センターは小学校区に1ヵ所ずつの設置をめざす。

エ　子どもたちの居場所として重要な役割を果たしている子ども文化センターの集会室のうち、エアコンがついていないセンターに早急にエアコンを設置する。

オ　10年前から住民が要望している今井中学校地域の老人いこいの家は未だに未設置となっている。総合自治会館周辺または、自治会館が移転した跡地を活用して整備する。

カ　住民が運行の継続を求めていた井田病院行のシャトルバスがなくなりました。新た小型バスを活用して、住宅街でも運行できるよう新路線を設ける。その際、新たに、他の駅からの運行を検討する。

キ　警察署の支所として一定の期間活用することになった上小田中6丁目の警察官舎独身寮跡地は、市民ニーズの高い保育園等の活用を県に要望しつづけ、土地の確保につとめる。

2　教育環境の改善をすすめる。

学校施設長期保全計画を理由に、老朽化等により各学校から出ている補修など次の要求を先送りすることなく早急に対応すること。

3　相変わらず草ボーボーの箇所が目立つ公園の樹木の剪定と草刈り、多摩川河川敷の草刈り、幹線道路の街路樹の選定、歩道部分の整備など定期的に行なう。河川敷の土手の階段に手すりを設置して安全対策を図る。

4　文化スポーツ施設を充実させる。

ア　玉川地区ならびに新城・上小田中地域に生涯学習活動と市民活動の拠点施設を整備する。図書館分館機能も確保する。

イ　等々力緑地の整備をすすめる。

再整備がすすむ等々力緑地はスポーツだけでなく、市民利用施設の整備も必要である。

①　バックスタンド下のプールの複合化はできないことになったため、全体の敷地の中にプールを設置を必ず進める。

②　遅れている釣り池のしゅんせつを実施する。6基あった曝気塔、親水デッキ、護岸の整備、蓮池を配置する。

③　中央園路に桜並木を復活させる。

ウ　等々力下水処理場の上部の暫定利用は、市民が憩える芝生の多目的広場に整備する。また、上部利用については再度、関係団体等を含めて協議を行ない、少年野球場やパークボール場の設置などの具体的な設置計画を急ぐ。

5　交通安全対策を強め、道路の改修をすすめる。

ア　区内の交通事故多発地域を総点検し、交通安全対策を確立する。消えかかっている横断歩道、停止線の白線を引き直す。

イ　多摩沿線道路の信号機、横断歩道が設置されている付近の階段、スロープを整備する。また、手すりを設置する。

ウ　道路危険箇所を総点検し、夜間に効果があるソーラ式の「危険と注意」を促す表示板を計画的に設置する。また、危険な交差点の「止まれ」の標識を夜間対応のものにする。

エ　４０９号線歩道のアップダウンを解消する。U字型側溝の蓋のガタつきを解消する。透水性舗装工事を急ぐ。

オ　大戸小学校の主要な通学路になっている下小田中４丁目の歩道（水路の上部）のアップダウンを解消する。

カ　歩道が整備されたところで、東電、ＮＴＴの電柱が歩行者の妨げになって危険である。すぐに電柱の移設ができなくても、安全対策をはかる。（宮内交差点）

キ　南武沿線道路全体と月大町～全龍寺の歩道部分の樹木が育ちすぎて、根の張り出しがひどくなり、歩道が隆起したり、沿線家屋の下まで根っこが侵入し、迷惑をかけており、それらの改善に取り組む。南武沿線道路のでこぼこ状態がひどくなった歩道について、透水性舗装打ちかえ工事（バリアフリー化）を促進する。毎年発生するアブラムシ・カメムシに対応するユリの木を別の樹木と入れ替える。

ク　自転車と共生するまち中原として、一定の幅員が確保できる歩道については、「自転車専用レーン」を設置し、それができない場合は「交通ルールの見える化」として、車道に自転車の通行帯をカラー舗装し、自転車のマークと進行方向の矢印をつける。

ケ　武蔵新城駅西口から駅に入る変形５差路の安全対策をはかる。

コ　大谷戸小学校の児童の通学路になっている変形５差路の安全対策をはかる。

サ　渋滞が発生しないように法政通り商店街から４０９号線を渡る交差点の信号機を含め周辺の交差点の待ち時間を改善し、歩行者が安心して横断できるように警察とともに安全対策を図る。

シ　総合自治会館から４０９号線を渡る人が多いため、横断歩道の整備をする。

６　下水道整備、水路対策をはかる。

ア　下水道整備完了地域のＬ型側溝整備を積極的に推進する。

イ　雨水貯留管のバイパス管の設置を急ぐ。

ウ　矢上川の河川管理道路に下水本管敷設を急ぎ、水洗化を促進する。

エ　既設側溝の不完全な箇所は蓋かけをし、早急に改

良する。側溝は定期的に清掃し、老朽化のはげしい側溝については改修する。

オ　上丸子山王町の降雨時浸水地域の解消を早急に図るため計画の具体化を急ぐ。

カ　歩道として使っている水路上にかかった溝蓋板を総点検し、ガタつきを直すためにロングパキンを敷く。また、使用していない水路の暗渠化を計画的にすすめる。

7　交通空白地域をなくす。

ア　国際交流センターをアクセスし、下小田中地域を通って武蔵小杉駅などの主要駅までを結ぶ小型バス、コミュニティバス路線を新設する。

イ　小杉陣屋町、井田三舞町、井田杉山町、下小田中三丁目、下小田中六丁目、及び井田病院周辺地域には、小型バス、コミュニティバスを導入する。

ウ　宮内新横浜線を利用して溝の口・新城・小杉駅バス路線を新設する。

8　南武線及びＪＲ線、東急線関連では、次の施策をすすめる。

ア　ＪＲ南武線はホームドアの設置と車両の増車をすすめる。ＪＲ横須賀線ホームはホームの増設、新しい改札口の設置がきまった。計画の前倒しをすすめ、少しでも安全な駅の改善に努力する。電車の増便、ホームドアの設置を急ぐ。

イ　武蔵小杉駅以南の連続立体交差事業をすすめる。

ウ　高架下の活用は市民のための施設を最大限確保するよう引き続き努力する。

エ　武蔵小杉駅から向河原駅区間の線路カーブ区間はとくに騒音が著しい。ロングレール化などで騒音対策を実施するようＪＲ東日本に働きかける。

オ　御幸踏切は相変わらず遮断時間が長い。踏切の閉鎖時間をテロップで知らせること。人道跨線橋のペンキ塗り替えを実施する。

キ　ロングレール化をはしたと聞くが、相変わらず騒音がひどい横須賀線の多摩川を渡る陸橋部分に防音壁などをつくる騒音対策について、ＪＲ東日本と協議し改善する。

キ　武蔵野南線による騒音振動対策を強化するよう、ＪＲ貨物に要請する。

ク　朝の平間駅脇の踏切の８時から８時30分の間が、26分34秒という異常な遮断時間（開かずの踏切）になっているため、改善に取り組む。

9　住みよい市民本位のまちづくりをすすめる。

ア　武蔵小杉駅周辺は人口増加が著しいにも関わらず、緑地の確保は大幅に遅れている。上丸子小学校区など、中原区で公園の優先配置地区になっている７地区について、公園の設置をすすめる。

イ　二カ領用水の清流化を促進し、清掃としゅんせつ、定期的に維持用水を放流し、水質浄化をはか

る。親水化未整備地域は年次計画を立てて完成を急ぐ。河川の清掃、護岸の草刈りを定期的に行う。

ウ　渋川の整備・親水化を地元住民と協議してすすめる。当面、カルガモや動植物の生態系を確保しながら、定期的に清掃・雑草刈りの作業を行なう。渋川の親水化整備に伴い、清流を活かした教育用の自然エネルギー・水力発電整備をすすめる。

エ　井田・市営バス営業所は、公共施設の併設など有効活用をはかる。

オ　この間の武蔵小杉周辺再開発・超高層マンション建設では以下の対応が求められている。

①　子どもの育ちを保障していくためにも園庭が確保された認可保育園の整備や、周辺に公園の整備をすすめる。

②　周辺商店街が活力を取り戻せるように、市が知恵だしも含め、商店街との協議をすすめ、実りある成果がだせるよう努力する。

超高層マンションの防災対策を具体化する。

④　人口の急増に見合うこの周辺の文化施設があまりにも貧弱です。小規模な音楽ホール、映画館を事業者とも協議して、区民が気軽に利用できる文化施設を整備する。

⑤　小杉全体のまちづくりに責任をもつ行政の窓口を明確にし、再開発にあたっては、川崎市の考え方を丁寧に説明し、住民の意見を積極的に聴取し、その内容を計画に反映するよう事業者に指導し、その内容含めて住民に明らかにすること。

⑥　風害については、マンションなどを誘致してきた川崎市が責任をもって対応すること。

⑦　今後も超高層マンション建設が計画され、小杉周辺は超過密都市になろうとしている。住宅地への建設は風害、複合日影、交通渋滞など、重大な環境破壊を引き起こす。日本全体は急激な人口減少時代を迎え、川崎市も２０３０年を境に少子化時代を迎える。50年、１００年先のまちづくり、人口減少社会にふさわしい人間が大切にされるまちづくりこそ求められている。高度経済成長期の規制緩和の都市再生の手法である小杉駅周辺再開発のやり方を抜本的に見直すこと。地元の意見要望をまったく反映されていないのが現状です。市が住民の立場にたって、地元の意見要望が取り入れられる指導を重ねていく。

カ　井田山、伊勢山台など、区内に残された貴重な斜面緑地を保全するため、積極的に買収、保全協定締結などの措置をとる。特に、開発が頓挫している斜面緑地への対策を急ぐ。

キ　江川のせせらぎ水路整備事業、井田山緑地を含む区民の健康の森にかかわる維持管理計画を作成し、行政の責任を明確にし、住民の意見を反映した十分な財源措置をはかる。江川せせらぎの藻の発生・悪

臭の原因を明らかにし、抜本的に水質改善をはかる。

ク　第三京浜の高架下（中原区内に隣接する区間を含めて）の騒音・大気汚染などの抜本対策をおこなう。

コ　多摩川宮内河川敷をマウンドアップした土盛りを行なう。また、この基準面にあわせて護岸工事を計画する。

サ　河川敷のサッカー場に排水管を敷設し、水はけを良くするよう国土交通省に働きかけ、実現する。

シ　東京湾の富栄養化対策によってすすめられている下水の高度処理水化事業の進捗状況を公表するとともに、自治体負担の軽減策を抜本的にはかる。

ス　時計が未整備となっている公園については、計画的に整備をすすめる。公園にトイレの増設をすすめる。

セ　宮内新横浜線整備によって立退きをはじめ影響を受ける住民や事業者に対しては意見や要望を積極的に聞き入れて、誠意をもって対応する。

ソ　雨水工事をきっかけに、短期間に3度の地盤沈下をおこしている新城地域の地盤（地質）調査を行なう。

タ　7年間にもわたる富士通改築工事は、周辺住民の意見要望をよく聞く場をもち、丁寧な対応をはかる。

チ　宮内市営住宅七号棟の解体後の跡地については、認可保育園の整備とともに地域住民の要望にこたえた活用を行う。

ツ　総合自治会館周辺中心に二カ領用水・渋川桜並木の植え替え計画を、住民とともに進める。

10　中原区内の地下を走る予定となっているリニア新幹線について、町内会や住民の対象の説明会をＪＲ東海に開催するよう申し入れをする。

〔四〕高津区

1　高津区の人口急増に対応した場所に認可保育園を新設する。

2　高津地区内に公有地・民有地を活用し、特別養護老人ホームを整備する。

3　溝口第3駐輪場内に、買物客用のスペースが設置されたが、整備員を配置して、誘導、周知を行ない、商店街周辺の放置自転車をなくす。

4　東急田園都市線高津駅周辺は放置自転車禁止区域に指定されたが、駅近に放置自転車がみられるので駐輪場を増設し、整備員を配置し、駐輪場への誘導を行なう。

5　ＪＲ津田山駅の橋上駅舎化の着工が始まったが、工事中の騒音、振動などの住民からの改善要求に対してＪＲ東日本とも協力して住工事中の万全な安全対策を図る。工事中を含め、緊急時対応のためにも、駅員を常時複数配置する。

6　平瀬第2踏切側からの津田山駅までの交通アクセスの利便を図るために、水路の上部を活用して歩行道路を確保する。駅前広場に車停めを設置する。

7　津田山駅の橋上駅舎の完成までは、ホームと駅舎を結ぶインターホンを設置する。定期券、長距離切符の販売を復活することをＪＲに要望する。

8　緑ヶ丘霊園にお彼岸やお盆などお墓参りのお客さんの多い時期だけ期間限定のミニバスの運行を２０１９年度以降も引きつづき行なう。運行ルートやダイヤについてもきめ細かに設定する。霊園内にあずまやを増設する。

9　大山踏切の歩行者、自転車の交通安全対策のために、都市計画道路溝ノ口線の整備促進を図る。完成までに10年以上かかる計画のため、安全対策として、せめて、踏切内の歩道の幅員を確保する。下り線の踏切の遮断時間の短縮をＪＲ東日本に要望する。

10　都市計画道路溝ノ口線の整備とあわせ、溝口・栄橋の信号待機場所（栄隆寺側）の傾斜を緩やかにし、安全をはかる。

11　栄橋交差点から二子2丁目間の大山街道の道路や交差点の損傷箇所が多いことから、全面舗装整備する。

12　武蔵溝ノ口駅から、北部身体障害者会館までの道路に点字ブロックとエスコートゾーンを敷設する。

13　下作延の「宮の下」交差点に音響メロディーを設置する。

14　下作延3丁目26番地内の道路の陥没を防ぐ対策を講じる。

15　久地駅近くの歩道陸橋が老朽化し、錆が各所に見られるので、改修する。

16　府中街道から二子3丁目と4丁目東工大寮の間の道路の舗装を行なう。

17　溝の口駅から新城駅までの南武沿線道路の歩道が狭い部分の歩道を確保し、安全対策を図る。坂戸踏切付近の安全性を図る。第3踏切と南武線の立体交差するところの南武沿線道路の線路側が通行止めになって遣われていない。坂戸踏切近くの自動車学校の土地を買収し歩道の整備を行なう。

18　久地2丁目地内と平瀬川測道・護岸測道の傷み等の改修を行なうとともに、川の方向に沈下していないかの点検を行う。

19　栄橋から二子・坂戸緑道までの旧平瀬川・二ヶ領用水の水路について、貴重な緑、水辺、景観や災害対策、歩道の整備等住民の意見を反映した整備を進める。

20　諏訪2丁目、16丁目間から多摩沿線道路と交差する急勾配箇所を緩やかにするとともに、路面の傷みの改修を行なう。

21　多摩川河川敷のバーベキュー対策について、指定管理者による運営だが、行政として責任をもつために関係する機関で検討・協議の場を今後も継続的にもうける。バーベキューについて、周辺の商店街や住民の意

見、要望を引き続き把握する。

22　二子新地駅から多摩川入口までの商店街道路が狭いので、歩行者、車がスムーズに運行できるような対策を引き続き講じる。

23　多摩川河川敷の砂塵公害防止や清掃など、沿線住民の生活に支障をきたさないよう、充分な維持管理を行なう。グランドの整備と拡充を行なう。水はけが悪いグランドの整備を行なう。花畑（瀬田、久地）の管理をゆきとどいたものにする。

24　高速川崎縦貫道路二期ルート及びインターチェンジ関連施設は白紙撤回し、抜本的に再検討する。

25　平瀬川隧道の拡幅計画事業にかかわる津田山町内会館は市の責任で再建する。

26　地下室マンション建設等の乱開発から、七面山付近一帯、久本神社付近一帯の斜面緑地を守る措置・対策を講じる。

27　二ケ領用水を市民に親しまれる「水と緑の回廊」として引き続き整備を進める。清流化の促進、親水緑道の新設とともに地域住民と協力しながら水辺の自然の回復、育成に努める。

28　坂戸・ミツトヨ・ＫＳＰ側交差点の横断歩道に信号機を設置し、ミツトヨのセットバックの協力を得て、歩道を確保する。

29　末長踏切と第三京浜区間（小杉・菅線道路）に歩道を新設する。

30　坂戸踏切の近くの空家対策について、土地、建物の所有者に対し、特別措置法に基づく働きかけを積極的に行なう。所有者に引続き粘り強く、働きかけ、ごみの撤去含めて困りごとに適切な対応を行なう。少なくとも、電線のつる対策、ごみ対策、公園側の道路の安全対策について、打開策を検討し、可能な対策を講じる。

31　府中街道の久地地内（堰前橋～久地消防出張所前）区間は、安全な歩道づくりをすすめる。

32　下水道の未整備地区を住民の合意のもと早急に整備する。平瀬川に面した久地２丁目地内の下水道未整備地域について、住民の要望にそった整備を早急に進める。

33　上作延小学校と南原小学校周辺に交番を設置する。

34　二ヶ領本川の中長期的な整備として護岸対策も含め、検討をすすめる。

35　多摩川の堤防の上にある東急「南二子」のバス停に行く道の安全を適宜確認し草狩りや道路の安全を図る。

36　きらりデッキに市民にわかりやすい電光案内標識を設置する。

37　下作延３丁目５番地内の道路排水対策として測道にグレーティングを新設する。

38　こども文化センターの集会室に冷房を設置する。全トイレを洋式化する。

39　溝の口駅から向ヶ丘遊園駅まで、及び二子玉川から

登戸・向ヶ丘遊園までのバス便を増やす。

40　溝口6丁目地内の民家のごみが屋敷の周囲に山積し、近隣に悪臭と不衛生、民地までせり出している状況、火事の心配などさま解決が求められている。区役所として住人への粘り強い働きかけを行い、ごみを撤去するよう丁寧に働きかける。

41　久地梅林公園にトイレを設置する

42　上作延第2公園に撤去した滑り台を再設置する

41　溝の口駅から有馬第2団地行きのバス便を増やす。

43　溝の口及び梶ヶ谷駅から井田病院行きのシャトルバスを増やす。

44　溝の口駅南口から高田町行きのバスを増便する。

45　梶が谷駅西側に、交番を設置する

46　梶ヶ谷駅に駐輪場を増設する

47　人口急増地の蟹ケ谷・子母口地域に保育園を増設する。

48　千年地域に、老人いこいの家をつくる。

49　市営四方嶺住宅跡地の活用について、今あるグランド・ネットを残し球技などスポーツができる公園を整備する。全市的に不足していると認可保育園、障害者施設を整備する。

50　梶が谷地域に市民館・図書館分館を建設する。

51　橘樹郡衙（たちばなぐんが）遺跡が「古代の緑地公園」として整備され、国史跡に指定されたが、民有地の取得を進め、遺跡がイメージできる遺跡公園として整備する。

52　久末城法谷に現存する旧海軍通信隊地下壕を文化財に指定し、市民に公開する。

53　橘地域に、スポーツ施設（グラウンドを含む）を設置する。

54　久末や末長・新作・蟹ヶ谷、上作延などの残された貴重な緑を守るため、地権者の協力を得て、緑地の保全を積極的にすすめる。

55　「たちばな公園」の全面整備を急ぐ。公園にマンホールトイレ、かまどベンチ等防災機能も整備する。

56　市民プラザの市民プールの内装など老朽化対策を行うこと。

57　高津区内の既設公園の老朽化した遊具等を早期に改修、改善する。

58　児童の通学路となっている矢上川の五反田橋に、「人道橋」をもう一本設置する。

59　横浜との市境道路（久末地域）の危険な箇所に街路灯を増設する。

60　蟹ケ谷三番地の久末方面への通り抜け道路の安全対策を、地域住民（横浜市を含め）と協議の上、早期に解決する。

61　久末方面からの溝ノ口駅行きのバス増便をはかる。また、久末団地線の井田病院行を設置する。久末地域にコミュニティバスの運行をはかる。

62　市営住宅の劣化調査をすすめ、新作・明石穂・上作

延住宅などを早期に改修する。エレベーターを既設住宅に早期に設置する。インターホンを設置する。

63　市営住宅の集会所は、地域住民にわけへだてなく開放する。

64　急傾斜崩壊危険区域の防護壁等による安全対策工事を急ぐ。

65　上作延地域から緑ケ丘霊園への避難路の整備をひき続き行う。

66　第三京浜野川インターチェンジ建設計画については、周辺住民の合意を前提にし、抜本的に再検討する。

67　丸子茅ヶ崎線の千年交差点と中原街道の拡幅工事について、住民説明会などを適時開催し、住民の意見・要望を取り入れたものにする。特に、千年交差点の形状、通行止めや迂回路の設置などは住民の意見をよく聞き実施する。

68　橘処理センターの解体撤去工事、施設建設工事に際しては、汚染調査、工事内容などを地域住民に情報を逐次知らせる。

69　市営住宅のバリアフリー化を進める。特に、和風トイレの洋風トイレ化を早期に進める。

70　グランドゴルフの専用グランドを市内に設置する。

71　上作延地域で、ボール遊びができる公園を増やし、トイレの整備を進める。

72　公園の少ない新作・末長・上作延地域に公園の設置をすすめる。

73　市営蟹ヶ谷槍が崎住宅周辺に防災無線、防災公園を設置する。

74　千年新町公園の水はけを良くするように整備する。

75　番地が飛んでわかりづらいので、〇丁目〇番地の住居表示に変更する。上作延、向ヶ丘の住居表示については、住民の意見をよく聞いてすすめる。

76　市営上作延団地の空き室を早期に改修して、随時困窮者から入れてほしい。

77　市営久末団地からルックハイツ日吉までの歩道の整備をすすめる

78　橘中学校区に市民館・図書館分館をつくる

79　子母口こども文化センターの物置、廊下に手洗い場を、梶ヶ谷こども文化センターのトレーニング室に冷房を整備する。こども文化センターのトイレの洋式トイレを増やす。

80　高津区野川１４３４番地の宅地開発問題で、事業者に対して計画変更、日照問題、崖地の土砂災害防止対策などについての住民説明会の実施と誠実な対応を指導する。

81　平瀬川護岸工事についての住民説明会を実施する。周辺住民の住宅については、事前、事後の家屋調査を実施して、損傷については十分な補償を行う。

82　久末配水塔跡地について、民間に貸し出さず、子どもや誰もが使える広場、防災のための公園にする。

83　矢上川、有馬川の豪雨、洪水対策について、豪雨に

対応できる配水管の整備と必要な箇所に監視カメラなどを設置する。

〔五〕宮前区

（1）鷺沼駅周辺再整備事業に住民の声を

① 鷺沼駅周辺再整備事業に伴う「公共機能の検討」にあたっては、区域全体の住民の意見を反映したものにする。とりわけ、区役所・市民館・図書館の移転については、区民の合意のもとで行う。

② 区内には、市民交流施設、文化施設、子育て支援施設が不足していることから、鷺沼駅周辺再整備事業の機会を捉え、これらの施設を公的施設として整備する。

③ 向丘出張所については、区役所移転に係わらず、子育て・高齢・障がいの窓口を設置し、機能充実を図る。

④ 現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う。

⑤ 区役所等の移転に関わりなく、現在の区役所等の市有地は、今後とも〈市民の財産〉として、市民利用に供し、民間活用に供しない。

⑥ 鷺沼駅前広場の再整備にあたっては、近隣の環境に配慮したものとし、高層建築物の建設は行わない。

⑦ 都市計画の変更に当たっては、計画の早い段階で住民への情報提供を行い、計画に住民意見が反映できるようにする。

（2）交通の利便性・安全性の改善に向けて

① 鷺沼駅前広場再整備にあたっては、現在の区役所までのアクセスを改善するため、鷺沼駅からのバス路線の整備を行う（再掲）

② 宮前区役所及び周辺公共施設への交通アクセスの改善を図る。五所塚地域から区役所行きのバス（蔵敷経由）が出来たが、遠回りになってしまうので、南平経由のバス路線を新設する。野川地域、鷲ヶ峰・菅生が丘地域からの改善の検討を引き続き行なう。

③ 宮前区地域交通環境整備事業とともに、野川南台地区のコミュニティ交通に対して、運行経費・車両の買い換え費用の助成など、財政的支援を行う。また、道路環境を整備するなど、事業化に向けた支援を行なう。

④ 白幡台地区・高山団地周辺のコミュニティバス協議会への支援を引き続き行い、コミュニティ交通への財政的支援を拡充する。

④ 区役所へのアクセス改善を行なう有馬・東有馬地区のコミュニティ交通を早期に実現するよう、運行経費に対する財政支援を実施する。

⑤ 向ヶ丘遊園駅～たまプラーザ駅のバス便の運行時間帯の拡充、バス便の増便を行う。聖マリアンナ病院～

鷺沼駅のバス路線も時間帯を拡げ、実施する。

⑥　柿生線、犬蔵線、鷺沼線をはじめとして、朝のラッシュ時や雨天時の乗り残しを解消するため、実態調査を行ない、増便・増車・ダイヤ改正を至急検討する。梶が谷駅と溝の口駅を結ぶ溝23系統を神木本町まで延伸する。

⑦　東急田園都市線・大井町線の鷺沼駅までの複々線化計画を促進し、混雑のの解消を図る。

⑧　宮前平駅の改修にあたっては、図書返却ポストや郵便局のＡＴＭの設置、バスの乗車場所の電子案内板など、利便性の向上を図る。

⑨　宮崎台駅前の交通混雑解消のため、駐車スペースの確保を行なう。駅前広場のバリアフリー化を進めるために、バスターミナルから広場に至る段差にスロープをつける。

⑩　宮崎台駅前の中心施設が歩道上に整備されたが、歩行空間の確保の観点から改善を求める声が出されている。駅利用者も多いことから、東急電鉄の協力も得て、自転車駐輪場の拡充を行う。

⑪　障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちとともに行なう。宮前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する。

（3）災害に強い街づくりのために

①　災害時対応のためにも、区役所・消防署・警察署の施設は優れているとの指摘がある。区役所移転の検討にあたっては、災害時対応も合わせ検討を行う。

②　宮前区防災計画の見直しを進め、最大の被害想定に見合った防災備蓄ができるようにする。

③　宮前区は盛り土造成地が多く存在している。第２次スクリーニングを進め、危険な箇所には対策を講じる。その際、公的支援も拡充する。

④　市の管理する土砂災害警戒区域への対策を講じる。

③　日本精工健康保険組合鷺沼運動場は、現在、災害時のヘリコプター（消防局）の発着所に指定されているが、区民の一時避難場所としても活用できないか、検討する。

⑥　集中豪雨などが頻発する現状に見合った下水道計画になるよう、時間降雨量52ミリの基準を見直す。新たな宅地開発を行なう場合には、時間降雨量52ミリを超える雨量にも耐えうる整備を行なうよう指導する。

⑥　宮崎排水路の整備を引き続き行なう。

⑦　下水道の幹・枝線工事を促進し、普及率を引き続き高める。平瀬川、矢上川、有馬川の水質浄化と水量確保対策を具体化する。親水化事業については、関係住民の意見や要望を積極的に反映させる。

（4）子どもがのびのび育つ環境を

① 保育園の待機児解消に向け、新設・増設に引き続き全力をあげる。防衛省の用地を活用するなど、菅生地域の保育園不足を解消する。

② 鷺沼子育て支援センターにおいて、一時保育事業を行えるようにする。そのため、専任職員の配置を行なう。

③ 青少年の家の冷房設備の修理・更新を行う。プレイルームやエントランスの冷房効果が出るように改善する。

④ 小・中学校の窓ガラスの清掃を、3年に一度から1年に一度は実施する。

⑤ 小学校・中学校の老朽箇所の改善と、トイレの改修を進める。

⑥ エレベーターの未設置校では、設置をする。

⑦ 人口増による教室不足が懸念される犬蔵中学校は、建て替え、または改築計画をつくる。

⑧ 中学校給食は教育の一環として位置づけ、自校方式（小学校との連携も含め）を犬蔵中学校だけでなく、他校にも普及できるよう条件整備を行なう。先生方の負担を軽くするために、それぞれの学校に必要な配膳員を配置する。

⑨ 自主学童ホールの運営費への補助を実施する。直営・自主運営を含め、すべての小学校区で学童保育が利用できるよう、「わくわくプラザ」とは区別した、学童保育事業を進める。

⑩ 「学童保育事業」が整備されるまでの間、「わくわくプラザ」において、学童保育の対象児童が放課後さびしい思いをしないように、2クラス分のスペースが確保できているところは、条例に従い、対象児童に対する専用室・専任職員を配置し、学童保育の機能が果たせるようにする。また、鷺沼・宮崎・野川小のようにスペースが利用児童数に合わず狭隘な施設は、引き続き場所の確保に努める。

⑪ こども文化センターの集会室の冷房化を急ぐ

⑫ 雨の日でも遊べるログハウスを東高根公園に整備できるよう県と協議する。

（7）公的な住環境の整備を

① 高山団地の17号等は、建替えにより居住環境が損なわれた部屋がある。住み替えの要望があった場合、市の負担で住み替えられるようにする。

② 地震災害への予防策として、家具の転倒防止が有効とされている。市営住宅内でも、家具の転倒防止対策の啓発を行なう。

③ 市営住宅の建て替えにあたっては、住民の要望をよく聞き取るとともに、生活環境があまり変わらぬよう配慮する。高齢者や障碍者の場合、引っ越し作業を事業者に依頼せざるを得ず、費用もかさんでしまう。こ

のような場合でも、個人の負担が生じないよう移転費用を支給する。

④　住民の高齢化も進んでおり、エレベーター化を条件のあるところは、早急に進める。

⑤　有馬・高山・野川・清水台・鷲ヶ峰・菅生・南平などの市営住宅の雨漏りや結露防止策を引き続き進める。アルミサッシ化、集中アンテナ化など、大規模修繕の年次計画を促進する。県と協議し県営住宅の改善を促進する。

⑥　高齢者向けの「グループ・リビング」への設置・運営に対する、補助制度をつくり、整備促進を図る。

（8）環境破壊・工事公害等の懸念があることから、リニア新幹線の整備に反対する

①　地下40メートルとはいえ、所有権は消滅する事は無く、地権者の許可無く利用されることは「財産権の侵害」にあたる事を当該地権者に市として周知する。またＪＲ東海に対して、すべての地権者から了解を得るように要求する。

②　リニア新幹線は宮前区を通過するが、周辺の電磁波の影響、地下水への影響など、環境に与える影響の調査が不十分であり、改めて環境影響評価を行なうよう、ＪＲ東海に対して要請すること。

③　宮前区（隣接も含め）には、梶ヶ谷・犬蔵３丁目・汐見台を含め３ヵ所の立坑が掘られ、建設残土の搬出などが行われ、尻手黒川道路の交通量を増加させ、渋滞の原因となる。トンネル工事にあたっては、さらに、深刻な影響が予測される。影響について、周辺住民に説明会を開き、明らかにさせる。

④　梶ヶ谷操車場内に設置が計画されている立て坑は、その一部を鉄道移送するとしているが、現状でも、貨物ターミナルの騒音は地元住民の生活を脅かしている。梶ヶ谷ターミナルの騒音対策も進める。

⑤　梶が谷から搬出した発生土を東扇島の埋め立て事は中止する。

（9）乱開発から住環境を守る

大規模マンションが建設されても、保育施設や地域コミュニティ施設の整備が行われていない。指導を強化し、地域環境に負荷をかけないまちづくりを進める。マンション建設に伴う、日照被害、騒音被害など地域トラブルが後を絶たない。住民間の協議がしっかり行われるように、開発事業者の説明責任を果たせるよう、説明会などの指導を行い、紛争解決にあったては、住民の立場で丁寧に対応する。

宅地造成にあたっては、防災の観点から、より安全な事業となるよう、事業者の指導を行なう。

開発の規制基準を、意図的にわずかに下回り、規制を

逃れるような工事については、その規模に見合った雨水貯留施設や公園など環境対策を講じるよう指導し、協力を仰ぐ。

（10）緑地を守る、公園の整備を進める

① 宮前区には生産緑地が多く、生産活動だけでなく環境保全の大切な役割を果たしている。生産緑地が宅地化されぬよう、農業支援を充実する。市民農園など市民参加で農地を守る取り組みを進める。

② 市民農園の利用期間を2年から5年に延ばす。待機解消は、箇所数を増やすことで改善する。

③ 農地、斜面緑地、山林の保全策を、買い取りを含め抜本的に強化する。野川地域に自然歩道の設置を進める。

④ 小台公園・平4丁目公園など、子どもの利用が多い公園については、簡易トイレを含め、トイレの設置について、近隣住民と協議する。

⑤ 小台西公園は昼間でも薄暗く利用し辛い。照明施設の増設を行う。

⑥ 野川地区など公園ゼロ地域をなくすため、低未利用地の活用など、早期に整備を進める。

⑦ 宮崎第4公園の斜面緑地を保全する対策を講じる。

⑧ 宮崎第7・第四公園を少年野球やソフトボールグランドとして整備する。

⑨ 有馬こども公園のグランドを水はけの良いものに整備する。また、東側ネットを高くする。

⑩ 五所塚第1公園は地名の由来となった塚がある歴史的公園として位置づけ、それにふさわしい維持管理を行なう。

⑪ 生田緑地ゴルフ場の市民開放（凧上げ・写生会・休場日の開放など）を広く市民からの意見をもとに、充実させる。

⑫ 東高根広場の水はけよいグランドに整備する。

⑬ 公園施設を見直し、ゲートボールなどの運動ができる広場をつくり、チャイム付き時計塔など整備する。また、防災放送システムの設置をすすめる。公園の階段、遊具、外灯、ごみ箱、樹木の剪定、砂場など定期点検を強化する。

⑭ 戦争遺跡を含む歴史的遺産の調査・保存を行なう。

⑮ 自然を生かした、自然に親しむ公園として、菅生緑地の整備を促進する。

（11）安心できる住環境のためのために交通安全

① 区内民有地のブロック塀の実態を調査し、撤去の補助を拡充しながら進める。

② 小学校周辺の交通安全対策を進める。とりわけ、神木本町4丁目、5丁目から主要地方道子母口宿河原線

に至る狭隘な道路は、かねてから指摘されており、引き続き警察署とも協力して、安全対策を進める。

③ 有馬第２団地の建て替えに伴う、工事車両の通行には、道路渋滞をきたさないよう、適切な整理員の配置を行なう。向丘保育園周辺の交通安全対策を進める。

④ 有馬第２住宅内の４つ角に点滅信号を設置する。

⑤ 有馬第２団地前バス停横の交差点に信号機の設置を行なう。

⑥ 浄水道通りの菅生５丁目竹中医院駐車場角のＴ字路は交通量も多く危険、信号の設置など安全対策を講じる。

⑦ 長沢交差点の歩行者用の信号機の設置を行なう。

⑧ ゆりかご通りの安全対策を図るとともに、将来、電柱の埋設化を検討する。

(13) 生活道路や歩道の整備・維持・管理が行き届いたまちに

① 市道鷺沼―久末線の整備を早期に実現する。

② 菅生、犬蔵、初山、野川、馬絹地域における生活道路の整備と安全対策を引き続き促進する

③ 初山１丁目17から15にかけての道路の凹凸が激しく、舗装し直す。

④ 街路樹の更新については、地元とよく協議をして、植え替えを進める。

⑤ 剪定をきめ細かく行ない、落ち葉の清掃など歩行者の安全を確保する。

⑥ 尻手黒川道路の東名高速川崎インターチェンジ付近の歩道は根上がりなどで危険。改修する。

(14) 道路・鉄道公害から環境を守る

① 向ヶ丘遊園駅菅生線の整備にあたっては、大型車両の進入の規制を行なう。

② 第三京浜、国道２４６号線、尻手黒川道路など主要幹線道路環境測定を引き続き実施し、住民の意見をもとに道路公害防止策を進める。

③ 東名高速道路・国道２４６号線の騒音対策の未実施区間に遮音壁などの設置を国・道路公団に実施させる。架橋の耐震対策を急ぐ。

④ 第三京浜野川インター計画は中止し、道路予定地を市民の利用施設などにあてる。

⑤ 梶ヶ谷貨物ターミナルの騒音対策を引き続き進める。（再掲）

(15) 障がいを持っていても、安心して暮らせるために

① 障害のある方にも利用しやすい町にするため、公共施設周辺や福祉施設周辺のバリアフリー化及び、安全歩行の総点検を障害のある方たちとともに行なう。宮

前平駅前から区役所に至る横断歩道にエスコートゾーンを設置する

② 鷺沼駅周辺再整備事業におけるバリアフリー対策等については、障がい者団体からよく意見を踏まえ、計画に反映させる。

③ 精神・身体・知的のそれぞれの障害者が地域で生活できるよう、地域の作業所・通所・入所施設・グループホームが存続できるよう、補助を増額する。

④ 障害を持つ方の居場所づくりを進める市民団体やNPO法人等の運営費を補助する。

⑤ 障がいを持つ中・高校生の放課後の居場所である、タイムケア事業を充実する。

⑥ 施設入居者の通院や買い物など移動を円滑に進めるための支援策を充実する。

⑦ 障がい者の認定区分については、実態を反映したものとなるよう、区としても十分な審査を行なう。

(16) コミュニティの場の整備

① スポーツセンターへの送迎バスなど区内各地域からの利便性を高める。

② 地域のコミュニティの場として、憩いの家・老人福祉センターの夜間開放を進める。

③ 田園都市線沿線地域に特別養護老人ホームを建設する。

④ 宮前平中学校区、馬絹地域などに老人憩いの家を早期に建設する。デイサービス施設の併設をあわせて検討する。

⑤ とりわけ、野川地域に交流施設がなく、この地域にコミュニティセンターを設置する。

⑥ 鷺沼駅周辺再整備事業にあたっては、市民が交流できるスペースを整備する。

(17) 商業の活性化のために

① 区内への大型店の出店を規制し、商店街活性化対策を抜本的に強化する。

② 鷺沼駅周辺再整備事業にあったては、文化交流施設などを整備し地域の賑わいを創出する。

③ 空き店舗対策の補助を増額し、事業の推進を図る。

④ 街路灯のLED化を支援する。電気料の補助を増やす。

(16) 引き続き、区内の放射線観測を持続的に行ない、区民に公表する。

① 放射線量観測を学校施設・保育園施設・公園など、子どもの生活する場所を定期的に観測し、情報を公開する。

② 宮前区の汚染地図を製作する。

③　農地など民有地についても、地権者等から要望がある場所は、可能な限り観測を行なう。

④　北部市場での食品の放射能検査を引き続き行なうとともに、検査品目を増やす。

〔六〕多摩区

（1）「水と緑のまち多摩区」にふさわしい環境と史跡の保全を

1　区内に残る緑地を保全するため、保全策がとられていない緑地を明らかにしてそれぞれの対策を明確にする。とりわけA，Bランクに指定されている樹林地は、保全のために体制を作り交渉する。西生田４丁目の樹林地の保全を急ぐ。

2　長尾などの小規模な斜面緑地が虫食いのように開発されている。保全の手立てをとる。

3　多摩川の護岸整備については、豊かな自然が残るよう最大限の配慮をし、釣りが楽しめるようにする。

4　稲田多摩川公園の整備について、五反田川放水路の建設工事が終わったあと、スポーツ広場として民有地の借り上げも含めて拡充整備する。野球用のバックネット、水洗トイレ、水飲み場を設置する。

5　多摩川サイクリングコースの布田橋より上流の延伸は決まったが、住民の強い要望にこたえ、完成を急ぐ。

6　河川敷の企業・学校グランドの土日の市民準開放をすすめるよう、企業に強く働きかける。

7　緑の基本計画で不足している公園の未設置地域への対策を急ぐ。生田浄水場内に、生田少学校区の街区公園を整備する。

8　寺尾台地区だけでなく区内全域で、巨木化した街路樹の更新を急ぐ。府中街道、西菅団地までのバス道路など幹線道路の街路樹の落ち葉の清掃費を増やし、交通に支障のないようにする。

9　区内の歴史的な寺院や古墳などの文化財を区民に紹介し、観覧する機会を作る。

10　戦時中に企業が作った、生田緑地内や周辺の壕の調査を進め保存し、平和教育などに活用する。

11　明治大学旧陸軍登戸研究所資料館の運営費などを支援し、市の発行物や副読本などに紹介する。

（2）区内の鉄道・駅・駅周辺の整備等をすすめる

1　小田急線の混雑緩和と踏切解消のため、小田急線・向ヶ丘遊園駅～新百合丘駅間の複々線地下二層化は、区民の切実な要求である。２０１６年４月に出された鉄道政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」では「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、この複々線化が示されている。市と小田急が検討を始

めるべきであり、市としてその可能性について調査を開始する。

2　ＪＲ稲田堤駅の橋上化は具体化したが、駅前の観光道踏切の安全対策は喫緊の課題であり、市民から区長にも要望があがっている。あらゆる工夫をして横断者の対策などを行なう。橋上化までの間は、踏み切りの遮断時間を短縮するほか、交通量の調整をするよう市として検討する。工事中の安全対策について、ＪＲと綿密に協議する。通勤時間帯の混雑を解消するため、ＩＣカード専用の通用口を臨時で設ける。

3　ＪＲ中野島駅の橋上駅舎化は決定されたが、現在の計画ではかなり先になる。１年でも早く着手するよう検討する。橋上化するまでの間、北口に設置が決まった臨時改札について、市民の意見をとりいれる。

4　京王稲田堤駅北口から、ＪＲに乗り換える利用者が増加し、朝夕は駅前の道路いっぱいに人が歩いている。たいへん危険であり、小学生の通学にも差し支えることから、対策を行なう。

5　市バス・カリタス線を延伸し、中野島駅方面にバス路線をつくる。多摩川住宅に乗り入れる路線を朝夕増便する。

6　多摩区役所周辺の都市計画道路の建設が進んでいる。多摩区役所と長尾・堰地域を結ぶ市バスの新路線を計画する。

7　三田地域に乗り入れている小田急バスを増便するよう、小田急バスに申し入れる。

8　生田５、６丁目、西生田地域、菅６丁目、菅仙谷など、コミュニティバスも通れない地域に、乗り合いタクシーを導入する。

9　城下バス停を整備し、バス停を移動してタクシー乗り場を作る。

10　世田谷町田線の生田駅付近の狭隘部分を、一日も早く拡幅する。

11　市道稲田堤三号線は、小学生の通学路であり、ＰＴＡが安全のための看板を立てているが、すぐに壊れてしまうなど、ＰＴＡの努力だけでは足りない状況である。市として安全性を確保する。

12　久地駅周辺の歩行者安全対策を急ぎ、駐輪場用地確保のため全力を注ぐ。

13　農業の衰退とともに、水路の管理ができなくなっている。区内に張り巡らされている農業用水路の維持管理を、水利組合任せにせず市として行なう。市が定期的な清掃、ふた、堰の維持補修などを行なう。周辺環境の整備も併せ行なう。

（３）区内の文化・スポーツ施設、学校等公共施設の整備を

1　生田地区市民館図書館分館は強い市民要求であり、この地域に生涯学習の拠点を整備する。生田出張所の

建て替えにあたっては、市民の意見をしっかり取り入れ、コミュニティスペースを確保する。

2　生田中学校区には枡形老人いこいの家が整備されているが、高齢化が進み、谷を挟んで立地している三田地域の高齢者は利用できない。中学校区に2ヶ所目であっても三田地域に老人いこいの家を建設する。

3　菅中学校の体育館は、外壁がはがれ鉄筋がむき出しになるなど、老朽化が著しい。プールも老朽化しており、この際、体育館、プールを合築し武道場を併設する。ここに地域開放施設と給食室を作れば、避難所としても地域にとってたいへん重要な施設になる。

4　南生田小学校は今後も児童が増え続け、明らかに教室が足りない。校舎が老朽化しており、鉄筋がむき出しになっているところもある。プレハブではなく増築で対応する。

（4）登戸土地区画整理事業を住民本位にすすめる

1　重点区域以外でも、事業を早くすすめてほしいとの要望が強い区域については積極的に事業を推進する。

2　仮換地指定は早い時期に、住民へ事前説明を行ない納得と合意を前提にすすめる。

3　ブロックまたは町会単位で将来のまちづくりについての話し合いの場をもつようにする。

4　清算金をゼロにするための政策的検討をすすめる。清算指数を明らかに示す。

5　移転工法を決定する前については、住民との話し合いの場をもち、従後地での生活・営業が再建・継続できるよう権利者の意見を尊重する。

6　借家、借店人の権利を守り、移転にともなう損失補償は住民合意の移転補償を行なう。損失補償の内容は具体的に住民に示し、合意の移転補償とする。借家人の公営住宅への優先入居を斡旋する。

7　借地・借家問題で、民間同士のトラブルについて、市がいつでも気軽に相談にのれるようにする。

8　仮店舗で営業を希望する人の対策を計画的にたて、仮設店舗で営業する事業者の仮設倉庫も建設する。

9　登戸・向ヶ丘遊園駅北口など、共同化ビル計画をつくる場合、地元商店会、住民、全商店主の意見を尊重する。弱小権利者を保護する。その際、優先して周辺路線商店街の振興を考える。

10　地区計画や地区整備計画を決定する際、その計画を事前に広く住民に知らせ、策定前に全権利者の合意を得る。

11　事業区域内での水害対策や水路清掃などを進め、蚊などの発生を防ぐ。

（6）災害に強い多摩区を

1　丘陵地の安全対策を急ぐ。

イ　大地震による滑動崩落が心配される谷埋め盛り土の対策を急ぎ、「宅地耐震化推進事業」の対象地区になっている南生田や西生田地域の対策を具体的に進める。

ロ　土砂災害警戒区域に指定されている地域での警戒避難体制の整備、対象住民への情報提供のあり方など、具体的な対策を行なう。とりわけ、ハザードマップの周知徹底が求められており、説明会を参加しやすい会場で繰り返し行う。

ハ　建築制限解除の手法でガケ地の安全対策が手薄になる事例が西生田で発生した。この対策を検討する。

2　避難所は小中学校に限らず、他の公的施設も指定する。とくに、生田地域は避難所に行くのに起伏があり、とても避難できない。町会や自治会などとよく相談し、避難所を増やす。

3　近年の豪雨により、時間雨量35ミリにしか対応していない五反田川の上流域の水害が危惧されている。対策のため、東生田小学校より上流に調整池の新設や既設調整池の改修などによる活用を図る。

4　三沢川地区の浸水対策が始まるが、完成を急ぐ。登戸雨水幹線の登戸ポンプ場の点検整備を定期的に行う。

5　生田浄水場廃止の理由は神奈川県内広域水道企業団の借金を返すためということに収斂されてきているが、小田原市飯泉取水堰からの取水に頼る体系にすると、大規模な災害時にバックアップがとれず、自己水源をもっていることが市民の飲み水の確保に絶対に必要であることが明らかになってきている。企業団の経営を改善することも含め、再構築計画を抜本的に見直して、生田浄水場を復活する。（再掲）

（7）川崎高速縦貫道路・堰インターチェンジ計画は撤回する。

〔七〕麻生区

■コミュニティバス

①　高齢化の進行とともに、山坂の多い麻生区ではコミュニティーバスを配備することは切実である。岡上地域のコミュニティーバスの早期配備、細山・金程・向原地域へのコミュニティーバスの配備とともに、区役所に対策委員会を設置し、麻生区内全域を対象にコミュニティーバスを走らせる協議会を設置し、運営体制を早急に検討する。

②　高石地域のコミュニティバス「山ゆり号」の安定した運行のため財政的支援を強化する。

■買い物難民

③　高齢化に伴う買い物難民をださないために移動販売、買い物品の宅配など麻生区に対策委員会を設置し、補助対策を検討する。

■特別養護老人ホーム・老人いこいの家

④　特別養護老人ホームの待機者は3年から4年待機が当たり前という状況。麻生区には特別養護老人ホームが10か所しかなく、増設を急ぐ。

⑤　中学校区に一つ老人いこいの家をつくる方針にてらして、まだできていない2学校区（長沢、はるひ野）に早急につくる。

⑥　西生田中学校区（細山、高石1～3丁目地域）に老人いこいの家建設計画を進める。地理的配慮から百合丘複合福祉施設（施設内の百合丘老人いこいの家）とは独立したものとする。

■交通費補助

⑦　高齢者の交通費補助をバスだけではなく鉄道運賃にも拡大し、都や他県にも行けることも可能にする。（特に岡上地域はバス路線がないため敬老パスが利用できない。）

■通学路の安全対策

⑧　百合丘2丁目のサンラフレ団地前の道路（子供の通学路）に、「停止線」と「止まれ」の表示をする。

⑨　王禅寺西地区において「止まれ」「スクールゾーン」「停止線」「センターライン」等のライン類が消えているところが多くあり、早急に改善をする。

⑩　岡上にある鶴見川の橋の十字路は見通しがよくなく危険。通学路であり、山から下りる橋あたりに車を減速させる対策を行う。（ボコボコを路面につけるなど）

⑪　岡上438番地先（小田急鶴川第三踏切から東進する道路と和光大学通りとが合流する地点の交差点は学童の通学路になっているため、安全対策として、踏切への自動車通行規制も検討する（時間規制、一方通行など）

⑫　はるひ野小・中学校周辺に信号・横断歩道の拡充を行う。

■公園遊具、ボール遊び

⑬　麻生区の公園ではボール遊びは禁止事項となり、子どもたちがボールで遊べる場所がない。野球やサッカーなど、ボール遊びができる場所を確保する。

⑭　多摩美から細山の地域では公園に鉄棒がないところが多い。鉄棒など遊具を設置する。

⑮　東柿生小学校区域などに、ブレイブボードのり場を設置する。

⑯　王禅寺公園周辺の集水マスの中の落葉などの撤去を早急に行う。

⑰　高石地区（1丁目、2丁目あたり）の公園の整備を行う。（ベンチも汚い。草は生えっぱなし。木を切るなどの整備がされていないため虫が多く、結局子供たちがのびのびと遊べない。）

⑱　岡上には歩いていける範囲に、身近な公園が少ない。特に和光大学周辺、五反田橋付近に子どもが安心して遊べる公園の設置を急ぐ。

■公園にトイレ

⑲　百合丘第2公園、五力田見晴らし公園、白鳥諏訪公

園、栗平東公園、葉積緑地公園にトイレの設置・促進を。そのために町内会・公園ボランティアの話し合い促進をはかる。

■自然環境・緑地保全

⑳　麻生区上麻生7丁目のマンション計画地を買取し、柿生の里の緑地を守る。

㉑　麻生区の緑の保全は川崎市にとって特別の課題。開発優先ではなく緑地保全優先の行政を。緑の環境を守るために、多摩美地域ふれあいの森、市民健康の森につながるよみうりランド外周の緑、黒川地域、古沢地域、片平、柿生緑地、岡上、早野地域をはじめ保全すべき緑地を基本的に全部保全する。

㉒　「島田成長の森」の木々が成長し、うっそうとしている。「防犯上も心配」という声があることから、整備を急ぐ。

■市内農産物の価格保障

㉓　市内農産物の価格保障の充実、（その際、農産物の輸入調整もして国内農産物を守る。）農業の後継者育成の農業研修センターの設立で都市農業の将来の見える対策を講じる。

㉔　相続税対策については引き続き国に働きかけ継続を可能にする。

■防災対策

㉕　避難場所（スペースも含めて）・備蓄品の確保など防災対策の抜本的強化をはかる。

㉖　改善は進んでいるものの、防災無線の放送内容が聞き取れない地域についてはさらに改善することは急務。また広報車による広報を充実させる。

■道路・交通・鉄道

㉗　津久井道が一車線で渋滞するので。早期に2車線にし、渋滞を解消する。

㉘　津久井道の片平―古沢間に歩道橋などを設置し、安全に横断できるようにする。

㉙　麻生区の道路は狭く歩道もがたがたで、高齢者やベビーカーでは歩きにくい場所が多い。歩道の整備を行う。また歩道に高齢者のためのベンチやイスを設置する。

㉚　麻生区の道路は坂道が多く、降雪時や翌日も歩道が大変すべりやすいうえ、何日も凍った状態が続き危険である。区民の協力を得ながら融雪剤などを散布するなど具体的対策を行う。

㉛　鶴川街道の整備（黒川～真光寺までの峠道）川崎側は非常に危険であり、歩道とガードレールを早急に設置する。

㉜　岡上跨線橋に人と自転車が通行できるように側道を改善する。鶴川駅南部再開発事業との関連で、川崎市と町田市の連携を強化する。

㉝　多摩美2丁目17の17（多摩区菅仙谷4丁目1読売ランド遊園地の外周道路）のT字路に信号機を設置する。

㉞　岡上地域は飛び地であるため、町田市のタクシーを

利用することができない。陣痛時の場合など町田市のタクシーの利用を可能にする。

㉟ 年々交通量が増えてきており、上麻生４丁目の鶴亀松公園付近に大気汚染観測器を取り付ける。

㊱ はるひ野や高石２丁目、田園調布大学付近など道路の雑草の手入れをこまめに行い通行の安全確保を。

■駐輪場

㊲ 京王若葉台駅付近、鶴川駅に無料の駐輪場を設置する。

■新百合ヶ丘駅周辺の整備

㊳ 新百合丘駅周辺の交通渋滞解消のための対策を講じる。

㊴ 新百合ヶ丘駅南口のバスターミナルの地下化・立体化を含め抜本的検討を行う。

㊵ 市道麻生２号線については金程のバス通りまで拡幅を急ぐ。

■柿生駅・百合丘駅など駅周辺の整備

㊶ 柿生駅北口の道路の街灯が少なく暗い。街灯を設置する。

㊷ 柿生駅前の商店街の道幅が狭く大変危険。早急に交通安全対策を

㊸ 柿生駅北口改札口の混雑の解消を行う。特にマルエツ側、線路に沿って改札口までの混雑解消を急ぐ。

㊹ 柿生１号踏切の混雑解消を急ぐ。

㊺ 読売ランド前駅は津久井道が非常に渋滞するので、踏切でなく高架にするなど改善を図る。

㊻ 読売ランド駅前にタクシー乗り場を設置する。

㊼ 津久井道の歩道（読売ランド駅前周辺）が狭く、段差も多いためベビーカーを押しにくいので改善をする。

㊽ 小田急線の麻生区内の踏切の安全対策を行う。

㊾ 小田急線向ヶ丘遊園～新百合丘間の地下２層複々線化を急ぐ。

㊿ 新百合丘駅はじめ各駅にホームドアを設置する。

■バスの運行

(51) 虹ガ丘～新百合丘、聖マリアンナ医大～新百合丘などバスの増便、新百合丘～若葉台へのバス路線の新設をはかる

(52) 東百合丘・原店前バス停の安全の確保をーそのための抜本的対策を

■米軍ジェット機の騒音解消

(53) 米軍ジェット機の騒音が麻生区全域に広がっている。基地周辺の自治体が参加する自治体会議に川崎市も参加し、騒音対策を強化する。

■公共施設・スポーツ施設

(54) 麻生市民館の使用時間の制限が厳しい。時間の延長や終了時間の延長など利用者が使いやすいように改善する。

(55) 麻生図書館の新刊本を増やすなど魅力のあるものにする。

(56) 麻生図書館は勉強スペースが少なく予約制で高校生

は困っている。高校生も勉強できるスペースの確保を

㊼　図書館の返却ボックスを駅前に設置する。

㊽　麻生区は他の区や市に比べスポーツ施設が不足している。テニスコートの増設などスポーツ施設をふやす。

■地下鉄の延伸

㊾　横浜市営地下鉄3号線のあざみ野から新百合ヶ丘への地下鉄延伸をすすめる。